

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第4号
2002.7

目次

時々小論

実践あるのみ 国際協力部教官 山下輝年 1

研究報告

ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とその実情を中心として
在ハノイJICA長期専門家 竹内 努 ... 4

ラオスにおける法学教育 名古屋大学大学院博士課程 瀬戸裕之 ... 34

ウズベキスタン共和国の司法制度について
国際協力部教官 丸山 毅 62

ウズベキスタン共和国憲法和訳 名古屋大学教授 杉浦一孝 81

ウズベキスタン共和国司法高官による発表会記録 91

国際研修

国際民商事法研修について 国際協力部教官 山下輝年116

第5回国際民商事法研修に参加して
関西電力株式会社 辰田 淳182

～国際協力の現場から～

真心で接するということ 国際協力部専門官 中川浩徳188

～@閑話～

.....33, 115, 158, 163, 177

～ 時々小論 ～

実践あるのみ

国際協力部教官 山下 輝 年

最近、「評価」という言葉をよく耳にするようになった。研究評価、研修評価、政策評価、プロジェクト評価、ODA 評価、環境評価などのほか、学生による教授の評価、部下による上司の評価などがあり、様々な分野で何かと「評価」が話題になっているようである。国際協力部が実施している法整備支援も例外ではない。

我々の活動は、国の機関としての活動であるから「政策評価」の対象となる。また、国際協力事業団（JICA）と協力する活動では「ODA 評価」と関係する。活動の主な内容は、開発途上国の法制度に関する調査「研究」、支援対象国の法律関係者に対する「研修」運営、現地セミナー開催、現地駐在型の専門家派遣であり、これら全体が「プロジェクト」の形をとることもある。法整備支援の分野は、まさに「評価」のオンパレードである。しかし、いわゆる箱もの支援とは異なり、その評価が極めて困難であり、評価方法すら確立されたものが現在のところない。

一方で、「法整備支援を理論的に裏付ける」、「法整備支援を科学する」、「法整備支援を学問的研究の対象とする」というような論考も見受けられるようになった。これも、法整備支援の意義を探究しようというものであろうから、評価方法の確立と有機的な関連を持つことになろう。数年前まで「法整備支援」という言葉すら存在せず、関係者の間ですら様々な言葉で表されていた活動であったことを考えると、これらの傾向は、少なくとも法整備支援活動が知られてきたことの現れであり、法整備支援の言葉が定着したことだけでも、この活動に携わる者としては大いに歓迎すべきことである。

このような状況の中で、法務総合研究所では国際協力部が中心となって法整備支援活動を行っているのであるが、外部から見ると、開発途上国の法律家に対して、いわゆる本邦研修の運営だけを担当していると思われているのではないかと感じることもある。たしかに、現在、年間合計13コースもの本邦研修を運営・実施していることもあって、そのように思われるのであろう。通常のコースは1か月間であり、夏期休暇期間や年末年始を返上しても、コースが一部重複することなく運営することはできないほどであるから、なおさらそのように思われるのかもしれない。

しかし、実際には、様々な場面で貢献していると自負している。例えば、国際協力事業団（JICA）が開催する法整備支援に関する各種会合において、各国別の法整備支援に関する具体的方針や、対象国の枠を越えた横断的な法整備支援の在り方などが議論されるが、そのような場において積極的に関与している。また、①支援対象国に対する長期派遣専門家の選定、②現地セミナー講師の派遣に関する調整（主題の選定、論点の整理、日程の調整など）、③開発途上国の司法制度調査のための教官の派遣、④開発途上国の司法制度の実態に関する研究

など多岐にわたる。

このような活動を通して感じることは、まず自ら開発途上国の法律家を相手に実際に法整備支援活動を行うことの重要性である。それも1回だけではなく、できれば継続的に機会を見つけて関与することである。これは、法整備支援に限らず、どの世界でも言われる「現場が大事である」ということと同じであろう。その現場がどこにあるかという点、直接的には支援対象となっている国の現地にあることは誰でも分かる。まず、現地に行って実情を見てみることである。現地の法律家と語ることである。そうすれば、例えば最も身近なことで言うと、交通事情や郵便事情を実体験するだけで、現在の日本のように訴状の送達を郵便に頼ることができないことが理解できる。

しかし、皆がそう頻繁に現地に行けるわけではない。では、どうすればよいか。法整備支援の一形態として、本邦研修の研修生や留学生の受入れがあるが、これも一つの現場であろう。何も現地に行くことだけが現場体験ではないであろう。日本に居ながらにして彼らに接し、彼らの国の実情を聞き、そして日本の実情を理解してもらう機会を得られる。

ところが、各人がこの機会を十分に利用しているかというと、なかなかそうとは言えない。どの機関でも組織として対応しているため、また、それぞれ独自の仕事を有するため、一人で何でも担当できるものではない。しかし、このような場合に、姿勢の問題として、できるだけ一緒にいようとするかどうかによって、大きな差が出てくる。研修の場面を例にとると、アジア諸国の研修生と顔を合わせ、同じ教室に入り、彼らの講義を聴く態度を見て、また、彼らの質問内容を聞き、講師がどのように答えるかを体験し、回答に対して研修生が首を傾げていたり、意図する回答ではないが時間の都合で質問をあきらめたりすることを肌で感じ取ることができる。時には相手の居眠りを目撃したり、自分が居眠りしているところを見られ、講義中に目が合っただけでほほえんだり、そして休憩中には雑談をし、相手の国の挨拶の言葉を一つでも話してみるとよい。そうすることによって、今まで見えなかったこと、考えもつかなかったことが次第に分かる。さらに、たまには買い物にも付き合い、休日には一緒に行動することもいいであろう。時を共有するということは、空気や雰囲気も共有することであり、相互の考え方を共有するということでもあるから、自分の血となり肉となることは疑いない。

実は、この効果は絶大である。これが今後の研修運営、法整備支援活動に還元されて役立つことも間違いない。時を共有すれば、そしてそれが長ければ長いほど、また心から付き合い合えば付き合い合うほど、何年経っても、また遠く離れていても、こちらは相手を覚えているし、相手も覚えていてくれ、「時を共有すれば時空を超えられる」ということを実感する。

それにしても、現在の形の法整備支援は、1996年の武藤司郎弁護士のヴェトナム司法省への派遣が始まりであり、それも実験的なものであった。1999年になると、ヴェトナムに対する法整備支援は第2期に入り、カンボディアに対する民法・民事訴訟法の起草支援が開

始された。その活動が本格化したのは2000年である。このようにしてみると、本格化してから3年である。これを「もう3年」と考えるか、「まだ3年」と考えるかによって違いがあるであろうが、まだまだ実践を積み重ねていく時期であろうと考えている。個人的な感覚としては、法整備支援の評価方法を確立することも、理論的裏付けをすることも重要であろうが、それも実践の中から出て、実践の中に返っていくものでなければならない。実践という基礎を失った頭の中だけの理論では説得力が乏しいであろう。

法務総合研究所は、先に述べたような活動を続けているため、法整備支援の全体像が見渡せる位置にあり、これが今後における法整備支援の方向性を見いだしていく上でも役立つと信じている。

【研究報告】

平成14年 5 月10日

ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とその実情を中心として

日越法整備支援プロジェクト

在ハノイ JICA 長期派遣専門家 竹 内 努

目 次

第1	はじめに	3
第2	ベトナムにおける紛争解決制度の概要	3
1	裁判所	3
2	仲裁	5
3	外国仲裁及び外国判決	5
4	和解	6
第3	ベトナムにおける法規範及び民事執行の法的根拠	6
1	ベトナムにおける法規範の形式	6
2	民事執行の法的根拠	7
第4	ベトナムにおける判決執行の実情及びその手続	11
1	執行の対象となる判決・決定	11
2	判決執行の実情	11
3	執行手続	12
(1)	執行機関	12
(2)	執行手続の開始	13
(3)	執行費用	14
(4)	執行申立てと時効	14
(5)	執行のための保全処分	15
(a)	判決前の保全処分	15
(b)	執行決定後の保全処分	16
(6)	財産の調査	16

＊ 本研究報告は、2000年10月から本年7月まで JICA 長期派遣専門家としてヴィエトナムに派遣されていた竹内努氏（現東京高等裁判所職務代行判事補）によるものである。

本報告は、本誌第3号に掲載した「ヴィエトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について」及び「ヴィエトナムにおける外国判決の承認及び執行制度について」に引き続き、同氏の在任期間中の丹念な調査に基づき作成されたものであり、ヴィエトナムでの経済活動等に不可欠な、民事手続の実情を詳細に報告するものである。

(7) 強制執行	17
(a) 財産の差押え	17
(b) 収入からの控除	18
(c) 第三者が占有する財産からの執行	19
(8) 競売による換価	19
(a) 価額の決定	19
(b) 競売の実施	20
(c) 買戻権	21
(d) 競売の不成功	21
(e) 競売の問題点	21
(9) 配当	22
(10) 執行手続の延期及び停止	23
(a) 執行手続の延期	23
(b) 執行手続の暫定的停止	24
(c) 執行手続の停止	24
第5 まとめ～ベトナムで法的紛争を解決する場合の留意点	24
1 法制度に関する留意点	24
(1) 体系性の欠如	24
(2) 規範間の矛盾抵触	24
(3) 下位法規制定の時間的ギャップ	25
(4) 法規範の非公開	25
(5) 制度自体の未整備	25
2 紛争解決手続の選択に関する留意点	25
(1) 仲裁を利用する場合	26
(2) 裁判所を利用する場合	26
(3) 外国仲裁又は外国裁判所を利用する場合	26
3 判決を執行する際の留意点	27
(1) 執行機関の構造的な問題点	27
(2) 執行官の問題点	28
(3) 執行制度の問題点	28

第1 はじめに

本レポートは、ベトナムにおける民事執行についてその制度と現状を明らかにすることを通じ、ベトナムにおける法的紛争の解決手続全体について考察を試みるものである。市場経済は、自由な活動と公正かつ透明なルールを前提としており、そのために、法制度の整備のみならず、公正に紛争を解決するための司法制度の整備が必須の課題となる。民事執行は、紛争解決の最終地点に位置付けられる制度であるが、それ故に重みを持っており、民事執行制度が効率的に運営されなければ、効果的な紛争解決は不可能である。いかに裁判所制度が整って、迅速に裁判所の判決を得ても、あるいは良い仲裁判断を得ても、それが執行されなければ、最終的に債権回収をして債権者の満足を得ることはできない。ベトナムに投資する日本企業にとって、法制度全体に関心があることはもちろんであろうが、紛争をどのように解決すれば効果的なのか予測ができないと、その活動は萎縮し、投資の魅力も大きく減退してしまうものと思われる。そこで、本レポートにおいては、民事執行制度の現状と問題点を通じて、ベトナムにおける法的紛争の解決にどのような問題点が存在しているのか、どのような点に留意して法的紛争を解決すればよいのかについて考えてみたい。

なお、本レポートにおいて「民事執行」という用語は、民事裁判所のみならず、経済、労働及び刑事（付帯私訴の部分）の各裁判所の判決（決定、和解等、執行し得る裁判所の判断を含む。）の執行、ベトナム裁判所において執行決定を経た外国判決（決定）及び外国仲裁判断の執行を含む概念である。

第2 ベトナムにおける紛争解決制度の概要

民事執行は紛争解決制度の最終地点であるから、民事執行制度を分析する前には、ベトナムにおける紛争解決制度の概要を明らかにしておく必要がある。まず、国家による紛争解決制度として代表的なものは裁判所である。

1 裁判所

ベトナムの裁判所は、県級裁判所¹、省級裁判所²及び最高人民裁判所³から構成されており、裁判所の組織や審級管轄に関しては「人民裁判所組織法」に定められている⁴。裁判所の事物管轄は、民事、刑事、経済、労働及び行政の5管轄に分類されており、訴訟手続については各手続法令（「民事事件解決手続法令」「経済事件解決手続法令」等）に定められている。ベトナムの審級制は二審制であり、県級裁判所が一審判決をした場合

1 全国の県（省及び直轄市の下の行政組織）に各1設置されており、全国で620存在する。我が国の簡易裁判所に相当する。

2 全国の省及び直轄市に各1設置されており、全国で61ある。我が国の地方裁判所に相当する。

3 ハノイに設置されており、ホーチミン及びダナンに上訴部が設置されている。

4 従前、県級裁判所及び省級裁判所は司法省の管轄下にあったが、2002年4月の人民裁判所組織法の改正により、同年10月から最高人民裁判所の管轄下に置かれることとなった。

には、省級裁判所が上訴審を担当し、省級裁判所が第一審を担当した場合には、最高人民裁判所が上訴審を担当する。日本の場合、裁判所は「一切の法律上の争訟を裁判」となっているとされている（裁判所法3条）が、ベトナムの場合には、裁判所が管轄する紛争の種類が限定列挙されている点が特徴的である（「民事事件解決手続法令」10条⁵、「経済事件解決手続法令」12条⁶等）。なお、事物管轄について付言すれば、民事事件については、県級裁判所が一般的管轄権を有し、省級裁判所は、①当事者の一方が外国人であるか、外国に居住するベトナム人であるとき、②紛争が知的財産権に関与するとき、③県級裁判所の管轄に属する事件について、省級裁判所が審理する旨を決定したとき、にそれぞれ管轄を有する。また、経済事件については、省級裁判所が一般的管轄権を有し、県級裁判所は、当事者が外国人でない事件のうち、係争額が5000万ドン以下の事件について管轄を有するとされている。

ベトナムの裁判所は、審級制度はしっかりしているが、①現在のところ、裁判官の質の問題を抱えており、特に経済事件については裁判官の理解度が低い事例も多く、また、外国企業に対してベトナム企業を一方的に擁護しようとする態度もなくはない、②民事事件、経済事件について当事者が判決に納得していても、検察院等の監察機関が抗議の申立てをすると手続が再開し、解決が遅延してしまう、③特に民事事件と経済事件について管轄の争いが生じ、裁判所をたらい回しにされる結果となることがある、④裁判所に法規の解釈権がない⁷ため、手続や法の適用が杓子定規にならざるを得ず、省庁による法解釈のガイドラインが発出されないと、法の適用自体が滞ってしまうなどの問題点を指摘することができる。

5 「民事事件解決手続法令」10条は、民事裁判所の管轄の一つとして、「所有権、契約及び契約外の損害賠償責任に関する紛争並びに市民間、市民及び法人間、法人間の民事法に定められた権利義務を巡る紛争」を定めている。一方、「経済事件解決手続法令」12条は、経済裁判所の管轄として、「①法人間並びに法人及び営業登録した個人間の経済契約から生じた紛争、②法人及びその構成員間の紛争並びに法人の構成員間の設立、運営及び解散を巡る紛争、③証券、株式及び社債に関する紛争、④その他法で定める紛争」としている。要するに、民事裁判所は民事契約、経済裁判所は経済契約について管轄を有することとなるが、脚注6のとおり、民事契約と経済契約との関係が明確でないために管轄に疑義を生じる場合があるのである。

6 経済契約とは、法人間ないし法人と営業登録した個人との間の契約であって、生産、商品の売買、サービスの提供等商事の本質を有する契約と定義されている（経済契約法令1条及び2条）。この経済契約と、商法に基づく商事契約、民法に基づく民事契約との関係は、非常に複雑で理解が困難である。一応の理解としては、①商法に基づく契約（商法45条に規定される14種類の商事行為に関する契約）は、法人、個人等で営業登録した者のなす契約であるとされている（商法5条1項、6項）から、原則として商法に基づく契約は経済契約と考えられる、②民法に基づく契約であっても、当事者の一方又は双方が法人（ないし営業登録した個人）であるため商事性を帯びるものについては、経済契約に含まれるものと考えられる（その他、商法にも民法にも該当しないが、経済契約とみられる契約も存在する可能性がある。）。

7 1992年憲法上、国会常務委員会が有するとされている（91条3項）。

2 仲裁

ベトナム国内には、いくつかの仲裁センターが設立されている。国内仲裁センターは、ベトナム企業同士の経済契約から生じた紛争について仲裁を行う仲裁センターであり、「経済仲裁の組織と運営に関する政令」（1994年）に基づいて設立されている。また、国際仲裁センターは、1993年の首相決定に基づいてベトナム商工会議所の附属機関として設立された。国際仲裁センターは、当事者の双方又は一方が外国人又は外国法人でなければならないとされていた（したがって合弁企業、100%外資企業は同センターに仲裁を付託できなかった。）が、1996年の首相決定により国内仲裁についても管轄を持つこととなっている。仲裁は、その専門性、迅速性、守秘性及び手続の機動性等において裁判所に勝ると言われているが、ベトナム現行法の下での仲裁は、①管轄する紛争が経済契約に起因するものに限られ非常に狭い上、②国内仲裁判断の執行が「民事判決執行法令」に規定されていないため、仲裁判断の執行は出来ない（債権者は、任意の履行がなされない場合、裁判所に訴訟を提起して再度審理を経なければならない。）と考えられている点で、重大な欠陥を有する。仲裁については現在法令案を起草中であり、2002年中には施行が見込まれる。

3 外国仲裁及び外国判決

ベトナム国外において仲裁もしくは裁判所の手続を経てその判断ないし判決等を得た場合、被告となったベトナム企業の資産がベトナム国内に存在する場合には、当該仲裁判断又は外国裁判所の判決をベトナム国内において執行することが必要となる。ベトナムは、外国においてなされた仲裁判断の執行については、多国間条約である「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟するとともに、国内法として「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」を整備し、外国裁判所判決の執行については、「外国判決の承認及び執行に関する法令」を制定している。右各法規によれば、諸外国の法制同様、外国仲裁判断及び外国裁判所の判決は、ベトナムの裁判所において承認及び執行決定（ベトナム国内において効力を認める決定と理解してよい。）を経た後でなければ、ベトナム国内で執行することはできない。右承認及び執行決定を経れば、民事判決と同様の手続でベトナム国内における執行が可能であるが、以下の諸点に注意すべきである。①ベトナム国内において執行の対象となる外国仲裁判断は、ベトナム法により「商事」に関するものに限られること⁸、②一方、ベトナム国内において執行の対象となる外国裁判所の判決は、ベトナム法により「民事」に関するものに限られること（したがって、当事者が営利法人の場合には、ベトナム経済契約法令の適用があることから、「民事」判決とはいえない。）、③仲裁合意の有効性に関して、特にベトナム企業側の代表権限が非常に厳しく審査され、仲裁合意が無効であったと判断さ

8 実務上、「商事」と考えられるためには、ベトナム商法45条に規定される14種類の商行為に当たらないとされている。同条に定める商行為は、物品の売買行為の形態を規定したもので、例えば建設請負契約はその範疇に含まれないなど、その範囲は非常に狭い。

れる事例が多いこと（ベトナム企業擁護の発想であろう。）、④外国裁判所の判決に関しては、日本とベトナムとの間には相互の判決の承認及び執行について規定した二国間条約が締結されていないことから、日本の裁判所の判決はベトナム国内では執行できないこと、そのため、相互主義の要件を欠き、ベトナム裁判所の判決も日本国内では執行できないこと（我が国民事訴訟法118条4号）。

4 和解

訴訟上の和解手続と和解組による和解手続がある。「民事事件解決手続法令」及び「経済事件解決手続法令」とともに訴訟上の和解手続について定めている。ベトナムにおける訴訟上の和解は、裁判官のみによって裁判所の構内で行われ、原則として人民参審員は立会しない。民事事件においても経済事件においても、原則として審理（法廷での手続）に入るためには和解手続を経なければならないという和解前置主義が採用されている^{9・10}。和解手続を経ても和解に達しない場合には、審理手続に移行する。一方、当事者間に和解が成立した場合には、裁判所は和解調書を作成する。この和解調書に対して、15日以内（民事事件の場合。経済事件については規定なし。）に当事者が和解内容を変更する申立てをしない場合には、裁判所は当該和解の認可決定をすることとなる（当事者が和解内容を変更するか、検察院等が和解に関して抗議の申立てをした場合には、判決手続に移行する。）。和解認可決定は、裁判所の確定した決定として、民事判決執行法令の手続に従って執行することができる。

和解組は、ベトナムにおける「草の根の紛争解決機関」として位置付けられている、いわば部落の紛争解決組織である。村単位、居住地域単位で数名の和解組員が選挙で任命され、市民の生活から生じる近隣紛争、家族関係から生じる紛争などを解決する役割を担っている。和解組による和解は、当事者の申立てによるほか、和解組の職権によっても開始することができる。この手続により和解が成立したときでも、当事者の任意の履行に依存するほかはなく、強制執行をすることはできない。

第3 ベトナムにおける法規範及び民事執行の法的根拠

1 ベトナムにおける法規範の形式

ベトナムには、数多くの法形式が存在している。したがって、ベトナム法制度を理解するには、まず法形式について理解しておくことが必要であるので、簡単に紹介したい。この点については、1997年に施行された「法規範文書制定法」が規定している。同法によれば、ベトナムにおいて法規範を制定できる主体には、①国会、②国会常務委員会、③国家主席、④政府、首相、各大臣、最高人民裁判所、最高人民検察院があり（③以降

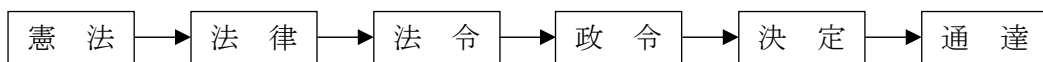
9 ただし、民事事件において、違法な取引から発生した紛争や違法な婚姻の取消事件等、一定の事件は和解適格から除外されている（民事事件解決手続法令43条）。

10 ある弁護士の話によれば、実務上、審理に入る前には3回の和解期日を設定しなければならず、和解の見込みもないのにただ期日ばかりが無駄に繰り返される事件もあるという。

は、国会及び常務委員会の制定した法規範の施行のための文書とされる。また、これらの機関が共同で法規範を制定する場合もある。）、更に地方において⑤人民評議会及び⑥人民委員会の制定する法規範がある。

これらの主体が制定する法規範のうち主要な形式は、①国会の制定する「憲法」(hien phap 現行憲法は1992年に制定され、2002年に一部改正された。)及び「法律」(phap luat)、②国会常務委員会の「法令」(phap lenh. 英訳は Ordinance)、③政府の「議定」(ngghi dinh. 通常、「政令」と呼ばれる。英訳は Decree)、首相の「決定」(quyet dinh. 英訳は Decision)、各大臣の「通達」(thong tu 英訳は Circular。国家機関が共同で発出する場合は共同通達 (Joint Circular) という。)などである。

これらの関係を簡単に図示すれば、以下のようになる。



ベトナムの法規範は、ドイモイ以降急激にその数を増加させており、現在では地方の法規範を含めると30万を超えていると言われている。したがって、法規範の数自体は十分すぎるほどであるが、目の必要性から急遽制定される法規範も多く体系性に乏しい上、未だ欠缺している法分野も多い外、数多くの問題点を残している。①法律、法令の制定は、国会が各年毎に立法計画を策定して行うが、一つの法律案の審議に時間がかかりすぎ、毎年各10前後の法律及び法令のみしか制定されず、ニーズに追いつかない。②法律、法令は制度の枠組のみを定めるという意識が強いため、法律が制定されても制度が動かず、通達等の下位規範（ガイドライン）の制定があるまで実質的に制度の運用がされない。③加えて、下位規範の制定は、法律が制定されてから開始されるため、制度の運用までかなりの長期間を要する。④省庁間の縦割り意識が強い上、我が国内閣法制局のような調整機関がないため、同位の法規範あるいは上下位の法規範の間で矛盾抵触を生じることが多い。⑤法規範相互の関係について「法規範文書法」の規定はあるものの、法の体系性の意識に乏しいため、実際の適用の場面では、上下位の法規範間に矛盾抵触があっても、上位の法が優先するという結果にならないことがある。⑥国家機関の定める法規範は、官報に掲載して公開することとなっているが、すべての法規範が公開されるものではない上、制度の運用に重要な下位規範ほど公開されない可能性が高い。

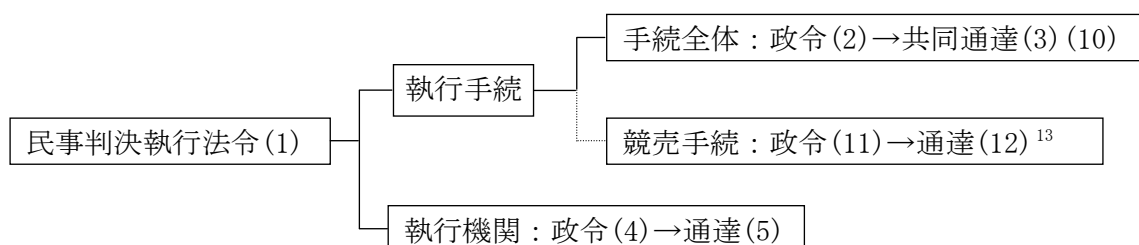
2 民事執行の法的根拠

民事執行に関して、最も基本的な法は、1993年4月17日に施行された「民事判決執行に関する法令」(以下単に「法令」ともいう。)である。この法令は、執行対象、執行官の資格及び権限及び執行手続の概略等について定めている。その他、民事執行手続ないし執行官の権限等に関して、以下のとおり3つの政令と8つの通達(ないし共同通達)が制定されている。

- (1) 「民事判決の執行に関する法令」(1993年4月17日)

- (2) 「民事判決の執行手続に関する政令69号」(1993年10月18日。以下「政令69号」)
- (3) 「『民事判決の執行に関する法令』の適用指針に関する共同通達」(1993年9月21日。司法省、内務省及び最高人民検察院)
- (4) 「民事判決執行機関の組織、責務及び権限に関する政令30号」(1993年6月2日)
- (5) 「民事判決執行機関及び運営の指針に関する通達67号」(1996年7月5日。司法省)
- (6) 「民事判決執行の保護に関する共同通達02号」(1993年9月17日。司法省、内務省及び最高人民検察院¹¹⁾)
- (7) 「民事判決の執行を確保するための企業財産の差押えに関する共同通達119号」(1997年6月4日。司法省及び財務省。以下「共同通達119号」)
- (8) 「コミュニケーションレベルの人民委員会への事件の移送に関する通達05号」(2002年2月27日。司法省¹²⁾)
- (9) 「財産に関する判決とその執行の指針に関する共同通達01号」(1997年6月19日。最高人民裁判所、最高人民検察院、司法省及び財務省)
- (10) 「民事判決執行の指針に関する共同通達12号」(2001年2月26日。司法省、最高人民検察院。以下「共同通達12号」)
- (11) 「財産の競売に関する政令86号」(1996年12月19日。以下「政令86号」)
- (12) 「『政令86号』の施行に伴う競売規制の適用に関する通達」(1997年4月7日。司法省)

これら法規範のうち重要なものについて体系的な位置付けを示すと以下のようになる。



一方、外国判決の承認及び執行手続に関しては、「外国判決の承認及び執行に関する法令」(1993年4月17日)及び「外国判決の承認及び執行に関する法令」の規定を施行するための共同通達」(1993年7月24日)が、外国仲裁判断の承認及び執行手続については、ベトナムは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(いわゆる「ニューヨーク条約」)に加盟している(1995年12月11日より効力を生じている。)ほか、国内法として「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」(1995年9月14日)が、それぞれ制定されている。

前述のとおり、外国判決の場合も外国仲裁判断の場合も、最終的には法令に基づいて

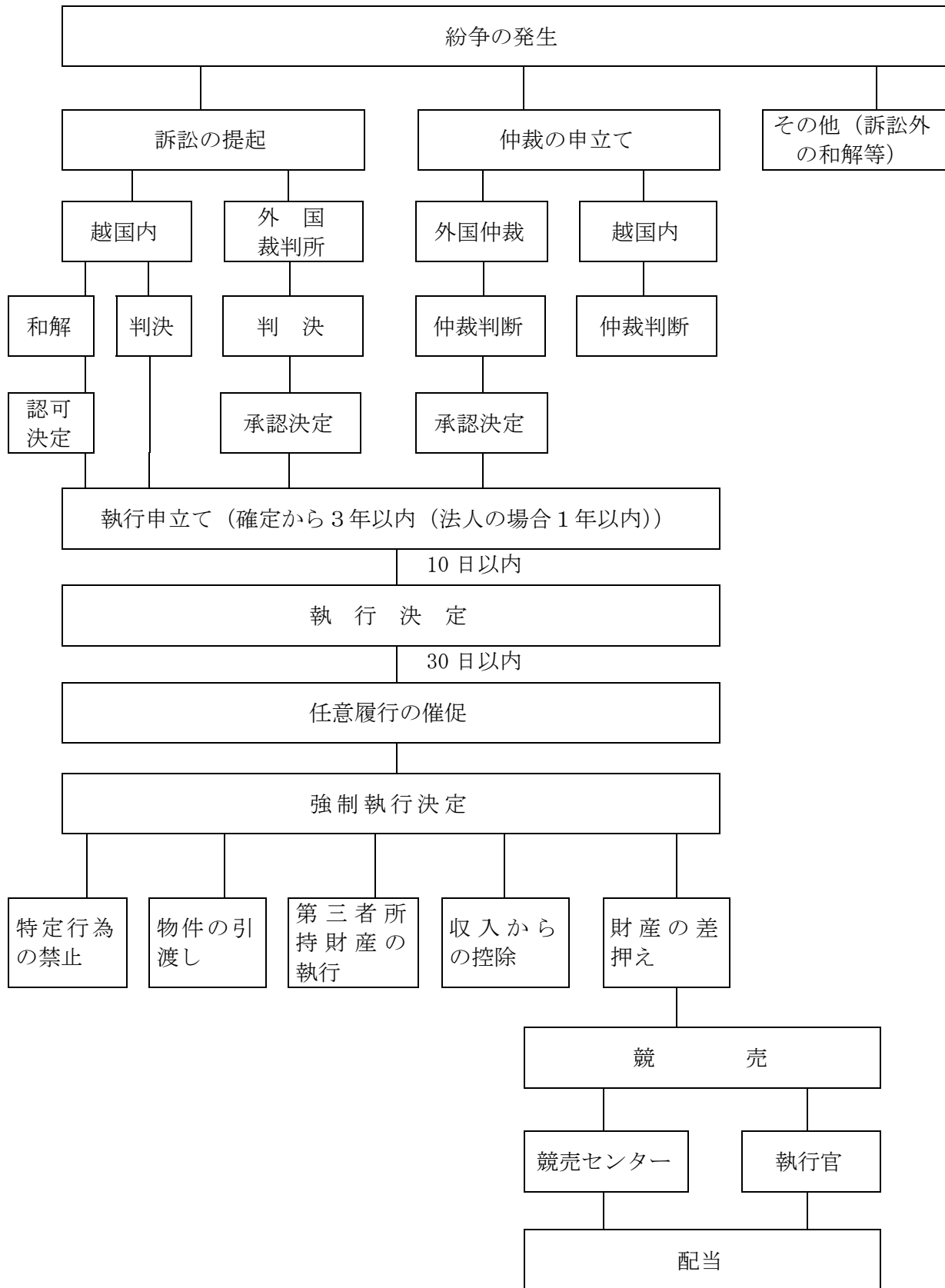
11 判決執行について公安や人民委員会の補助を受け得る場合等について規定するもの。

12 債権額が50万ドン以下の執行事件については人民委員会に移送する旨を規定するもの。

13 競売に関する政令86号と判決執行手続との関係については、後述のとおり争いがあるため、関係を破線で示す。

執行がされるので、以下、主として「民事判決の執行に関する法令」に基づく執行手続を概観したい。なお、民事判決の執行を中心としてベトナムにおける紛争解決の概念図を示すと、おおよそ次ページの図のようになるものと思われる。

ベトナムにおける紛争解決の流れ



第4 ベトナムにおける判決執行の実情及びその手続

1 執行の対象となる判決・決定

執行の対象となる判決は、「民事、婚姻、家事及び労働事件に関する判決、及び刑事事件の判決のうち財産に関する部分の判断、その他法で規定する判決」（1条¹⁴）であって、①一審かつ最終審の判決、②一審判決で、上訴されず確定した判決、③上訴審の判決、④監督審及び再審判決、⑤ベトナム裁判所が執行を認めた外国裁判所の判決である（3条）。これらの判決については、判決をした裁判所において、判決書上に「確定判決」（effective judgment）の印判を押捺して、確定判決であることを明らかにすることとなっている。一方、確定前の判決であっても、養育費の支払、賃金の支払、再雇用、生命及び健康被害に対する損害賠償の支払をそれぞれ命じる判決については、上訴の有無に関わらず執行することができ、執行財産を保全するための緊急暫定決定（民事事件解決手続法令41条、経済事件解決手続法令41条）も即時に執行することができる。

2 判決執行の実情

執行関係の統計資料は公開されていない。聞き取り調査によると、2001年のベトナム全土での執行事件の数は、447,375件であり、うち286,616件が執行可能な判決であり、160,375件が執行することの不可能な判決であった。執行可能な判決中、257,660件（89.8%）について執行に着手し、うち174,217件（60.7%）については執行が完了したとのことである。執行に要する時間について正確な統計はないが、聞き取り調査によれば、最も短くとも執行開始から終了までに3か月はかかるとのことである。

ハノイについてはやや詳細な統計があり、次ページの表のとおりである。最近2年間の執行事件数はほぼ1万6000件程度であり、うち最も多いのは刑事事件判決中の財産に関する判決（賠償金の支払、被害物の弁償等）の執行であり、一方、民事事件や経済事件判決の執行は数としてはそれほど多くない。刑事事件判決中の財産に関する判決の執行が多いのは、一つには貸金不払等の債務不履行が刑事事件として立件され、刑事判決中において右債務額の支払を命じられるためであると推測される。執行事件中、4000ないし5000件は執行が不可能な事件であり、そのほとんどは債務者が執行可能な財産を有しないことが理由となっている。

14 経済事件については、経済事件解決手続法令88条が、「経済紛争に関する裁判所の判決又は決定は、民事判決の執行に関する法令にしたがってこれを執行する。」旨を定めており、「その他法で規定する判決」として、民事執行の手続にしたがって執行することができる。

【ハノイにおける執行事件の実情】

	執行事件数	執行可能な事件数	執行不可能な事件数
2000年	16,234件 うち刑事 6,136件 民事, 経済, 労働 1,549件 婚姻, 家族 3,095件	12,030件 うち執行した事件 8,928件 (74.2%)	3,988件 うち債務者に財産 のない事件 3,128件
2001年	16,370件 うち刑事10,253件 民事, 経済, 労働 3,013件 婚姻, 家族 3,104件	11,064件 うち執行した事件 7,831件 (70.8%)	5,169件 うち債務者に財産 のない事件 4,283件

3 執行手続

(1) 執行機関

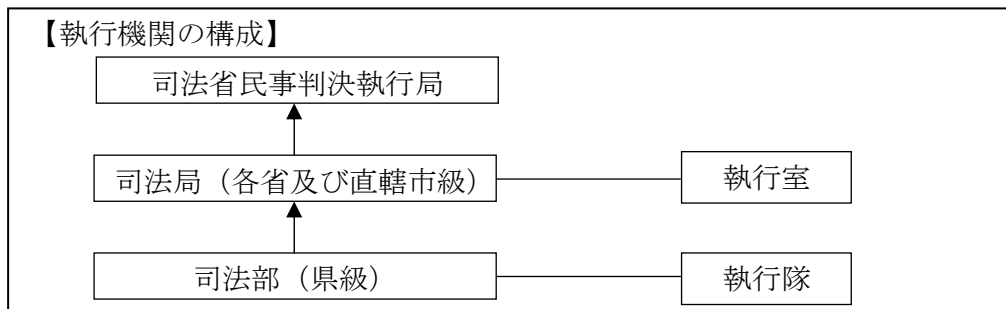
執行手続は、債権者が執行機関に執行の申立てをすることにより開始する¹⁵。

執行機関は、司法省（担当局は、民事判決執行局）を中央官庁として、以下のように構成されている。すなわち、省級司法局に執行室が設置され、この執行室が実際の判決執行手続を行うこととなるが、県級司法部にも執行隊が設置されており、県級裁判所の判決の執行や執行室から委託された判決の執行を担当することとなっている。右執行室及び執行隊には執行官（enforcement officers）が配属されている。執行官は司法省が任命するが、その資格は、省級執行官か県級執行官かで多少異なり、省級執行官には、法学士を有していることのほか、少なくとも3年間法律職の経験があることなどの要求がある。現在、執行官は、ベトナム全国で1703名任命されている（1999年末現在）。

ベトナムでは、執行機関の構造的な理由により執行が滞ることがある。すなわち、司法省は、当該民事判決の執行が他の省庁の権益を侵す場合、あるいは債務者が他の省庁の経営する企業である場合には執行を躊躇するし、債務者が共産党の経営する企業の場合にも執行が遅れたり、停止したりすることがある。また、地方の司法局及び司法部は、ともに人民委員会の管理下にあることから、人民委員会の経営する企業が債務者である場合には、これに対する執行は非常に困難となる（当該企業の財産に対して執行することは、当該地方の歳入に直接に影響する。）。さらに、執行機関が裁判

15 執行機関は、国家財産の返却を命じる判決あるいは国家財産に対する損害の賠償を命じる判決については、職権で執行手続を開始することができる。また、緊急暫定決定に基づく執行も職権で開始できることとなっている。

所の組織の一部となっていないために、裁判所と執行機関との間で判決の解釈に齟齬を生じ、あるいは業務の連携がうまくいかないなどの支障が出る場合もある。



(2) 執行手続の開始

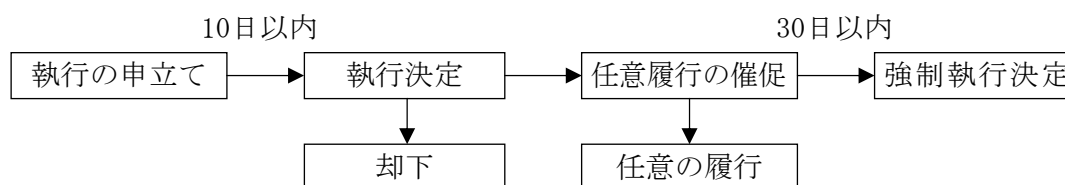
ベトナムにおいて判決の執行をするには、判決を取得した後、判決の確定から3年以内（法人の場合1年以内）に執行機関に執行の申立てをして、執行決定を経なければならない。執行決定後、執行官はまず債務者に任意の履行を促す手続をとり、その後強制執行の手続が行われることとなる。

執行の申立ては、債務者の住所地、勤務地あるいは執行対象財産の所在地¹⁶の執行室ないし執行隊¹⁷に対して、①各執行室ないし執行隊の定める定型の執行申立書、②執行対象となる判決の写し（確定判決の場合その旨の押捺のあるもの）を提出して行う（政令69号6条）。申立てを受けた執行室ないし執行隊は、申立受領から10日以内に、執行決定（enforcement decision）をしなければならない。執行決定は、当事者、利害関係人及び検察院に送付される。執行決定が発令された場合、担当執行官は債務者に対し、30日を超えない期間を定めて当該債務の任意の履行を促さなければならない¹⁸とされており、右期間が満了しても債務者が当該債務を履行しない場合には、執行官は強制執行決定をし、当該決定を関係当事者に送達して、強制執行手続が開始することとなる。以上を図示すると以下のとおりである。

16 判決に表示された債務者が複数で、かつ異なる住所地を有するか、財産所在地が異なる場合、債権者は、それぞれ管轄を有する執行機関に、管轄部分についての申立てをしなければならない（政令69号3条）。

17 執行室と執行隊の決定権限は、以下のように区分されている。すなわち、執行室は、①省級裁判所の一審判決、②県級裁判所の判決のうち、その執行の複雑性のため執行室が取り上げた事件、③最高人民裁判所の判決のうち、その執行について執行室に移送された事件、④他の執行機関から執行を委託された事件。また、執行隊は、①県級裁判所の判決、②省級裁判所の上訴審判決、③省級裁判所の判決及び最高人民裁判所の判決のうち、執行室からその執行を委託された事件、④他の執行室又は執行隊から執行を委託された事件、⑤軍の執行機関から委託された、刑事判決の付帯私訴部分の執行事件（政令69号1条）。

18 任意の履行の催促は、債務者を執行機関に呼び出して行うが、債務者が出頭を拒否したり、呼出通知を受領していないなどと主張する例もある。その場合、執行機関は、真に通知を受領していない場合を懸念し、強制執行手続への移行をしない場合が多い。



なお、執行手続に関しては、債権者及び債務者の間で①判決の全部又は一部について不執行の合意をすること、②執行の時期、場所又は方法について合意すること、がそれぞれ認められている。当事者が右合意をした場合には、執行官はその旨の調書を作成し、当該合意に従った手続を進めることとなる。

(3) 執行費用

法令23条は、執行費用は債務者の負担とする旨を定めている。したがって、債権者としては執行申立ての際に執行費用を予納する必要はないが、実務上、様々な支払を要求される場合がある。ベトナムの制度上、執行官の裁量事項とされている手続は多く、したがって、債権者としては執行官と良好な関係を維持する必要もあることから、執行官がコミッションの支払や執行手続に要する諸費用（法規に定められている費用と非公式な費用がある。）の支払を債権者に要求するが多い。こうした支払要求のうちの一部は贈収賄に該当する場合もあり、注意が必要である。

(4) 執行申立てと時効

執行申立てについては、時効に注意する必要がある。民事事件解決手続法令21条は、民事執行申立てについて時効期間を定めている。右規定によれば、申立てについて客観的な障碍のない限り、債権者が個人の場合には、判決の確定の日から3年、債権者が法人の場合には同日から1年以内に執行の申立てをしなければならない。①債権者が過失なくして判決書を入手できなかった場合、②執行債権者が、管轄地域から業務上の理由ないし健康上の理由その他客観的な理由により不在であった場合、もしくは債権者が相続人なくして死亡した場合、③天災もしくは火災の場合、④執行機関の過失の場合は、客観的な障碍に当たるとされている。3年（もしくは1年）の期間を超えて申立てをしようとする債権者は、客観的な障碍により期間の遵守ができなかったことを示す資料を提出しなければならない。

執行申立てをしないまま時効期間が満了した場合、「当該判決は、執行力を喪失する。」（民事事件解決手続法令21条）。時効期間満了により、当該判決の執行ができなくなることは明らかであるが、当該判決に表示されている実体法上の請求権まで時効により消滅するのかは明確ではない。ベトナムではもともと、民法など実体法においても時効期間の多くは提訴時効として定められており、手続法上の時効と実体権の時効との区別が明確ではないという法制上の特徴があり、民事執行の場面においても同様である。この問題は、例えば執行申立ての時効期間経過後、再度同じ請求権について判決を得て執行することができるのか、債権者は、債務者に任意の履行を請求することができるのか、などの権利関係に影響することが予想される。調査を依頼した法律

事務所では、この時効を手続法上の時効として理解しているようであったが、①同一の請求権について裁判所に判断を求めても、既に判決済みであるとして棄却される可能性が大きい（既判力の効果というものではないようであるが）、②債権者は、債務者に対して任意の履行は請求することができるであろう、とのことであった。いずれにしても取扱い是不明確であり、債権者としては常に執行申立ての時効期間には注意しておく必要がある。

なお、この時効期間の起算点について、共同通達12号が更に詳細に規定している。それによれば、①判決の一部について上訴ないし抗議のあった場合、その一部と残余の部分の権利関係を切り離すことができるときは、上訴されなかった残余の部分については、その確定の日から時効期間を起算する、②確定前に執行することができる判決についても、時効期間についてはその確定の日から起算する、③判決上、特定の日には債務の履行を命じている場合には、時効期間はその特定の日から起算する、④判決上、定期債務の履行を命じている場合には、時効期間はそれぞれの期限の到来時から起算する。

(5) 執行のための保全処分

(a) 判決前の保全処分

判決前に債務者の資産が散逸、消滅することを防止するため、民事事件解決手続法令及び経済事件解決手続法令では、一定の限度で保全処分の制度を設けている。なお、我が国民事保全制度のように、提訴前に保全処分をすることは認められていない。

民事事件解決手続法令では、①扶助料仮払い、労働者に対する賃金仮払い命令、②係争資産に対する目録の作成、③係争物件の譲渡の禁止、④係争物件の保管、⑤債務者に対する一定行為の強制又は禁止を、裁判所の職権又は検察院の要請により行うことができるとしている（41条）。一方、経済事件解決手続法令では、①係争物件又は銀行口座の差押え、②債務者に対する一定行為の禁止、③収穫物の取り立て、関係製品の保管、④損傷、腐敗の見込まれる物件の売却を、裁判所の職権又は当事者、検察院の要請によって行うことができるとしている（42条）。これらの手続法令は、決定権限を裁判所に委ねているものの、保全処分に関する決定については、当事者は上訴審に不服を申し立てることができる。なお、保全処分は直ちに執行力を有し、債権者は執行の申立てを経てこれを執行することができる。

このように、各法令は、保全処分として、係争物件の目録の作成、係争物件の譲渡の禁止等、財産の散逸防止の措置を定めているが、実務上、裁判所は審理手続の前に財産の差押をすることに極めて消極的であるため、保全処分の制度は機能していないのが実情である。債権者は、債務者が保全命令に違反して係争物件を譲渡するなどした場合には、裁判所等に当該譲渡の取消を申し立てることができる（一種の詐害行為取消権か。）が、登録制度の不備等の理由により、この取消権を行使することは困難である。

(b) 執行決定後の保全処分

法令22条2項は、債務者が執行対象財産を他に譲渡ないし損壊するおそれのあるときは、執行官は、任意の履行勧告期間中であっても、当該財産を直ちに差し押さえることができる旨規定している。ただし、法文上、この保全処分は執行官の裁量により行うこととなっている。そのため、この保全処分を行うか否か、いつ行うか等について執行官による権限濫用の危険が存在する。執行官が債務者と結託すれば、任意履行の期間中に債務者が財産を隠匿ないし処分してしまうことが可能となってしまう。

(6) 財産の調査

実務上、執行決定をした執行官は、債務者の財産調査を行うこととなっている。この目的は、債務者が債務を履行するのに十分な財産を有しているかを調査することにある。仮に、債務者が十分な財産を有していない場合には、債権者の申立てが却下(返却)されたり、手続が停止される(27条)。共同通達12号によれば、以下の場合には、債務者は財産を有していないとされる。①債務者が、いかなる財産も有せず、収入もない場合、②債務者が低価値の財産しか有していない場合、③調査によれば財産はあるものの、競売でも買い手がつかず、かつ債務者が他に価値ある資産を有しない場合、④債務者が、差押禁止財産もしくは、係争中の財産(分割前の遺産、分割前の共有財産及び権利関係について係争中の財産等)しか有せず、かつ、係争中の財産について、執行機関が債権者や利害関係人に対して訴訟の提起を促したにも関わらず、右措置が取られず、もしくは裁判所が未だ判断を示さない場合¹⁹。

債務者が十分な財産を有していないと判断した場合、執行官は、執行決定から2か月以内に、債務者の財産の状態について記載した書面を作成しなければならない。

こうした執行官による財産調査の詳細は、法規に規定がないことから、執行官が独自の判断で行っており、問題を生じている。すなわち、債権者は、執行官の調査の手続や内容について知らされないため、執行官の調査が適切に行われたのか否かについて確認する手段がない。これは汚職の温床ともなっており、債務者が執行官に賄賂を提供して自己に有利な認定(財産を有しないとの認定)を引き出す場合もないではない。したがって、債権者としては、執行官との間に良好な関係を構築することが必要となり、こうした関係が構築されれば、調査に立ち会ったり、必要な書類を閲覧したりすることも可能な場合がある。いずれにしても調査を巡る手続が不明確、不透明であることは否めず、そのために債権者に過剰な時間的、経済的コストが要求されるこ

19 なお、特定物の引渡しを命じる判決の執行については、①債務者が、土地の引渡しを命じる判決を受けたが、当該土地に判決前に適法に建築された不動産が存在しており、かつ、判決上右不動産の収去を命じていないために、執行機関が、判決に従った土地の返還ができない場合、②債務者が特定物の引渡しを命じられたが、当事者間で引渡しの方法等について協議が調わないうちに当該物が喪失ないし損壊し、かつ、執行機関が当事者に損害賠償請求訴訟の提起について示唆したものの、裁判所の判断が未だ示されない場合、にも、それぞれ執行不能とされている。

とが予想される。

(7) 強制執行

債務者が、執行官による任意の履行勧告に従わない場合、執行官は強制執行決定をして、強制的な執行手続を開始する。強制執行手続においては、①財産の差押と競売による換価、②収入からの控除、③第三者が占有する財産からの執行、④特定財産の返還及び⑤違法な行為の停止命令を行うことができる。

(a) 財産の差押え

財産の差押手続は、①債務者の私有財産について、②債務者あるいはその家族、人民委員会代表及び隣人の立会いの下で行われ、かつ、③差押禁止財産に該当せず、④対象財産の価額は債務額と等しいものでなければならない。法令30条によれば、差押禁止財産は、①債務者及びその家族の生活に必要な食物及び薬品、②債務者及びその家族の生活に必要な業務用動産、衣類及び生活用品、③通常用いられる祭祀用品である。債務者は、執行手続に障碍にならない限り、差押を受ける財産を指定することもできる。

特に、債務者が法人の場合には、以上の要件に加えて、財産の差押は、他の措置（銀行預金の凍結、銀行預金、金、銀その他の貴金属又は有価証券からの控除、代案者が占有する財産からの控除、債務者が有する債権からの控除等）が取られたが功を奏しなかった場合に限り行うことができるとされている。さらに、差押禁止財産の範囲が拡大され、①健康管理に用いる薬品、道具及び設備、②従業員に供するための食品及び関連設備、③保育所及び学校設備、④労働安全、火災予防、爆発防止又は環境保護のための設備、⑤債務者保護のため国家に留保された財産、⑥他の債権者のために設定された抵当物件及び質物件、⑦当局に差し押さえられた財産、⑧債務額に比して著しく高額な技術生産ライン、⑨重要なインフラ設備、⑩流通の許可されない商品、⑪生産ライン中未完成の製品、⑫ソフトウェア及びデータ、著作権並びにノウハウ、⑬安全及び防衛目的のため国家が指定した製品生産のための機械、道具については、差押えが許されないとしている。

差押手続について留意すべき点は、以下のとおりである。

- ① 債務者の財産であるか否かの認定が困難である場合が多いこと。登録制度が整備されていないために、不動産や重要動産についても債務者の所有物か否か明らかでない場合が多く、逆に債務者がそれを悪用して既に他人に譲渡したとか、自分の物ではないなどと主張して執行を免れようとする事例もある。
- ② 債務額と財産額の均等性の要求を満たすのは、実務上困難である場合が多いこと。まず競売前には物件価額の査定が困難である上に、執行官も責任追及をおそれて、一見して債権額より高額な建物などを差し押さえようとはしない。そのため、かえって債務者の財産が債権額を大幅に上回るために執行ができないという奇妙な状況を生じさせてしまうおそれもある。
- ③ 債務者に差押財産の指定権が認められているために、執行に困難を生じる場

合があること。「執行手続に障害を生じない限り」との限定がついてはいるが、その認定は独り執行官の判断にかかっているし、実務上は、債務者が市場性のない財産を指定して執行手続を遅延させる原因となっている。

- ④ 先行の差押があると、当該財産については二重の差押ができないこと。ただし、当該財産を競売して余剰がでた場合には、債務名義（判決）を有している債権者は、当該債務者に対して執行の申立てをしていれば（あるいは申立てのない場合でも）、配当を受けることはできる（共同通達12号IV章3 g）。
- ⑤ 抵当物件については、原則として差押が許されないこと。特に不動産については、当該物件について他の債権者のために抵当権が設定されていると、当該不動産は差押禁止となるので注意が必要である²⁰。抵当権と差押との優劣関係は、抵当権の登録の日付と差押の日付との先後によるものと思われる。
- ⑥ 債務者が法人の場合、差押禁止財産の範囲は非常に広いこと。法人の営業を保護するための措置と思われるが、右規定によると、生産ラインや機械設備等、法人の所有する重要な動産について執行することはほぼ不可能であると考えられる。また、建物についても執行の制限があり、他の財産に対する執行によっては効を奏しない場合に限られるとともに、執行前には、債務者が他の財産を検索するための1か月の猶予期間を設定しなければならない。
- ⑦ 居住用建物は差押禁止財産となっておらず、政令12号には、執行官が居住者を強制的に立ち退かせる手続が定められている（共同通達IV章3 c²¹）が、実務上は、居住用建物について執行するには、居住者のため、債権者が代替家屋を提供しなければならないという慣行もあるようである。

(b) 収入からの控除

法令38条がこの手続を定めている。強制執行のため控除できる「収入」には、給与、退職金、合作社からの給付金及びその他の適法な収入を含んでいる。収入から控除が行われるのは、夫婦間の扶養料の請求の場合か、他の財産に対する執行では、債権を満足できない場合に限られる。給与及び退職金からの控除の場合には、総額の50%を超えない額までの控除が許される。その他の収入については制限がないが、債務者の生活に必要な額は残さなければならないとされている。執行官による本手続の開始決定は、債務者の勤務先に送付され、送付を受けた勤務先は、当該債務額に相当する金額を債権者に送付しなければならない。

20 債務者が担保物権以外に財産を有せず、かつ、物件価額が被担保債権額及び各種費用より高額である場合には、判決執行のために当該担保物件を差し押さえることができる場合がある。

21 居住用家屋の差押は、債務者の他の財産に対する執行によっても効を奏しないときにのみ行われる。この場合、執行官は、債務者及びその家族に立ち退きを命じ、従わない場合には、財産目録を作成した上で、当該財産を家屋から運び出し、債務者等にその受領を要求する。右受領が拒否された場合、執行官は右財産の保管者を指定し、少なくとも3か月の期間を定めて債務者等に受領を督促するが、それでも受領を拒否する場合には、競売にかけるか、既に損壊している財産については破壊することとなる。

この収入からの控除手続は、①我が国民事執行のように債権を差し押さえるという概念がなく、差押手続を経ずして収入から債務額を直接に控除して弁済に当てるものである点、②対象債権が「収入」(legal income)に限られ、したがって、債務者が不動産の売却代金支払請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権など、相当高額にのぼると思われる債権を有している場合でも、当然にこの手続により執行できるものではない点(除外されるものでもないらしい。債権者としては執行官を説得するという作業が必要となる。)が特徴的である。

(c) 第三者が占有する財産からの執行

債務者の執行対象財産を第三者が占有している場合の執行手続を規定するものである。この点については、法令40条が規定している。まず、右「第三者」が銀行の場合には(銀行預金等)、執行官は銀行に対し、債務額に相当する額を債権者に送付するよう要求することができる(1項)。次に、物の引渡しを命じる判決において、当該物件を第三者が占有する場合(賃借、使用貸借、受託、修繕のための占有等)には、執行官は、当該第三者に対し、当該物件の全部又は一部を債権者に引き渡すよう要求するか、直接に当該物件を差し押さえることができる(2項)。

当該物件の所有権について係争のあるときは、執行官は執行手続を継続して当該物件を差し押さえた上、その管理を占有者に委託することができる。債権者、債務者及び当該第三者は、民事訴訟の手続に従って訴訟を提起することができる(3項)

我が国の民事執行法においては、第三者が占有する債務者の動産についてはその者から任意の提出を受けて差し押さえるか、債務者が当該第三者に対して有する引渡請求権を差し押さえることにより執行する(124条, 163条)こととなるが、ベトナムの場合には、執行官に第三者に対する引渡請求権を認め、また直接に差し押さえることもできるとしている点で特徴的である。日本の場合、第三者が当該物件の所有権を争う場合には、第三者異議の訴を提起できるとして第三者の保護の制度を設けているが、ベトナムでも同様に所有権確認の訴えを起こせるとして(この場合、被告は債務者となろうが、債権者との関係でどのように同一確定を図るのかは問題となろう。)、第三者の保護を図っている。

(8) 競売による換価

財産が差し押さえられた場合、当該財産は競売²²により換価され、債務の弁済に当てられることとなる(法令34条1項)。

(a) 価額の決定

当該財産の価額は、債権者及び債務者が協議して決定する。債権者及び債務者が価額について合意に至らない場合には、執行官は価額決定委員会²³を結成して差押財産

22 当該差押財産の所有権について争いのある場合には、当該財産の所有権が債務者にあることについて裁判所の判断が出されるまでは、競売を行ってはならないとされている(法令34条3項)。

23 財政当局、土地管理局、建設管理局等の政府職員によって構成され、執行官が議長を務める。債権者及び債務者は、価額委員会に出席して意見を述べることができる(法令31条2項)。

の価額を決定する（法令31条1項，2項）。右協議により決定された価額又は価額決定委員会が決定した価額は，競売における最低売却価格として機能することとなる。

(b) 競売の実施²⁴

当事者が価額について合意した場合には，その日から3日以内に当該価格で競売を行うこととなり（政令69号17条1項），価額決定委員会が価額を決定した場合には，差押財産所在地を管轄する執行機関のオフィス及びコミュニケーションレベルの人民委員会に競売の公告を掲示した後，価額決定の日から30日以内に競売を行うこととなる（法令34条1項，政令69号17条2項。ただし，共同通達119号は，企業財産の競売について10日以内としている。）。

競売は，①執行官自身が自ら行うか，②省級司法局に設置される競売所（現在のところ61省中39省にのみ設置されている²⁵。）か，競売会社（現在のところ，ハノイに1社しかない。）により行われる²⁶。後者の場合，執行官が，競売所と競売契約を締結することによって手続が開始する（政令86号7条2項）。競売所は，競売を開始する前に，当該競売について競売所に公告を掲示し，メディアにも公告を掲載しなければならない（政令86号11条，12条）。また，競売物件を，競売日の2日前まで競売所（不動産の場合はその所在地）に展示しなければならない（政令86号15条）。

競売自体は，競り売りで行われ，少なくとも2名以上の買受申出人の下（政令69号17条3項），最も高い価額を示した買受人に売却される²⁷。最低売却価格より低い価格を示す買受申出人しかいない場合には，当該競売は成功しなかったものとされる（政令86号16条6項。ただし，法令34条2項は，この場合には最低売却価格に最も近い価格を提示した買受人に売却するとしている。）。買受申出人は，物件価額が

24 競売に関しては，法令及び政令69号がその手続について定めている他，政令86号において競売所の行う手続が定められている。両法規間では，競売実施主体（注21参照）や債務者の買戻権，あるいは買受申出人の申出価格が最低売却価格に達しなかった場合の扱い等，規定間に矛盾があったり，両者の関係が明らかでない条項があり，実務上の混乱の原因となっている。本文上では一応両者の関係の整理を試みたが，規定内容の異なる部分については，その旨付記することとした。

25 競売所では，判決の執行のための競売のほか，担保権を実行するための競売や，任意の競売（いわゆるオークション）も開催される。当プロジェクトにおいて2001年8月に訪問したハイズォンの競売所においては，1997年の設立以来合計94件の競売（うち12件が判決執行のための競売）を開催し，うち90件について落札されたとのことであった。同競売所は，ベトナムの中でも運営状況が良好である競売所の一つであるとのことである。

26 競売実施主体に関しては，民事判決執行法令及びその下位規範では執行官とされているのに対し，競売に関する政令86号では，競売所ないし競売会社が実施するとされており，両者には齟齬があるとの意見もあるようである。実際，破産会社の土地権利と建物の執行について，執行官が自らこれらを売却し，買受人のために登録手続を取ろうとしたところ，登録所が，競売所による競売を経ないとして使用権移転登録を拒否した例があるようである。このような事態を考慮すると，債権者としては，執行官自身が行う競売よりも，競売センターに競売を主催してもらう方が安全であるといえる。しかし執行官としては，コミッション獲得等の動機から執行官自身が競売を行う旨主張するようである。

27 差押財産が債務者と第三者との共有物件の場合，当該第三者は，競売前に当該物件を，価額委員会が決定した価額により優先的に買い受ける権利を有する（共同通達12号IV章3d）。

1000万ドン（約9万円）を超えるときは、物件価額の1%を競売日の2日前までに予納しなければならない。落札の場合、右予納金は、代金の一部に充当されるが、当該申出人が買受けをできなかったときは、右納付金は同人に返却されることとなる（政令86号14条。ただし、法令36条は、価額の制限なく、家屋の競売の場合には1%の予納金を要するとしている。）。買受人が決定した場合には、当該買受人は、直ちに物件価額の2%を納付し、競売の日から15日以内（家屋の場合、30日以内）に残額を支払わなければならない。これを怠った場合には納付金は没収されることとなる。

(c) 買戻権

債務者は、買受人が所有権の移転手続を完了するまでは、物件の価格、執行手続費用等すべての費用を弁済して、当該物件を買い戻すことができる（政令69号17条4項。）。

この債務者の買戻権については、実務上争いがあるので、実例を紹介する。判決の執行のため、債務者Aの所有する建物が競売され、Xが5億ドンで競落した。Xは代金である5億ドンを納付したが、債務者Aは当該建物について買戻権を行使すると主張して、判決に表示された債権額の支払を提供したため、Xへの所有権移転手続が停滞した。

債務者Aの申立てにより、検察院は、政令69号17条4項に基づいて当該執行手続を停止する旨の決定をしたが、執行機関は、債務者Aには買戻権はなく、当該建物はXに所有権が移転されたとして、これを認めなかった。執行機関の主張は、政令69号の後に発出された競売に関する政令86号には、債務者の買戻権に関する規定がなく、民事判決執行法令には競売に関して詳細な規定を置いていないので、競売に関しては政令86号が適用されるべきことを主要な理由とするものである。これに対して、検察院は、民事判決執行法令及び政令69号は、いかなる法規によっても廃止されていないのであるし、政令86号1条は、同政令は、他の法令によって行われる競売には適用されないとしているのであるから、民事判決の執行として行われる競売には政令69号の適用があると主張するものである。

このように買戻権については、法規の解釈上争いがあり、執行手続を停滞させるとともに、債務者に執行を遅延させる原因となっているものである。

(d) 競売の不成功

一度競売しても売却できない物件については、再度価額を決定して競売を実施するが、2回（共同通達12号IV章3e）競売を実施しても売却できない場合には、執行官は債権者に対し、当該差押財産をもって債権の満足を図ることを要求することができる。仮に債権者が当該物件の受領を拒否した場合には、執行官は当該物件を債務者に返還し、他の強制執行を試みることとなる（法令34条2項）。

(e) 競売の問題点

① 最も問題とされる点は、買受申出人が納付する予納金の額が、物件価額の1%

と低額なことである。したがって、仮に代金を納付しなかったり、買受自体をキャンセルしても損失が多くないため、買受人が買受をキャンセルし競売が功を奏しない事例が多発しているとのことである。2002年3月29日の新聞「法律」は、クアンニン省で、1430万ドンの値がつけられた居住用家屋を1440万ドンで落札した買受人が、競売に参加するために要した費用について賠償を受けない限り代金を支払わないとして、その支払いを拒絶したため、競売所は競売を取り消した事例が紹介されている。新聞によれば、政令86号は、競売において買受人がなかったため競売が成功しなかった場合は、再度の競売を行うとしているが、買受人が代金を支払わなかった場合の再度の競売については規定がないため、再度の競売を行うことができないとされている。

- ② 我が国の場合、競売の問題点というと、占有屋など、短期賃貸借制度を濫用するなどして競売物件に住みつき、競売を妨害する者の存在であるが、ベトナムでは、そのような悪質な競売妨害の例はあまりないようである。そのようないわば「プロ」による妨害よりも、債務者自身による妨害（執行官に対する暴行、立退時の無理な居座りなど）の例が多く、執行官も執行に躊躇する事件があると聞く。

(9) 配当

競売が成功し、代金が納付された場合には、右代金について配当が行われる。判決を有する複数の債権者に対する弁済充当の順序が定められている。執行手続自体については、我が国民事執行法のような配当要求の手続はない。したがって、一つの手続に複数の債権者が配当要求等の形で参加するというものではなく、それぞれ別個に同一の債務者に対して執行の申立てをした複数の債権者に対して支払いをするというものである。

法令37条、政令69号18条は、配当される債権の順位として、①夫婦間の扶助料請求権、②身体及び生命に対する不法行為に基づく損害賠償請求権、③賃金支払請求権、④国家に対する債務、⑤その他の債務（なお、執行費用は配当より前に控除される。）とし、同順位の債権者間では、債権額に比例して配当するとしている。配当額は、執行申立ての先後にかかわらず、また、執行の申立てをしていない債権者でも配当を受けることがある²⁸。我が国の民事執行法では、債務名義（判決等）を有する債権者は、配当要求の終期までに配当要求をしなければ配当を受け得ないが、ベトナムではこのような制限はなく、執行の申立てをしなくとも配当を受け得ることとなっている点、登録をした担保権者でも配当を受けることはできない点（前述のように、判決の執行

28 判決を有する複数の債権者が存在するが、そのうちの一部のみが執行の申立てをし、かつ債務者が競売物件以外に見るべき資産のない場合、執行官は、申立てをしない債権者らに配当すべき分を暫定的に銀行に預託し、3ヶ月を超えない期間を定めて右債権者らに配当を受けるか否かを督促する。右期間内に、右債権者らが権利を行使しない場合には、右預託金は、執行申立てをした債権者らに配当される。この規定は、誰が判決を有する債権者であるかが執行機関に判明していることを前提にしているが、債権及び債権者の確定手続は、特に法規に定められておらず、したがって、配当を受けようとすれば、執行の申立てをしておくのが無難であろう。

手続では担保物件は差し押さえられない。)が特徴的である。

右規定によれば、仮に対象財産の競売で1000万ドンが納付されたとした場合、執行費用に100万ドンを要した外、生命侵害による損害賠償請求権300万ドン(A)、貸金支払請求権200万ドン(B)、売買代金支払請求権100万ドン(C)の判決を有する債権者が執行の申立てをし、他に貸金支払請求権100万ドン(D)の判決を有する債権者がいるときには、配当は以下のようになる。

- ① 1000万ドン－執行費用100万ドン＝900万ドン
- ② 優先順位に従ってAに300万ドン、Bに200万ドン、Cに100万ドン
- ③ Dに対する配当予定額100万ドンを銀行に預託して、権利行使を促す。Dが権利を行使すれば、Dに対して100万ドン。行使しなければ、右預託額をA、B及びCの債権額に応じて按分する(Aに50万ドン、Bに34万ドン、Cに16万ドン)。

一方、債権者の債権額の和が、物件価格を上回る場合の処理は明らかでない。右の例で、Aの債権額が800万ドン、Bの債権額が200万ドン、C及びDはそれぞれ100万ドンとした場合、まず、第一順位のAに800万ドン配当し、残額の100万ドンをどのように処理するのか。おそらく、第二順位で同順位のB及びDへの配当を考え、Dへの見込配当額33万ドン(B及びD間で債権額に応じて按分した額)を留保してまずBに67万ドンを配当し、Dへの権利行使を促すこととなろう。Dが権利を行使すればDに配当し、そうでなければBに追加配当することとなろうか。

(10) 執行手続の延期及び停止

執行手続が開始されても、諸事情により執行手続が延期、暫定的停止又は停止されることがある。手続の延期は、債務者の債務の履行に障碍のある場合に、執行手続自体は停滞させずに他の日時に変更すること、暫定的停止は、同様の事由のある場合に、執行手続を一時的に停止すること、手続の停止は、執行手続をそれ以上進行させないことであり、停止の場合には債権者は再度の執行申立権を喪失するのに対して、延期及び暫定的停止の場合には、障碍事由の止んだときから手続は再び進行することとなる。これらの決定権限は、抗議目的による暫定的停止等以外は、すべて執行決定をした執行機関にある。こうした手続の進行を止めるための手続については、債務者が濫用したり、他の政府機関が濫用したりする例があるようであり、法規に規定のない事由により事実上執行手続を止めてしまう場合もある。

(a) 執行手続の延期

非代替的作為義務の場合において、債務者が病気に罹患した場合、又は、債権者が執行手続の延期に同意した場合には、執行手続は延期される(法令24条)。また、債務者が執行のための十分な財産を有していないと判断された場合にも執行手続は延期される。さらに、判決に対して抗議(検察院等、国家機関のする不服申立)をすることのできる当局は、3か月を超えない期間について、抗議のために執行手続の延期を決定することができる。これらの事由が止んだときから執行手続は再開される。

(b) 執行手続の暫定的停止

判決に対して抗議の申立てをするのに必要な場合、又は、執行手続の延期と同様の事由のある場合には、手続は暫定的に停止する（法令25条）。機能的には、延期と暫定的停止は大きな相違はないものと思われる。

(c) 執行手続の停止

①債務者が死亡し、かつ、当該債務が相続されない場合、②債権者が死亡し、窓外債権が相続されない場合、③債権者が任意に執行停止を求めた場合、④当該判決が、上訴審で破棄された場合、⑤執行申立ての時効期間を徒過した場合には、執行官は、執行手続の停止を決定する（法令26条）。また、債務者が執行に十分な財産を有していないと判断した場合にも同様である。これらの場合、債権者に対し、申立書一式は返還されることとなる（法令27条）

第5 まとめ～ベトナムで法的紛争を解決する場合の留意点

以上の考察からすれば、ベトナムに投資した企業がベトナム国内で紛争解決を図る際、あるいはベトナム国内で判決ないし仲裁判断を執行する際には、多くの障碍と向き合わなければならないことが分かる。いくつかの点については既に指摘してきたところと重複するが、以下、法制度に関する留意点、紛争解決手続の選択に関する留意点及び判決を執行する際の留意点に分けてまとめてみたい。

1 法制度に関する留意点

(1) 体系性の欠如

まず、法制度に体系性が乏しいことが挙げられる。ベトナムの立法関係者あるいは法律家の間では、上位規範が下位規範に優先し、特別法が一般法に優先し、後法が前法に優先するという法の体系性に関する原則的な理解にムラがあり、したがって体系的に理解されるべき法制度（日本ではよく憲法を頂点とするピラミッド型の法体系をイメージする。）が、平面的な理解に止まってしまう。そのため、例えば上位規範と下位規範の規定に抵触を生じたような場合、上位規範が優先するという結論に到達せず、現場に混乱を生じたまま実務が滞るという事態が発生する。

また、例えば民法は私的法律関係の一般法であって、そのうち商人の法律関係を規律する特別法が商法であるという理解の仕方をせず、かえって民法は民事関係という独自の分野を規律する法規範であって、商法は商事関係という別の分野を規律する法規範であると理解されているため、商法に規定のない事項には民法を適用するといった、機動性のある法の運用が困難となる。

(2) 規範間の矛盾抵触

次に、法規範の間の矛盾抵触が多いことが挙げられる。ベトナム独特の縦割り行政に起因して法規範の起草権限が各省庁の権益と化し、各省庁が法体系全体の中での位置付け、あるいは他の関連する法規範との矛盾抵触について配慮をしないまま次々と

法規範が制定されるため、関連する法規の間で矛盾が生じたり、規範同士の抵触を生じたりする例がある。民事判決の執行についていえば、執行手続を定める法令及び政令69号と、競売に関する政令86号との間では多くの規定が抵触するように見え、競売実務に混乱を生じている。

(3) 下位法規制定の時間的ギャップ

第三に、法的枠組の制定方法の問題を指摘することができる。ベトナムの立法関係者の間では、法律は大枠を規定する規範であり、下位規範になるにしたがって具体的な事項を決定していくものであるという意識が強く、一般的に政府への委任立法の傾向が強い。したがって、実務上はむしろ下位規範の方が具体的で重要な位置を占めているのが現状である。しかしながら、当該委任立法の制定手続も、担当省庁において法律が制定されてから開始されるため、法律が制定されても中身は空のまま制度が動かず何年も放置されるという状態が続くことがある。

(4) 法規範の非公開

第四に、法の公開の問題を指摘したい。法規範は官報に掲載されて公開されることとなっており、官報を発行している司法省も、現在では発行回数を月に6回と増加させて努力しているものの、未だ全ての法規範が官報に掲載されるわけではなく、掲載又は不掲載の基準も明らかでない。前述のとおり、法を適用する現場ではむしろ下位規範の内容がものをいうのであるが、下位規範ほど官報には掲載されない傾向がある。更に、人民評議会、人民委員会の発出する法規範にいたっては、その甚大な量からの検索が極めて困難であることに加え、庁舎まで閲覧に赴かないと法規範の存在を知ることが不可能である（必ずしも全ての法規範が閲覧できるわけでもない。）などの障碍がある。したがって知ることのできない規範により上位規範の規制内容が実質的に変更されてしまっている可能性もあり、企業活動の予測可能性を大幅に減殺する結果となっている。

(5) 制度自体の未整備

第五に、法的枠組の中でも、市場経済の活性化に必要な規定が未だ不足している点を挙げておきたい。市場経済の原則である自由競争、契約の自由等については概念的に理解していると思われるものの、こうした原則を保障するに十分な制度が未だ整備途上にあるのが現状である。所有権等の物権的権利関係を公示するための不動産登記制度や、無権利者と善意で取引した第三者を保護するための即時取得、表見代理等の外観法理制度などが欠缺していたり、逆に契約の有効要件として多くの契約に公証を要求しているためかえって手続を煩雑にしていたりするなど、制度の整備を図るべき分野は多い。

2 紛争解決手続の選択に関する留意点

ベトナムにおいて紛争を解決する際に留意すべき点としては、以下のような点が挙げられよう。

(1) 仲裁を利用する場合

仲裁を利用する場合には、まず管轄が非常に狭く、ベトナム法により経済契約と考えられる契約に起因する紛争しか扱うことができない。前述のとおり、経済契約と認定されるための要件は厳しく、当事者間で仲裁合意をしたとしても、当該契約が仲裁廷によって経済契約と認定されなければ管轄を否定される可能性がある。仲裁廷によって管轄を否定されたので裁判所に訴訟を提起したが、裁判所が当該契約を経済契約と認定してしまうと、経済契約については紛争生起から6か月以内という提訴時効の規定があり、救済方法を失ってしまう可能性もある。次に、仲裁判断の執行については、現在のところ法的根拠がないとされており、仲裁判断を得ても結局債務者の任意の履行に期待する他ない。そうでなければ再度裁判所に訴訟を提起して、最初から手続をやり直さなければならず、非常に煩雑である。仲裁については前述のとおり、法令案を起草中であり、こうした制度的欠陥の改善が望まれるところである。

(2) 裁判所を利用する場合

裁判所を利用する場合、紛争解決にとって最大の障碍となり得るのは監督審制度であると思われる。「民事訴訟には始まりがあるが終わりはない」と揶揄されるように、当事者が判決内容に納得していても、検察院や裁判所の幹部等の監察機関が当該判決に法の適用の過誤を発見したときは監督審手続を開始できることとなっているため、判決の確定による法的安定性や、紛争解決の終点を示すことによる予測可能性を大きく減殺してしまう可能性がある。また、紛争が民事契約に起因するか経済契約に起因するかによって裁判所の管轄を異にするが、そもそも民事契約と経済契約との関係が明瞭でないために、裁判所の管轄を巡って更なる紛争を生じる場合がある。さらに、裁判所に法の解释权がないため、省庁により下位規範が制定されていない分野では法の適用が滞る場合があり、また、裁判官の法解釈能力や、判例法の発展が相当程度に阻害される要因となっている。

(3) 外国仲裁又は外国裁判所を利用する場合

この場合、ベトナム以外の外国の裁判所に訴訟を提起して判決を得るか、ベトナム以外の外国を仲裁地として選択して仲裁判断を得た上、それをベトナム国内で執行するという手続を踏むこととなる。外国裁判所の判決及び外国仲裁判断のベトナム国内における効力については、ベトナムの制度も諸外国と同様、ベトナムの裁判所が承認・執行を許可した場合に限り効力を有し、ベトナム国内で執行することができる。したがって、この点に関するベトナム国内法の整備は進んでいるといえることができる。

しかしながら、①外国判決の承認及び執行については、二国間条約の存在を要求しており、したがって条約のない日本の裁判所の判決は、ベトナム国内では執行できないこと、②外国仲裁判断は、ベトナム法により「商事」、外国判決は同法により「民事」に関するものでなければならないとされており、間口が非常に狭いこと、③立証責任の考え方に乏しいため、本来であれば被告側が立証すべき仲裁又は訴訟手続上の瑕疵について、むしろ原告側が瑕疵がないことを立証しなければならないおそれ

があること、④実務上ベトナム企業側の代表権を厳格に解釈する傾向があり、これにより仲裁合意自体が無効とされてしまう可能性のあること、に注意が必要である。

3 判決を執行する際の留意点

(1) 執行機関の構造的問題点

執行機関の独立性が十分でなく、したがって債務者が共産党の経営する企業、国営企業、人民委員会の経営する企業、他の省庁の経営する企業などの場合には、執行手続が法の根拠なく停止されたり、放置されるなど執行手続に大きな障害が生じる可能性がある。特に債権者が外資系の企業の場合、殊更にベトナム企業側を守ろうとする姿勢も垣間見られ、執行はより困難となる。こうした執行機関の構造的な障碍について、いくつか実例を紹介する。

- ① 政府の研究機関により設立された会社Aの代表者が起こした横領事件の最高人民裁判所判決により、同社は、貿易会社Bに対して16億ドンの損害賠償債務を負った。A社は事実上倒産状態にあったため、執行官は、司法省民事判決執行局の示した指針²⁹に従って、政府の研究所の銀行口座を差し押さえた。しかしながら、右研究所長は、執行機関に対し、当該銀行預金口座は研究所員の給与支払口座であるとともに、国家の科学的研究費用を支出する口座であるから、執行の停止を要求する旨の書簡を送付した。執行機関は、法規の根拠なく、これを了承して執行手続を停止させてしまった。
- ② 最高人民裁判所の判決により、S合作社は、村の道路建設費用として、建設会社Aに対して20億ドンの支払債務を負った。執行官は、S合作社の銀行預金口座（残額約2億ドン）を差し押さえ、控除までに10日間の猶予期間を設定したが、10日後、執行官は、人民委員会委員長からの書簡により、当該銀行口座から預金が引き出されていることを知った。人民委員会委員長は、当該預金は、合作社の使用している土地に道路が建設されることとなったため、その補償金として土地収用委員会から支払を受けたものであって、右預金を執行に当てることは、道路建設に悪影響を及ぼすおそれがあると言った。結局、執行官は当該預金について執行することができなかった。
- ③ さらに、2002年1月に”Lengthy justice for French bank”としてメディアにも紹介された著名な事件がある。これは、French BNP Paribas Bank（以下「債権者」）というフランスの銀行が Vietnam Silkworm Corporation（VISERI。以下「債務者」）という国営企業に対して提起した18万2000ドルの貸金返還請求事件の判決（1996年5月）の執行について、右判決から6年を経た2001年11月によりやく右債権を回収したという事件である。債権者は、2000年にいたって不動産を差し押さえた（債権者は、1996年12月に債務者から貸金の一部8万ドルの支払を受けたもののそれ以降の支払

29 「債務者会社が解散若しくは消滅した場合には、当該会社を設立する決定をした母体が当該債務を履行する責任を負う。」というものである。

はない。)が、債務者が権利証等の提出を拒んだまま、当該資産は債務者の所有物件ではないことが判明して頓挫した。また、債権者は、債務者が税務局から4億5000万ドン(約3万ドル)の付加価値税の還付を受けるとの情報を得、債務者名義の国営銀行の預金口座を凍結したが、右銀行は右決定を無視して右還付金を債務者に払い戻してしまった。更に、債権者は、債務者に対して再度の還付金の支払があるとの情報を得、執行機関は財務局から債務者への送金を停止する措置をとったが、財務局は上級官庁である省の人民委員会から指示がなかったとの理由で債務者に還付金を支払ってしまった。債権者は、省の人民委員会に対して、税務局及び財務局に還付金の支払を債権者に対して行うよう指示して欲しい旨申し立てたが、人民委員会では、債務者は中央政府の管轄下にある特別な国営企業なので人民委員会では判決の任意の履行を促すことしかできないと回答した上、執行機関に対し、本件判決を執行する動機について調査すると警告してきた。このように、結局、銀行口座の凍結も不動産に対する執行も効を成さなかった。債権者は、2001年10月にいたって、ある外資系銀行の債務者名義の口座を当該銀行の協力を得て差し押さえることでようやく債権を回収できた。

(2) 執行官の問題点

執行官の裁量により手続が行われる場合、執行官の質によっては、手続を開始するか否か、早期に開始するか否か等について不正な費用の支払を要求したり、また、債務者と結託して執行手続を遅延させたり、不能にしたりするおそれがないとはいえない。本文中で述べたように、①債務者の財産調査を行うか否か、その範囲や方法をどのようにするか、右調査について債権者を立ち合わせるか否か、そうでなくとも調査の結果を債権者に知らせるか否か、②執行手続上の保全処分について、債務者の財産散逸のおそれをどのように判断するか、債務者の財産を差し押さえるか否か、どのタイミングで差し押さえるか、③強制執行手続において、債務者の財産であるとの認定をどのように行うか、債務者のどの財産に対して執行するか、当該財産の価額をどの程度に見積もるか、などの点については執行官の裁量で判断できることとなっている。このような裁量事項は、もちろん、一方で執行の機動性を確保する上で重要ではあるが、ベトナムの場合、現場でこれを濫用する危険が払拭できないところである。

(3) 執行制度の問題点

ベトナムの執行制度は、債権者による債権回収の利益と、債務者の生活ないし営業の保護の両面から構成されているものの、債務者保護を重視するあまり、それが債権者にとっては執行の障碍となってしまう構造となっている。

① 時効

執行申立ての時効期間が短期に設定されている。特に債権者が法人の場合には、判決の確定の日から1年以内に申立てをしなければならず、注意が必要である。

② 保全処分

判決前の保全処分の規定は設けられているものの、実務上あまり例がなく、裁判所も判決前に債務者の生活や営業に影響を与える保全処分に消極的である。したが

って、債権者が債務者による財産の処分や隠匿を防止できる手段に乏しい。

③ 任意履行の催告

判決の執行について、強制執行を行う前に債務者に任意の履行を促さなければならない。全く履行の見込みがない場合でも履行の催告はしなければならず、その場合には無駄な手続を要求される結果となるほか、この期間は最高で30日間と設定されており、債務者が右期間内に責任財産を処分してしまうことを可能にしている。

④ 差押え

財産の差押えについても留意すべき点が多い。すなわち、(a)不動産を始めとする重要財産の登録制度が完備していないため、債務者の所有物件であることの認定がスムーズにいかないおそれがあること、(b)債務者保護のため、債務額と物件価額の均等性を要求しているが、物件によっては市場が未熟なため価額の認定に困難を生じ、手続が停滞する原因となり得ること、(c)被差押財産の指定についても債務者のイニシアティブを認めているため、債務者が殊更に市場性のない財産を指定して執行手続を停滞させることを可能にしていること、(d)特に債務者が法人の場合、その営業の保護のために差押禁止財産の範囲が極めて広く、建物の執行は他に財産がない場合の予備的手段とされるとともに、重要と思われる動産のほとんどは差押禁止財産とされていること（したがって、執行手段の最も有効な方法は、銀行預金の差押えと思われる。）である。

⑤ 競売

差押後の競売手続については、現在のところ、根拠法令をめぐって民事判決執行法令等と競売に関する政令86号とが競合関係にあり、(a)執行官が自ら競売を主催することができるか（執行官による競売について、政令86号による競売所の競売を経ないとして、競落人による土地使用権の移転登記を拒否した例がある。）、(b)債務者は競売物件の買戻権を有するかについて、実務上の争いが生じている。また、買受申出人の予納額が、物件価額の1%に押さえられているため、買受人が買受をキャンセルし、競売が効を奏しない事例もある。

⑥ その他

なお、制度的な問題点ではないが、裁判所の判決が不明確であるために執行できない事例も存在する。一つの事例を紹介する。Aは国営Z銀行等から5億ドンを借り受け、YはAのためにZ銀行と保証契約を締結し、所有する3階建ての建物に抵当権を設定した。Aは、右貸金の返済を怠ったため逮捕されて有罪判決（私的財産及び社会財産の詐取横領）を受け、裁判所は右判決中において右貸金を返済させるためYの建物を差し押さえた。しかしながら右建物は、Yの両親の死亡によりY及びその兄弟が相続した未分割の遺産であって、全部を差し押さえることはできないことが判明したため、最高人民裁判所裁判官委員会は、監督審において「右建物の一部を差し押さえる」旨の決定をした。しかしながら、右決定中「一部」の特定がなされていないために、執行機関は執行に着手できなかった。

以 上

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

日本の妙な光景

海外研修生とテレビを見ていた時のことです。ちょうど、ある刑事事件の犯人を警察が逮捕し、連行するところが映りました。犯人は、ジャンパーのような上着で、すっぽり頭を覆い、前が見えない状態のまま、周りにいる警察官に引かれたり、押されたりしながら進んでいく、日本人にはいつもながらの光景でした。

しかし、海外研修生は、「あれは何だ。拷問でもしているのか」と質問してきました。私が「被疑者の人権を護るという意味で、マスメディアに顔を写されないようにしている」と説明すると、彼は直ちに論理的に反論しました。「被疑者が真犯人なら顔を隠す必要はない。無罪の推定があるため人権擁護の観点から問題があるなら、写しても報道しなければよい。報道するかどうかは、人権をよく知っているはずのマスメディアに判断させればよい」と。「そうはいかないのが日本」と説明するしかなくなったのでした。

【研究報告】

ラオスにおける法学教育

名古屋大学大学院国際開発研究科

国際協力専攻博士課程 瀬戸 裕之

はじめに

ラオス人民民主共和国においては、現時点では修士以上の法学教育は行われておらず、主にラオス国立大学法・政治学部において学部レベルの法学教育が行われているのみである。そのため本稿においては、同大学同学部を調査対象として、その組織、カリキュラム、教授陣、学生、教務活動、課外活動、国際交流の制度と実際について明らかにし、最後に学校の教務面、学生の学習面、生活面について、筆者がインタビューを行った結果をまとめている。

本稿を執筆したのは、2002年6月であるが、資料収集及びインタビューは、筆者が2002年3月にラオス国立大学法・政治学部を訪問した時に行ったものであり、そのため本稿はその時点における情報に基づいている。

第1 ラオス国立大学法・政治学部の組織構成

1 ラオス国立大学法・政治学部の経緯

ラオス国立大学法・政治学部は、1986年10月に司法省によって中級法律学校（高校卒業後3年間の教育）として設立された。当時の学生は、52人（女性6人）であり、司法省が、普通科学生及び職員から学生を選抜し、司法省の敷地内において教育を行っていた。その後の学生数の変化は、以下のとおりである。

- ・1987-1988年、学生入学数55人（女性9人）
- ・1988-1989年、学生入学数55人（女性14人）
- ・1989-1990年、学生入学数70人（女性15人）

1989年に、ドーン・ノックム村（現在のキャンパス）に法律学校の事務棟及び教室棟が完成し、教育を司法省の集会場から現在のキャンパスへと移した。1992年8月30日に、司法省は、中級法律学校を、上級法律学校（高校卒業後5年間の教育）へと格上げすることを許可し、それによってカリキュラムは、入学前の準備年を入れて6年制となった。また、3年次から5年次は、各学科に分かれて学習を行うことになった。当時の学科は、以下のとおりである。

- ・法律学科
- ・政治学科

* 瀬戸裕之氏は、平成10年10月から平成13年8月までの間、ラオス国立大学法・政治学部に留学している。本稿は、ラオスの法学教育の実情を調査し、その詳細を報告するものである。

・経済学科

その後、1997年7月9日に出された首相布告第4号に従って、上級法律学校は、1997年9月17日に、教育省の下にあるラオス国立大学に、法・政治学部として付属することになった。

1998-1999年度に、指導委員会は、これまでの専門教育のみの5年間の教育システムである上級レベルのカリキュラムから、1年次、2年次において一般教養を学習した後に3年以上の専門教育を受ける学士レベルのカリキュラムへ改正を行って現在に至っている¹。また、1998-1999年度のカリキュラム改正以降、法・政治学部の学科において経済学科が廃止されて、法律学科と政治学科の二つの学科から構成されるようになった。

2 法・政治学部の組織構成

法・政治学部は、ラオス国立大学総長の直接の指揮下に置かれており、また、教育省からの緊密な指導を受け、更に政府の諸省・機関からの協力を受けている。

組織構成は、以下のとおりである。

- ① 学部長
- ② 事務・総務課
- ③ 教務課
- ④ 法律学科
- ⑤ 政治学科
- ⑥ 図書室班
- ⑦ 課外活動班

これらの組織には更に様々な専門業務班が属しており、法・政治学部内の活動を補佐している²。

3 学部の行政事務担当

2002年3月における学部の行政事務の担当は、以下のとおりである。

- ・学部長（代行）：カムソーン・スリニャセーン³
- ・副学部長：ソムパン・チャントリーウオン
- ・副学部長兼政治学科長：ブンティアン・ポムマチャン⁴
- ・法律学科長：セータウィー・インタウオン
- ・事務・総務課長：シーパン・マニーウオン
- ・事務・総務課副課長：ブンホーム・サイニャウオン
- ・教務課長：カムパーン・ウオンパチャン
- ・教務課副課長：チャイポーン・タムマウオン
- ・図書室長：ウンフアン・パナーワン
- ・学生活動課長：ラムペーンチャン・カンタウオン⁵
- ・学生活動課副課長：クントーン・チャントランシー

- ・法律学講座長：ブントウン・シートーンケーオチャムパー
- ・政治学講座長：ケーオサーイチョン・サーイスワンナウオン
- ・行政法・政治科学講座長：ウィライ・ランカーウオン
- ・国際関係法講座長：ブンミー・ラーッサミーサイ
- ・民事・刑事訴訟審理講座長：キッティサック・ブッサーセーン
- ・外国語講座長：サーイカム・チャンタラー
- ・財務・会計業務班長：オーンター・ソーブンニャー
- ・建物・修繕業務班長：クンカム・シーハーラート⁶

事務・総務課による資料によれば、学部事務局の任務は、以下のとおりである。

- ・学部長に提出するための問題整理
- ・文書管理
- ・財務・予算
- ・資材，車，建物の管理
- ・職員に対する手当，昇進，給与
- ・新しい職員の採用の提案
- ・大衆組織の業務（青年団，労働組合，女性同盟）
- ・党の業務，基幹部会委員会の業務補佐

4 法律学科及び政治学科の構成

学部の事務・総務課の資料によれば、2000-2001年度における法律学科及び政治学科の構成は、以下の通りである。

(1) 法律学科

- ・教員数16人
- ・講座（事業法，刑法，民法）
- ・学生数，4年生210人，5年生204人（計画外112人（この「計画外」については、下記4「法・政治学部の学生」参照），女性39人）

(2) 政治学科

- ・教員数12人
- ・講座（行政・行政管理，政治，国際法）
- ・学生数，4年生216人，5年生205人（計画外39人，女性51人）

各学科の教官数は、全部で27人であり、そのうち上級レベルが2人，学士号レベルが23人，修士号レベルが2人であり，更に外国において修士号レベルの教育を受けている教員が6人いる。また，教授陣の体制については，後に詳しく述べる。

第2 カリキュラム構成

1 ラオス国立大学法・政治学部のカリキュラム構成

法・政治学部は、1999-2000年度以降，法学専攻学士号カリキュラム及び政治学専攻学

士号カリキュラムという二つの基本的なカリキュラムに従って教育を行っている。法・政治学部において行われるカリキュラムは、法律学科と政治学科のどちらも5年間のカリキュラムであり、その中には、2年間の一般教養学部社会科学コースにおける教育が含まれている。そのため、学生は、国立大学（ドンドーク・キャンパス）の一般教養学部において2年間の課程を終えた後に、法・政治学部（ドーン・ノックム・キャンパス）の3年次に入学して必要単位を取得する。1998-1999年度以降において、卒業生に対して学士号レベルの修了証書を与えている。法学士号（Bachelor of Laws, LL.B.）及び政治学士号（Bachelor of Arts; Political Science）は、教育省の認定によるものである。

法・政治学部の教育哲学は、知識及び能力を持ち、しっかりとした倫理を身に付け、正義を愛し、法により国・社会を管理する新しい時代における政策及び経済・社会開発計画に対して貢献するように法学士の学生を教育することである。

全学習期間は、5年であり、1年次から2年次は一般教養学部において教育学習を行い、2年次から5年次には法・政治学部で教育学習を行う。全部で10学期であり、1年は2つの学期で構成され、1つの学期は4か月間（試験期間を含まない。）により構成される。前期は、9月より開始され、1月が試験期間となる。後期は、3月から始まり、6月までであり、6月末から7月初めに学年末試験が行われる。一週間におよそ28-32時間学習し、1時間につき10分の休憩がある。5年次の後期においては、2か月間の現場実習を行い、卒業論文を作成する。

法・政治学部の教育学習は単位制であり、各学科に共通して単位算定は以下のように定められている。

- | | |
|----------------------|------|
| －理論の講義（一学期あたり15講義時間） | 1 単位 |
| －2 か月間の現場実習 | 2 単位 |
| －卒業論文 | 1 単位 |

法律学科の学生が習得しなければならない単位数は、一般科目が、一般教養学部において30単位である。専門科目は、一般教養学部において40単位である。法・政治学部における専攻科目は、必修科目が92単位、選択科目が5単位、自由選択科目が3単位以上、その他、現場実習が2単位、卒業論文が1単位である。

政治学科においては、一般科目が、一般教養学部において30単位である。専門科目は、一般教養学部において40単位である。法・政治学部における専攻科目は、必修科目が90単位、選択科目が60単位、自由選択科目が3単位以上、その他、現場実習が2単位、卒業論文が1単位である⁷。

2 一般教養学部における教育

学生達が1年次及び2年次に学ぶ基礎教育は、ドンドーク・キャンパスにある一般教養学部（the School of Foundation studies.）において実行されている。基礎教育の主な目的は、大学制度全体にわたる学問的統合について学生達に初歩を教えること、学部における専門学習のために学生達を準備させること、外国に留学するために選ばれた学生を訓

練することである。

一般教養学部のカリキュラムの構造は、1年目においては、自然科学コースと社会科学コースの二つのコースに分かれる。2年目には、1，数学，物理学，工学及び建築コース，2，生物学，農学，森林学，医学コース，3，法律及び行政，経済及び経営，人文及び社会学，4，外国語コースの4つのコースに分かれる。法・政治学部に進学する学生は、1年次において社会科学コースに入り，2年次に法律及び行政コースに進学して学習する⁸。

法・政治学部の学生が一般教養学部で学ぶ科目及び単位数は、以下のとおりである⁹。

< 1年次 >

- ・前期 (17単位, 週28時間) : ラオス語 (3単位), 外国語 (2単位), 修身 (1単位), 体育 (1単位), 数学 (3単位), 化学 (3単位), 歴史 (4単位)
- ・後期 (17単位, 週28時間) : ラオス一般知識 (2単位), 外国語 (2単位), 哲学 (2単位), 環境科学 (1単位), 数学・統計 (3単位), 生物学 (3単位), 地理学 (4単位)

< 2年次 >

- ・前期 (18単位, 週28時間) : ラオス一般知識 (2単位), 外国語 (2単位), 経済学 (2単位), コンピューター (2単位), 数学 (2単位), 歴史 (4単位), 心理学 (4単位)。
- ・後期 (18単位, 週28時間) : ラオス一般知識 (2単位), 外国語 (2単位), 経営学 (2単位), コンピューター (2単位), 地理学 (4単位), 経済学 (2単位), 社会学 (4単位)

3 法・政治学部における教育カリキュラム¹⁰

(1) 法律学科

カリキュラム名は、法律学専攻学士課程 (**Bachelor of Law Program**) であり、修了証書名は、法学士 (**Bachelor of Laws**) である。カリキュラムの哲学は、法学士の学生を養成して法律面における知識を身に付けさせ、倫理の中に自らの振舞を持ち、及び法律技術において責任を有するようにすることである。

法学士カリキュラムの目的は、学生を養成して、理論面及び執行の両方の面において法律面における知識レベルを持たせ、司法機関の中で、及び様々な部門において法律面における職業に就く能力を身に付けさせることである。

法律学科の教育カリキュラムは、4つの講座及び科目群に分けられる。

- ① 刑法講座 : 刑法1, 刑法2, 犯罪学, 心理学
- ② 民法講座 : 民法1, 民法2, ローマ法
- ③ 訴訟法講座 : 刑事訴訟法, 民事訴訟法, 司法組織, 訴訟文章作成技術
- ④ 経済法講座 : 事業法及び破産法, 投資法, 税法, 保険法

また、3年次以降に習得する単位は、以下のとおりである。

< 3 年次 > (法律学科・政治学科合同)

- ・前期 (18単位, 週24時間): 司法組織・機関 (2 単位), 刑法 1 (3 単位), 民法 1 (2 単位), ローマ法 (2 単位), 国家と法理論 (3 単位), 国家行政哲学 (4 単位), 外国語 (2 単位)
- ・後期 (18単位, 週22時間): 司法組織・機関 (継続, 2 単位), 刑法 1 (継続, 3 単位), 民法 1 (継続, 3 単位), 比較行政 (2 単位), 土地・森林・水・流域資源法 (4 単位), 国際法 (2 単位), 外国語 (2 単位)

< 4 年次 > (法律学科を選択した学生)

- ・前期 (17単位, 週22時間): 刑法 2 (3 単位), 民法 2 (4 単位), 事業及び会社破産法 (3 単位), 税法 (3 単位), 犯罪学 (2 単位), 外国語 (2 単位)
- ・後期 (19単位, 週22時間): 刑法 2 (継続, 3 単位), 民法 2 (継続, 4 単位), 投資法 (2 単位), 労働及び社会保障法 (4 単位), 犯罪病理学 (2 単位), 保険 (2 単位), 外国語 (2 単位)

< 5 年次 >

- ・前期 (20単位, 週22時間): 刑事訴訟法 (6 単位), 民事訴訟法 (5 単位), 訴訟文章作成技術 (4 単位), 党及び国の政策路線 (3 単位), 外国語 (2 単位)
- ・後期: 2 か月間の現場実習 (2 単位), 卒業論文 (1 単位)

(2) 政治学科

カリキュラム名は, 政治学専攻学士課程 (Bachelor of Arts Program in Political Science) であり, 修了証書名は, 政治学士号 (Bachelor of Arts; Political Science) である。カリキュラムの哲学: 政治学学士の学生を養成して法律及び国家・社会の管理原則における知識を身に付けさせる。同時に, 理論を現実の業務の中に適切かつ正しく活用する能力を身に付けさせることである。

政治学士カリキュラムの目的は, 学生を養成して, 政治学の分野, 理論及び実践面における知識を身に付けさせ, 社会の中における様々な現象を分析する方法を理解させ, 学んできたことや知識を利用して自ら及び社会に役に立つようにし, 倫理及び社会に対する高い責任感を身に付けさせることである。

政治学科の教育カリキュラムは, 4 つの講座及び科目群に分けられる。

- ① 基礎講座: 国家行政哲学, 国家と法理論, 土地・水・森林法, 労働及び社会保障法
 - ② 国家行政講座: 行政法, 全面的開発, 国家財政, 比較行政
 - ③ 機関行政講座: 行政技術・人間関係, 機関行政, 人員行政
 - ④ 国際関係講座: 国際公法, 国際私法, 国家間経済・商業関係, 国際関係史
- また, 3 年次以降において習得する単位は, 以下のとおりである。

< 3 年次 > (法律学科・政治学科合同)

- ・前期 (18単位, 週24時間): 司法組織・機関 (2 単位), 刑法 1 (3 単位), 民法 1 (2 単位), ローマ法 (2 単位), 国家と法理論 (2 単位), 国家行政哲学 (4

単位), 外国語 (2 単位)

- ・後期 (18単位, 週22時間): 司法組織・機関 (継続, 2 単位), 刑法 1 (継続, 3 単位), 民法 1 (継続, 3 単位), 比較行政 (2 単位), 土地・森林・水・流域資源法 (4 単位), 国際法 (2 単位), 外国語 (2 単位)

< 4 年次 > (政治学科を選択した学生)

- ・前期 (19単位, 週22時間): 税法 (3 単位), 行政法 (4 単位), 機関行政 (4 単位), 人事行政 (4 単位), 国際公法 (2 単位), 外国語 (2 単位)
- ・後期 (18単位, 週18時間): 投資法 (2 単位), 労働及び社会保障法 (4 単位), 開発 (4 単位), 行政法 (継続, 4 単位), 国際公法 (継続, 2 単位), 外国語 (2 単位)

< 5 年次 >

- ・前期 (18単位, 週20時間): 党及び国の政策路線 (3 単位), 国家財政 (4 単位), 国家間の経済・商業関係 (2 単位), 行政技術 (4 単位), 国際関係史 (2 単位), 政治経済学 (3 単位)
- ・後期: 2 か月間の現場実習 (2 単位), 卒業論文 (1 単位)

(3) カリキュラムの実施状況¹¹

法・政治学部『法・政治学部の2000-2001年度における教務報告』によれば, 法・政治学部におけるカリキュラムの実行における成果としては, このカリキュラムを採用してから2年間, 司法及び行政部門の面における学士号レベルの法律家を育成して社会で活用できるようにかなりの数を送り出すことができ, 卒業生の質においても十分なものである点を挙げている。

一方, 問題点としては, 法・政治学部が, 国立大学の一学部として発足してからまだ新しい学部であり, 過去においては学年制を採用していたために, 教員が, 単位制による教育や制度の利用について詳細に深く理解できていない点を挙げている。

カリキュラムを実行する際における方針としては, 当面において, カリキュラムの質を高めて, 少しずつ国際的なレベルのものになるように改善し, 並びに専門家を招聘してセミナーを開き, 教員が単位制について詳細に理解し及び大学全学において統一的に実施できるように, 教員に対して説明を行うとしている。

第3 法・政治学部の教授陣

1 教員構成

事務・総務課による, 「2001-2002年度法・政治学部教職・職員統計」によれば, 教職員及び職員数は, 全部で59人 (女性17人) であり, 修士号を習得するために日本に留学している人数が4人, タイに留学している人数が4人いる。そのほか, 学内の教員に加えて, 司法省, 国立政治・行政学院, 国会, ビエンチャン特別市裁判所, 商業省, 銀行, 外務省, その他の省庁からの非常勤講師を招いている¹²。ラオス国立大学法・政治学部教員の一覧は, 以下のとおりである。

ラオス国立大学法・政治学部教員一覧表（2001-2002年度）

	名 前	学 歴	専 門	出身省庁
1	ブンウム・パパスサラン	学士以上	法律	教育省
2	シーパン・マニーウォン	修士号	哲学	教育省
3	ブンティアン・ポムマチャン	修士号	哲学	教育省
4	ソムパン・チャンタリーウォン	修士号	行政法	司法省
5	ブンホーム・サイニャウォン	学士号	言語文学	
6	ウンフアン・パナーワン	学士号	フランス語	教育省
7	ケーオマニー・サンティスック	学士号	フランス語	教育省
8	ラムペーンチャン・カンタウォン	学士号	フランス語	教育省
9	ブンリャン・ウォンサムパン	学士号	フランス語	教育省
10	ペツマニー・ルアンシーチャムパー	学士号	英語	司法省
11	カムサーイ・チャンタラー	学士号	英語	司法省
12	ソムサック・シーリティップ	学士号	英語	司法省
13	クントーン・チャンタラシー	学士号	英語	司法省
14	ブアポーン・ブンサワット	学士号	フランス語	教育省
15	ブアトーン・チャンタウォン	学士号		司法省
16	スリニャン・ルンチャンター	学士号	経済学	学卒
17	ソーパーポーン・スリニャウォン	学士号	経済学	学卒
18	シーポーン・ウォンハーラート	学士号	経済学	学卒
19	ケーオサーイチョン・サーイスワンナウォン	学士号	政治学	学卒
20	ブンミー・ラーツサミーサイ	学士号	政治学	学卒
21	ウィライ・ランカーウォン	学士号	政治学	学卒
22	ブンニャデート・ダーオパシット	学士号	政治学	学卒
23	ポーンサイ・パパスサラン	学士号	政治学	学卒
24	スビン・セーンサワーン	学士号	政治学	学卒
25	カイソーン・ブワペンシー	学士号	政治学	学卒
26	ソムマニー・ウォンカムパー	学士号	政治学	学卒
27	キッティサック・ブツサーセーン	学士号	法律学	学卒
28	ブントウン・シートゥアンケーオチャムパー	学士号	法律学	学卒
29	プーサイ・チャンタウォン	学士号	法律学	学卒
30	トーンカム・ローヤーン	学士号	法律学	学卒
31	レンサック・ブンタラート	学士号	法律学	学卒
32	サオワーン・トゥートワチー	学士号	法律学	学卒
33	アーヌソーン・ブワラパン	学士号	政治学	学卒
34	セーンパーワン・ウタチャック	学士号	政治学	学卒

35	ソムポーンスイ・ウォンダーラー	学士号	政治学	学卒
36	ニャーッアールン・シーパスート	学士号	法律学	学卒
37	カムパーワーン・ドゥアンナパー	学士号	法律学	学卒
38	カムパーン・ウォンパチャン	上級	法律学	司法省
39	セーンタウィー・インタウォン	上級	法律学	司法省
40	クンカム・シーハーラート	中級	財務	司法省
41	チャイポー・タムマウォンサー	中級	医学	司法省
42	パンニャー・サワイラッタセーナー	中級	会計財務	学卒
43	オーンター・ソーブンニャー	中級	会計財務	司法省
44	ミーライカム・サイニャウォン	初級	タイプ	学卒
45	カムピウ・ウィライポー	初級	タイプ	学卒
46	チーンラー・スクサワット	初級	車運転	司法省
47	サーコーン・パディーチット	初級	車運転	学卒
48	カイソー・インシーリー	学士号	英語特別	司法省
49	カム・カームワン	初級	衛生（契約）	学卒
50	エン	初級	衛生（契約）	学卒

海外及び国内で勉強している職員

	名 前	学 歴	専 門	滞在機関
51	ポーンケーオ・シハー	中級	会計財政	国立大学（フランス語）
52	トーンチャン・スックサクン	学士号	政治学	日本
53	ウィアンウィライ・ティアンチャンサイ	学士号	法律学	日本
54	スクサモーン・パタムマウォン	学士号	英語	日本
55	ピアンパチャン・ケーオウォンウィチット	学士号	英語	日本
56	パイマニー・サイウォンサー	学士号	法律学	タイ
57	ウィサイ・シーハーパンニャー	上級	法律学	タイ
58	ブンコン・ペッダーオフン	上級	政治学	タイ
59	セーンペット・ウタイ	学士号	政治学	タイ

教員と担当科目対応表（2000-2001年度）

<法律学科>

（学内教員）¹³

	名 前	科 目
1	セーンタウィー	民法（総論）
2	スリニャン・ルンチャンター	関税租税法，保険法，事業法，投資法

3	カムパーン・ウォンパチャン	刑法（総論）
4	ブントウン・シートーンケーオチャムパー	ローマ法民法，労働法
5	キッティサック・ブッサーセーン	裁判所組織，司法機関
6	プーサイ・チャンタウォン	民法（各論）の代行
7	トーンカム・ローヤーン	刑法（各論）の代行
8	レンサック・ブンタラート	関税・税法の代行
9	サオワーン・トゥートワチー	刑事訴訟法の代行
10	ポーンサイ・パパスサラーン	刑法（総論）の代行

（学外講師）¹⁴

	名 前	所 属	科 目
1	ダーウォーン・ワーンウィチット	最高裁判所	民法 2
2	キシン・シーパンガーム	司法省	刑法 2
3	セーンパチャン・ウォンポートーン	司法省	刑事訴訟法
4	セー・サイサナデート	最高裁判所	民事訴訟法
5	ヌワントーン・ウォンサー	最高裁判所	訴訟書類作成技術
6	スッター・チョームマニーチャン	司法省	刑事訴訟法
7	ケート・キヤッティサック	司法省	法律一般
8	フイ・ポンセーナー	司法省	フランス語による法律
9	トーンディー・ケーオマニー	司法省	法律一般
10	チョームカム・ブパーリーワン	司法省	刑法一般
11	デーン・ポムサワン	特別市人民裁判所	刑法 2
12	パイウィー・シーブアリーパー	特別市人民裁判所	民法 2
13	リッナーロン・ポンセーナー	司法省	法律一般
14	ケートケーオ・ラーサコンムーアン	司法省	フランス語による法律
15	シーダー・ロックアーポーン	司法省	法律一般

＜政治学科＞

（学内教員）¹⁵

	名 前	科 目
1	ブンティアン・ポムマチャン	党・国の政策路線
2	ブンミー・ラーッサミーサイ	行政技術
3	ウィライ・ランカーウォン	国際公法
4	ケーオサーイチョン・サーイスワンナウォン	国家と法理論
5	シーパン・マニーウォン	国家行政哲学
6	ソムマニー・ウォンカムパー	土地・森林・水資源法

7	ソムパン・チャンタリーウォン	行政法
8	スビン・セーンサワーン	労働法，開発行政代行
9	カイソーン・ブアペンシー	国際関係史代行
10	ソーパーポーン・スリニャウォン	比較行政法
11	ブンニャデート・ダーオパシット	国際商業関係代行
12	ソムポーンサイ・ウォンダーラー	助手
13	セーンパーワン・ウタチャック	助手
14	アーヌソーン・ブアラパン	助手
15	シーポーン・ウォンハーラート	投資法代行

(学外講師)¹⁶

	名 前	所 属	科 目
1	ウィサイ・パンダーヌウォン	首相府	開発行政
2	モンクン・サソーリット	外務省	国際関係史
3	ソムリット・チンダーウォン	外務省	国際経済・商業関係史
4	パンノーラー・トーンチャン	司法省	行政法
5	カンペット・テーッダーワン インペーン・ペットマニー ブントウム・タヌサイ	ドン・カムサーン財務学校 ドン・カムサーン財務学校 ドン・カムサーン財務学校	国家財政 国家財政 国家財政
6	プーウォン ワンナー・ブンリートー ブンムーアン	工学部 工学部 工学部	政治経済学 政治経済学 政治経済学
7	ブンポーン・ポムマー	行政学院	人事行政
8	ブーイシー・ラーッサポン	行政学院	機関行政
9	ブンミー・シーチャン	行政学院	行政技術
10	トーンライ・シースッダム	行政学院	機関行政
11	シット・インタウォン	民間	土地・森林・水資源法

第4 法・政治学部の学生

1 ラオス国立大学への入学方法

ラオス国立大学法・政治学部の学生には，計画内学生と，計画外学生の2つの種類がある。計画内学生とは，教育省の入学者の配分計画に従って入学した学生であり，計画外学生は，全国レベルの入学選抜試験を合格して入学した学生である¹⁷。また，計画内学生には，各省庁で働いていた職員が更に専門を積むために入学することがあるが，条件は，国の職員であり，業務成績が良く，2年以上の実務経験を経ていることである¹⁸。

計画内という優遇的な選抜方法を採用している目的は，現在のラオスにおける教育水

準の地域間格差を考慮して、首都ビエンチャンに比べて教育条件が恵まれない地方の県からの学生を確保することにある。一方、計画外選抜は、能力に応じた学生選抜を行うための制度であり、この2つの制度でバランスを確保している。

ラオス国立大学法・政治学部のブンティアン教員及び、ラオス国立大学教務部のスアック教員からの聞き取りによれば、計画内学生と、計画外学生に対する選抜方法は、以下の通りである。

(1) 計画内学生

計画内学生については、まず教育省が、年度ごとの学生受入計画を作成する。その後、その計画に従って、各県に学生配分数を割り当てる。各県においては、県教育課がその年に高校の卒業試験の優秀な学生から候補者を選抜する。選抜においては、女性の学生を優先するように配慮することになっている。

計画内学生には、2つの種類があり、普通科教育を卒業した学生で大学に進学する者は、奨学金を得ることができる。一方、様々な省庁に勤務している職員で、学生配分を受けて大学に入学する者は、一般教養学部においては、1学期間だけ学習すればよく、また在学中も引き続き給与を得ることができる。ただし、職員で学びに来た者は、学習が終了し卒業した後自らがかつて属していた部局において引き続き業務に従事しなければならない¹⁹。

(2) 計画外学生

計画外学生は、全国国立大学試験に合格して入学した学生である。全国国立大学試験を管理するラオス国立大学入学者選抜試験委員会は、教育大臣がこれを任命し、委員長には大学総長、副委員長には、一般教養学部学部長、委員には、教育省職業教育及び高等教育局の代表、大学本部財務部、大学本部教務部が参加する。試験会場は、全国で18か所あり、ビエンチャン特別市以外の県においては、県教育課長が代表となり、大学及び教育省の代表が副代表を務め、その他県内の人材が参加する。入学試験は各県において7月に行われる。ただし、試験問題は全国同じである。

2 2年生を終了して各学部へ進学する選抜方法

計画外の学生たちは、試験合格後、大学入学時に進学希望学部をあらかじめ登録する。教育省の配分計画に従って入学した学生（計画内学生）は、関係部局及び教育省による配分によって定められた学部・学科を登録しなければならない²⁰。

スアック教員からの聞き取りによれば、一般教養学部を終了した学生が各学部に入学するに当たっての過程は、まず、ラオス国立大学総長が、全学レベルの選抜審査委員会を任命する。委員会においては、大学副総長教務担当が委員長を務め、一般教養学部学部長、教育省職業教育及び高等教育局の代表、各学部（10学部）からの代表、大学本部教務部が委員となって、教育省の各学部への学生配分数を検討し、各学科に配属予定である学生の成績条件を検査して決定する。

3 法・政治学部 of 学生の構成

ブンティアン教員からの聞き取りによれば、法・政治学部が国立大学に編入される以前は、学校は司法省の管轄下にあったため、その当時に入学者は、司法省の管轄下にあった。そのため、1999-2000年度以前においては、司法省が、学生への教育及び卒業後の学生の職業への配属に関する管轄権を有していた。そして、2000-2001年度及び2001-2002年度においては、司法省の選抜した学生と、国立大学の選抜した学生の両方が在籍し、2002-2003年度以降、国立大学による選抜の学生のみになる。

政治学部事務・総務課における聞き取りによれば、2001-2002年度において、学生全体の人数は、699人（女性181人）である。法・各学年の学生数は、以下のとおりである。

- ・ 3 年生：148人（女性57人）、計画内学生 32人（女性10人）
- ・ 4 年生：131人（女性22人）、計画内学生 25人（女性05人）
- ・ 5 年生：420人（女性86人）、計画内学生242人（女性42人）

学生の計画内学生及び計画外学生、出身県別のデータは、これまで学生に関する資料が大学本部でのみにおいて管理されていたために十分把握されていない。現在、法・政治学部においても、各学年における詳細な学生名簿を作成中である。参考として、2001-2002年度 5 年次における出身地別の学生の分布は、以下のとおりである。

<法律学科>²¹

出身地	計画内：男	計画内：女	計画外：男	計画外：女
ビエンチャン特別市	52	12	29	13
チャンパーサク県	9	1	13	2
ボーケーオ県	2	0	0	0
ビエンチャン県,	13	5	6	6
サワンナケート県	10	0	1	0
カンムアン県	9	0	2	0
ルアンパバーン県	6	0	0	0
サーラワン県	1	0	1	0
ウドムサイ県	0	1	0	0
シェンクアン県	4	1	1	0
ボーリーカムサイ県	1	1	2	0
ルアンナムター県	1	0	0	0
アッタプー県	2	0	1	0
ホアパン県	2	1	0	0
サイニャブーリー県	1	1	0	0
サイソムブーン特別区	1	0	1	0

その他、軍事裁判所（計画外男 1 人）、内務省（計画内男 1 人）
不明（名前のみ）男 1 人

<政治学科>²²

	計画内：男	計画内：女	計画外：男	計画外：女
ビエンチャン特別市	55	11	25	20
チャンパーサック県	9	0	4	0
ビエンチャン県	8	4	5	0
サワンナケート県	13	2	5	0
カンムアン県	3	1	3	0
ルアンパバーン県	5	0	2	0
サーラワン県	2	1	0	0
ウドムサイ県	1	0	0	0
シェンクアン県	3	0	0	0
ボーリーカムサイ県	2	1	1	0
アッタプー県	1	0	0	0
ホアパン県	3	0	0	0
サイニャブーリー県	5	0	3	0
ポンサリー県	5	0	0	0
セーコーン県	1	0	0	0
サイソムブーン特別区	1	0	1	0

その他、軍（計画外男 2 人）、教育省（計画内男 1 人）

不明（名前のみ）男 2 人

4 卒業後の進路

前述したとおり、2001-2002年までは司法省が学生の卒業後の進路に対する責任を負っているため、法・政治学部においては学生の卒業後の進路を把握していない。原則としては、司法省人事局が、卒業後の学生の進路に関する管理を担当しており、学生が就職活動をするにおいては人事局より許可書を得なければならないことになっているが、実状ではほとんど行われていない。というのも司法省が卒業生の進路について責任を受けきれないため、実際には学生達は独自に就職活動を行っているからである。そのため、学生の卒業後の進路については、司法省人事局においても把握されていない。

参考として、学士レベルが与えられるようになった1998-99年度の卒業生以降において、司法省が採用した学生の数と勤務先を示す。

1999年11月16日²³

法律専攻：男：ポンサリー県裁判所：1人、ウドムサイ県裁判所：1人、ボーケーオ県裁判所：1人、シェンクアン県裁判所：1人、サワンナケート県裁判所：2人、ボーリーカムサイ県裁判所：2人、女、0人

政治学専攻：男：チャンパーサック県裁判所：1人，カンムアン県裁判所：1人，サイ
ソムブーン特別区：1人，ビエンチャン市裁判所：1人，女：ホアパン県裁
判所：1人

経済法専攻：男：ルアンナムター裁判所：1人，サイニャブーリー県裁判所：1人，女，
チャンパーサック県裁判所：1人

2000年1月18日²⁴

法律専攻：男：ボーケーオ県裁判所：1人，ビエンチャン県裁判所：1人，カンムアン
県裁判所：1人，サワンナケート県裁判所：2人，ビエンチャン特別市裁判
所：2人，司法省司法制度管理局，1人，司法省公証人局1人，女：ビエン
チャン県裁判所：1人，ビエンチャン県ワンビエン郡裁判所：1人

政治学専攻：男：サイソムブーン特別区裁判所：1人，ビエンチャン県裁判所：1人，
ボーリーカムサイ県裁判所：1人，カンムアン県裁判所：1人，サワンナケ
ート県裁判所：1人，チャンパーサック県裁判所：2人，司法省人事局：1
人，ビエンチャン特別市裁判所：2人，ビエンチャン特別市パークグム郡裁
判所：1人，女：0人

経済法専攻：男：ルアンパバーン県裁判所：1人，ビエンチャン県裁判所：2人，チャ
ンパーサック県裁判所：1人，サーラワン県裁判所：1人，ビエンチャン特
別市裁判所：3人，ビエンチャン特別市ハーッサイフオーン郡裁判所：1人，
女：司法省公証人局：2人，司法省裁判官訓練学校：2人

2000年10月17日²⁵

法律専攻：司法省判決執行局：1人，ビエンチャン特別市裁判所：1人，ビエンチャン
特別市ハーッサイフオーン郡裁判所：1人，ウドムサイ県司法課：2人，サ
イニャブーリー県司法課：2人，ルアンパバーン県司法課：1人，ビエンチ
ャン県司法課：2人，ボーリーカムサイ県司法課：3人，カンムアン県司法
課：2人，サワンナケート県司法課：1人，チャンパーサック県司法課：2
人，サイソムブーン特別区裁判所：1人，女：ビエンチャン特別市裁判所：
2人，ビエンチャン特別市パークグム郡裁判所：2人，ホアパン県司法課：
1人，ルアンパバーン県司法課：1人，カンムアン県司法課：1人，サワン
ナケート県司法課：3人

政治学専攻：男：ビエンチャン特別市パークグム郡裁判所：1人，ホアパン県司法課：
1人，サイニャブーリー県司法課：1人，ビエンチャン県司法課：1人，ボ
ーリーカムサイ県司法課：2人，カンムアン県司法課：1人，サワンナケ
ート県司法課：1人，女：司法省人事局：1人

2001年3月6日²⁶

法律専攻：男：司法省官房局：1人，司法省法律局：1人，司法省司法制度管理局：1人，司法省人事局：1人，司法省法律普及局：1人，ビエンチャン特別市サントーン郡裁判所：2人，ポンサリー県司法課：1人，ウドムサイ県司法課：1人，ボーケーオ県司法課：1人，ビエンチャン県司法課：3人，チャンパーサク県司法課：2人，女：裁判官訓練学校：1人，ビエンチャン特別市シーコート郡裁判所：1人，ビエンチャン特別市サイセッター郡裁判所：1人，ルアンナムター県司法課：1人，ビエンチャン県司法課2人

政治学専攻：男：司法省官房局：1人，司法省司法制度管理局：1人，司法省公証人局：1人，裁判官訓練学校：1人，司法省法律研究所：1人，サイニャブリー県司法課：1人，ルアンナムター県司法課：1人，ウドムサイ県司法課：2人，ホアパン県司法課：1人，セーコーン県司法課：1人，サイソムブーン特別区司法課：1人，ボーリーカムサイ県司法課：1人，女：司法省公証人局：2人，司法省判決執行局：1人，サワンナケート県経済仲裁課：1人

経済法専攻：男：チャンパーサク県司法課：1人

2001年8月30日²⁷

法律専攻：男：ビエンチャン特別市シーサッタナーク郡司法部：2人，サイニャブリー県司法課：1人，チャンパーサク県司法課：1人，女：0人

政治学専攻：男：司法省人事局：1人，ビエンチャン特別市チャンターブリー郡裁判所：1人，女：司法省法律執行局：1人

2002年1月2日²⁸

法律専攻：男：ビエンチャン特別市チャンターブリー郡裁判所：1人，アッタプー県司法課：2人，ボーケーオ県司法課：1人，サーラワン県司法課：1人，ウドムサイ県司法課：1人，サイソムブーン特別区：2人，シェンクアン県司法課：2人，ルアンナムター県司法課：2人，セーコーン県司法課：1人，女：ビエンチャン特別市シーサッタナーク郡裁判所：1人，セーコーン県司法課：2人，ポンサリー県司法課：1人

政治学専攻：男：ウドムサイ県司法課：1人，ポンサリー県司法課：1人，ホアパン県司法課：1人，女：司法省法律普及局：1人，司法省法律研究所：1人，裁判官訓練学校：1人，ホアパン県司法課：1人

第5 法・政治学部の教務活動

1 一般的教務活動

法・政治学部『法・政治学部の2000-2001年度における教務報告』第1106号によれば，学生に対する教育・教務活動における順調な点としては，法・政治学部の指導部の配慮

がよく行われ、教員からの協力を受けているために、教育・学習はこれまでの学期においても成果を上げていることであるとしている。一方、問題点として、以下の点を挙げている。

- ・教育・学習において利用する手引書がない
- ・法・政治学部教員が、過去において教職科目を学んでおらず、学生に知識を教授するために持っている教訓及び経験が少ない。
- ・法・政治学部の内部に経験のある教員が不足しているために、外部からの非常勤講師を招いている。
- ・教育を行う面で使用する機材が欠如している。

また、学生の学習に対する評価は、学生の数が多いために、学部側が十分な評価ができていないことを指摘している。各学年における、1999-2000年度から2000-2001年度への進級に関しては、2年次から3年次においては、留年者が2名、3年次から4年次においては、留年者なし、4年次から5年次においては、2名が留年した³⁰。

2 現場実習活動

法・政治学部において学ぶ学生は、5年次の後期において現場実習に参加する。ブンティアン教員からの聞き取りによれば、現場実習の実行過程は、以下のとおりである。

担当組織に関しては、大学本部が、現場実習担当委員会を任命し、現場実習に関する決定書を送る。同委員会は、実習先の下調べをする教員及び学生を現場実習先に送り届ける教員を任命する。

5年次の10月に、事前に学生に対して実習場所の要望調査を実施する。学生の中には、自分で実習先に連絡をとる人もいる。学生からの要望を受けた後、その現場実習先に対して教員が下調べを行う。11月、12月には、各県に実習に行く人の名前を掲示し、前期試験が終了した2月の半ばにそれぞれの現場実習先ごとに学生の班をつくり、現場実習を開始する。

現場実習の受け入れ機関は、中央の場合は、司法省、教育省、外務省などの省庁、最高人民裁判所、ビエンチャン市裁判所などである。他の県の場合は、県庁、県検察庁、県裁判所において、実習を行う。他の県において実習を行う場合、県教育課が実習生の生活、宿所に責任を負い、実習生の面倒を見ることを助ける。約1か月間現場実習を行った後、3月の終わりごろに学校に帰ってくる。各現場実習の班長が活動報告書を学校に対して提出するほか、各メンバーは、活動日記を学校に提出する。その他、現場実習受入機関は、学校に対して評価文章を提出する。4月に現場実習の内容に関する口頭試験を行う。単位数は2単位であり、点数は班ごとではなく、各個人に対して与えられる。

現場実習の実行において困難な点は、予算が十分でないことである。学生を送ったり、監督を行ったり、下調べに行くお金も支出されるが、教員や学生が立て替えている。現場実習に対して出される補助金は、計画の学生の場合は1日1,400キープが与えられる。また、他県に行く場合交通費が支給される。宿泊費は県の側が負担するので支払わなく

てもよい。

3 論文作成活動

法・政治学部のカリキュラムに従い、5年次の学生は、現場実習の終了後に卒業論文を執筆し、口頭審査試験に合格しなければならない。論文作成の活動について、ブンティアン教員からの聞き取りを行った結果は、以下のとおりである。

論文作成活動の過程としては、12月から1月にかけて、学級委員長又は班長が、論文を書くための学生のグループを組織する。1グループのメンバー数は最も多くて、6人である。12月から4月に、先生が各グループに題目を与える。これは、題目が重ならないようにするためである。その後、グループ毎に論文を書く。論文が執筆できたグループは、指導教官からの許可を得た後に論文を学部へ提出する。提出から2週間以内に論文審査を受ける（6月から7月頃）。

論文指導教官は、学内の教員でも学外の非常勤講師でもよいが、資格要件として、学士号を持つ教員は、実務経験が5年以上必要であり、修士号を持つ教員は、実務経験が2年以上必要である。（しかし、現状では教官が不足しているために、実際には上記資格要件を満たさない教員も論文指導を行っている）。指導教官一人あたり、責任を負うグループは3グループを越えてはならない。論文審査委員会は、3人の学内の先生で構成する。非常勤講師は、審査に参加して傍聴し、内容について説明することができる。審査委員には、指導教官は含まれない。

論文の形式は、20ページ以上でなければならない。単位は2単位が与えられる。グループで書くが、点数は個人に対して与えられる。点数の数は全部で10点満点のうち、内容が6点、書式が1.5点、口頭審査が2.5点である。

論文指導における問題点は、非常勤講師が、期限どおりに論文を送り返してくれない点である。また、非常勤講師に対しては、論文のチェックについて一人あたり、70,000から100,000キープ（日本円にして約1,000円から1,400円）が支払われるが、学内の教員には何も支払われていない。また、学生の学力レベルがまちまちであり、何人かの学生は自分で書くことができず、資料を集めた後でどうしたらよいかわからない。学生が自分自身で考えることができない。また、学生の数が多いのに学内の審査委員の数が少ない、という点を挙げることができる。

第6 課外活動及び図書室業務

1 学生の課外活動

学生の学習以外の課外活動に関しては、学生活動課が監督している。課外活動について、担当のラムペーチャン教員から聞き取りを行った結果は、以下のとおりである。

(1) 学生寮の管理活動

寮の管理業務は、寮の秩序の監察、寮の学生の生活を見ること、寮の清掃及び衛生を見ることその任務であり、トーンカム教員が指導教員である。

法・政治学部の寮としては、ドーン・ノックム寮と、中級総合技術学校寮の2つの寮があり、そのうちドーン・ノックム寮には138人（女性47人）、中級総合技術学校寮には、86人（女性0人）の学生が生活している。

各寮には学生によって組織される寮委員会があり、4人の学生が寮委員を務めている。指導教官と寮委員会の関係は、指導教官は全般的な指導を行い寮内の計画を作成する。一方、寮委員会は指導教官が作成した計画を実施する役割を負う。

寮で生活するための条件は、他県から来た学生、又は家が遠い者であり、寮に入る学生は、住居証明書、身元保証書、申請書、写真、健康診断書を揃えて提出しなければならない。また、寮費を支払わなければならない。計画内学生は、1か月3,000キープ、計画外学生は、1か月5,000キープである。

学生の食事は自己管理であり、寮内に食堂はない。

寮の抱える問題点は、広さ及び施設が十分でないことである。例えば、ドーン・ノックム寮では、寮の建物の設備十分なものではなく、中級総合技術学校においては、水道が十分ではなく、2階及び3階にはトイレがない。その他に、中級総合技術学校寮は、法・政治学部の学生だけが暮らしているのではなく、多くの学校の学生が一緒に暮らしている（法・政治学部、工学部、中級技術学校の学生）。そのために、学生の管理が難しい点である。

(2) スポーツ活動

レンサック教員及びケーオサーイチョン教員が担当教官である。毎日夕方4時以降、スポーツ活動がある（サッカー、バレーボール、セパタクロー及びバスケットボール）。学生が自分達で楽しんでいる。

学外との活動としては、大学内での試合への参加、外部の部局との親善試合への参加を行っている。学校のカリキュラムには、体育科目はない。

活動上の困難としては、予算面における不足である。運動用具、運動衣服は、1セットしかない。ボールも一つしかない。

(3) 宣伝・情報活動

学生に学内のことを知らせるように情報を流す活動である。主に掲示板に掲載する。その他に、大学本部の雑誌に載せるために、レポート、詩、笑い話などを投稿している。また、法律のいくつかの条文を大学本部の雑誌に掲載するために送っている。

討論会を月に一度開いている。題目は、「逮捕における規則」など、法律に関するものである。

(4) 芸能活動

担当教官は、ソーパーポーン教員である。活動は、学内・学外でさまざまな行事（先生の日、建党記念日、新年の日）があるときに学生のグループが伝統的な踊りを披露したり、歌を歌う活動を行う。芸能班は、学生から選抜し、条件は、学生の才能、また体格が同じぐらいであることである。

活動上の困難としては、予算が十分ではなく、衣装は外部から借りてこなければな

らない点である。

(5) 清掃活動

担当教官は、クントーン教員である。学生は、毎週水曜日の午後に、全校清掃を行う。これには全ての学生が参加し、参加は課外活動として学校に評価される。

2 図書室業務

法・政治学部には、学部の図書室があり、管理は図書室長であるウンプアン教員が担当している。同教員からの聞き取りによれば、活動は以下の通りである。

図書室の職員は3人であり、図書室長と補助職員が2人で構成している。業務時間は月曜から金曜までで、午前8:00-12:00、午後13:30-16:00に利用できる。(水曜日の午後は閉室している。)学生は、1回に2冊、2週間の期限で借りることができる。教員は、2週間の期限で、2、3冊借りることができる。

蔵書数は、約4,000冊ある。その中には、ラオス語の本のほかに、フランス語、英語、タイ語、ロシア語、ベトナム語、中国語、クメール語、日本語がある。分野としては、法律分野の本のほかに、一般的知識に関する本がいくつかある。また、雑誌や新聞が置かれている。これらの本は、いくつかは学校が購入したものであるが、多くは援助によって送られたものである。例えば、行政学院、大使館、援助機関（スウェーデン国際開発庁(Swedish international development agency ; 以下、Sida)やフランス)からの支援である。

図書室は、2001年から Sida からの援助により改善が行われている。支援によって図書室内の机、椅子、本棚などが寄贈された。

図書室業務における問題点は、以下の2点である。

- (1) 人材面：図書室管理の技術者がいない。図書館管理業務について学んだ人がいないために、図書室管理が行き届かない。時には本が紛失することがある。(学生が本を盗んでいってしまう)。本の分類方法が、原則通りにできない。
- (2) 設備面：机、椅子、本棚が不足している。コンピューターが1台しかない。本を整理するプログラムが不十分である。現在、プログラムは英語によるシステムであって、ラオス語やタイ語はできない。そのため、コンピューター分野における専門家を求めている。もし可能であるならば、学生が本を探すことができるように、学生のためのコンピューターが欲しい。また、本を探すにおいて世界と交流するためにインターネットが使えるようにしたい。

第7 法・政治学部の国際交流・協力活動

1 大学間交流

法学部と海外との交流関係について、国際交流担当のウィライ教員より聞き取りを行った結果は、以下のとおりである。

(1) ハノイ法科大学

ラオスの司法省とベトナムの司法省の間における、「ラオスにおける法制度改革」支援協力協定に基づいて交流が行われている。内容は、ラオスの法・政治学部の職員及び教員の能力向上（スタディーツアー、技術面における支援）と法律情報提供である。現状では、まだ本格的に実行されていないが、法律情報提供や、2001年10月に、ラオス法・政治学部長及び5人の教員が10日間ベトナムを訪問するなど、教員の能力向上のためのスタディーツアーが行われた。

(2) イタリア

イタリアとの間では、ラオス国立大学法・政治学部及びイタリアのトリノ大学、及びベトナム国立大学の大学間の技術面での三者協力協定が結ばれている。内容は、ラオス、ベトナム、イタリア間の法律分野の技術面における協力であり、イタリアには、ラオス法・政治学部の職員1人が、3ヶ月の短期研修に行き、ベトナムとは、2001年に、技術面における資料の交換やカリキュラムの改善に関する講演をおこなった。

(3) 日本

日本においては、教育・研究上の交流及び協力を発展させるために、名古屋大学とラオス国立大学との学術交流に関する協定が2001年4月に結ばれた。過去においては、この学術交流協定に基づいて、3人の留学生が、名古屋大学法学部法学研究科において修士号を取得するために留学している。そのうち、ソムパン・チャンタリーウォンは、2001年8月に名古屋大学を卒業してラオス国立大学法・政治学部に復職している。現在、ウィアンウィライ・ティアンチャンサイとトーンチャン・スックサクンが留学中である³¹。

その他に、JICAによる現地セミナー及び法整備支援国別特設研修が実施されており、ラオス国立大学法・政治学部からも、教員が参加している。これらは、ラオス法整備分野の支援として、1998年度に始まり、その中でも国別特設研修は、法務省法務総合研究所及び名古屋大学を受入機関として、ラオスの実務者育成を目的として、研修員を日本に招へいし、法律関係機関の見学等も交えながら、約1か月間の研修を実施している³²。ラオス国立大学からの参加者は、1998年度に2名（ブンホーム・サイニャウォン、ソムパン・チャンタリーウォン）、1999年度に3名（セーンペット・ウタイ、ウィアンウィライ・ティアンチャンサイ、カムパーン・ウォンパチャン）、2000年度に3名（シーパン・マニーウォン、ウィライ・ランカーウォン、セーンタウィー・インタウォン）、2001年度に3名（キティサック・ブッサーセーン、シーポーン・ウォンハーラート、ケーオサーイチョン・サーイスワンナウォン）である³³。

(4) フランス

フランスとの交流関係は、ウンフアン教員が担当しており、同教員からの聞き取りによれば交流活動の概要は以下のとおりである。

AUF (Agence des Universités Francophone) は、1997年に結ばれた協力協定であり、現在では、全学レベルの協定となっている。内容は、以下のとおりである。

① 資金提供：ラオス人の教員を雇って、フランス語及びフランス語による法律科目

を教える。

- ② 学生に対する海外研修：フランス語能力を向上させるために、成績が良い学生に試験を行って1, 2名を選抜し, 1, 2か月間フランス, 又はフランス語圏諸国へ送る。これは, 将来, 各省庁で交流が行えるように, フランス語で法律を理解させるためである。
- ③ 教官の教育能力向上：国内の場合は, 1, 2週間, 海外の場合は, 3, 4ヶ月間フランスへ送る。目的は, フランス語による教育を行うためのテキストの改善と言語の向上である。そのため, テキストの原型をもってフランスに行く。1年に1, 2人を必要に応じて送っている。既に, 法・政治学部の5, 6名の教員がフランスへ渡航してきた。
- ④ セミナー：専門家を呼んで, セミナー及び講演を開催する。
- ⑤ 本及び書類の面の支援：フランス語図書室 (Espace Francophone) への支援として, ビデオ, テレビ, 衛星放送, TV 5を設置し, フランス語教育の面における活動を組織する。
- ⑥ 国内及び海外において開催される会議への責任者の招待。

FUF (Filierè Univertitere Francophone de droit) は, フランス語によって法律教育を行い, 単位を与える制度である。これは, 一般教養学部を終えた学生, 又は Filierè 制度に基づく一般教養課程を修了した学生の中から対象学生を選抜して教育を行う。現在, 3年次が11人, 4年次が11人, 5年次が14人所属して教育を受けている。この制度の学生は, 学習を休まないこと (20%を越えないこと), 法律科目の成績が10のうち5以上でなければならない, 勉強ができない学生は, 一般の教育カリキュラムへ戻される。また, 学生は, 成績に従って奨学金を受け取る。例えば, 成績が5.5から6.99であれば, 35,000から55,000キープ, 7から7.99であれば, 55,000から65,000キープ, 8から10であれば, 80,000から100,000キープを得ることができる。(ただし, 4時間以上授業を休まないことが基本条件となる。)

科目は, フランス語 (1週間に6時間), 法律科目 (2科目6-8時間), フランス語による卒業論文 (能力があるもののみ) を受けなければならない。この制度を終了すると, AUF から卒業証書が出され, 成績優秀な学生 (成績が良く, 優れた論文を書いた者) は, ベトナム, カンボジアにおいて修士レベルの教育を受けることができる。この制度を担当する先生は, 司法省, 外務省, 国会で働くラオス人の役人である。

その他に, フランス語教育の支援が行われている。これは, フランス語学院からの支援により, 一般の法・政治学部の学生に対してフランス語を教育するものであり, 前期に1週間当たり8時間, 後期に1週間当たり4, 6時間行っている。フランス人の専門家が1人教えに来るほか, ラオス人教師が6人おり, 彼らは, 月450フラン (40,000キープ) の補助金をもらっている。

その他に, フランス大使館からの支援として, 教育に用いる機材の供与 (マーカー, 教科書, テープ, ビデオ, コピー機) が行われ, またフランスで学士号を取得するた

めに5年次を終了した学生から選抜してフランスへ留学させている。過去に、97年度3人、99年度2人、01年度1人採用された。

(5) スウェーデン

法・政治学学部への支援として、2000年10月から「ラオスにおける法学教育および訓練の強化（Strengthening of Legal Education and Training in Lao P.D.R.）」プロジェクトが行われている。スウェーデン Sida によって資金提供されているプロジェクトであり、スウェーデンのウメオ大学が協定校となっている。今期のプロジェクト契約は、2003年6月までの3年間で、120万ドルのプロジェクトである。2001年1月より、ウメオ大学法学部からエリック（Erik Häggqvist）氏が、法・政治学部に対する技術顧問として法・政治学部に常駐している。

プロジェクトの主な目的は、法・政治学部のあらゆる面における教育、研究、事務能力の向上であり、そのために、職員の能力強化及び学部の物質的条件の向上を行う。人材開発がその中心となる目標であり、図書室が継続的な発展及び持続性のための中心と位置づけられている。支援内容は、以下の7点である³⁴。

- ① 運営及び事務の強化：学部のすべての常勤講師を含む人事ファイルシステムの導入、事務通常業務の改善及びカリキュラム開発、機材提供。
- ② 法令集の作成。
- ③ 教科書の作成：学部内外の教員に対して基本的教科書の基本的アウトラインを出すように求め、テーマを設定し、教科書作りに関するワークショップを行う。
- ④ 英語の訓練：学部の教員及び事務職員の一般的及び法律面の英語能力の強化を行う。
- ⑤ 建物の改善：図書館及び教育開発センターの改善及び寮の建設。
- ⑥ 実定法及び対話型教育手法の訓練：2名をタイの大学の6か月から1年の法律コースに参加させる。対話型教育手法を評価するために7人の先生をタイへのスタディーツアーに参加させる。
- ⑦ 図書室及び教育開発センターへの設備提供：本棚、机、椅子、クーラーを設置し、ラオス語及びタイ語の基本的な文献を供与する。

これまでににおいて、Sida との協力業務としての以下のことが行われた³⁵。

- ・プロジェクトに用いる自動車を3台購入。
- ・様々なテーマに関するセミナーの開催。
- ・図書室に入れるべき本を購入。
- ・25台のコンピューターを通常使えるように修繕。
- ・Fax 機を1台購入。
- ・法・政治学部にインターネットを設置し、E-mail が通常に使えるようになった。
- ・コピー機2台を修繕。
- ・職員、教員がコンピューターの利用及び英語の学習を組織。
- ・図書室、専門家の事務室、教育開発センターの修繕。

第8 法・政治学部を抱える課題点

1 教員から見た教育における問題点

教務担当であるカムパーン教員からの聞き取りを基にした、教員から見た法・政治学部における問題点は、以下のとおりである。

(1) 学内における知識と経験を有する教員の不足。

これまでにおいて、学校には知識と経験のある常勤の教員が不足していた。そのため、外部から非常勤講師を呼んで教室で教えてもらわなければならなかった。しかし、非常勤講師は、それぞれの自らの必要な業務上の都合を学校に知らせるのが間に合わない場合があり、そのときに授業が休講になってしまう。

(2) 学校に教科書が無い。

学生が自習において用いたり、教員が教室で教えるための拠所とするための教科書がない。そのために、外部の非常勤講師が自らの授業で使うための講義ノートを作ったら、その先生からそれを一部もらって、図書館に納めておきたい。現在、Sidaの支援プロジェクトにより、刑法(I):スッター講師(司法省)、国際法:セーンペット教員、司法制度:セータウィー教員といった科目の教科書作りを行っている。

(3) 教育に用いる機材の不足

OHP、スライド、テープ、音響、外国語の学習のためのラボラトリーや、資料の記録のため及び学生のコンピューター教育のためのコンピューター、法律、行政に関する本(ラオス語及び外国語)、コピー機、印刷機(テスト問題などの印刷のため)英語によるタイプライターなどの機材が不足している。

2 学生からみた学習・生活における問題点

学生の学習及び生活における困難な点を明らかにするために、ドーン・ノックム寮を訪問し、聞き取りを行った。本内容は、筆者からの学習・生活状況に対する質問に対して複数の学生が集まって説明した内容を集約したものである。

(1) 教室内及び教室外での学習の困難

① 教室内(授業)での問題

- ・学生は、通常どおりに学校に来る。しかし、何人かの学生で、勉強にこない人もいる。理由は、彼らの意欲によるものだと思う。教室内は、衣服や登校に関して、あまり整然としておらず、掃除は、1週間に1回だけなので清潔ではない。授業においてはあまり問題は無い。マイクも調子がよい。
- ・先生は多くは経験が浅く、説明の仕方を知らない。しかし、外部(省庁)から来た非常勤講師は別である。非常勤講師は、他所に仕事があるときは、授業を休講にしがちである。しかし、非常勤講師は教え方がうまく、事例を挙げて学生に説明してくれるので、より明確に理解できる。
- ・もし質問があった場合は先生に質問をする。授業中に内容がわからなかったときは、手を上げて先生に聞く。先生が答えられなかったときは、後日に持ち越しに

なる。

- ・授業においては、説明があまり無く、先生の知識が多くなく、事例を挙げることが少ない。質問したいと思っても先生が答えられないと思うと質問しない。

② 教室外での勉強

- ・教室外での勉強については、本当に勉強熱心な学生は図書室に行く。その他に、学校以外において、外国語やコンピューターを外部の私立学校、又は国立の学校で習っている。しかし、学期ごとに学費を支払わなければならない。
- ・自習に利用するための本がない。そのために、よそから買ってこなければならない。とりわけ、行政の分野に関する本が不足している。本がない。タイ語の本もあるが、内容がラオスの政治制度に適合しない。
- ・学習は、教室で先生の説明を書き取ることが主である。もし可能であれば、学生各人が、先生から学習に関する資料をもらいたい。学生に予習させておいて、教室での勉強時間に先生に質問できたら良い。
- ・学習に関する資料を探すときは、学校や政治・行政学院の図書室で探す。学校には、必要な本が十分でない。特に行政に関する本がない。先生が学習に関する資料を学生に配って読ませたり、自習させて欲しい。
- ・何人かの先生は、資料を準備して来て、学生に自分でコピーさせてくれる。しかし、お金が有る学生はコピーができるが、お金がない学生は、友達のを写している。
- ・一番良いのは、先生の持っている資料を学校に送って、学校側がそれをコピーして学生に売ったり、図書館に納めてくれることである。学生はそれを借りて家で読むことができる。

(2) 寮での生活について

① 学習面

- ・寮には自習室が無い。学生は主に各自の部屋で勉強している。学んだことを読み返しているが、教室内で書き取ったことに頼って勉強している。学校の図書室は、授業がある時間以外は閉まっている。
- ・希望としては新しい建物が欲しい。自習に便利なように、1部屋当たり2人ぐらいにして欲しい。

② 生活面

- ・ドーン・ノックム寮には34の部屋があり、電気及び水道（新しい）は便利である。扇風機がついている（新しい）。トイレは、あまり問題ではない。掃除は1週間に1度行っている。（水曜日の朝6：00に学校に行く前に行っている。）
- ・料理は、各自で行っており、自己管理である。何人かは、自分の中の部屋において行ったり、また何人かは調理室で調理を行っている。調理室は広くない。調理室には、場所と電気があるだけである。調理道具は自己責任である。
- ・計画内の学生は、1年に33,000キープ、計画外の学生は、1年に60,000キープの

寮費を払っている。生活費は、両親が学生に送ってきている。

- ・男女が同じ敷地内で生活している。しかし、秩序において問題は無い。
- ・水浴びは、男女が近いところで行っている。男性にとっては問題ないが、女性には困難があるだろう。
- ・食事代は、大体1日に5,000キープかかる。
- ・寮の学生の食材に使うための菜園づくりを、冬の間だけ行っている。
- ・運動は、毎日行っている。(サッカー、バレーボール、セパタクロー)、このうち、バレーボールとセパタクローは学校で行っている。

結び

本稿で述べたように、ラオス国立大学法・政治学部は、カリキュラムを改正してから、まだ5年に満たない発展途上の段階にある。そして、現在、法・政治学部において最も必要な改善点は、2点であり、質と量の面における学内の常勤教員の育成、並びに教員と学生が利用することができる法律・政治学に関する教科書作りである。この二つを同時に行っていくことが、今後の法・政治学部及びラオスの法学教育の更なる発展のために不可欠である。本稿執筆において、教員の数や学生数などにおいて、資料により統計的に不統一な部分があった。また、現在ラオスにおいても、私立の単科大学が設立されてきており、その中には、法律や行政について教えている学校もある。それらの私立学校における法学教育や、学生の卒業後の進路についてさらに調査することが、本稿を補う上で必要である。これらは、今後の課題としたい。

参考文献

- ・林田和則「ラオスにおける法学教育」法務総合研究所総務企画部編『ラオス法制度概要』（レポート、2001年1月22日）第3部

本文注（ラオス側の資料は、注8を除きすべてラオス語である。）

-
- 1 ラオス国立大学『国立大学の5年間』2001年11月5日、51頁。
 - 2 ラオス国立大学法・政治学部『2000-2001年度教育計画の実行及び2001-2002年度教育計画の方針』2001年9月4日。
 - 3 教育省人事局「国立大学内の職員の任命に関する決定」第678号、2002年3月13日。
 - 4 教育省人事局「国立大学内の職員の任命に関する決定」第338号、2002年3月5日。
 - 5 教育省人事局「国立大学の執行職員の任命に関する決定」第590号、2001年3月10日。
 - 6 ラオス国立大学「国立大学の副課長、教科講座長、班長、副教科講座長、副班長の任命に関する決定」第1864号、2001年。
 - 7 ラオス国立大学「法・政治学部学士レベルカリキュラム」1999年。
 - 8 Seuak Soukchaleune, "Curriculum Development of the National University of Laos", document, 2002.
 - 9 ラオス国立大学「法・政治学部学士レベルカリキュラム」, 前掲。

- 10 ラオス国立大学「法・政治学部学士レベルカリキュラム」, 前掲。
- 11 ラオス国立大学法・政治学部『法・政治学部の2000-2001年度における教務報告』第1106号, 2002年2月6日。
- 12 「2001-2002年度法・政治学部教職員統計」(法・政治学部事務・総務課, 資料)。
- 13 「法律学科学内教官名簿: 2001-2002年度」(法・政治学部教務課, 資料)。
- 14 「法律学科学外教官名簿: 2001-2002年度」(法・政治学部教務課, 資料)。
- 15 「政治学科学内教官名簿: 2001-2002年度」(法・政治学部教務課, 資料)。
- 16 「政治学科学外教官名簿: 2001-2002年度」(法・政治学部教務課, 資料)。
- 17 「ラオス国立大学学士レベル教育及び高等教育」(ラオス国立大学教務部, 資料)。
- 18 教育省『2001-2002年度学生及び職員配分計画』2001年7月。
- 19 教育省『2001-2002年度学生及び職員配分計画』, 前掲。
- 20 ラオス国立大学「1年生及び2年生の学生のための進級, 編入, 科目条件及び基準に関する規則」第375号, 2002年。
- 21 「2001-2002年度5年生法律学科学生名簿」(法・政治学部事務・総務課, 資料)。
- 22 「2001-2002年度5年生政治学科学生名簿」(法・政治学部事務・総務課, 資料)。
- 23 司法省「1998-99年度法律を卒業した学生に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第306号, 1999年11月16日。
- 24 司法省「1998-99年度法律を卒業した学生に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第15号, 2000年1月18日。
- 25 司法省「新しい公務員に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第171号, 2000年10月17日。
- 26 司法省「新しい公務員に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第57号, 2001年3月6日。
- 27 司法省「新しい公務員に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第236号, 2001年8月30日。
- 28 司法省「新しい公務員に対する採用, 給与等級に関する司法大臣決定」第03号, 2002年1月2日。
- 30 法・政治学部『法・政治学部の2000-2001年度における教務報告』第1106号, 上掲。
- 31 「名古屋大学とラオス国立大学との学術交流に関する協定」(2001年4月9日)。
- 32 アジア第一部インドシナ課「ラオス法制度整備分野における協力」, ペーパー, 2001年7月1日。
- 33 国別特設ラオス法整備支援研修コース研修員名簿(平成10年度から平成13年度)。
- 34 Faculty of Law and Political Science, Lao P.D.R., Department of Law, Umeå University, Sweden, “Strengthening of the Legal Education and Training in Lao P.D.R.”, report, 23 January 2001.
- 35 ラオス国立大学法・政治学部『2000-2001年度教育計画の実行及び2001-2002年度教育計画の方針』, 上掲。



授業の風景

女性が前にすわっているのは、男女が一緒に
すわらないようにしている規律のためである。



図書室の様子

スウェーデン Side の援助によって新しくなり、
2001-2002年度に開いたばかりである。

【研究報告】

ウズベキスタン共和国の司法制度について

国際協力部教官 丸 山 毅

第1章 はじめに

旧ソ連邦の崩壊に伴い1991年に独立を果たしたウズベキスタン共和国は、中央アジアの雄として注目を集めており、名古屋大学を始めとして、同国の法制度の調査研究、同国に対する法整備支援が近時その緒についた。法務総合研究所国際協力部も同国への法整備支援を始め、当教官において、名古屋大学大学院法学研究科の杉浦一孝教授（現同大学法政国際教育協力研究センター長）と共に、2001年9月5日から同月25日までの間（杉浦教授は同月28日まで）、国際協力事業団（JICA）の短期専門家として同国に赴き、法制度の調査に当たった。また、2002年3月31日から同年4月20日にかけて、国際協力部は、JICAの協力を得て、同国司法省サマトフ次官、共和国検察庁ジャシーモフ民事局長、最高経済裁判所エリチバエフ国際部長を我が国に招へいし、両国司法制度の比較研究セミナーを実施した。

本稿は、ウズベキスタン共和国の司法制度に関して、上記の調査研究の結果を取りまとめようとするものである。本稿全体の構成は、本章に引き続き、第2章において同国の地理に簡単に触れ、第3章で同国の統治機構が三権分立制度を採用していることを説明した後、第4章において同国の通常裁判所、経済裁判所、検察庁、司法省、弁護士の制度を紹介し、第5章で通常裁判所と経済裁判所がどのような審級構造を持っているのか紹介する。最後に、第6章において、同国の司法制度が抱える課題について私見を述べたい。

なお、資料1として末尾に添付した同国憲法の和訳は、杉浦教授が仮訳されたものである。同教授の御厚意により、掲載をお許しいただいた。この紙面を借りて厚く御礼を申し上げる。資料2は、上記比較研究セミナーにおけるサマトフ次官、ジャシーモフ民事局長、エリチバエフ国際部長の発表を記録したものである。本稿を起案するに当たり使用した第一次資料として併せて御紹介する次第である。これら記録の労をとられた大阪大学大学院在籍の大江毅氏、神戸大学大学院在籍の岩谷暢子氏に深く感謝したい。

もとより、本稿中意見にわたる部分は個人的見解である。

第2章 ウズベキスタン共和国の国土と人口

本論に入る前に、まず、ウズベキスタン共和国の国土と人口について触れておきたい。後述する裁判所制度を具体的にイメージするには、同国の地方行政区分等を知る必要があるし、法曹の人数や事件数などの統計数値を我が国のものと比較するには、人口を知っておくことが前提となるからである。

ウズベキスタンは、中央アジアの中心部に位置し、北側と西側ではカザフスタン、東側はキルギスとタジキスタン、南側はトルクメニスタン及びアフガニスタンと国境を接する内陸

国である¹。国土面積は約44万7,000平方キロメートル（我が国の約1.2倍）であり、人口は約2,600万人（我が国の約5分の1）である。内部にカラカルパクスタン共和国という自治国（面積約16万5,600平方キロメートル）があるほか、地方行政区分として12の州がある。このうち最小のアンディザン州は約4,200平方キロメートルと山梨県と同じくらいの広さであり、最大のナヴォイ州は約11万800平方キロメートルで北海道の約1.3倍の広さがある。各州内には、「地区」及び「市」という行政単位があり、総計すると215地区及び119市がある。地方と市は同等の行政的地位を持っているが、首都であるタシケント市については、州と並ぶ特別の行政的地位を与えられている。

ウズベキスタンの主要産業は、現在もお農業と鉱業である。しかも、旧ソ連邦の計画経済の名残で、農業生産物が綿花に偏っている。同国政府は、市場経済を社会に根付かせることにより経済発展を図り、現在のモノカルチャー構造から脱皮しようとしているのであるが、ロシアが実施したような経済の急激な自由化を避け、漸進的な市場経済化を進めている。

第3章 統治機構

ウズベキスタンは、旧ソ連邦からの独立により、政治的には社会主義体制から自由主義体制への完全な転換を図った。1992年12月8日に制定された同国憲法は、統治制度として、国会・大統領・裁判所が相互の権力を抑制・均衡する三権分立制度を採用した。司法制度を紹介する前に、同国の憲法上、三権がどのように相互干渉をしているのか、概略的に整理しておく。

1 国会

立法権を司る国会は、任期5年の議員150名で構成されている（憲法第77条第1項）²。国会は、法律の制定・改正権はもちろん、憲法の制定・改正権も有している。（憲法第78条第1号、第2号）。

大統領は、国会の議決した法律に対する拒否権を持っているが、国会は、3分の2以上の多数による再議決により、これを覆すことができる（憲法第93条第14号参照）。そのほか、国会は、大統領の行う首相その他の閣僚の任免を承認し（憲法第78条第16号）、検事総長及び次長検事の任免を承認し（同条第17号）、大統領が病気により執務不能に陥れば大統領臨時代行を選挙する（憲法第96条）など、大統領の権限に対して干渉する。

裁判所に対して、国会は、大統領の提案に基づいて、憲法裁判所の裁判官、最高裁判所の裁判官、最高経済裁判所の裁判官を選挙する権限を有している（憲法第78条第12号ない

1 ちなみに、ウズベキスタンから海に出るには、最低2か国を通過しなければならない。

2 1992年憲法は1院制を定めていたが、2002年1月27日に実施された国民投票により、2院制への移行が決定され、同年4月4日、憲法を改正する旨の憲法付属法が制定された。同法によれば、国会は上院と下院から成り、下院は国民の直接選挙で選出する任期5年の議員120名で構成される。上院は任期5年の議員100名で構成され、うち84名はカラカルパクスタン共和国、12州、タシケント市から各6名ずつそれぞれの議会で選出され、残り16名は大統領が任命する。しかし、一院制から二院制への移行時期については調査未了である。

し第14号、第93条第10号)。

2 大統領

ウズベキスタン共和国の執行権は大統領に属する³（憲法第89条第1項）。大統領の下に内閣が組織されるが、内閣の長となるのも首相ではなく大統領である（同条第2項）。大統領は、国民の直接選挙により選出される。任期は5年とされていたが、2002年1月27日に実施された国民投票により7年に延長されることが決まった。同一人物の連続三選は禁止されている（憲法第90条）⁴。

大統領は、上述のように国会の事後承認を必要とするものの、内閣を構成する首相、副首相、その他の閣僚の任免権や、検事総長、次長検事の任免権を有し、軍最高司令官を務めるなど、国家の運営に関して広範で強大な権限を有している（憲法第93条参照）。また、大統領は、憲法及び法律に基づき、又はこれらを執行するため、大統領令等を発する権限を有する（憲法第94条）。

大統領から国会の権限に対する干渉として、国会の議決した法律への署名拒否権（上述のとおり、特別多数決による国会の再議決により覆されることがある。）、国会の解散権（憲法第95条）が挙げられる。

司法権に対し、大統領は、憲法裁判所裁判官、最高裁判所裁判官、最高経済裁判所裁判官の候補者を国会に提案する権限を有し、下級裁判所の裁判官を任免する権限を有する（憲法第93条第10号及び第11号）。裁判官選任のプロセスの詳細については、後述する。

任期満了により退任した大統領は、憲法裁判所の終身裁判官となる（憲法第97条）。

3 裁判所

司法権を司る裁判所は、憲法裁判所、最高裁判所を頂点とする通常裁判所及び最高経済裁判所を頂点とする経済裁判所という三つの系統から構成されている。

裁判官の任免は、既に述べたことの繰り返しになるが、憲法裁判所裁判官については、大統領の提案に基づいて国会で選出する。また、任期満了で退任した大統領がその終身裁判官となる。最高裁判所及び最高経済裁判所の裁判官は、大統領の提案に基づいて国会で選出され、下級裁判所の裁判官は、大統領により任免される。任期満了で退任した大統領が終身の憲法裁判所裁判官になる例外を除き、裁判官の任期はいずれも5年である（憲法107条第1項参照）。なお、裁判官の員数は、長官・副長官を含めて憲法裁判所が7名、最

3 三権の一つが「執行権」なのか「行政権」なのか、特にアメリカ憲法に関連して議論があるが、本稿はその問題に立ち入るものではない。

4 しかし、1991年の独立後、最初の選挙で当選した初代大統領イスラム・カリモフ氏は、1995年に国民投票により自己の在任期間を2000年まで延長し、2000年の選挙で再選された後、更に2002年1月27日の国民投票により、大統領の憲法上の任期を5年から7年に延長した。これによって、カリモフ氏は、2007年まで大統領を務めることが可能になった。強力なリーダーシップを持つカリモフ大統領は、国民の間に根強い人気を保っているが、その強権的な政治手法に対して、国際社会から批判があることを付言しておく。

高裁判所が41名、最高経済裁判所が19名である。

憲法裁判所の権限は、憲法第109条第1項各号に列挙されているが、そのうち最も重要なものは、法律、大統領令、条約その他の法規範がウズベキスタン共和国憲法に適合しているかどうかを判断する憲法適合性審査権限である。憲法裁判所が審理を開始するのは、3名以上の同裁判所裁判官の発議によるほか、国会、国会議長、カラカルパクスタン共和国議会、議員総数の4分の1以上の国会議員、最高裁判所長官、最高経済裁判所長官又は検事総長から提訴があった場合である⁵。

通常裁判所は、民事、刑事、行政事件を審理し、経済裁判所は、経済分野における経済紛争を処理する（憲法第110条第1項、第111条）。民事事件と経済事件の区別の問題については、後述する。

以上から分かるとおり、ウズベキスタンの司法権は、憲法裁判所が法律や大統領令などの憲法適合性を審査し、通常裁判所が行政事件を審判することなどによって、国会と大統領の権限に対し干渉を及ぼしている。

第4章 司法制度

統治機構の概観を終えたので、ウズベキスタンの司法制度を紹介したい。司法制度の中核をなすのが裁判所であることは疑いないので、本章の多くの部分を裁判所制度の紹介にあてるが、この章においては、憲法裁判所以外の裁判所の構成を紹介することとし、審級制度については章を改めて紹介する。また、ウズベキスタンは、憲法上独立の地位を持つ機関として検察庁を有するほか（憲法第120条参照）、国家行政組織の中に、法律の立案作業を専門的に管理し、弁護士の資格試験を実施するなど司法分野に大きな権限を有する司法省を置いている。そこで、本章では、通常裁判所、経済裁判所、検察庁、司法省、弁護士の順にウズベキスタンの制度を紹介していきたい。

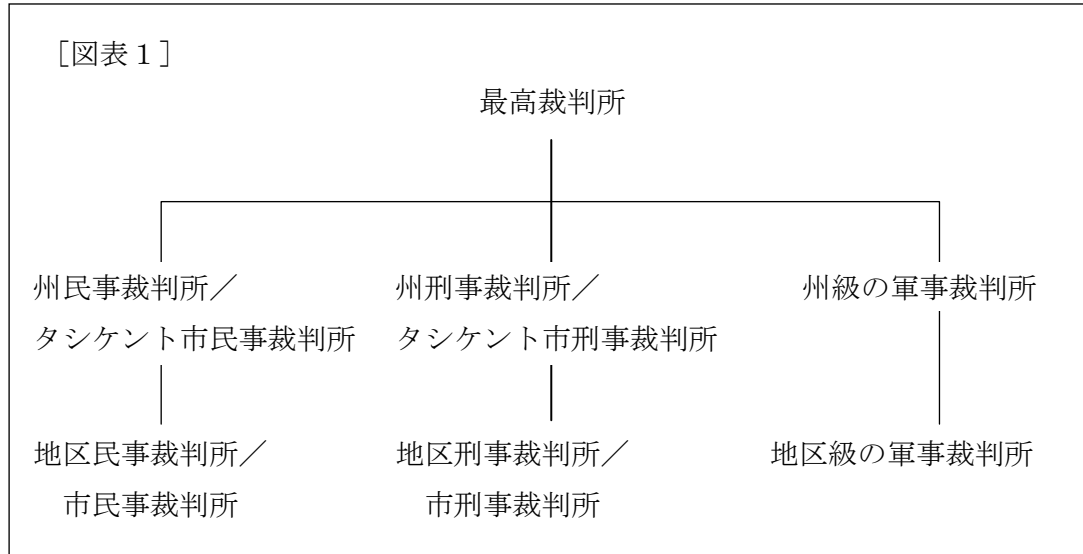
1 通常裁判所

(1) 通常裁判所の組織

ウズベキスタンの裁判所は、憲法裁判所、通常裁判所、経済裁判所の3系統に分かれていることを前章で紹介したが、通常裁判所は、内部で更に民事裁判所、刑事裁判所、軍事裁判所の3系統に分かれている⁶。その概略を示したのが図表1である。

5 日本貿易振興会アジア経済研究所委託 名古屋大学大学院法学研究科編「中央アジア諸国の裁判制度 報告書 2001年3月」（以下「名大報告書」という。）54頁。

6 2001年1月1日より実施された新制度である。それまでは、民事（行政事件を含む）・刑事を扱う通常裁判所と軍事裁判所の2系統に分かれていた。



ここに示したように、最高裁判所は単一であるが、州レベル以下の裁判所は、民事裁判所、刑事裁判所、軍事裁判所に分かれているのである⁷。

(2) 民事裁判所と刑事裁判所

軍事裁判所は、軍関係の特殊な事件を扱うこともあり、調査の対象外としたので、本稿では、民事裁判所と刑事裁判所について説明したい。

民事裁判所は、民事事件と行政事件を審判する裁判所であり、刑事裁判所は、刑事事件を審判する裁判所である。民事、刑事のいずれにおいても、州裁判所は12州に各1庁ずつ設置されているので、州裁判所が合計24庁存在しているほか、行政組織上は州と同格のタシケント市の市民事裁判所、市刑事裁判所が州裁判所と同格とされている。加えて、カラカルパクスタン共和国最高裁判所は、単一の裁判所であるが、州裁判所と同格である。したがって、ウズベキスタンには、軍事裁判所を除くと、州裁判所クラスの裁判所（便宜上、「州級の裁判所」と呼ぶ。）が合計27庁あることになる。

地区裁判所は、先に説明した行政区分としての「地区」に、市裁判所は行政区分としての「市」に設置される裁判所であり、タシケント市裁判所を除き、いずれも州裁判所よりも下位にある裁判所である。（便宜上、地区裁判所と市裁判所のことを、「地区級の裁判所」と呼ぶ。）州級の裁判所と同様に、地区級の裁判所も民事裁判所と刑事裁判所に分かれている。地区級の刑事裁判所は、全国の地区及び市のすべてに設置されているが、地区級の民事裁判所は、全国で62庁にとどまっており、地区級の民事裁判所の増設が課題となっている。

⁷ 軍裁判所が他の裁判所とは別の組織として運営されていることはもちろんであるが、民事裁判所と刑事裁判所も、別個の国法上の意味の裁判所として運営されている。

(3) 最高裁判所と州級の裁判所の内部組織

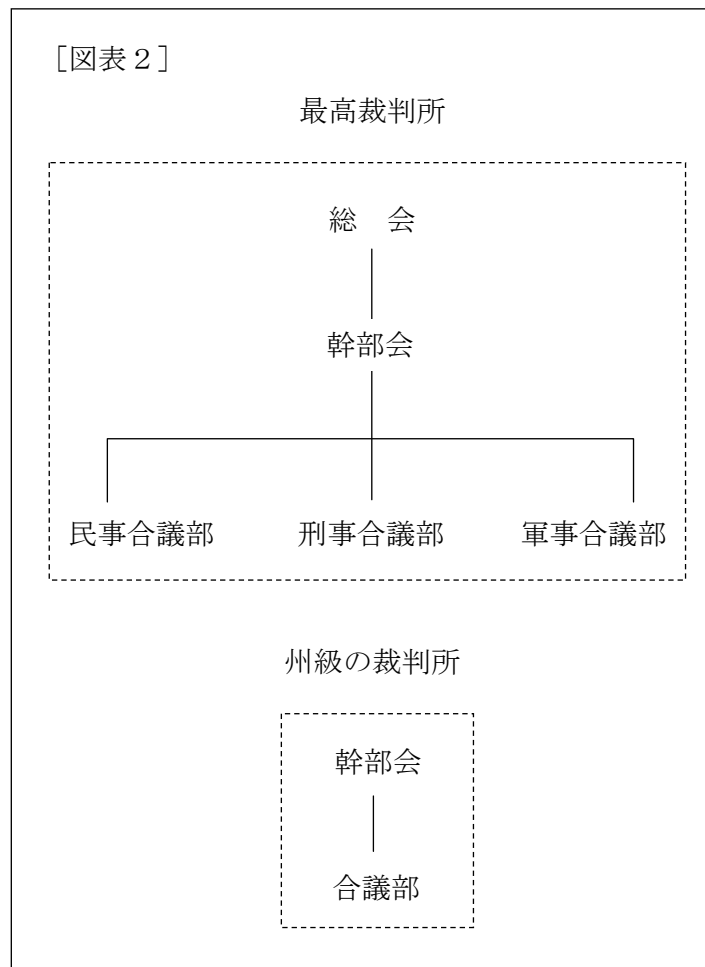
最高裁判所と州級の裁判所の内部組織を示すと、図表2（次頁）のようになる。最高裁判所においては、3系統があることに対応して、民事・刑事・軍事の各合議部が設けられている。図表2に示した最高裁判所の総会、幹部会、各合議部の機能については、審級の説明において後述する。

州級の裁判所には総会がなく、幹部会と合議部で成り立っている。民事裁判所であれば民事の合議部、刑事裁判所であれば刑事の合議部がある。各合議部は3名の裁判官で構成されている。州級の裁判所の幹部会と合議部の機能については、やはり後述する。

(4) 裁判官の任命

最高裁判所裁判官は、大統領の提案に基づいて国会が選任するが、2002年4月時点での員数は41名である。下級裁判所裁判官は、各州に設けられた資格審査会で候補者を選んで最高裁判所に通知し、最高裁判所が大統領府の最高資格審査会に推薦し、最高資格審査会が審査して大統領に推薦し、大統領が任命する⁸。最高資格審査会のメンバーは、国会副議長を委員長とし、大統領府代表、国会代表、法律学者、弁護士など17名である。

こうして任命された裁判官は、州裁判所では各庁に7名ないし9名⁹、地区級の裁判所では各庁に3名ないし5名であり、通常裁判所の裁判官の総数は約750名である¹⁰。



(5) 通常裁判所の事件審理以外の権限

通常裁判所は、民事事件（行政事件を含む。）及び刑事事件を最終的に解決する権限を有しているのに加えて、最高裁判所が国会に法案を提出する権限を有している（憲法第

8 大統領が国会に提案する最高裁判所の裁判官候補者を選ぶ手続や、下級裁判所の裁判官の任命手続については、更に調査が必要である。なお、名大報告書16－18頁参照。

9 タシケント市裁判所は、多数の事件を抱えるため、より多くの裁判官が配属されている。

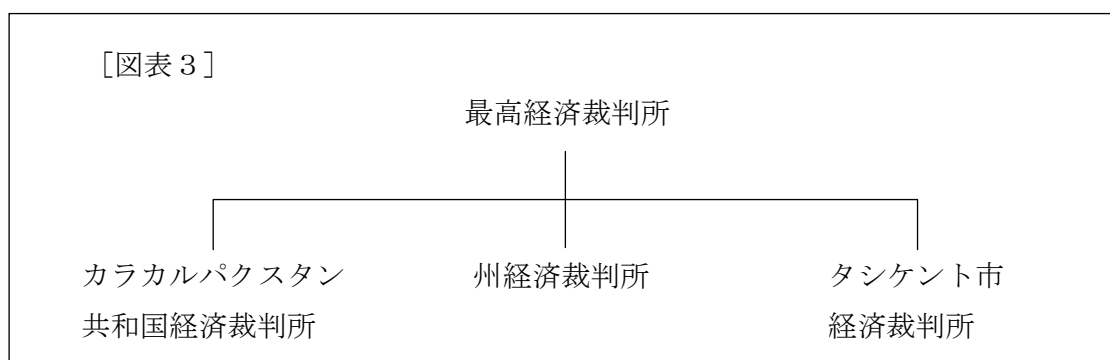
10 なお、ウズベキスタンには、我が国の司法試験のような、統一的な法曹資格試験は存在しない。通常裁判所の裁判官と経済裁判所の裁判官の資格ですら共通ではない。

82条) 点で、立法に関与する権限を有している。しかし、この権限が実際にどのように行使されているのか、調査未了である。

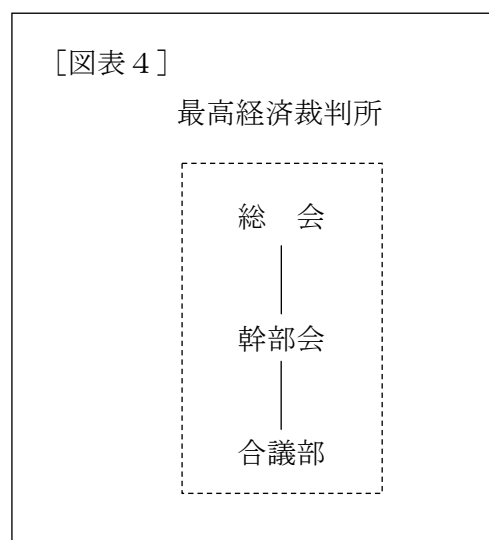
2 経済裁判所

(1) 組織

経済裁判所の構成は、図表3に示したように、最高経済裁判所と州裁判所、タシケント市経済裁判所、カラカルパクスタン共和国経済裁判所の2段階構造である。州経済裁判所は各州に1庁ずつ配置されている。また、カラカルパクスタン共和国経済裁判所とタシケント市裁判所が州経済裁判所と同格とされている。従って、州級の経済裁判所は、合計14庁存在していることになる。州級の経済裁判所の下位に地区級の経済裁判所を設置することが計画されているが、将来的な課題である。



図表4は、最高経済裁判所の内部組織を示したものである。最高経済裁判所には、総会、幹部会、合議部がある。総会は、19名の裁判官全員とカラカルパクスタン共和国経済裁判所長官の合計20名で構成され、幹部会は、長官、副長官3名、総会で承認を得た裁判官5名の合計9名で構成される。幹部会の下で、長官・副長官以外の15名の裁判官が3グループに分かれて、3合議部を形成している。総会、幹部会、合議部の機能については、審級の説明において後述する。



(2) 裁判官の任命

最高経済裁判所の裁判官は、大統領の提案に基づき国会で選任される。その総数は、前述のとおり19名である。その候補者を大統領に推薦するのが、最高経済裁判所に設置された資格審査会である。この資格審査会は、最高経済裁判所の裁判官7名で構成されている。州経済裁判所とタシケント市経済裁判所の裁判官については、最高経済裁判所に設置された資格審査会が試験を実施して、合格者を大統領府の最高資格審査会に推薦

する。最高資格審査会が審査の上、候補者を大統領に推薦し、大統領が任命する。最高経済裁判所の資格審査会は、同裁判所の裁判官7名で更生されている。経済裁判所全体で裁判官の定員は143名であり、各州経済裁判所の裁判官数は6名ないし13名、タシケント市経済裁判所の裁判官は17名である（2001年9月現在）。

(3) 経済裁判所の意義

経済裁判所の前身は、旧ソ連邦時代の国家仲裁機関という行政機関である。1991年の独立時に仲裁裁判所に衣替えし、1992年憲法によって経済裁判所という名称となった。

経済裁判所の事物管轄は、経済訴訟法典第23条によれば、以下のとおりである¹¹。

- ① 法人（以下「組織」という。）間、法人を設立せずに企業活動を行い、かつ、法律に定める手続により取得した個人企業家の地位を有する市民（以下「市民」という。）と法人間または市民間の経済領域における民事上、行政上その他の権利義務関係から生じる紛争事件
- ② 経済領域における組織および市民の権利の発生、変更または消滅に意味のある事実の確定に関する事件
- ③ 組織および市民の破産に関する事件

そして、同法典第24条は、「契約条項の変更または契約の解除に関する紛争、所有権の確認に関する紛争、債務不履行に関する紛争、損害賠償に関する紛争」など、経済裁判所が審理する紛争類型を例示している¹²。

しかし、これら条文に記載されている内容は非常に分かりづらく、条文のみから経済裁判所の事物管轄を理解するのは難しく感じられる。そこで、現地調査や比較研究セミナー時の聞き取りから得た情報を加味して、経済裁判所の事物管轄を解説すると次のとおりである。

「ウズベキスタンでは、個人が法人を設立しないで個人企業を興す場合、日本の市役所に相当する役所において、企業取引をする旨を登録し、登録証を得ることが必要とされている¹³。

法人やこの登録をしている個人が紛争の両当事者である一般民事事件は、全て経済裁判所が管轄する。家事事件のように、親族関係から発生した紛争については、民事裁判所が管轄する。当事者の一方又は双方が企業取引の登録のない個人である民事事件は、民事裁判所が管轄する。当事者の一方又は双方が複数であり、その中に一人でも企業取引の登録のない個人が含まれている場合、民事裁判所が管轄する。

また、破産事件、税金未納の事件、役所が企業取引の登録抹消を請求する事件、企

11 以下の記述は、杉浦一孝教授と小職が2001年9月の訪問時に最高経済裁判所から得た回答によるが、その翻訳は、杉浦教授の手によるものである。

12 名大報告書13頁参照。

13 この登録自体は、簡便に取得できるように、手続きが次第に簡略化されてきている。しかし、登録を必要とする企業取引とは何を指すのか、なぜ登録が必要とされているのか、不明な点が多く残っており、今後の調査研究対象である。

業取引の登録を拒絶された個人が所轄の役所を相手に登録を請求する事件は、経済裁判所が管轄する。」¹⁴

経済裁判所の扱う事件数と規模は、拡大する一方である。経済裁判所の審理した事件数は、1996年に11,550件であったのが、2000年には33,000件、2001年には34,700件に増加し、経済裁判所が敗訴者に命じた金員支払額の総額は、1996年に43億1,900万スムであったのが、2000年には994億スム、2001年には1996億スムに達している（2001年3月現在で、1ドル＝約800スム）。

ところで、多くの日本人にとって疑問に感じることは、民事裁判所とは別に経済裁判所を設置することの意義である。特に、紛争の客観的類型ではなく、単に当事者が企業取引の登録を受けた者であるか否かによって民事裁判所と経済裁判所の管轄が区別されることがあり、いずれの裁判所においても同じ類型の紛争を処理する場合があるのだから、ことさら民事裁判所と区別して経済裁判所を設置しておく意義がどこにあるのか、理解に苦しむというのが偽らざる感想である。一つの説明として考えられるのは、経済裁判所に人的・物的資源を優先的に注ぎ込むことにより、この分野における紛争の迅速適切な解決を図るということであろう。現実には経済裁判所の事件処理は急速に伸びており、経済裁判所がウズベキスタンの民事紛争解決に重要な役割を演じていることは疑いないところである。いかに政治経済体制が変革されたとはいえ、ウズベキスタンの国民にとって、経済紛争を民事裁判所とは別の機関が解決するという旧ソ連邦の制度に慣れ親しんだメンタリティーから脱却するのは、容易ではないのであろうか。経済裁判所の制度としての合理性の有無については、更に調査を要するところである。

(4) 行政官庁的活動

最高経済裁判所は、最高裁判所と同様に、国会に対して法案を提出する権限を有している（憲法第82条）。また、最高経済裁判所は、市民に対して契約の締結方法を教えるなどの啓蒙活動を行ったり、付属の研修センターにおいて銀行員など民間のビジネスマンに対する法律の研修を実施するなどの活動を行っている。このように、経済裁判所は、事件審理だけではなく、行政官庁的な活動も行っている。

3 検察庁

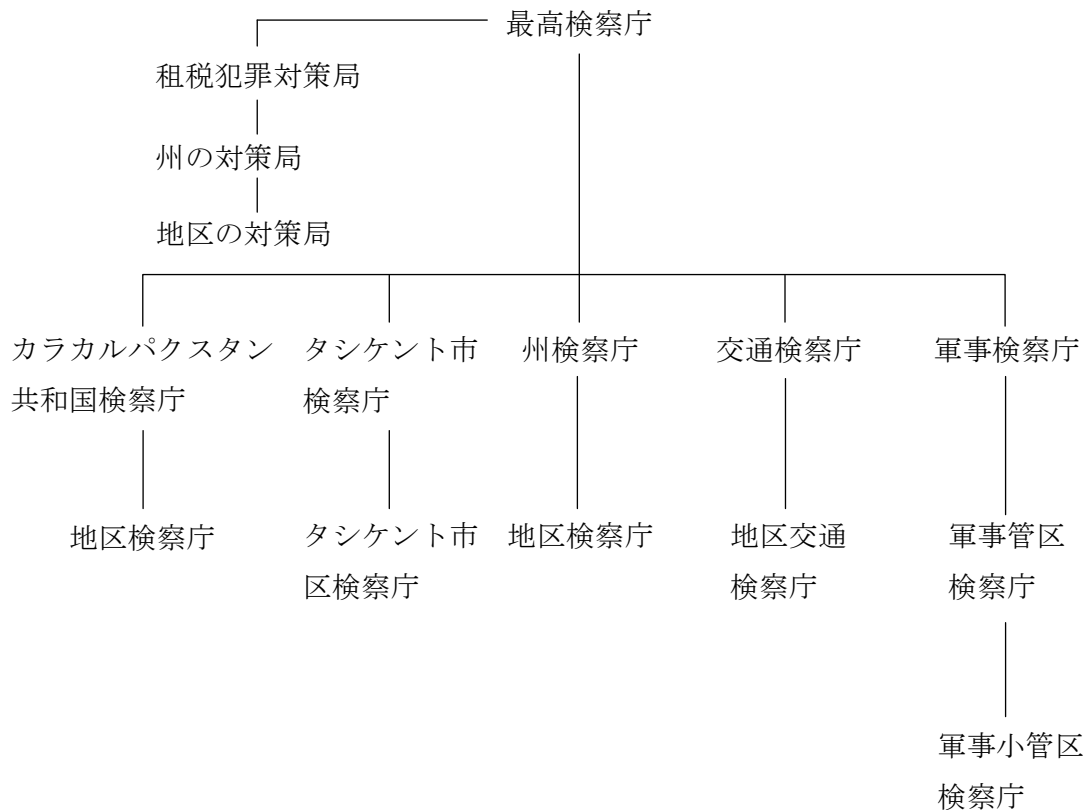
(1) 組織

ウズベキスタンでは、検察庁は、憲法上設置が認められた法的な機関と位置づけられている。

ウズベキスタンの検察は、検事総長を頂点とする一体的組織である。検察庁の全体組織は、図表5のようになっている。

14 経済裁判所の事物管轄については、なお調査研究を尽くす必要があり、ここに記載したことは説明不十分の虞があるけれども、本文で述べているように条文のみでは経済裁判所の扱う事件内容が分かりづらいため、あえて現時点での筆者の理解を述べた次第である。

[図表 5]



最高検察庁は、タシケント市内に置かれており、その一つ下のレベルとして、各州に州検察庁が1庁ずつ、合計12庁設置されている。州検察庁と同格のものとして、タシケント市検察庁とカラカルパクスタン共和国検察庁がある。これら州級の検察庁とは別に、特に交通事件を専門に扱うものとして、交通検察庁が合計18庁設置され、軍事事件を専門とする軍事検察庁が合計60庁設置されている。

州級の検察庁の下には、行政区分に応じて、地区検察庁が設置されている。タシケント市については、市内が11の区に分かれていることから、タシケント市検察庁の下に11庁の市区検察庁が設けられている。同様に、交通検察庁の下には地区交通検察庁がある。軍事検察庁に関しては、軍事管区、小管区に応じて、図示したように、軍事管区検察庁、軍事小管区検察庁が置かれている。

租税犯罪対策局は、最高検察庁に直属する機関であり、2001年に大統領令により新設された。同局は、捜査機関ではなく、租税犯罪に対する刑事政策を専門とする機関であり、やはり行政区分に従って、州の対策局、地区の対策局が置かれている。

最高検察庁に所属する検察官の数は180名、州級の検察庁は規模に応じて37名ないし108名、地区検察庁には3名ないし20名の検察官が配属されている。交通関係の検察庁に所属された検察官の総数は78名である。検察庁全体で検察官の総数は、2,268名である。租税犯罪対策局の職員は、検察官ではないが、州や地区の局も併せて全体で1,172名である。

(2) 検察官の任命

検事総長及び次長検事は、国会の事後承認を条件に大統領が任免する。その他の検察官については、検事総長に任免権がある¹⁵。検察官の任期はいずれも5年である。

検察官に任官できる条件は、①ウズベキスタン国籍を有すること、②高等法学教育を受けていること、③職業人としての資質を備えていること、④職務に耐え得る健康体であること、⑤25歳以上であること、⑥前科がないこと、である。実際には、法科大学を卒業して検察庁に就職する者が多いが、裁判所など他の司法機関から検察庁に転職する者もいる。一般的な検察官への任官プロセスを説明すると、まず、地区検察庁の職員として採用され、1年間の研修を受ける。この研修中の成績が優秀であり、かつ、研修後の試験に合格すれば、地区検察庁の検察官として採用される。研修中の成績いかににより、研修期間が6か月ないし1年間延長されることもある。地区検察庁の検察官に任官した後、キャリアを積んで上級の検察庁の検察官へと昇進していくのである。

(3) 権限

検察官の権限は、「ウズベキスタン共和国の領域内での法律の正確かつ一様な執行に対する監督」（憲法第118条）である。

刑事事件において、検察官は捜査から起訴、公判立会、判決執行までに手続きの全般に権限を有する。ただし、刑事裁判の公判に検察官が立ち会うことは必要ではない。2000年においては、検察官が公判に立ち会った事件数は45,202件で、これは全公判事件数の88.3パーセントに当たり、2001年においては検察官の立会いがあった公判事件は46,489件で全体の90パーセントに当たる。また、ウズベキスタンの刑事裁判は有罪率が高く、第一審では約90パーセントの事件で有罪判決がなされている。¹⁶

民事事件において、検察官は、訴訟に立ち会い、判決の合法性を審査するなどの非常に広範な権限を有する。検察官の立会いが必要であるのは、失踪宣告、死亡宣告、行為無能力の審判、制限無能力の審判、親権剥奪の審判、親権制限の審判、精神障害者に対する強制的な措置入院の審判、選挙管理委員会の不法な活動に対する不服申立て、という8類型に属する事件である。しかし、検察官は、これ以外にも多くの一般民事事件の裁判手続きに立ち会っており、近年の統計によると、民事裁判所の事件のうち約64パーセントに検察官が立ち会っている。さらに、検察官は言い渡された判決の合法性を審査し、不法な判決について上訴する権限を有しており¹⁷、検察官による上訴が不法な判決の更正に役立っているとされる。経済事件においても、検察官は民事事件におけるのと同様の広範な権限を有しているが、その詳細は調査未了である。

もっとも、ウズベキスタンにおいては、検察官の権限が縮小される傾向にあり、将来的には、検察官の守備範囲が刑事分野と（上記8類型などの）一定範囲の民事事件に限られる可能性もありそうである。

15 ただし、カラカルパクススタン共和国検察庁の長官の任免には、同共和国国会の承認が必要である。

16 刑事事件の捜査手続及び裁判手続は、調査未了である。

17 この上訴権限は、当事者とは独立に行使されているようであるが、詳細は調査未了である。

(4) 立法への関与

上記の権限に加えて、憲法上、検事総長には国会に対する法案の提出権があり、実際にこの権限はしばしば行使されている。2001年には、検事総長の法案提出が10件に及んだ。また、検察庁が新法案や改正法案の関係官庁となる場合には、所管官庁から検察庁に対して意見照会がなされるが、2001年にはこの照会件数が37件に上っている。このように、ウズベキスタンでは、検察庁が法案作成に実質的に関与する体制が採られている。

4 司法省

(1) 組織

司法省は、内閣の構成員である司法大臣を長とする国家組織である。司法大臣の下に4名の次官が置かれている。司法大臣は、国会の事後承認を条件として大統領が任命し、次官は内閣が任命する。内部組織は19の部局に分かれている。司法省の主要な問題を討議し判断するのは、司法大臣を議長とし、次官、部局長らがメンバーとなる合議機関である¹⁸。この合議機関の決定が司法大臣令となって発布される。

我が国の法務省が地方法務局を有するように、ウズベキスタン司法省は国内に地方局を有しており、本省の職員数約140名に対し、地方局の職員数は合計257名である。その他、司法省は公証人や民事関係の登録¹⁹の係官を管理しており、公証人及びその補佐官が全国に537名、民事の登録官が1,924名、その事務官が248名である。司法省傘下の職員は、全国で3,000名を超える状況である。

ウズベキスタン司法省の特色の一つは、「国立犯罪研究センター」という司法鑑定機関を傘下に有することである。実施する鑑定の種類は、指紋鑑定、声紋鑑定、薬物分析、DNA鑑定など45種類に上る。同センターはこれら分野で刑事事件、民事事件に関わる鑑定を行うほか、学術研究をも行っており、司法鑑定に関する中央アジア最大の研究センターである²⁰。

もう一つ触れておきたいのは、司法省とタシケント国立法科大学との関係である。タシケント国立法科大学は、ウズベキスタンの誇る高等法学教育機関であり、教授陣には博士16名、準博士79名を数え、学生数は3,000名を超える。同校は、旧ソ連邦時代、ヴェトナム・ラオスなどの社会主義諸国から多数の留学生を受け入れていた実績がある。同校は、教育機関としては、高等教育省の管理下にあるが、カリキュラム作成など教育内容については、司法省が所轄しており、司法省と密接な関係を持っている。

18 この合議機関の構成については、内閣の承認が必要である。部局長の全員がメンバーになるわけではない模様であるが、詳細は調査未了である。

19 我が国の戸籍に類似するらしい。

20 捜査機関ではなく司法省にこういった鑑定機関が設置されている理由は、捜査機関が鑑定を恣意的に介入するのを防止し、鑑定手続と結果の公正を保障するためであるという。

(2) 権限

司法省の行っている業務の中で、最も重要なものは法案の作成及び関係官庁との調整である。国家機関の用意するあらゆる法律、命令、規則等の案は、必ず司法省のチェックを受けて承認を得なければならないこととされており、司法省は、提出された法令の案について、関係官庁の意見を聴き取って調整を図っている。また、重要法案の起草に当たっては、欧米諸国の法制を事前に調査するなどの研究活動も行っている。

司法省は、ウズベキスタン国内に設立された各種団体の登録をも所管している。ウズベキスタンでは、憲法上、団体は法律に従って登録しなければならないとされており（憲法第56条）、この登録事務を扱うのが司法省なのである。

ところで、2000年以降、司法省は中小企業保護という新しい任務を負うことになったが、ウズベキスタンでは、経済発展のため中小企業の振興が叫ばれており、司法省のこの新しい任務が重要視されているので、紹介しておきたい。

民間の企業活動に対して国家機関が介入することは、我が国においても、例えば国税局の税務調査や査察、労働基準監督官の調査などがあるように、ウズベキスタンにおいても当然にある。ところが、ウズベキスタンにおいては、担当官の介入が濫用され、必要以上に民間企業の活動を制約し、妨害する例が後を絶たなかったようである。そのため、国家機関が民間の企業活動に不法に介入することを防止することを目的として、司法省に新たな権限が与えられた。具体的には、調査台帳制度が新設され、中小企業に対して何らかの調査を行う国家機関は、司法省に備え置かれた調査台帳に、調査内容や調査の根拠等を記録しなければならないとされたのである。これにより、国家機関が安易に調査に着手することを抑制するとともに、司法省が調査の合法性を事後審査することを容易にしたのである。

新制度の結果、2000年以降の中小企業に対する調査件数は、それまでの100分の1に激減した。また、司法省は、違法な調査を発見した場合訴訟を提起しているが、2001年の提訴件数は4,000件に上った²¹。

5 弁護士

ウズベキスタンでは、1996年12月27日制定の弁護士法により、州レベルの弁護士会が設立され、1997年8月1日に全国団体である弁護士協会が設立された。この弁護士協会に加入しているのは、12州の各弁護士会、タシケント市弁護士会、カラカルパクスタン共和国弁護士会であり、メンバーである弁護士の総数は約3,000名である。このうち最大の弁護士会は、タシケント市弁護士会であり、会員たる弁護士は約800名である。もっとも、ウズベキスタンにおいて、弁護士会は強制加入団体ではなく、弁護士会に加入していない弁護士も相当数存在する。タシケント市においては、弁護士会に加入していない弁護士は約700

21 その結果、違法な調査を行った公務員に対して総額約2億5,000万スムが科され、約850名の公務員が懲戒処分を受け、約500名の企業家が名誉回復処分を受けたというが、この訴訟の手續等については、調査未了である。

名である²²。

弁護士の資格を得るには、ウズベキスタン国籍を有していること、法学教育を受けていること、資格試験に合格することが必要である。この資格試験を実施するのは、司法省の資格委員会であり、司法省委員6名、弁護士委員6名で構成されている。試験内容は論文式と面接であり、論文式試験は、民事、刑事、経済の3科目のうち一つを選択して受験する。なお、合格率は約9割に達するほど高い。

弁護士の権限や業務については、今後の調査課題である。

第5章 裁判の審級制度

ウズベキスタンの裁判所制度は、憲法裁判所、通常裁判所、経済裁判所と系統が分かれているが、前章の1・2で紹介したように、基本的には最高の裁判所、州レベルの裁判所、地区レベルの裁判所という具合に階層構造となっており、一見して分かりやすい。しかしながら、審級構造は、下位の裁判所から順次上位の裁判所に上がっていくという単純なものばかりではないし、「破棄審」、「監督審」という我が国には馴染みのない制度が採用されていることや、通常裁判所と経済裁判所が異なる審級構造を採用していることから、非常に複雑である。破棄審・監督審は、我が国の上訴制度とは異なる思想や論理から成り立っていると思われるが、その背景まで解き明かすことは筆者の能力を超えるので、本章では、通常裁判所と経済裁判所に分けて、ウズベキスタンの審級制度をできるだけ平易に紹介することを主眼としたい。

1 通常裁判所

通常裁判所では、2001年から審級制度が変更され、それまでの破棄審、監督審に控訴審が加わった。この現行制度について紹介する。なお、民事裁判所、刑事裁判所とも審級構造は同一である。

通常裁判所の原則的第一審は地区級の裁判所である²³。民事事件においては、第一審は単独の裁判官が審理する。刑事事件においては、法定刑が禁錮²⁴5年以下の罪にかかる事件は単独の裁判官が審理し、法定刑が禁錮5年を超える罪にかかる事件は、裁判官1名と参審員2名から成る合議体で審理する。参審員は、社会团体²⁵が候補者を選出して裁判所に通知し、各裁判所に設置された司法大臣の管理下にある機関において選任する。その任期は2年6か月である。第一審での審理期間は1か月間と法定されているが、複雑困難な

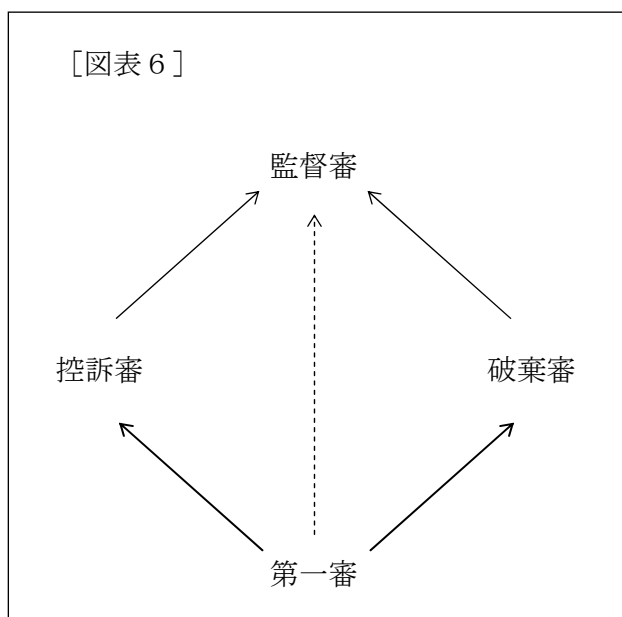
22 ここで挙げている数字は、すべて2001年9月の調査時のものである。

23 例外的に、州裁判所や最高裁判所が第一審となる場合がある。州裁判所が第一審となる場合、裁判体は、民事であれば単独の裁判官、刑事であれば罪体の軽重に従って単独の裁判官又は裁判官1名と参審員2名の合議体である。州裁判所が第一審を務める場合、控訴審又は破棄審は同じ州裁判所の合議部が務める。しかし、これら例外的場合の手続の詳細については調査未了である。

24 刑務所での拘禁中に刑務作業は課せられないので、「禁錮」と訳した。

25 法律に従って登録された労働団体、青年団などの一定の団体のことである。憲法第56条参照。

第一審判決に対する控訴申立期間は、判決から民事事件では20日間、刑事事件では10日間である。言い換えると、控訴申立期間中に不服申立てがなければ、第一審判決は確定する。控訴審を務めるのは、州級の裁判所（の合議部）である。ところが、第一審判決が確定した後であっても、事件の当事者や検察官は、上級審に対して不服の申立てができる。これ



また、第一審判決の確定後に破棄審の申立てがあり、第一審が覆った場合、第一審判決が既に執行されていたらどうなるのか当然に疑問が生じるが、執行の巻戻し手続が用意さ

30 ウズベキスタンでは、交通上の理由や弁護士制度の未発達などのため、一般市民の裁判所へのアクセスが容易ではなく、かつ、低所得の故に一般市民が不服申立手数料を準備することが容易ではないらしい。なお、控訴申立手数料と破棄審の申立手数料は同額とのことである。

れており、執行の巻戻しが不能であれば金銭賠償がなされることになっている³¹。

控訴審判決であれ破棄審判決であれ、第二審の判決は言渡しと同時に確定する。しかし、ウズベキスタンでは、こうして確定した判決が違法である場合のために、監督審という更正手続を用意している。監督審開始の申立てができるのは、最高裁判所長官・副長官、検事総長・次長検事、州裁判所長官、州検察庁長官に限られている。当事者には不服申立ての権限がなく、控訴審又は破棄審の判決に不服がある場合は、監督審の申立権者に対して、職権発動を促す請願しかできない。監督審は、当事者に三審制を保障するものではなく、判決の合法性を保障することが目的なのである³²。

民事事件の監督審の申立期間は、確定から3年間である。刑事事件の場合、被告人に有利な変更を申し立てるのであれば無期限に監督審の申立てができるが、被告人に不利益な変更の申立ては確定から1年間に限られる。民事事件では、監督審の申立権者は当事者から職権発動の請願があった事件についてのみ判決を審査して監督審申立ての有無を決するが³³、刑事事件においては、関係者の請願の有無にかかわらず検察官が全判決を審査して監督審を申し立てるかどうか決している。

監督審の審理を行うことができるのは、図表2で説明した州裁判所の幹部会、最高裁判所の合議部・幹部会・総会である。監督審の審理体は監督審の申立権者と関連している。州裁判所長官と州検察庁長官は、州裁判所の合議部の判決を審査して、州裁判所の幹部会に対して監督審の申立をすることができる。最高裁判所と最高検察庁は、下級裁判所のすべての判決について審査する権限があり、最高裁判所長官・副長官、検事総長・次長検事は、最高裁判所合議部に対して監督審の申立てをすることができる³⁴。最高裁判所合議部の役割は、下級裁判所の判決に対する監督審を行うことなのである。最高裁判所合議部の判決に対して不服がある場合、最高裁判所長官及び検事総長は、最高裁判所幹部会に対して更に監督審の申立てができる。最高裁判所幹部会は、同裁判所合議部に対する監督審として機能しているのである。最高裁判所幹部会の判決に対してなお不服がある場合、最高裁判所長官及び検事総長は、最高裁判所総会に対して監督審の申立てができる³⁵。しかし、最高裁判所総会の主たる責務は、この監督審を行うことではなく、法令の解釈について統一見解を定め、下級裁判

31 しかし、刑事事件であれば、第一審で無罪判決を受けて確定した者が、破棄審で有罪とされることがあり、我が国の法律家の目から見ると、正義に反するのではないかと感じられるだろう。しかし、ウズベキスタンの立場では、誤った無罪判決が変更できなくなるこそ反正義だと感じるようである。

32 なお、第一審判決に対して破棄審の申立期間を途過した場合にも、監督審の申立てが可能である。したがって、監督審は、控訴審及び破棄審の各判決ばかりでなく、第一審判決の合法性も審査することができる。

33 当事者の請願件数に比べて監督審の申立件数は少ない。2001年に最高検察庁に監督審申立てが請願された民事事件は1,970件であるが、そのうち監督審申立てをしたのは16件であった。

34 なお、監督審の申立権限がなぜ最高裁判所、最高検察庁、州裁判所、州検察庁に分配されているのか、実際にそれぞれの機関に何件くらい当事者から請願があるのかなどの諸点は、調査未了である。

35 ただし、最高裁判所総会に対する監督審の申立ては、めったに行われていないそうである。

所に通知することである。最高裁判所総会は、4か月に1回開催されている。

監督審手続は、破棄審の手続と同様に、既に確定した判決が覆される可能性があるので、法的安定性を害する危険性が高い³⁶。その反面、違法な状態のまま確定していた判決を更正することができるので、法の正当で一様な適用を実現する、あるいは正義を実現するには適した制度であると言うこともできる。また、我が国が採用している上告審制度においては、最上級の裁判所が取り扱う事件数が多くなり負担が大きいが、ウズベキスタンの監督審制度では、検察庁や州級の裁判所が判決を審査して監督審申立の可否を決する作業を分担しているので、それだけ最上級審の負担が軽減しているとも言える。このような監督審制度の有利・不利を勘案した上で、ウズベキスタンにおいては、監督審制度を設置する方が社会の要請に応えるものと考えられているのであろう。

2 経済裁判所

経済事件の第一審は、州級の経済裁判所において、単独の裁判官が行うのが原則である³⁷。審理期間は原則1か月間であるが、複雑困難な事件においては、期間の延長が認められるなどの例外がある。

上訴手続については、通常裁判所のそれとは異なり、経済裁判所においては控訴審と破棄審が並列の関係ではなく、上下の関係になっている。

経済裁判所の審級の仕組みについては、図表7に表した。

第一審の判決に対して不服のある当事者は、控訴の申立てをすることができる。控訴申立期間は判決から1か月間である。控訴審を務めるのは、州級の裁判所の合議部である。つまり、経済事件の第一審と控訴審は、いずれも州級の裁判所が行うわけである。

控訴審判決は言渡しと同時に確定する。これに不服のある当事者は、最高経済裁判所の合議部に対して、破棄審の申立てをすることができる。破棄審の判決に対して、当事者は不服を申し立てることができない。これに対する監督審の申立てをすることができるのは、最高経済裁判所長官・副長官及び検事総長・次長検事に限られている。不服のある当事者は、監督審の申立権者に対して、職権発動を促す請願をすることしかできない。これらの申立権者は、当事者の請願により判決の合法性を審査し、違法判決であると判断した場合、最高経済裁判所幹部会に監督審を申し立てること

[図表7]



36 ことに監督審手続においては、申立権者が違法な判決と判断した上で監督審を申し立てることになるので、確定済みの原判決が破棄される可能性が破棄審手続よりも一層高いといえる。

37 これに対する例外は2種類あり、最高経済裁判所が第一審を務める場合と、州級の裁判所において3名の裁判官の合議体が第一審の審理にあたる場合があるが、その詳細は調査未了である。

ができる。そして、同裁判所幹部会の判決が最終判断となる。最高裁判所の場合と異なり、最高経済裁判所総会に監督審の機能はない。同総会は、年に2回開催され、法令の解釈を決定して州級の経済裁判所に通知するのが主な役割である³⁸。

第6章 ウズベキスタン司法制度の課題

以上、2001年来の調査研究の取りまとめとして、ウズベキスタンの現行の司法制度の概略を説明したが、この調査研究は、ウズベキスタン政府から JICA に対して司法制度改革への支援要請があったことが契機となって始まったものであり、同国は今、司法改革の途上にある。そこで、最後に同国司法制度の課題について簡潔に私見を述べたい。

(1) 司法改革の行く末

ウズベキスタンは、シルクロードの要衝として古くから文化的に栄えた地域であり、学問の水準が高い。約70年間に及ぶ旧ソ連邦の体制下においても、その伝統は維持されてきたようである。国家体制や社会秩序は比較的良好に整備されている印象がある。しかし、1991年に独立したばかりの若い国家であるため、統治制度の構築に試行錯誤していることは否めない。司法制度もそのうちの一つであり、経済裁判所の創設に始まり、検察庁の権限縮小化、民事裁判所と刑事裁判所の分化、通常裁判所の訴訟手続へ控訴の導入など³⁹、一連の司法改革を進めている。今後の具体的な課題としては、地区級の民事裁判所の増設、地区級の経済裁判所の新設、これら裁判所に勤める裁判官の養成などが挙げられる。

ここで問題なのは、司法改革の目指す最終的な姿が明確でないことである。例えば、裁判所制度は、憲法裁判所や軍事裁判所以外に、民事裁判所、刑事裁判所、経済裁判所を設けて専門化の傾向が顕著であるが、民事裁判所と経済裁判所の分化をどこまで続けることができるか疑問に感じられる。民事裁判所の管轄から親族・相続関係の事件を除き、経済裁判所の管轄から破産事件や税金事件を除くと、両者の扱う事件の内容にはほとんど差がなくなるように思えるのである。また、検察庁の権限を縮小する傾向にあることは確かであるが、どこまで縮小されていくのか具体的には明らかにされていない。

司法改革の目指す姿の問題に加えて、どんな手順で改革を実行していくかという問題もある。これまでは中小規模の改革を積み重ねている感があるが、それは、大改革をすると一時的に制度を不安定にしてしまう危険が大きいためであろう。しかし、あまりに頻繁に制度改革をすると安定感を失い、国民の信頼を損なうことにもなりかねない。やはり、改革の目指す最終的な姿を早く示し、その上で改革の手順も明らかにしておくことが必要だと思われる。

38 経済裁判所の破棄審、監督審の手続や、最高経済裁判所の幹部会・総会の機能については、なお不明の点が多く、今後の調査が必要である。

39 このほか比較的大きな改革の一つとして、刑罰の軽減があげられる。ウズベキスタンでは従来の刑罰が厳しすぎたことが問題とされているようであり、毎年のように、大統領が大赦令を發布して、刑罰を軽減化している。

(2) 国家管理と経済的自由主義

ウズベキスタンの目指している司法改革は、それ自体が目的なのではなく、市場経済を支える法制度を確立し、国民経済の発展をはかることが目的である。第4章の4で司法省に導入された調査台帳制度を紹介したが、近時ウズベキスタンでは、市場経済の担い手として中小企業に注目しており、中小企業の保護育成が叫ばれている。

しかし、ウズベキスタンの現行制度は、国家管理の色彩がなお強いのではないかとと思われる。先に紹介したように、企業取引を行うには役所での登録が必要とされているのは、その一例である。上述した調査台帳制度にしても、他の国家機関による中小企業活動への違法な介入に対して司法省が訴訟を提起して是正するのであり、国家が後見的立場で中小企業を保護するものである。もちろん、発展途上国が経済発展を遂げる過程では、国家による国内産業保護が必要な場面が多いであろう。しかし、ウズベキスタンの場合には、「国内産業の保護」というよりも、「国家の管理による違法状態の是正」という思想が強く出ていていると感じられるのである⁴⁰。

ウズベキスタンが目指す市場経済は、国家による制約を可能な限り解き、平等な経済主体による自由な競争が前提である。ここで求められるのは、国家による管理とは正反対の思考であろう。ウズベキスタンの法律家や一般国民が、今後いかに経済的自由主義の思考に慣れ親しむことができるか、大きな課題であると思われる。

40 例えば、前述の監督審についても、国家による違法な判決の是正であると言える。

(資料1)

ウズベキスタン共和国憲法（仮訳）

（1992年12月8日制定）

翻訳 名古屋大学大学院法学研究科

教授 杉浦 一 孝

〔目次〕

前文

第1編 基本原則

第1章 国家主権

第2章 人民権力

第3章 憲法および法律の優位

第4章 対外政策

第2編 人間および市民の基本的権利、自由および義務

第5章 通則

第6章 国籍

第7章 人格的権利および自由

第8章 政治的権利

第9章 経済的および社会的権利

第10章 人間の権利および自由の保障

第11章 市民の義務

第3編 社会と個人

第12章 社会の経済原則

第13章 社会団体

第14章 家族

第15章 マス・メディア

第4編 行政区画と国家構造

第16章 ウズベキスタン共和国の行政区画

第17章 カラカルパクスタン共和国

第5編 国家権力の組織

第18章 ウズベキスタン共和国国会

第19章 ウズベキスタン共和国大統領

第20章 内閣

第21章 地方の国家権力の原則

第22章 ウズベキスタン共和国の司法権

第23章 選挙制度

第24章 検察庁

第25章 財政および信用

第26章 防衛および安全

第6編 憲法の改正手続

前文

ウズベキスタン人民は、
人間の権利および国家主権にみずから忠実であることを厳粛に宣言し、
現在および将来の世代に対する重い責任を自覚し、
ウズベク国家の発展の歴史的経験にもとづき、
民主主義および社会正義の理想にみずから忠実であることを確認し、

一般に認められた国際法規範の優位を承認し、
共和国市民に立派な生活を保障するために努力し、
人間的で民主的な法治国家をつくることを課題とし、
国内平和および民族的合意を確保するために、
みずからの全権代表をとおしてこのウズベキスタン共和国憲法を制定する。

第1編 基本原則

第1章 国家主権

第1条 ウズベキスタンは、主権を有する民主共和国である。国名の「ウズベキスタン共和国」および「ウズベキスタン」は、同義とする。

第2条 国家は、人民の意志を表し、その利益に奉仕する。国家機関および公務員は、社会および市民に対し責任を負うものとする。

第3条 ウズベキスタン共和国は、民族的国家構造、行政区画ならびに国家権力機関および国家行政機関の体系を定め、その対内政策および対外政策を実現する。

2 ウズベキスタンの国境および領域は、不可侵かつ不可分とする。

第4条 ウズベキスタン共和国の公用語は、ウズベク語とする。

2 ウズベキスタン共和国は、その領域内にいる大小の諸民族の言語、慣習および伝統に敬意をもって接し、これらの発展のための前提条件を整えることを保障する。

第5条 ウズベキスタン共和国は、みずからの国家の象徴、すなわち法律で承認する国旗、国章および国歌を有する。

第6条 ウズベキスタン共和国の首都は、タシケント市とする。

第2章 人民権力

第7条 人民は、国家権力の唯一の源泉である。

2 ウズベキスタン共和国における国家権力は、ウズベキスタン共和国憲法およびこれにもとづいて制定された法令により権限をあたえられた機関だけが、人民の利益のために行使する。

3 国家権力〔機関〕の権限の奪取、憲法に定められていない手続による権力機関の活動の停止

または中止、および新しいまたは同じような権力組織の設置は、憲法違反であり、法律にもとづいて責任を問われるものとする。

第8条 ウズベキスタン人民は、その帰属する民族のいかにかわらず、ウズベキスタン共和国市民である。

第9条 社会生活および国家生活のもっとも重要な問題は、人民討議にかけ、全人民投票（レフェレンダム）に付するものとする。レフェレンダムの実施手続は、法律で定める。

第10条 ウズベキスタン人民により選挙された国会および共和国大統領だけが、ウズベキスタン人民の名において行動することができる。

2 社会のいかなる部分も、または政党、社会团体、運動体もしくは個々の者も、ウズベキスタン人民の名において行動してはならない。

第11条 ウズベキスタン共和国の国家権力の体系の原則は、立法権、執行権および司法権への権力の分立とする。

第12条 ウズベキスタン共和国においては、社会生活は、政治制度、イデオロギーおよび意見の多様性にもとづいて発展するものとする。

2 いかなるイデオロギーも、国家のイデオロギーとしてはならない。

第13条 ウズベキスタン共和国においては、民主主義は、人間およびその生命、自由、名誉、尊厳その他奪うことのできない権利を最高の価値とする全人類的な諸原則を基礎とする。

2 民主的権利および自由は、憲法および法律により、保護する。

第14条 国家は、人間および社会の福祉のために、社会正義および適法性の原則にもとづいて活動を行うものとする。

第3章 憲法および法律の優位

第15条 ウズベキスタン共和国においては、ウズベキスタン共和国憲法および法律の絶対的な優位は、これを承認する。

2 国家、その機関、公務員、社会团体および市民は、憲法および法律にもとづいて活動するものとする。

第16条 この憲法の規定の一つであっても、ウズベキスタン共和国の権利および利益に反して解釈してはならない。

2 一つの法律または他の法令であっても、憲法の規定および原則に反してはならない。

第4章 対外政策

第17条 ウズベキスタン共和国は、国際関係の完全な権利を有する主体である。その対外政策は、国家主権の平等、武力の不行使または武力による威嚇の放棄、国境の不可侵、紛争の平和的解決および内政不干渉の原則、ならびに国際法の

一般に認められたその他の原則および規範をその基礎とする。

2 共和国は、国家および人民の最高の利益ならびにその福祉および安全にもとづいて、同盟を結び、共同体その他の国家間組織に加入し、またはこれらから脱退することができる。

第2編 人間および市民の基本的権利、自由および義務

第5章 通則

第18条 ウズベキスタン共和国のすべての市民は、同一の権利および自由を有し、かつ、性、人種、民族、言語、宗教、社会的出自、信念または個人的もしくは社会的地位のいかにかわらず、法律の前に平等である。

2 特典は、法律でのみこれを定めることができ、社会正義の原則に適合しなければならない。

第19条 ウズベキスタン共和国市民と国家の関係は、相互の権利および責任にもとづくものとする。憲法および法律に定める市民の権利および自由は、揺るぎないものであり、何人も、裁判なしにこれらを剥奪し、または制限することができない。

第20条 権利および自由を行使する市民は、他人、国家および社会の法益、権利および自由を侵害してはならない。

第6章 国籍

第21条 ウズベキスタン共和国においては、共和国の全領域で統一的な国籍が定められるものとする。

2 ウズベキスタン共和国の国籍は、その取得の事由のいかにかわらず、すべての者にとって平等なものとする。

3 カラカルパクスタン共和国市民は、同時に、ウズベキスタン共和国市民である。

4 国籍の取得および喪失の事由および手続は、法律で定める。

第22条 ウズベキスタン共和国は、ウズベキスタン共和国の領域内および領域外で、自国の市民に対し法的保護および庇護をあたえる。

第23条 ウズベキスタン共和国の領域内にいる外国市民および無国籍者は、国際法規範にもとづいて、権利および自由を保障されるものとする。

2 これらの者は、ウズベキスタン共和国の憲法、法律および国際条約に定める義務を負う。

第7章 人格的権利および自由

第24条 生命に対する権利は、すべての人間の奪うことのできない権利である。この権利の侵害は、もっとも重大な犯罪とする。

第25条 すべての者は、身体の自由および安全についての権利を有する。

2 何人も、法律にもとづかなければ、勾留され、または拘禁されることはない。

第26条 すべての被疑者および被告人は、防御のためにあらゆる機会があたえられている公開の公判で、有罪であることが適法な手続により認定されない限り、無罪の推定を受ける。

2 何人も、拷問、暴力その他の残虐なまたは人間の尊厳を傷つける取扱いを受けることはない。

3 何人も、その同意がない限り、医学的または科学的実験を受けることはない。

第27条 すべての者は、その名誉および尊厳に対する侵害ならびにその私生活に対する干渉から保護される権利、ならびにその住居の不可侵の権利を有する。

2 何人も、法律に定める場合で、これに定める手続によらなければ、住居に立ち入り、捜索または検証を行い、ならびに信書および電話機による会話の秘密を侵すことができない。

第28条 ウズベキスタン共和国市民は、共和国の領域内での自由な移動ならびにウズベキスタン共和国への入国および自国からの出国についての権利を有する。ただし、法律に別段の定めがある場合には、この限りでない。

第29条 すべての者は、思想、言論および信念の自由についての権利を有する。すべての者は、現在の憲法体制に反対することを目的とする場合および法律で制限するその他の場合を除くほか、任意の情報を求め、入手し、および広める権利を有する。

2 意見およびその表明の自由は、国家機密その他の秘密の保護を理由として、法律で制限することができる。

第30条 ウズベキスタン共和国のすべての国家機関、社会团体および公務員は、市民に対し、その権利および利益に係る文書、決議その他の資料を知る機会をあたえなければならない。

第31条 すべての者は、良心の自由を保障されるものとする。すべての者は、任意の宗教を信仰し、またはいかなる宗教も信仰しない権利を有する。宗教的見解の強制的な宣伝普及は、禁止する。

第8章 政治的権利

第32条 ウズベキスタン共和国市民は、直接に、またはみずからの代表をとおして、社会および国家の事業の管理に参加する権利を有する。この参加は、自治、レフェレンダムの実施および国家機関の民主的編成により行われるものとする。

第33条 市民は、ウズベキスタン共和国の法令にもとづいて、集会、会議または示威行進のかたちでその積極的な社会活動を行う権利を有する。

権力機関は、安全上の見地からのみ、その行為を停止させ、または禁止する権利を有する。

第34条 ウズベキスタン共和国市民は、労働組合、政党その他の社会团体に加入し、および大衆運動に参加する権利を有する。何人も、政党、社会团体、大衆運動および権力の代表機関における少数の反対派に属する者の権利、自由および尊厳を侵害してはならない。

第35条 すべての者は、権限のある国家機関、施設または人民代表に対し、個人でまたは他の者と共同で、申請、提案または不服申立てを行う権利を有する。

2 申請、提案または不服申立ては、法律に定める手続により、これに定める期間内に審議しなければならない。

第9章 経済的および社会的権利

第36条 すべての者は、所有の権利を有する。銀行預金の秘密および相続権は、法律により保障する。

第37条 すべての者は、法律に定める手続により、労働の権利、仕事の自由な選択の権利、公平な労働条件を保障される権利および失業から保護される権利を有する。

2 強制労働は、裁判所の判決にもとづく刑罰の執行の場合または法律に定めるその他の場合を除くほか、禁止する。

第38条 従業員は、有給の休息の権利を有する。労働時間および有給休暇は、法律で定める。

第39条 すべての者は、老齢、労働能力の喪失、扶養者の死亡または法律に定めるその他の場合には、社会保障を受ける権利を有する。

2 年金、手当その他の生活援助は、公定最低生活費を下回ってはならない。

第40条 すべての者は、水準の高い医療を受ける権利を有する。

第41条 すべての者は、教育を受ける権利を有する。国家は、一般教育を無償で受けられることを保障する。

2 学校の事項は、国家の監督のもとに置く。

第42条 すべての者は、学術および技術の創造の自由を保障され、文化の成果を利用する権利を有する。

2 国家は、社会の文化的、学術的および技術的發展に配慮する。

第10章 人間の権利および自由の保障

第43条 国家は、憲法および法律に定める市民の権利および自由を保障する。

第44条 すべての者は、その権利および自由の司法的救済ならびに国家機関、公務員または社会团体の違法行為を裁判所に提訴する権利を保障されるものとする。

第45条 未成年者、労働不能者および一人暮らしの高齢者の権利は、国家が保護する。
第46条 女性と男性は、平等な権利を有する。

第11章 市民の義務

第47条 すべての市民は、憲法に定める義務を負う。
第48条 市民は、憲法および法律を遵守し、他人の権利、自由、名誉および尊厳を尊重しなければならない。
第49条 市民は、ウズベキスタン人民の歴史的、精神的および文化的遺産を守らなければならない。文化財は、国家が保護する。
第50条 市民は、自然環境を大事にしなければならない。
第51条 市民は、法律に定める国税および地方税を納めなければならない。
第52条 ウズベキスタン共和国の防衛は、ウズベキスタン共和国のすべての市民の義務である。市民は、法律に定める手続により、兵役または代替可能な職務に服さなければならない。

第3編 社会と個人

第12章 社会の経済的原則

第53条 市場関係の発展を目的とするウズベキスタン経済の基礎は、さまざまな形態の所有である。国家は、消費者の権利を優先させて、経済活動、企業家的活動および労働の自由を保障し、すべての所有形態の同権および法的保護を保障する。
2 私的所有その他の所有形態は、不可侵であり、国家がこれらを保護する。所有者は、法律に定める場合で、これに定める手続によらなければ、その財産を奪われることはない。
第54条 所有者は、自己の判断にもとづいて、みずからの財産を占有し、使用し、および処分する。財産は、生態学的環境に損害をあたえ、または市民、法人もしくは国家の権利および法益を侵害して、使用してはならない。
第55条 土地、地下資源、水資源、動植物界その他の天然資源は、国全体の富であり、合理的に利用しなければならない。国家がこれらを保護する。

第13章 社会团体

第56条 ウズベキスタン共和国においては、社会团体として認められる組織は、法律に定める手続により登録された労働組合、政党、学者団体、女性団体、永年勤務退職者団体、青年団体、創作者団体、大衆運動体および市民のその他の団体とする。

第57条 憲法体制を暴力的に変更することを目的とし、共和国の主権、統一および安全ならびに共和国市民の憲法上の権利および自由に反する行動を取り、戦争ならびに社会的、民族的、人種的および宗教的敵意を宣伝し、ならびに人民の健康および倫理を侵す政党その他の社会団体の結成および活動ならびに武装団体、民族政党および宗教政党の結成および活動は、禁止する。
2 秘密結社の結成は、禁止する。

第58条 国家は、社会团体の権利および法益が守られることを保障し、社会团体に対し、社会生活に参加する法的な機会を平等にあたえるものとする。

2 社会团体の活動への国家機関および公務員の介入ならびに国家機関および公務員の活動への社会团体の介入は、禁止する。

第59条 労働組合は、労働者の社会・経済的権利および利益を表現し、これらを擁護する。労働組合組織への加入は、任意とする。

第60条 政党は、さまざまな社会的階層および社会的集団の政治的意志を表し、民主的方法により選挙されたみずからの代表をとおして国家権力の編成に参加する。政党は、所定の手続により、国会またはこれにより権限をあたえられた機関に対し、その活動の財源に関する公的な報告書を提出しなければならない。

第61条 宗教組織および宗教団体は、国家から分離し、かつ、法律の前に平等である。国家は、宗教団体の活動に介入しないものとする。

第62条 社会团体の解散またはその活動の禁止もしくは制限は、裁判所の判決にもとづいてのみ、行うことができる。

第14章 家族

第63条 家族は、社会の基本細胞であり、社会および国家の保護を受ける権利を有する。

2 婚姻は、当事者の自由な合意および同権にもとづくものとする。

第64条 親は、子が成年になるまで、これを扶養し、および養育しなければならない。

2 国家および社会は、親のいない子および親が親権を剥奪されている子の扶養、養育および教育を保障し、これらの子に対する慈善活動を奨励する。

第65条 子は、出自および親の身分事項のいかにかわらず、法律の前に平等である。

2 母性および幼時は、国家が保護する。

第66条 成年となった子で、労働能力のあるものは、みずからの親に対し配慮しなければならない。

第15章 マス・メディア

第67条 マス・メディアは、自由であり、かつ、

法律にもとづいて活動するものとする。これらは、所定の手続により、情報の信憑性について責任を負うものとする。

2 検閲は、禁止する。

第4編 行政区画と国家構造

第16章 ウズベキスタン共和国の行政区画

第68条 ウズベキスタン共和国は、州、地区、市、町、村（キシラクおよびアウル）およびカラカルパクスタン共和国をもって構成する。

第69条 カラカルパクスタン共和国、州およびタシケント市の境界の変更ならびに州、市および地区の設置または廃止は、ウズベキスタン共和国国会の同意を得て行うものとする。

第17章 カラカルパクスタン共和国

第70条 主権を有するカラカルパクスタン共和国は、ウズベキスタン共和国の構成国となる。カラカルパクスタン共和国の主権は、ウズベキスタン共和国が保護する。

第71条 カラカルパクスタン共和国は、みずからの憲法を有する。

2 カラカルパクスタン共和国憲法は、ウズベキスタン共和国憲法に反してはならない。

第72条 ウズベキスタン共和国の法律は、カラカルパクスタン共和国の領域内でも効力を有する。

第73条 カラカルパクスタン共和国の領域および境界は、その同意を得ない限り、変更することができない。カラカルパクスタン共和国は、みずからの行政区画の問題を自主的に解決する。

第74条 カラカルパクスタン共和国は、カラカルパクスタン人民のレフェレンダムにもとづいて、ウズベキスタン共和国から脱退する権利を有する。

第75条 ウズベキスタン共和国憲法の枠内におけるウズベキスタン共和国とカラカルパクスタン共和国との相互関係は、ウズベキスタン共和国とカラカルパクスタン共和国が締結した条約および協定で規制する。

2 ウズベキスタン共和国とカラカルパクスタン共和国との間の紛争は、協議手続により解決するものとする。

第5編 国家権力の組織

第18章 ウズベキスタン共和国国会

第76条 国家の最高代表機関は、立法権を行使するウズベキスタン共和国国会である。

第77条 ウズベキスタン共和国国会は、複数政党制のもとで、5年の任期で地域選挙区ごとに選挙される議員150名をもって構成する。

2 ウズベキスタン共和国国会の被選挙権は、選挙期日までに25歳に達したウズベキスタン共和国市民が有する。

3 議員候補者の資格要件は、法律で定める。

第78条 ウズベキスタン共和国国会の専属的権限には、次に掲げる事項が属する。

(1) ウズベキスタン共和国憲法の制定および改正

(2) ウズベキスタン共和国の法律の制定および改正

(3) ウズベキスタン共和国の対内政策および対外政策の基本方向の策定ならびに戦略的国家プログラムの採択

(4) ウズベキスタン共和国の立法権、執行権および司法権の諸機関の体系および権限の決定

(5) ウズベキスタン共和国への新しい国家の加入の承認およびウズベキスタン共和国からのその脱退決議の承認

(6) 関税、通貨および信用業務の立法による規制

(7) 行政区画の問題の立法による規制とウズベキスタン共和国の境界の変更

(8) 内閣の提出するウズベキスタン共和国予算の採択、その執行に対する監督および租税その他の納付金の決定

(9) ウズベキスタン共和国国会および地方の代表機関の選挙の公示ならびに中央選挙管理委員会の設置

(10) ウズベキスタン共和国大統領の任期満了によるその選挙の期日の公示

(11) ウズベキスタン共和国国会議長および副議長の選挙

(12) ウズベキスタン共和国憲法裁判所の選挙

(13) ウズベキスタン共和国最高裁判所の選挙

(14) ウズベキスタン共和国最高経済裁判所の選挙

(15) ウズベキスタン共和国大統領の提案にもとづくウズベキスタン共和国国家自然保護委員会の長の任免

(16) 首相、第1副首相、副首相および閣僚の任免に関するウズベキスタン共和国大統領令の承認

(17) ウズベキスタン共和国検事総長およびその次長の任免に関する共和国大統領令の承認

(18) ウズベキスタン共和国大統領の提案にもとづくウズベキスタン共和国中央銀行総裁の任免

(19) 省、国家委員会その他の国家行政機関の設置および廃止に関するウズベキスタン共和国大統領令の承認

(20) 総動員もしくは一部動員の布告または非常事態の宣言、その延長もしくは終了に関するウズベキスタン共和国大統領令の承認

(21) 国際条約および協定の批准および破棄

(22) 国家賞および称号の設定

(23) 地区、市および州の設置、廃止および改称ならびにこれらの境界の変更

(24) この憲法に定めるその他の権限の行使

第79条 国会の会議は、その総議員の3分の2以上の出席があったときに、成立するものとする。

第80条 ウズベキスタン共和国大統領、首相、閣僚、憲法裁判所長官、最高裁判所長官、最高経済裁判所長官、共和国検事総長および中央銀行総裁は、ウズベキスタン共和国国会の会議に出席することができる。

第81条 ウズベキスタン共和国国会は、その議員の任期が満了してから次期の国会が活動を開始するまで、その活動を行うものとする。

2 ウズベキスタン共和国国会の選挙後の最初の会議は、選挙後2カ月以内に、中央選挙管理委員会が招集する。

第82条 ウズベキスタン共和国国会における法案提出権は、ウズベキスタン共和国大統領、カラカルパクスタン共和国の国家権力の最高機関、ウズベキスタン共和国国会の議員、ウズベキスタン共和国内閣、憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所およびウズベキスタン共和国検事総長に属する。

第83条 ウズベキスタン共和国国会は、法律を制定し、決定その他の法令(アクト)を採択する。法律を制定するには、国会の総議員の過半数の賛成を要する。

2 法律その他の法令は、公布されなければ、これを適用してはならない。

第84条 国会議長および副議長は、ウズベキスタン共和国国会の議員の中から、秘密投票により選挙する。

2 国会議長および副議長は、毎年、国会に報告するものとする。

3 ウズベキスタン共和国国会の議員であるカラカルパクスタンの代表は、国会の副議長となる。

4 ウズベキスタン共和国国会議長および副議長は、議員と同じ任期で選挙する。

5 ウズベキスタン共和国国会議長には、同一の者を連続2期を超えて選挙することができない。

6 ウズベキスタン共和国国会議長は、秘密投票によりその総議員の3分の2を超える多数で可決されたウズベキスタン共和国国会の決議により、任期満了前に解任することができる。

第85条 ウズベキスタン共和国国会議長は、次に掲げることを行う。

(1) 国会の審議に付される議題の準備に対する一般的指導を行うこと。

(2) 国会の会議を招集し、委員会の長とともに、議事日程案を作成すること。

(3) 国会の会議で議長を務めること。

(4) 国会の委員会の活動を調整すること。

(5) 法律および国会の決定の執行に対する監督を行うこと。

(6) 議会間の交流に関する活動および国際議会

関係組織の仕事に係る代表団の活動を指導すること。

(7) 国会副議長およびその委員会の長の候補者を提案すること。

(8) 委員会の長の提案にもとづいて委員会の構成に変更を加え、これについて国会の事後承認を得ること。

(9) 国会の機関紙誌の活動を日常的に指導すること。

(10) 国会の機関紙誌の編集委員会の規約および構成ならびにその出版に要する予算を承認すること。

(11) 国会の機関紙誌の編集者を任免すること。

(12) 国会の議員および事務機構のための予算を承認すること。

(13) ウズベキスタン共和国国会の決定に署名すること。

2 ウズベキスタン共和国国会議長は、命令を発する。

第86条 国会は、法律案の作成、国会の審議にかけられる議題の事前の審議および準備ならびに法律およびウズベキスタン共和国国会のその他の決定の執行に対する監督のために、議員の中から委員会を選挙する。

2 国会は、必要な場合には、恒常的にまたは臨時に、議員代表委員会、監査委員会その他の委員会を設置する。

第87条 国会議員は、所定の手続により、議員活動に要する費用の弁償を受ける。共和国国会で恒常的に活動する議員は、その任期中、報酬のある他の任意の職に就き、または企業家としての活動を行うことができない。

第88条 国会議員は、不可侵の権利を有する。議員は、国会の同意がなければ、刑事訴追を受け、勾留され、または裁判手続による行政罰を科せられることはない。

第19章 ウズベキスタン共和国大統領

第89条 ウズベキスタン共和国大統領は、ウズベキスタン共和国の国家元首であり、かつ、執行権の長である。

2 ウズベキスタン共和国大統領は、同時に、内閣の長である。

第90条 ウズベキスタン共和国大統領に選挙される者は、公用語を使いこなし、選挙の直前までウズベキスタンの領域内に10年以上定住している35歳以上のウズベキスタン共和国市民とする。同一の者が連続2期を超えてウズベキスタン共和国大統領になることはできない。

2 ウズベキスタン共和国大統領は、市民が普通、平等および直接選挙権にもとづいて、5年の任期中で秘密投票により選挙する。大統領の選挙手続は、ウズベキスタン共和国の法律で定める。

第91条 大統領は、その任期中、報酬のある他の

職に就き、代表機関の議員になり、または企業家としての活動を行うことができない。

2 大統領の身体は、不可侵とし、法律により保護するものとする。

第92条 大統領は、ウズベキスタン共和国国会の会議において、次の内容の宣誓をした時からその職に就任したものとする。「ウズベキスタン人民に忠実に仕え、共和国憲法および法律に厳格にしたがい、市民の権利および自由を保障し、ならびに、ウズベキスタン共和国大統領に課せられている職務を誠実に遂行することを厳粛に誓う。」

第93条 ウズベキスタン共和国大統領は、次に掲げることを行う。

- (1) 市民の権利および自由の遵守ならびにウズベキスタン共和国憲法および法律の遵守の保証人として行動すること。
- (2) ウズベキスタン共和国の主権、安全および領土の保全の保護ならびに民族的国家構造の問題に関する決議の実現のために、必要な措置を講じること。
- (3) 国内および国際関係においてウズベキスタン共和国を代表すること。
- (4) ウズベキスタン共和国の条約および協定の締結交渉をし、これらに署名し、共和国が締結した条約、協定および共和国が負った義務の遵守を保障すること。
- (5) 大統領あての外交代表その他の代表の信任状および召還状を受理すること。
- (6) 外国におけるウズベキスタン共和国の外交代表その他の代表を任免すること。
- (7) 毎年、国内情勢および国際情勢に関する情報を共和国国会に提出すること。
- (8) 執行権の機構を組織し、および指導し、共和国の権力の最高機関と行政の最高機関との協同行動を保障すること、ならびにウズベキスタン共和国の省、国家委員会その他の国家行政機関を設置し、および廃止し、事後に国会の承認を得るためにこれに関する大統領令を提出すること。
- (9) ウズベキスタン共和国内閣の首相、第1副首相、副首相および閣僚ならびにウズベキスタン共和国検事総長およびその次長を任免し、これについて国会の事後承認を得ること。
- (10) ウズベキスタン共和国の憲法裁判所長官および所員、最高裁判所長官および所員、最高経済裁判所長官および所員、中央銀行総裁ならびにウズベキスタン共和国国家自然保護委員会委員長の候補者をウズベキスタン共和国国会に提案すること。
- (11) 州裁判所、地区裁判所、市裁判所および経済裁判所の裁判官を任免すること。
- (12) 州およびタシケント市の長（ホキム）を任免し、これについて当該人民代議員会議の事後承認を得ること。大統領は、地区および市

の長（ホキム）が憲法もしくは法律に違反し、または長（ホキム）の名誉および尊厳を汚す行為をした場合には、その決定によりこれらを解任する権利を有する。

(13) 共和国の国家行政機関の命令（アクト）および長の命令（アクト）の効力を停止し、またはこれらを取り消すこと。

(14) ウズベキスタン共和国の法律に署名すること。大統領は、法律に異議がある場合には、再審議および再表決のために、これを国会に差し戻す権利を有する。国会が投票数の3分の2以上の多数で再度議決したときは、大統領は、法律に署名するものとする。

(15) 特別の場合（外部からの現実の脅威、大衆騒動、大惨事、自然災害、伝染病）には、市民の安全を確保するために、ウズベキスタン共和国の全領域または個々の地域に非常事態を宣言し、3昼夜以内に、これについてウズベキスタン共和国国会の承認を得ること。非常事態の宣言の要件および手続は、法律で定める。

(16) 共和国軍の最高司令官となり、軍の司令官を任免し、階級を授与すること。

(17) ウズベキスタン共和国に対する攻撃があった場合または侵略に対する相互防衛に関する条約上の義務を履行する必要性が生じた場合には、宣戦を布告し、3昼夜以内に、これについてウズベキスタン共和国国会の事後承認を得ること。

(18) ウズベキスタン共和国の勲章、記章および賞状を授与し、ウズベキスタン共和国の技能称号および名誉称号を授与すること。

(19) ウズベキスタン共和国国籍の問題および政治的避難の供与の問題を解決すること。

(20) 大赦令を制定し、ウズベキスタン共和国の裁判所の有罪判決が確定した市民に対し特赦を行うこと。

(21) 国民安全局および国家監督局を組織し、その長を任免し、その権限に属するその他の問題を解決すること。

2 大統領は、みずからの権限を国家機関または公務員に委譲することができない。

第94条 ウズベキスタン共和国大統領は、ウズベキスタン共和国憲法および法律にもとづいて、またはこれらを執行するために、共和国の全領域で拘束力を有する大統領令、決定および命令を発する。

第95条 ウズベキスタン共和国国会の中で克服しがたい対立が生じ、国会が正常に機能しなくなる危険がある場合、または国会が憲法に反する決定を繰り返し採択する場合には、大統領は、憲法裁判所の同意のもとに、その決定により国会を解散することができる。国会が解散させられた場合には、3カ月以内に、その新しい選挙を行うものとする。

2 国会は、非常事態が宣言されている間は、解散することができない。

第96条 ウズベキスタン共和国大統領が健康状態によりその職務を遂行することができない場合で、国会の設置する国家医事委員会がこれを確認したときは、国会は、10日以内に臨時会議を開いて、3カ月以下の任期で、議員の中からウズベキスタン共和国大統領臨時代行を選挙する。この場合においては、3カ月以内に、全人民によるウズベキスタン共和国大統領選挙を実施しなければならない。

第97条 任期満了で退職した大統領は、憲法裁判所の終身所員となる。

第20章 内閣

第98条 内閣の構成は、ウズベキスタン共和国大統領が編成し、共和国国会が承認する。

2 カラカルパクスタン共和国政府の長は、職務上、閣僚となる。

3 内閣は、経済ならびに社会的および精神的分野が効果的に機能するように指導をし、法律その他国会の決定の執行ならびにウズベキスタン共和国大統領の大統領令、決定および命令の執行を保障する。

4 内閣は、現行の法令にもとづいて、ウズベキスタン共和国の全領域ですべての機関、企業、施設、組織、公務員および市民が執行しなければならない決定および命令を発する。

5 内閣は、あらたに選挙された国会に対し、辞表を提出する。

6 内閣の活動組織の手続および権限は、法律で定める。

第21章 地方の国家権力の原則

第99条 州、地区および市（地区内の市および市内の地区を除く。）の権力の代表機関は、長（ホキム）が主導する人民代議員会議であり、その長（ホキム）は、国家および市民の利益にもとづいて、みずからの権限に属する諸事項を解決する。

第100条 権力の地方機関の権限には、次に掲げる事項が属する。

- (1) 適法性、法秩序および市民の安全の保障
- (2) 区域の経済的、社会的および文化的発展の問題
- (3) 地方予算の編成および執行ならびに地方税および料金の設定
- (4) 予算外フォンドの編成
- (5) 地方公益事業の指導
- (6) 環境保護
- (7) 身分事項簿に記載すべき事項の登録
- (8) ウズベキスタン共和国憲法および法令に反しない法令の制定その他の権限の行使

第101条 権力の地方機関は、ウズベキスタン共和国の法律、大統領令および国家権力の上級機関の決定を実現し、下級の人民代議員会議を指導し、共和国的または地方的意義のある問題の討議に参加する。

2 下級機関は、上級機関がその権限の範囲内で採択した決定を執行しなければならない。

3 人民代議員会議および長（ホキム）の任期は、5年とする。

第102条 州、地区および市の長（ホキム）は、当該区域における代表権力および執行権を主導する。

2 州およびタシケント市の長（ホキム）は、大統領が任免し、当該人民代議員会議がこれを承認する。

3 地区および市の長（ホキム）は、これが属する州の長（ホキム）が任免し、当該人民代議員会議がこれを承認する。

4 市内の地区の長（ホキム）は、これが属する市の長（ホキム）が任免し、市人民代議員会議がこれを承認する。

5 地区内の市の長（ホキム）は、これが属する地区の長（ホキム）が任免し、地区人民代議員会議がこれを承認する。

第103条 州、地区および市の長（ホキム）は、単独責任制の原則にもとづいてみずからの権限を行使し、かつ、指導する機関の決定および行為について個人責任を負うものとする。

2 長（ホキム）および地方人民代議員会議の活動の組織および権限の範囲ならびに地方人民代議員会議の選挙手続は、法律で定める。

第104条 長（ホキム）は、その権限の範囲内で、すべての企業、施設、組織、団体、公務員および市民が当該区域内で執行しなければならない決定を採択する。

第105条 町、村ならびに市、町および村の各地域（マハリャ）における自治機関は、2年半の任期で、議長（アクサカール〔長老〕）およびその助言者を選挙する市民集会である。

2 自治機関の選挙手続、活動組織および権限の範囲は、法律で定める。

第22章 ウズベキスタン共和国の司法権

第106条 ウズベキスタン共和国においては、司法権は、立法権、執行権および政党その他の社会团体から独立して、活動するものとする。

第107条 ウズベキスタン共和国においては、裁判所制度は、5年の任期で選挙されるウズベキスタン共和国憲法裁判所、ウズベキスタン共和国最高裁判所、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所、カラカルパクスタン共和国最高裁判所およびカラカルパクスタン共和国経済裁判所ならびに同じ5年の任期で任命される州裁判所、タシケント市裁判所、地区裁判所、市裁判所およ

び経済裁判所をもって構成する。

2 裁判所の組織および活動手続は、法律で定める。

3 非常裁判所の設置は、禁止する。

第108条 ウズベキスタン共和国憲法裁判所は、立法権および執行権の法令（アクト）の憲法適合性に関する事件を審理する。

2 憲法裁判所は、政治および法の分野における専門家の中から選挙され、カラカルパクスタン共和国の代表を含む憲法裁判所の長官、副長官および裁判官をもって構成する。

3 憲法裁判所の長官および所員は、その任期中、議員となることができない。

4 憲法裁判所の長官および所員は、政党および運動体に属し、および報酬のある他の任意の職に就くことができない。

5 憲法裁判所の裁判官は、不可侵の権利を有する。

6 憲法裁判所の裁判官は、その活動において独立であり、ウズベキスタン共和国憲法にのみしたがう。

第109条 ウズベキスタン共和国憲法裁判所は、次に掲げることを行う。

(1) ウズベキスタン共和国の法律、ウズベキスタン共和国国会の制定したその他の法令、ウズベキスタン共和国の大統領令、政府および国家権力の地方機関の決定ならびにウズベキスタン共和国の国家間の条約上その他の義務がウズベキスタン共和国憲法に適合しているかどうかを判断すること。

(2) カラカルパクスタン共和国憲法がウズベキスタン共和国憲法に、カラカルパクスタン共和国の法律がウズベキスタン共和国の法律に適合しているかどうかについて意見をのべること。

(3) ウズベキスタン共和国憲法および法律の規定の解釈を行うこと。

(4) ウズベキスタン共和国憲法および法律によりその権限に属せしめられているその他の事件を審理すること。

2 憲法裁判所の裁判は、公表された時から効力を発する。これは、最終のものであって、上訴することができない。

3 憲法裁判所の組織および活動手続は、法律で定める。

第110条 ウズベキスタン共和国最高裁判所は、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の分野における司法権の最高機関である。

2 ウズベキスタン共和国最高裁判所の裁判（アクト）は、最終のものであって、ウズベキスタン共和国の全領域で執行しなければならない。

3 ウズベキスタン共和国最高裁判所は、カラカルパクスタン共和国最高裁判所、州裁判所、市裁判所および地区裁判所の活動に対する裁判監督の権利を有する。

第111条 経済分野およびその管理の過程で生じる経済紛争で、さまざまな所有形態の企業、施設および組織の間または企業家の間でのものの解決は、最高経済裁判所および経済裁判所がそれぞれの権限の範囲内で行う。

第112条 裁判官は、独立であり、かつ、法律にのみしたがう。裁判官の裁判活動へのいかなる干渉も、禁止し、法律にもとづいて責任を問われるものとする。

2 裁判官の不可侵は、法律により保障する。

3 最高裁判所および最高経済裁判所の長官および所員は、ウズベキスタン共和国国会の議員となることができない。

4 地区裁判所の裁判官を含む裁判官は、政党および運動体に属し、および報酬のある他の任意の職に就くことができない。

5 裁判官は、任期の満了する前には、法律に定める事由にもとづいてのみ、罷免することができる。

第113条 すべての裁判所における事件の審理は、公開とする。非公開の法廷での審理は、法律に定める場合に限り、行うことができる。

第114条 司法権が行う裁判（アクト）は、すべての国家機関、社会团体、企業、施設、組織、公務員および市民を拘束する。

第115条 ウズベキスタン共和国においては、裁判は、ウズベク語、カラカルパク語または当該地域の住民の多数が使う言語で行う。訴訟の参加者で、裁判で使用される言語を知らないものには、事件の資料を十分に知る権利、通訳人をおとしての訴訟への参加の権利および裁判所で母語を使う権利を保障する。

第116条 被疑者および被告人には、防御権を保障する。

2 高度な法的援助を受ける権利は、訴訟手続の任意の段階において保障する。弁護士は、市民、企業、施設および組織に法的援助をあたえるために、活動するものとする。弁護士の組織および活動手続は、法律で定める。

第23章 選挙制度

第117条 ウズベキスタン共和国市民は、代表機関の選挙権および被選挙権を有する。各選挙人は、1票をもつものとする。発言の権利、平等および意思表示の自由は、法律により保障する。

2 ウズベキスタン共和国においては、大統領および権力の代表機関の選挙は、普通、平等および直接選挙権にもとづいて、秘密投票により行う。18歳に達したウズベキスタン共和国市民は、選挙権を有する。

3 裁判所により無能力者と認定された市民および自由剥奪施設に収容されている者は、選挙されることができず、かつ、選挙に参加しないものとする。他のいかなる場合においても、市民

の選挙権および被選挙権を直接または間接に制限することは、禁止する。

- 4 ウズベキスタン共和国市民は、同時に、3つ以上の代表機関の議員となることができない。
- 5 選挙の実施手続は、法律で定める。

第24章 検察庁

第118条 ウズベキスタン共和国の領域内での法律の正確かつ一様な執行に対する監督は、ウズベキスタン共和国検事総長およびこれに従属する検事が行う。

第119条 検察諸機関の統一的な中央集権的制度は、ウズベキスタン共和国検事総長が指揮する。

- 2 カラカルパクスタン共和国検事は、ウズベキスタン共和国検事総長の同意のもとに、カラカルパクスタン共和国の最高代表機関が任命する。
- 3 州検事、地区検事および市検事は、ウズベキスタン共和国検事総長が任命する。
- 4 ウズベキスタン共和国検事総長、カラカルパクスタン共和国検事、州検事、地区検事および市検事の任期は、5年とする。

第120条 ウズベキスタン共和国の検察諸機関は、いかなる国家機関、社会团体および公務員であっても、これらから独立してその権限を行使し、法律にのみしたがう。

- 2 検事は、その任期中、政党および政治目的を追求するその他の運動体の構成員としての資格を停止するものとする。
- 3 検察諸機関の組織、権限および活動手続は、法律で定める。

第121条 ウズベキスタン共和国の領域内で、犯罪捜査、取調べその他特別の犯罪対策を独自に行う私的組織、協同組合組織、社会团体およびその内部組織を結成することは、禁止する。

- 2 適法性、法秩序ならびに市民の権利および自由を保護するために、社会团体および市民は、法秩序維持機関に協力することができる。

第25章 財政および信用

第122条 ウズベキスタン共和国は、固有の財政・貨幣信用制度を有する。

- 2 ウズベキスタンの国家予算は、共和国予算、カラカルパクスタン共和国予算および地方予算を含むものとする。

第123条 ウズベキスタン共和国の領域内では、統一的な税制が運営されるものとする。ウズベキスタン共和国国会は、特典を設定する権利を有する。

第124条 ウズベキスタン共和国の銀行制度は、共和国中央銀行が主導する。

第26章 防衛および安全

第125条 ウズベキスタン共和国軍の創設は、ウズベキスタン共和国の国家主権および領土の保全ならびに住民の平和な生活および安全を守ることを目的とする。

- 2 軍の構成および組織は、法律で定める。

第126条 ウズベキスタン共和国は、みずからの安全を保障するために、必要十分な水準の軍を維持するものとする。

第6編 憲法の改正手続

第127条 ウズベキスタン共和国憲法の改正は、共和国国会の総議員の3分の2以上の賛成で可決された法律によるものとする。

第128条 ウズベキスタン共和国国会は、憲法改正の提案をした後、その広範な討議を考慮に入れて、6カ月以内に憲法改正に関する法律を制定することができる。ウズベキスタン共和国国会が憲法改正の提案を拒否した場合には、憲法改正の提案は、1年後に、再度行うことができる。

(仮訳・杉浦一孝)

(資料2)

法務総合研究所は、平成14年4月2日から同月19日までの間、ウズベキスタン司法関係高官を招いて、日本・ウズベキスタン比較法セミナーを実施し、今後の支援活動の方針を策定するための情報の収集や意見の交換を行った。

本稿は、その際に開催した発表会の記録であり、発表者3名の発表内容（主として配布されたレポートによった）と、その後の質疑応答からなっている。ウズベキスタン法制に関する基礎的情報として御活用願いたい。

ウズベキスタン司法高官による発表会記録

日 時：平成14年4月9日午後2時から同5時30分まで

場 所：法務総合研究所国際会議室（大阪中之島合同庁舎）

発表者：司法省事務次官 サマトフ・プラド

共和国検察庁民事部長 ジャシーモフ・イスラム

最高経済裁判所国際部長 エリチバエフ・シャフカット

I. ウズベキスタン司法省の組織について

発表者：司法省事務次官 サマトフ・プラド

1 司法省の組織

ウズベキスタンは、1991年8月31日に独立し、主権を獲得した。その当初から国を挙げて根幹となる政策として取り組んできたのは、市民の法的利益、人権、民主的理念及び社会正義を実現するための基盤造りである。ウズベキスタン国民は、自らの意思で、国の発展の礎、すなわち憲法を制定した。その中には、人道的・民主的な法治国家をめざすということが掲げられている。法治国家の形成に最も重要な役割を果たすのが、司法省である。本日は、ウズベキスタンの司法省の組織について紹介したい。

司法省は、司法大臣が監督する役所である。司法大臣は大統領によって任命・罷免され、国会により承認される旨が憲法の規定で定められている。司法大臣は、司法省に与えられている任務に関し、個人で責任を負う。司法大臣の下には4人の次官がおり、これら次官を任命・解雇する権限は、内閣にある。

司法省には、司法大臣を議長とし、4名の次官及び司法省内の様々な部局の長で構成される合議制の機関が設置されている。この構成や人数は、司法大臣の提出するリストに従って、内閣で決定される。この合議機関では、司法省が関与する主要な問題についての報告や討議、司法省の人員の採用・配置や教育などに関する検討、決定や重要な法令・政令の執行の管理、他の省庁、国家委員会、地方自治体などの法務に関わる業務や活動についての監督を行っている。この合議機関の決定は、法的効力を持つ「大臣令」として執行さ

れる。

現在では、司法省の本省組織で働く人員は約140名である。その内訳は、司法大臣と4名の次官のほかに、部局長・次長が54名、「コンサルタント」が79名となっている。また州に相当する地方区に置かれている地方法務局には、257名が従事しており、そのうち部局長・次長が52名、「コンサルタント」が205名いる。「コンサルタント」とは、現場で働く実働部隊と考えていただければよく、主任、上席など3階級がある。また公証人及びその補佐官が全土に537名、日本でいう戸籍に相当するような民事の登録を扱う職員が248名いる。弁護士¹は、全国で1,924名である。司法省傘下の職員を合計すると、3,000人を超える。

さらに、司法省の組織に、次のようなものがある。

まず、ウズベキスタン国立犯罪研究センターであるが、これは刑事・民事事件に関わる裁判の決定を行うための司法鑑定を行う機関である。また、学術的見地からの研究も行っている。このセンターは、中央アジア地域全体の中でも最大の研究センターである。司法鑑定の種類は45あり、指紋鑑定、化学鑑定、声紋鑑定、麻薬の成分鑑定やDNA鑑定なども行っており、殺人、テロなどの凶悪な事件を含む非常に多くの刑事事件の摘発に寄与している。また、親子関係の特定などの民事上の鑑定も行っている。これらの鑑定の結果が証拠力を有することが法律で規定されており、鑑定により法廷で正しい決定が行われるようになっている。

司法研修センターは、裁判官の質の向上を目指すものである。また、様々な司法機関や刑事司法関係の機関の人員、他省庁の法律部門で働く人員の研修も行っている。

法律情報化センターは、最近できた機関である。主な役割は、ウズベキスタンの様々な立法のためのデータベースを作成し、常に更新してデータの蓄積を行うことである。

司法省の組織の下には、「正義」という意味の名称の出版局があり、様々な法律、大統領令、政令、コメンタリーなどの法務文献の出版を行っている。また、省内新聞や月刊誌の発行も行っている。

タシケント国立法科大学は、非常に優れた教育機関で、司法省の直接の組織下に置かれている。現在この大学を、単科大学から総合大学にするための組織改編のための作業が行われている。教授スタッフには、16名の法学博士、79名の準博士がおり、学生総数は3,000人を超える。先ほど、法治国家ということに触れたが、具体的には様々な法律分野で働く人員の養成にも力を注いでいる。中等教育機関であるタシケント法科学学校及び法科リセでは、非常に低年齢から法律教育を行っており、やはり司法省の直接の傘下に置かれている。

2 司法省の任務・業務

歴史的にみると、ウズベキスタンの法務機関は、非常に厳しい時代を経てきた。しかし、ソ連時代を含めた80年の間にあっても、司法省は常に法秩序と遵法精神の側に立ってきた。

1 サマトフ次官の発表レジュメにおいては、「attorneys ...of civilian registrar's office」となっていることから、丸山報告においては、「民事の登録官」とした。

新しい時代に入り、実質的にも司法省の活動は新しい段階に入ったといえる。国が掲げる法的な政策の実現、すなわち民主的な法治国家の実現において、司法省の果たす役割は非常に顕著に増大した。

1992年12月8日のウズベキスタン大統領令により、ソ連時代の司法省からウズベキスタン共和国の新組織として司法省が生まれ変わった。ここに規定されている司法省の任務とは、国の法制に関わる政策の実行する機関の活動の調整、ウズベキスタン共和国と国民の権利と利益の保護、大統領の名誉と尊厳を擁護する活動、ウズベキスタン国が当事者となっている外国の裁判へのウズベキスタンの代表としての参加である。また、2000年以降には、中小企業の経済活動の保護と不当な介入の排除が新しい任務として与えられた。日本の経験についての研究から、経済発展における中小企業の役割の重要性を認識しており、経済主体としての中小企業の利益を擁護することに、司法省としても関心を注いでいるところである。また、司法省では中小企業に関する調査も行っている。

ソ連時代には中小企業という概念自体がなく、このような概念が現われたのは、独立以後、市場経済に向かってウズベキスタンが走り始めたころである。これ以降中小企業の数急速に増えたので、これと同時に国税局や地方自治体など多くの機関が、彼らの経済活動を規制する方向で働いてしまった結果、中小企業の法的経済的利益を守ることが必要となったのである。2001年の1年間で、地方の法務関係局は、4,000件の訴訟を提起し、中小企業に対する不法な監督や取締を行った公務員に対する懲戒や罰金刑を科した。罰金刑の総額は2億5,000万スムに上り、行政責任を問われた公務員の数約850名であった。またこのような公務員によって不当に責任を追及された500名を超える企業家に対しては、司法省による主導で、名誉回復が行われた。

民主的国家を目指す流れの中で、重要な要素として位置付けられているのが、NGO、NPOの形成である。共和国憲法の第13章全体がこのような団体に関するものとなっており、これを実現するための法律も作られている。これにより、政党、組合、宗教法人などの社会団体の登録を行うことも司法省の業務となっている。登録された団体の数は既に3,000を超え、そのうち、約350が国際的組織あるいは全国的組織である。政党は4団体が登録されており、それぞれが国会で議席を有している。また三つの社会運動組織、16の労働組合、その他46の組合、51の基金が登録されている。

また、ウズベキスタンは100を超える民族からなる多民族国家であり、司法省としても、少数民族や他民族に対する特別な注意を払っている。彼らが構成する文化センターなどもすでに70ほど登録されており、独自の言語や固有の風俗・習慣を守る活動を行っている。JICAの帰国研修員の同窓会なども団体として登録できればよいと考えている。

宗教法人の登録も司法省の業務の一つである。ソ連時代には、モスクは60くらいしかなかったが、今では約2,000のモスク、約180のキリスト教やその他の宗教の寺院、神学校などがつくられている。ただしウズベキスタン憲法に反する活動を主眼としている団体や、民族間の憎悪をかきたてるものは認められていない。

ウズベキスタンは中央アジアの中でも最も安定した国の一つとなっている。経済の発展

のための外国投資の誘致は重要な領域であり、今日では、外国投資の総額は120億ドルにのぼっている。外国資本が何らかの形で関わっている企業は約4,000社登録されており、そのうちの680社が100%外資である。また5,200の合併企業など、全体で約12,000の法人が登録されている。日本の企業がウズベキスタンに投資をすることがあれば、それは双方にとって利益となるであろう。

また、いわゆる公証役場や、戸籍に相当する民事の登録を行うことも司法省の所管である。弁護士を監督すること、国民の法意識を高めることも、司法省の職務である。

独立以降、国際法的な観点からも、司法省の活動領域は広がり、国の権利や法的利益を守るために、司法省が自ら活動するようになった。また、ウズベキスタンが当事者となっているような国際法的な性格をもつ文書を取り交わす際や、国際条約の草案作りにも、司法省が積極的に関与する。

司法省の役割の最も重要なものとして位置付けられるのは、法案の作成である。様々な行政機関で作られる法案や、政府で行われる決定、各省庁の命令などの調整をすべて司法省で行っている。独立後の10年間で、憲法、14の法典、300の法律が制定された。また、ウズベキスタンは CIS 諸国の中で最初に新しい刑事訴訟法や民法を制定した。そのような新しい法典を作成するに当たっては、米、独、仏、日などの諸外国の専門家を招いて知識を採り入れた。新しい民法においては、市場経済体制における私有財産制とその法的関係を規定している。また、日本や米の経験に学び、三権の分立も採用されている。さらに、民主主義を標榜する国家として、人権の保障が憲法で規定されている。

しかし、国家が発展する過程では、それに付随して起こる問題もあり、このような問題を解決するために、常に法律の修改正などの整備を行っていかなければならない。このような法律の整備のための作業を行うために、分野別の19の作業部会が、司法大臣の大臣令によって設置された。この作業部会は、司法省職員に限らず学者や他省庁の実務レベルの職員で構成されている。作業部会の研究会には、JICA の専門家も参加している。

3 司法省の課題

以上のように、司法省は様々な法整備の努力を行ってきたが、残されている問題もある。

第一に、市場経済を正しく形成・発展させていくための梃子となるような法的整備を行うことが重要な課題である。現在中小企業は18万、農場は5万5,000あり、中小企業で働く人口は、全労働人口の3割を占めているところ、中小企業育成のための法的整備が必要である。

第二に、ウズベキスタンの法体系を、国際的な基準に適合させることも必要である。具体的には、WTO の基準、つまり貿易における法的基盤の自由化を行っていくことが優先課題である。

第三に、人材養成も大きな課題である。現代の要求にあった専門家を養成し、また先進国の経験に学ばせることが必要であろう。

第四に、外国人の顧問を招待して、様々な法律の立案において支援を求めたり、諸外国

の法制に関するデータベースを作成することも必要であるとする。

第五に、裁判所や国の司法機関にコンピュータ導入などの物理的、技術的な整備も必要である。

～ 質疑応答 ～

問：ウズベキスタンにも司法省，裁判所，検察局があるが，人材育成はどのように行われているのか。また，司法省職員，裁判官，検察官の間の人事交流はあるか。

答：司法省の職員は，先ほど少し触れたとおり，実務職員と技術職員からなる。実務職員については，高等法学教育を受けたことが必要とされている。このような職員は大臣令によって採用され，契約を結ぶという形になっている。幹部職員になるためには高い職業レベルが必要とされている。

人事交流に関しては，私の経歴を紹介することによって，人事交流が行われていることがお分かりいただけるかと思う。私は，タシケント国立大学法学部を卒業後，2年間当時のレニングラード（サンクトペテルスブルグ）の軍の検察庁で調査官として勤務した。1975年から1990年まではウズベキスタンに戻って検察の仕事をし，特別事件の捜査を担当した。その後3年半，大統領府で刑事司法機関の問題を扱い，1994年に司法省の次官に任命されて今に至る。自分は検察官であるが，このような道をたどってきているし，裁判官についても同様な経歴の人がいると思う。

問：現在の4人の次官の構成はどのようなになっているか。

答：まず，「検察官」は日本では資格であるが，ウズベキスタンでは昇進してなる役職であることを理解いただきたい。司法大臣は，ずっと検察部門で仕事をし，その後裁判所に勤務，大臣に任命される直前は最高裁の副長官であった人である。そして，4人の次官のうち1人は，ずっと検察官として働き，検事総長を務めた後，大統領府に移り，それから司法省次官に任命された。このように上部レベルでは検察部門で仕事をしてきた人が多くを占めている。

問：マクロ経済産業省のもとでアジモフ大臣が議長となっている中小企業振興委員会に，司法省も関与しているのか。

答：司法省も直接に参加しており，中小企業育成における法律の整備を行っている。このプログラムは非常にプライオリティの高いものであることから，司法大臣が自ら指揮をしている。

問：具体的にはどのような関与をしているのか。保護的なものに近いのか，それとも振興という性格の関与なのか。

問：このテーマについては発表の中では簡単に触れるにとどまったが，関心がおありのようなので詳しく説明したい。2000年2月に大統領は大統領令により，中小企業の積極振興についての施策を表明した。中小企業振興の一層の強化，経済活動の自由化，中小企業の権

利と利益の保障がその中で示されている。組織としては、司法省の中にも中小企業支援局が設置され、各州にも地方部局が置かれた。大統領令において司法省の任務として規定しているのは、まず第一に、中小企業の活動を規定するすべての法律の遵守を監督し、既存あるいは新設の中小企業の経済主体に対して支援を行うことである。第二に、中小企業の権利の保護に関する法整備についての提言を行い、中小企業の効率的な活動のためのよりよい条件作りを行うこと、第三に中小企業を検査する国税局などの機関が、合法的に検査を行っているかどうかを管理すること、第四に、中小企業に対する非合法的な介入や、公務員の不作為を監視することである。このような介入や不作為の事実があれば、違反行為を行った公務員の処分を行う。ウズベキスタンは、このような中小企業のための施策に CIS 諸国のなかで初めて取りかかった国である。

問：先ほど、850名の公務員が行政責任を問われたということだったが、具体的にはどのようなことを行ったのか。どのような不法行為があったのか。

答：例えば、誤った形で企業を解散させたとか、企業発展のため出さなければならない補助金を融資しなかったなどである。

答（エリチバエフ）：中小企業を監督する機関の数が多すぎて、年中調査に来ては企業の仕事の妨げになるようなことをやっている。法人税を納めていれば2年に1回しか来ないはずの調査がもっと頻繁に行われ、不法な調査を行っているので、司法省がこのような行為を監視しているのである。

答：例えば、国税局から調査官が来て調べている間に、その調査官が些細な事項に気を留めたりすると、それが些細な点であったり、調査官の認識の誤りであったとしてもお構いなしに、十分な調査もせずに、全体の作業や口座の取引を何日も止めてしまうことがある。このようなことは、中小企業にとっては多大な損害になり、時には致命的であったりする。そのため、中小企業は司法省に対して不服申立を行い、司法省が調査を行っていくのである。調査の結果、司法省は一種の訴状をもって、証拠と共に裁判所に提訴する。

答（エリチバエフ）：人々のメンタリティはなかなか変わらない。ソ連時代は、上からの監督が当然に行われていたし、経済も計画的に行われていた。このような構造から急に自由化されたとしても、体質が変わるには時間がかかる。社会主義経済では、すべてのものが国家財産であったし、企業活動そのものが刑法上の犯罪であったことも考慮せねばならない。

答：このことに関して一言付け加えておきたいが、私どもは、様々な企業家やすべての経済主体に対して、テレビ、新聞といったマスコミを通じて、不当な調査又は不当な扱いを受けた場合には、必ず司法省が彼らの権利を擁護する立場に立ってくれるのだということをピーアールしている。そして、一種のホットラインとなる電話番号をこれらの経済主体は知っていて、不当な扱いを受け権利が侵害された場合には、司法省にすぐ電話をかけてくる。

問：公務員が企業を検査をして、その結果、企業の口座を封鎖することができるといった権限を定めた法律ないし命令はあるのだろうか。

答：政府の中に機関が設けられていて、その承認を得れば、調査を行うことが許されている。

調査の過程においては、財務状況を確認しなければならない、銀行口座を見なければいけない、生産活動について詳細に調べなければならない、会計帳簿をチェックしなければならないといったことが生じてくる。調査の過程で横領・背任行為が発見されることがあり、調査そのものが正しいものであることもあるが、帳簿・通帳を調べるに際して中小企業の活動を止めてしまうことが当然生じてくる。先ほど述べた企業活動に対する妨害の例としては、それ以外にも、例えば、中小企業支援のための融資を正しく行わなかった、本来ならば融資して然るべきものに対して融資をしなかったという場合等、様々な場合がある。

日本の場合も、中小企業が日本の経済発展に果たした役割が非常に大きかったように、私どもも、国として中小企業に重きを置いて政策を進めているが、どうしても中小企業の発展の過程でそういう問題が生じてしまう。日本でもおそらくそういう問題があったのではないかと思う。私どもが非常に重大な関心を寄せているのは、日本の中小企業の発展の過程でどのような法的措置が採られていたのかとか、中小企業発展のためにどのような法整備があったのか、中小企業の発展の過程で生じた様々な問題にどのように対処していったのかということだ。そういった点について、私どもは日本から学ぶもの、それを我が国に持ち帰って還元できるものが多いかと思っている。

問：中小企業が不服申立をすることができる機関は、司法省に限られているのか、それとも直接裁判所に提訴することもできるのか。

答：もちろんどちらも可能である。しかし司法省がこのような仕事をしていることがテレビ広告などで広く知られているし、その方が手続的に円滑であるので、企業家は司法省に対して不服を持ってくることが多い。また、ウズベキスタンでは、中小企業に対する非合法的な調査に限らず、すべての公務員の違反行為に対して、すべての国民は裁判所を通して不服を申し立てることができる。

問：このような問題に関して、直接司法省が、例えば国税庁との間で協議して、調査の方法を改善してもらうことはできないのか。

答：このような問題を起こしているのが常に国税庁というわけではなく、すべての機関が関わっているので、特に国税庁に対してそのような協議を行ってはいない。

問：タシケント法科大学と司法省の関係について、「司法省に属する」とされている大学はこれ一つなのか。

答：大学は教育機関としては高等教育省が管轄しており、司法省が関与しているのは、法律教育におけるカリキュラム作りという点に限られる。このほかにウズベキスタン国立大学法学部、カラカルパキスタン大学法学部、サマルカンド大学法学部などとも同様の関係があり、司法省の者が講義をするなどしている。

問：法律に関して教育を行っている大学は、教育機関としては高等教育省が管轄しており、内容的に司法省がアドバイスをしているということなのか。

答：そうである。また、法学部の学生に対する実務研修に関しても、これらの大学は司法省と密接な関係があり、学長の決定などについても司法省が関わっている。

問：二つの質問をしたい。第一は、法治国と合法性だが、同じ概念なのか違う概念なのか、ということ。それから、第二番目の問題は、合法性でも法治国でもどちらの原則でもかまわないが、それは市場経済の発展とどのような関わり合いがあるとお考えなのかという点について。

答：法律家としては、法治国家という言葉も、合法性という言葉も、どちらも法の支配という意味であると思う。法律も憲法も、国民の利益のためになければならないものであり、それは、どの文明国においても同じであると思う。法治国家とか合法性といった言葉が市場経済にどのような関連性を持ち得るのかという質問だが、非常に大きな意味を持ち得るものだと考える。市場経済あるいは市場的な関係といったものを規定していく法的基盤を与えるものでなければならず、そして市場経済システムが発展するための推進力を担わなければならない。市場経済の中で働いて様々なメカニズムを調整する法的基盤でなければならない。

問：合法性にしても法治国にしても、市場経済を発展させるための法的基礎を与えるものであるとすると、市場経済を発展させる、あるいは私企業を営業する自由がまずあり、その私企業の営業の自由を法の許容する範囲を越えて行使した場合、例えば脱税するとか、補助金を着服するといった場合に、国家的な介入が行われるという、そういう趣旨だろうか。統制経済的に権力的介入を行うのか、あるいは自由経済を前提として、又は市場経済の自由な発展を前提にしてコントロールを加えるというのか、いずれのタイプを採っているのか、ということだが。

答：我が国における企業家、経済主体は、自由に独立して活動を行うことができるのが大原則である。自由な経済活動の領域においては、いかなる国家機関の介入も許されない。もちろん、御承知のとおり、ソヴィエト時代には、国が指令統制経済という原則のもと、あらゆる経済活動を統制する、上から下をコントロールしていたのだが、今ではそのようなものは採られていない。御参考までに企業の動き等について紹介すると、司法省に登録されている外国法人のうち日本企業が出資している合弁企業は9社あり、うち2社は100パーセント日本出資の企業である。また、日本企業による出資総額も360万米ドルの規模に上っている。外国資本の参加もまた自由に独立して行われている。ウズベキスタンは非常に安定した国家と認められており、外国からの投資も非常に積極的に受け入れている。司法省では4,000もの外国資本が参加した企業が登録されており、うち700社は100パーセント外国資本の会社である。外国資本の総額は、120億米ドルに上る。

以 上

II. ウズベキスタンの検察組織について

発表者：共和国検察庁民事局長 ジャシーモフ・イスラム

1 ウズベキスタンの地理、行政区分

ウズベキスタンは12の州という行政区分からなっている。加えて、カラカルパクスタン共和国もまたウズベキスタンを構成している。州の下に215の地方²という行政単位があり、また、119の市がある。ウズベキスタンの首都であるタシケントという街は、特別市という地位を与えられており、州に並ぶ行政単位となっている。我が国の司法機関の制度は、州や特別市といった行政区分と深く関わって構成されている。

2 通常裁判所制度

検察部門の話に詳しく入る前に、我が国の通常裁判所のあり方について御紹介しておきたい。そして、民事事件、刑事事件の審級制度についても紹介したい。

通常裁判所についてであるが、まず、最高裁判所があり、次に、刑事事件を扱う12の州裁判所がある。同じレベルに更にタシケント市の刑事裁判所、カラカルパクスタン共和国最高裁がある。同じく、民事事件を扱う12の州裁判所がある。ここにも同様に、タシケント市の刑事裁判所、カラカルパクスタン共和国最高裁判所が含まれている。さらに、軍事裁判所というものがある。刑事事件を扱う州裁判所、民事事件を扱う州裁判所及び軍事裁判所は、第二段階の裁判所として位置づけられている。さらに、その下の段階として、刑事事件を扱う地方裁判所と民事事件を扱う地方裁判所がある。これについては、同じように地方裁判所と訳してかまわないが、ただこれは先程紹介した行政区分のすべての「地方」に存在するわけではなく、言葉としては「地方間」裁判所ということになるかもしれない。それから、軍事裁判所の下にある地方級の裁判所だが、これは軍事的に区分された地区の裁判所である。このように、行政区分に沿って裁判所が位置していると考えられる。地方裁判所は、地方あるいは地方と同じステータスを持つ市にもある。

民事事件を扱う裁判所と刑事事件を扱う裁判所が分かれたのは、昨年（2001年）のことである。民事専門の地方裁判所は現時点では62しかないが、将来的にはこれを増やして、すべての地方に地方民事裁判所を置くことを考えている。軍事裁判所については特別なもののなので詳しくは述べないが、軍事裁判所も、軍の管区を分けて設けた地方に相当する区域に点在している。

最高裁判所には41人の判事がいる。州裁判所はその業務量によって多少の幅があり、7人ないし9人の判事がいる。もっとも、タシケント市の裁判所は扱う事件の数が多いので、より多くの判事がいる。地方裁判所のレベルでは、判事の数3人ないし5人である。

民事、刑事、軍事といった形で専門化されているのは州裁判所以下のレベルであり、最高裁判所は当然すべての事件を扱うことになる。

3 通常裁判所の審級

次は、日本との大きな違いにもなってくると思われる、我が国の審級制度についてお話

2 丸山報告では、「地区」という訳語で統一した。なお、和訳憲法第99条参照。

ししたい。

日本の場合には、いわゆる監督審であるとか破棄審という考え方はないと思う。まず第一審であるが、我が国では、第一審は基本的には地方裁判所で審理が行われる。ただ、ごくまれにはあるが、州裁判所で第一審を扱うこともあり、また、最高裁判所で第一審を扱うこともある。次に控訴審についてだが、この控訴審というのは昨年（2001年）からできた制度である。2001年までは、第一審、破棄審、監督審という流れの審級制度だった。控訴審を設けるに際して、破棄審の廃止が主張されてはいたが、政治的な判断があり、破棄審も残された。その理由について説明したい。控訴審及び破棄審は、州裁判所において行われる。控訴審は、第一審判決に対して、その判決が法的な効力を生じる前に、刑事事件であれば被告人ないし検事側の、民事事件であれば当事者の控訴の申立てにより行われるものである。控訴期間は、民事事件の場合には20日間、刑事事件の場合は10日間である。一方、破棄審は何のために存在しているのかというと、控訴期間内に何らかの理由で控訴を行うことができなかった被告人ないし当事者のために残されている一種の補足的な法的保障のための制度である。定められた期間内に控訴を行うためには、日本でいうところのいわゆる印紙税のようなものを納付しなければならないが、必ずしもすべての市民がそういうお金を持っているわけではないので、定められた期間内に控訴を行うことができないことがあり、そのような場合に備えての法的保障の制度として破棄審があるのである。破棄審に不服を申し立てることができる期間は長めに設定されており、これは1年間である。既に法的な効力が発生している第一審判決に対しても、この1年の間であれば、破棄審に対して不服の申立てを行うことができ、その場合に破棄審で行われる審理は、控訴審で行われる審理と同じようなレベルのものとしての、つまり第二審としての意味をもっている。昨年導入された控訴審と破棄審が並列して存在するというあり方についてだが、この1年の実績やデータを分析すると、やはり破棄審を残したことについては肯定的な評価をすることができる。破棄審においては、第一審でなされた判決のうち10%から15%の判決が破棄された。破棄審と控訴審は、その機能・権限については同じである。

監督審についても説明が必要かと思う。第一審及び第二審としての破棄審、控訴審という制度を経てきても、それでも何パーセントかは誤った判断がされているということがあり得る。また、市民の側に破棄審の判決やあるいは控訴審の判決に対して不満があることがあり得る。破棄審・控訴審の判決に対して不服を有する市民は、最高裁長官、検事総長、あるいは州裁判所の長官、州の検事長に対して、破棄審または控訴審の判決に対して不服があるのでもう一度審理を行って欲しい旨の要請を行うことが、権利として認められている。この場合、その市民は、印紙税のようなものの支払を要しない。そういった場合には、その申立てを受けて、検察なり裁判所は再び破棄審や控訴審の判決の合法性を検討する手続に入る。そして、破棄審や控訴審の判決等を詳細に検討した結果、そこに何かしら非合法的な部分がある場合には、法律で詳しく規定されているが、監督の意味でプロテストを行うことができる。実際、監督審に持ちこまれた100件のうち5ないし6件についてはプロテストが行われている。つまり、破棄審や控訴審を経てきても、5ないし6パーセントに

については何らかの誤った判断がなされていることになる。破棄審や監督審といった制度は、誤った判断を修正する役割があると考えられている。

4 最高裁判所の組織

最高裁判所の組織についてであるが、総会及び幹部会という構造があるのは、最高裁判所だけである。刑事事件の合議体、民事事件の合議体、軍事事件の合議体は、いずれも常設のものであるが、これに対して、幹部会とか総会は、常にそこに人がいて議論をしているという意味での常設のものではない。幹部会は、最低1か月に1回は招集されている。総会は4か月に1回以上行われる。総会のメンバーは、最高裁判所に所属する41名の判事全員である。幹部会のメンバーは、最高裁長官、副長官と一部の判事の総勢9名である。

合議体は、プロテストによってあげられた監督審の審理を行っている。2001年に行われた法改正の結果、こういうスタイルを採っている。この法改正以前は、合議体においても破棄審や控訴審を行うことができたが、現在は監督審しか行っていない。監督審は最高裁判所長官及び副長官並びに検事総長及び副検事総長のプロテストに基づき行われる。幹部会は1か月に1回以上招集されて、合議体で行われた判決を検討する。合議体で行われた監督審の判決に対しても幹部会に不服を申し立てることができるが、幹部会に対して不服を申し立てることができるのは最高裁判所長官と検事総長だけである。幹部会も最高裁判所の中での一つの審級になるわけである。幹部会で審理されるのは、ほとんどが刑事事件で、民事事件はめったにない。1か月に7件から10件くらいが幹部会で審理される。現実的・実質的には、幹部会での審理が最終審ということになる。本当に時折であるが、幹部会の判断に対して、最高裁長官又は検事総長が納得できないという場合があり、その場合、総会で審理される。非常に複雑なシステムにみえるが、これがいったいどういうものをもたらしのかを述べたい。最高裁判所の合議体は基本的には5名の判事で構成されており、審理がなされる。合議体で行われる判決は、ときには最高裁判所長官や検事総長によって不服が申し立てられ、更に上で審理される可能性があるということを合議体を構成する5名の判事は知っているわけであるから、より客観的に見ることができると考えられる。実質的には幹部会の審理が最終審ということになるが、ただ、幹部会である特定の判事が行っている判決がいつも幹部会で破棄されるということになると、その場合には、その判事の任期は延長されないことがある。

州裁判所に関しては、刑事又は民事の合議体及び幹部会という構造になっている。州裁判所の合議体で行われているのは控訴審又は破棄審であり、その判決に対して、州裁判所の長官又は州の検事長が不服のある場合には、州裁判所の幹部会で監督審の審理が行われる。

5 検察の位置づけ

さて、検察部門の説明に移りたい。ウズベキスタン共和国が、ソヴィエト時代のウズベキスタン社会主義共和国から新しい独立主権を勝ち取ったウズベキスタン共和国への第一

歩を記したのは、1992年1月8日の大統領令によってであり、これにより正式に主権を獲得した。また、同年12月9日、これは憲法が採択された翌日であるが、新しく検察庁法が採択された。こういう動きは、国家として成り立つためにも必要なものであった。また、国の中での様々な分野での安定性を高め、社会秩序を保つために必要な法律であった。犯罪の急増を抑え、あるいは社会全体の安定のために必要なものであった。まさにこの法律によって社会の安定化のための最も重要な役割が検察庁に課せられたのである。この法律によって検察の組織が作られた。

2000年になり、検察庁の組織改編という問題が生じ、検察庁法の改正が検討された。それに際して、40か国以上の検察の状況を研究したところ、世界的には、検察庁のあり方やその組織のあり方、検察庁の法的なステータスが様々であることが分かった。大体、6つの類型に分けることができるかと思う。そのうちの第一の類型としては、検察庁が司法省あるいは法務省の側にあるもので、日本がその典型例であると思う。第二の類型としては、検察庁が最高裁判所の組織に入っているものである。第三の類型としては、司法省と検事総長が一つの組織の中に一つの統一体として存在し、司法省そのものも検事総長によって指導監督されているものである。例えば、アメリカがそうである。第四の類型は、検察官に対して非常に巨大な監督権限を与えられている国で、CIS 各国、中国、韓国がそうだ。第五の類型としては、世界で6か国しかないが、そもそも検察という制度がない国である。第六の類型としては、様々な入り組んだ形で検察組織が存在しており、検察庁の位置を定めにくいようなものである。こういった様々な国の検察庁のあり方を私たちは詳細に検討して、法案の整備に取り組み、法案の審議を国会で3度も繰り返した。この法律案を国民の議論に付するために新聞等で発表したところ、国民の側から2,000件もの様々な提言が寄せられた。最終的な法律案の中では、政府の政治的な意思も反映された。こうして可決成立した検察庁法は、我が国の現実及びニーズに合致した形のものである。簡単に説明すれば、ウズベキスタン国の検察庁は、非常に幅の広い大きな権限を与えられている国家機関であり、その活動の領域は、11の分野にわたる。確か、日本の憲法では、たった1か所、検察官は最高裁判所の定める規則に従わなければならないという規定があると思うのですが（日本国憲法77条2項）、我が国の憲法は、ある一つの章を検察についての規定に充てている。ウズベキスタン国の検察庁は、検事総長を長とする一体的で中央集権的な一つの統一体であると規定されている。様々な国家権力のうちのどの権力に検察庁が属するのかあるいは属するべきなのかということについては、非常に熱い議論が交わされた。もちろん、立法権には属さないことは明らかだと思う。日本では、検察庁は、形式的には法務省の組織として行政権に属しているようだが、検察庁というのはいわゆる行政庁の行政事務を扱っている省庁ではないと思う。また、検察庁が自ら裁判を行う形は採っていないので司法権に属するとも言えない。我が国では、このことをめぐって、解決をみないほど雑多な議論が取り交わされており、今をもって検察庁はどこの位置にあるのかははっきりいえない。ただ、新しい検察庁法は、検察庁の置かれた位置というものを明確に規定している。そこに掲げられている文言によれば、検察庁はその機能として、独立した、そして憲法上設置

が認められた法的な制度・機関であるとされている。

6 検察庁の組織

検察庁の組織について紹介したい。

検察庁の組織は、中央集権化された一体的な組織であり、検事総長を長としている。検事総長は大統領によって指名され、任期は5年である。解任も大統領によって行われる。検事総長の任命及び解任は大統領令によって行われるが、これは国会の承認を経ることになる。

我が国の検察庁の組織は、行政区分と一致している。最高検察庁の下で第二番目のレベルのものとしては、カラカルパクスタン共和国検察庁、タシケント市検察庁、12の州検察庁、交通検察庁及び軍事検察庁がある。第三番目のレベルのものとしては、地方レベルの検察庁、タシケント市区検察庁、地方検察庁、地区交通検察庁、軍事管区検察庁がある。交通検察庁のもとには、六つのリージョナルな地区検察庁がある。交通検察庁は、中央の部分と地方の部分を含めて78人の検察官がいる。軍事検察庁は、本部及び軍事管区並びにその下の小管区という構成になっており、全体で60人の検察官がいる。最高検察庁には180名の検察官がいる。タシケント市検察庁と12ある州検察庁は、それぞれ規模に応じて検察官数は異なり、タシケント市検察庁は非常に業務量が多いため、108名の検察官がいる。これには、タシケント市区検察庁の検察官を含まない。地方レベルでは、カラカルパクスタンの地方検察庁、タシケント市区検察庁及び地方検察庁には、3名ないし20名の検察官がいる。3名というのは住民の少ない農村部の話である。特別市としてのタシケント市の中には11の区があり、それぞれの区に12名ずつ検察官がいる。検察全体では、2,268人の検察官がいる。

2001年の大統領の決定により、最高検察庁に直属する、租税をめぐる犯罪に対する対策を行う専門の部局（租税犯罪対策局）が新設された。最高検察庁に直属するという意味は、租税犯罪対策局の下に州の対策局、地方の対策局という形で縦の関係があるということである。租税犯罪対策局には、全部で1,172人の職員がいるが、いわゆる検察官の仕事をしているわけではないので、検察官ではなく、検察官に相当する官職のものである。

それから、検察組織の中には外局のような機関がある。合法性の強化及び検察官・捜査官の職能向上問題を扱うセンターというものがそれである。また、検察庁には出版局があり、「法律の遵守」という名の雑誌、「法」という名の新聞を出している。

7 検察官の任命、育成

次に、検察官の任官についてお話ししたい。カラカルパクスタンの検察庁の検察官は、カラカルパクスタン共和国の最高議会によって任命され、ウズベキスタンの検事総長の承認を得ることになる。その他の検察官は、検事総長によって任命される。検事総長を支える次長検事あるいは検察庁にある部局の長の任免も、検事総長によってなされる。検察組織で働くすべての者の人事権を掌握しているという意味で、中央集権的であるわけである。

検察事務官については、検事総長によって任命されるのではないものの、検察事務官の職を解く権限は検事総長にある。

検察官に任官するための要件は、ウズベキスタン国の国民であること、高等教育機関で法学教育を受けていること、職業人としての資質を備えていること及び検察官に要求される職務を遂行するに足る十分な健康を有していることである。実際には、検察官はタシケント国立法科大学の卒業生からよく任官されている。あるいはまた、他の刑事司法機関や裁判所、他の国の機関などから検察官として採用することもあり、非常に自由な採用が行われている。過去に刑事訴追を受けて有罪判決を受けたことのある者は、検察官になることはできない。また、25歳以下の者は検察官になることはできない。これ以外に、性別、年齢、人種、使用言語、民族、社会的な出自、信仰などといったものによる制限はない。

基本的に、検察官が検察官として採用されるのは地方レベルであり、その後、昇進して上級の検察庁へ異動する。検察官として職務を開始する前に、1年間の研修を経なければならない。上級の検察庁によって定められる特別な研修プログラムが用意されている。例えば、州検察庁は、地方検察庁の研修プログラムを承認すると同時に、その研修プログラムが適切に遂行されているかどうかを監督する権限を有している。また、研修プログラムは、必ずその内容が検事総長に送られ、その監督を受けることになる。検察研修を受けている期間は、正式には検察官ではなく、検察官研修生という検察事務官と同じステータスを与えられるわけであるが、検察官と同等の権限・特権が認められる。そして、この研修の間の成績が優秀で、検察官としての資質を十分に有し、検察官に必要とされる要求を満たすことができれば、検察官又は捜査官として任官される。1年の研修期間中に、十分に研修内容を修めることができなかった場合には、更に研修期間を6か月ないし1年研修期間を延長して研修を行わせ、研修の後、試験を受けることになる。その試験の結果がよければ検察官として任官されるが、研修の成績が悪く、かつ、追加的な研修をしてその追加的な研修でも成績が不良であった者は、研修の間の成績結果が検事総長に通告され、検事総長の名でその職を解かれる。

8 検察官の裁判に関する権限

検察の権限について紹介したい。検察庁の持っている権限は、非常に幅の広いものであるが、その中でも、民事、刑事及び経済事件に参加する検察官の役割について述べたい。もちろん、審理に関わるということは、検察官の持つ様々な権限の中でその根幹をなすものの一つであり、特に、刑事事件では、検察官は国家を代表して訴追を行う。裁判においては、検察官は、他の訴訟の参加者と同等の権利を有しており、証拠調べにも参加するし、検察官が証拠を提出することもできる。そして、検察官は被告人の人格あるいは行為について、自分の意見を述べることができる。それから、検察官に与えられている権限のうちで重要なものとしては、犯罪を導いた特定の理由、状況について自分の意見を述べることである。そして、そういった犯行に至った原因をいかになくすかといったことについても、自分の意見を述べることができる。

2001年のデータであるが、ウズベキスタンの第一審で扱われた刑事事件は46,000件で、そのうちの90%に有罪判決が下されている。なぜ100パーセントではないのか。我が国の法諺に、検察官あるところに訴追があり、検察官なきところに訴追なしというものがある。つまり、検察官はすべての刑事事件に参加しなければならない。ただ、現在私たちが有する検察官の人数では、すべての刑事事件に参加することができない。100パーセント刑事事件の審理に参加するための努力は最大限しているが、現有のスタッフの数ではままたらないところがある。

刑事事件におけるもう一つの重要な権限は、判決に対する不服、控訴の申立てである。刑事事件においては、(被告人のほか)検察官だけが判決に対して控訴審あるいは破棄審へ持ち込むことができる。例えば、州裁判所の長官であっても、刑事事件に関して自分の意思で控訴審あるいは破棄審に持ち込むことはできない。2000年のデータであるが、州レベルの検察官によって行われた控訴審及び破棄審では、2,170人の被告人に対して判決の破棄又は判決の変更がなされた。これは、州レベルでの判決の破棄・変更のうち80.4%を占める。監督審になると、監督審で破棄された3,614件のうちの1,078件が検察官の申立てにより監督審に持ち込まれた。

民事事件における検察官の関与であるが、第一審においては、法が定める次の8つの類型の事件について、検察官はその審理に参加しなければならない。第一に失踪を宣告する場合、第二に死亡を宣告する場合、第三に行為無能力者を審判する場合、第四に制限能力者であると審判する場合、第五に親権を認める場合、第六に親権を制限する場合、第七に選挙管理委員会の違法な活動に対して不服を申し立てる場合、第八に強制的に措置入院をとる場合である。これら8類型は、一言でいえば、人権、すなわち生命に対する権利、選挙権、親を持つ権利、あるいは自分が健康であるということを認める権利などに直接関わる問題である。この場合には、検察官は、国を代表して審理に関わり、市民の権利を保護する立場として参加する。それ以外に、裁判所が認める場合には、必ず検察官はその裁判に立ち会わなければならないという規定がある。同様のことが経済裁判にも言える。経済裁判においても、すべての事件に検察官が立ち会うわけではない。他の裁判と同じく、経済裁判においても、検察官が破棄審、控訴審、監督審に訴えることがある。

9 検察官の立法に関する権限

最後に、検察機関が有している非常に重大な仕事、すなわち立法活動への積極的関与について述べたい。わが国の憲法上、検事総長は議案提出権を有している。検事総長は非常に莫大な捜査及び裁判の資料並びにその実務経験を有し、法の運用や法の欠陥、法に関する社会のニーズに熟知していることから、国会に対し、法律案を提出することができ、あるいは、現行法に対する修正案を国会に対して提出することが認められている。2001年の1年間で、検事総長はこの権限を10回行使して、現行法に対する修正案を10件提案した。また、国会で審議されるいくつかの法律は、検討のために検察機関にも照会されることがある。2001年には、37の法律案が検事総長に照会された。それからまた、国会の様々な委

員会から、検察官の参加の要請を受けて、その法律案の策定作業に関与することも珍らしくない。

また、日本の場合には例えば検察官が出向という形で他の省庁で仕事をすることもあるが、ウズベキスタンの場合には検察官は資格ではなく役職であり、この役職は検察機関においてのみ有効である。よって、ウズベキスタンの場合、検察官が検察機関とは別の国家機関に異動する場合、その者には肩章のみが残り、検事という名称は残らない。サマトフ司法省次官は検察機関から司法省に異動されたが、将軍クラスという階級だけが残っている。

～ 質疑応答 ～

問：宗教裁判所はないのか。

答：ない。

問：刑事事件において、控訴審に対して控訴の申立てをすることができるのは、被告人ないし検察官であることは分かったが、民事事件において控訴審に控訴を申し立てることができるのは当事者に限られるのか、それとも検察官も含まれるのか。

答：当事者及びその委任を受けた者（弁護士）が控訴することができる。

問：判決の効力が発生したものについて不服を申し立てるのが破棄審であることは分かったのだが、第一審判決に対して控訴がなされ、控訴審において判決が効力を生じた後に不服を申し立てるのも破棄審なのか。

答：控訴審と破棄審はあくまで同じレベルにあるので、その場合には監督審になる。控訴審の場合は、控訴審判決と同時に法的な効力が発生する。要するに、第一審、控訴審、監督審という流れと、第一審、破棄審、監督審という流れの二つだけである。

問：そうすると、破棄審は第一審判決の後1年の間であれば申し立てることができることは分かったが、1年を過ぎてしまった場合には、直接監督審に不服を申し立てることができるのか。

答：民事事件の場合には、第一審の判決が効力を発生した後3年内であれば、監督審に持つていくことができる。ただ、刑事事件の場合、そのような期限は設定されていない。

問：一審で確定した判決であっても1年内であれば破棄審において破棄される可能性をはらむ破棄審の制度があると、執行を担当する機関は、どうやって判決の執行を行うのだろうか。

答：質問は、例えば、第一審の判決が法的な効力を生じて判決の執行が行われた後に破棄審が行われ、一審の判決とは逆の判決が破棄審でなされたという場合についてだろう。一審では原告側が勝訴したのに破棄審では第一審被告側が勝訴するということは、実際によくある。その場合には、民事訴訟法にも刑事訴訟法にも規定があるが、執行の転換というか、巻き戻しがなされる。例えば、A、B間の訴訟について、第一審ではAが勝訴してBの財産に対して執行をしたところ、破棄審ではBが勝訴したという場合、Aは取得した物を返還するか、またはその物を返還することができないときは金銭でもって返還することになる。

問：刑事事件について一審で無罪判決が出された場合でも、検察官は1年以内に破棄審に不服を申し立てることができるのか。また、その場合、破棄審は被告人に不利益に判決を変更することができるのか。

答：検察は、10日以内であれば控訴審に、10日を過ぎていれば破棄審に、1年を過ぎてしまった場合は監督審に不服を申し立てることができる。その場合、検察官の控訴がなくても、上級の検察庁が事件に対して上から下級裁判所の判決に対してそれを調べることができる。

問：監督審は終審の裁判所であると思うが、この監督審は必ず最高裁判所で行われるのか。

答：確認の意味を込めて先ほどの話を繰り返すと、監督審は確かに最終審であるが、それは市民の立場で監督審に不服を申し立てることができるものではなく、監督審に事件を移審させることができるのは裁判所ないし検察官に限られている。

問：破棄審に対して1年以内に不服を申し立てることができるとするならば、逆に、控訴審は必要ではないように思われるのだが。確定判決の効力を否認することができる点に破棄審の意義があることはわかるのだが。

答：私自身、去年この法案作成に加わったが、その際にも、破棄審だけにするのか、控訴審だけにするのかという議論があった。しかし、現在の我が国の状況を踏まえると、一種の法的な担保として破棄審を残しておいた方がいいという結論に達した。将来的にはこの二つを並行して存置することはなくなり、すっきりした形になるかもしれないが、データ等を検証すると、破棄審を存続させた意味はあったと考えている。

問：民事事件に限ってお教えいただきたいのだが、控訴審に不服が申し立てられる事件数と破棄審に不服が申し立てられる事件数の割合はどうなっているのか。

答：2001年のデータで、控訴審が受理したのが3,445件、うち第一審判決が取り消されたものが1,085件。他方、破棄審に申し立てられた事件数は1,870件、うち696件が受理され、332件が破棄された³。これを見れば分かると思うが、やはり破棄審を存続させたことには一定の効果があったといえる。332件もの誤った判断が、監督審までいかないうちに、誤った判断であると認められたのだから。従前は、かなりの数の事件が監督審にまで移審しており、監督審は負担加重であった。

問：ちなみに、第一審で終結する事件の数はどれくらいあるのか。

答：民事事件については、約91,000件が第一審に申し立てられ、そのうち先程の約3,000件余りが控訴審に申し立てられていることになる。

3 ジャシーモフ氏の英文の発表レジュメでは、この点、“…322 cases or 47.7% from 696 cases canceled in appealing order were due to protests of prosecutors.”とされている。丸山報告では、この英文レジュメの記載に基づき、「破棄審の申立のあった1870件のうち696件が第一審判決で破棄されたが、そのうち332件が検察官の申立によるものであった。」と説明した。

問：報告の中に、州裁判所の合議部の判決に対して、州検察庁の長官は、裁判所の幹部会に対して不服申立てをすることができるとあった。そのような場合、控訴審あるいは破棄審の手續との関係は、どのようになっているのか。つまり、合議部の判決が言い渡される前に州検察庁の長官は、その内容を知って幹部会に対して不服を申し立てるのか、それとも判決が言い渡された後にそういう行動をとるのか。控訴審・破棄審の手續との関係が問題になるので伺いたい。

国際協力部教官：整理のために説明したい。ウズベキスタンで控訴審という場合には、判決の効力が確定的に生じていないものに対する上訴が控訴になる。これに対して、確定したものに対する上訴は破棄審あるいは監督審になる。よって、幹部会に対して不服申立てをするのは、既に判決の効力が生じているものに対するものであるから、既に破棄審あるいは監督審になる。そうすると、州検察庁の長官が幹部会に不服申立てをするのは、既に判決の効力が生じているものに対してなので、監督審か破棄審になると思う。そうすると、州検察庁の長官が不服申立てをした後に行われるのは、控訴審ではないと理解しているのだが。不服申立てをするにしても、それは判決が出てからになる。

答：幹部会は、特定の機関ではなく、審理を行う審級の一つである。4名の合議体によって審理が行われているが、州裁判所の幹部会は、その州裁判所のすべての裁判官がメンバーとなっている。ということなので、州裁判所の幹部会は、州裁判所の最終審であるといえる。

国際協力部教官：ジャシーモフ氏から以前聞いた説明によれば、幹部会というのは一つの裁判体、訴訟法上の意味の裁判所であり、日本の最高裁判所に引き直して言えば大法廷と小法廷の違いということになるだろう。そこで、別の裁判体が通常の合議体の審判に対して監督審としての活動を行うということである。それから、先ほど控訴・破棄との関係があったが、州の裁判所は基本的にはそもそも控訴審であり、地方裁判所からくる事件が控訴審として州裁判所で審理判断されることになる。控訴の上の、日本でいうところの上告の観念はないので、控訴審の判決に対して、専ら監督審が問題になる。先程破棄審あるいは控訴審が問題になったのは、控訴審と同じレベルで破棄審があり、地方裁判所の判断に対して、控訴を申し立てるか破棄を申し立てるかという両方の方法があると。控訴を申し立てると、控訴期間の制限があるが、判決の確定が阻止される。破棄の申立ては、判決の効力が生じた後に申し立てるもので、日本で言えば非常救済手段としてしか認められていないものである。したがって、州裁判所の合議体の裁判に対しては、専ら監督審の問題が生じるだけで、その監督審を幹部会が行うが、更に最高裁判所にも監督審の機能があり、そこは二重の構造になっている。

問：先ほど検察庁が捜査を行う犯罪についていろいろ列挙されていたが、検察庁が捜査をする場合には、警察等の他の機関の協力を得ずに単独で行うのだろうか。

答：検察官が捜査を行う場合も、内務省の警察機関あるいは国家公安委員会といった機関との協力において行う。機動的捜査を検察官が独自に行うことはない。犯罪の種類により、

当然捜査の内容も様々なものが要求されてくるが、検察官が捜査を行う場合にも、内務省の機関、あるいは国家公安委員会等の協力を得て、つまり検察官・警察官・国家公安委員会の捜査官も入って一つの捜査班を形成して捜査をする。その場合、捜査はあくまで検察官の指揮の下で行う。

問：検察官の権限について質問したい。立法に対する関与、司法に対する関与のお話しはあったが、行政に対する関与はどうか。

答：法律では、検察官には、国の省庁、企業だとか様々な機関、地方自治体の法の執行の合法性を監督する権限が与えられている。ただ、昔のソ連時代の法律で使われていた「全般的な監督」という言葉のうち「全般的」という言葉は新しい法律においては取り払った。現在では、監督という言葉は次のように理解されている。つまり、省庁や自治体などが発する様々な法令等の合法性を監督するという意味である。2001年1年間だけで、地方自治体が行った決定に対して、1万件のプロテストを行った。それから、大臣が発する大臣令に対しても、プロテストを行う。さらに、ガイドラインとか省で定められる省令等にもプロテストを行う。そのようなことを経て、国の活動に合法性が保障されるということである。

以 上

III. ウズベキスタンの経済裁判所について

発表者：最高経済裁判所国際部長 エリチバエフ・シャフカット

1 ウズベキスタン国の概略紹介

まず、ウズベキスタン国の概要について紹介させていただきたい。

ウズベキスタンは、中央アジアに位置し、旧ソ連の15の共和国の一つであった。面積は約44万7,000平方キロメートル（日本の約1.2倍）で、人口は約2600万人、国境をカザフスタン、トルクメニスタン、タジキスタン、アフガニスタンなどと接している。日本では、明治維新前まで鎖国政策を採っていたということであるが、このような地域的事情にあるウズベキスタンが鎖国をするのは不可能であったろう。ウズベキスタンはシルクロードの途中に位置し、古くから周囲との交流が盛んであった。アレキサンダー大王が遠征したこともある。東からは中国やモンゴルのチンギス・ハンの影響も受けている。

1870年ころから始まる近代の130年間、ウズベキスタンはロシアの強い影響のもとにあり、そのうち75年を社会主義体制で過ごしてきた。この間、私的財産制度は認められておらず、経済は国の計画に従って進められ、国家の政策は独占的に党に委ねられていた。

ウズベキスタンは、1991年に独立し、国家として民主主義と法治国家の道を選択した。その間に憲法その他重要な法律が制定された。このような体制の変化に、人々の心がついてゆかないという面があることは否定できないが、それでもウズベキスタンの行った選択は正しいものであったと考えている。

2 経済裁判所の歴史

経済裁判所という組織ができたのは、独立後のことであり、その歴史はまだ短い。

ウズベキスタンの独立の後には、新しい所有形態が発展した。このような中で生じる経済的な紛争、つまり企業間、国の機関その他様々な組織の間に起き得る経済上の紛争に関しては、経済裁判所のみが裁判することを憲法が定めている（憲法第111条）。この経済裁判所は、民事・刑事・行政事件を扱う通常裁判所、共和国で制定される法律の合憲性を判定する憲法裁判所と並んで、統一的な裁判制度の一環をなすものである。

組織的には、最高経済裁判所のもとに、12の州経済裁判所、タシケント市経済裁判所、及びカラカルパクスタン共和国経済裁判所が設置されている。現在の裁判官の数は、最高経済裁判所で19名、その下の州レベルで123名であるが、州レベルの裁判官の定数は143名である。最高経済裁判所直轄の研修センターでは、毎年裁判官、実務家、専門家、企業家など120名が研修を受けている。またタシケント国立大学の法学部の学生が、ここで毎週1回研修を受けている。

独立以後の経済裁判所の発展の段階は、3段階に分けることができよう。

第一の段階は、1991年から1996年である。この時期には、大規模な組織改編が行われた。まず1991年に、経済問題に関する特別の裁判所として仲裁裁判所が法律によって設立され、1992年に憲法によって経済裁判所が設置された。憲法では、経済裁判所は企業間の紛争を扱うこととされている。その後、経済裁判所の主導と積極的な関与によって1993年に採択された裁判所法（2000年に改正）、及び1993年に制定された経済訴訟法典（1997年に改正）が、現在の経済裁判所の活動の基礎となっている。

第二の段階は、1996年から1998年である。この時期に発令された大統領令には、構造改革に関するもの（1996年7月25日）、経済裁判所の判決の執行確保に関するもの（1997年2月5日）、会社の破産と契約上の債務不履行に関する経営者の責任強化に関するもの（1998年3月4日）などがある。この改革の段階において、最高経済裁判所、12の州経済裁判所、及びカラカルパクスタン共和国経済裁判所に加えてタシケント市経済裁判所が設置された。

1999年以降の第三の段階では、1999年4月の第1国会第15会期、2000年1月の第2国会第1会期において大統領が裁判所改革の更なる発展を提言した。2000年12月14日、刑事訴訟法・経済訴訟法・民事訴訟法の改訂に関する法律が採択され、訴訟法体系に対する修正が加えられた。これにより、訴訟提起の条件の緩和、公判記録の作成にあたる専門の書記官の導入、上訴の制度の改善などが行われた。また、同じ2000年12月14日には、新しい裁判所法が採択された。この法律には、1997年の訴訟法に基づいた規定が盛り込まれており、最高経済裁判所が第一審、破棄審、及び監督審としての権限を有し、また12の州経済裁判所、タシケント市経済裁判所及びカラカルパクスタン共和国経済裁判所は第一審及び控訴審としての権限を有する旨が規定されている。

3 経済裁判所の現状

2000年に改正された新裁判所法により、最高経済裁判所の裁判官の構成にも修正が加えられ、民事事件、行政事件を審理するための合議体が設置された。最高経済裁判所には、総会と幹部会が設置されているが、これらの任務の見直しも行われた。総会は、最高経済裁判所で最も上に位置する合議体であり、19人の裁判官とカラカルパクスタン経済裁判所長官で構成される。この下に幹部会があり、最高経済裁判所長官、副長官3名と5名の判事の全9名で構成される。従前は総会が監督審の権限を持っていたが、見直し後は幹部会のレベルで行われることになった。さらに、幹部会の下に、民事事件を扱う合議体と行政事件を扱う合議体がある。破棄審はこの合議体のレベルで行われる。

ウズベキスタンは法治国家であるので、これらの機関や機構の修正は、国会で作られる法律によって行われるが、国会への法案提出権を持っているのは、大統領、カラカルパクスタンの最高の代議機関（国会）、国会議員、内閣、憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所及び検事総長である。国会において法律の立案や現行法の修正についての法案が提出される際には、司法省は「法令の立案に関する法律」に従い関係省庁の意見調整を行う。

経済裁判所において、1996年に扱われた事件数は11,550件で、支払を命じた金額の総額は43億1,200万スムであった。この数は2001年には、34,700件、1996億スムになった。事件数としては約3倍、金額としては40倍以上になっている。また2001年に控訴審で破棄された事件数は235件、破棄審では破棄されたのは307件、監督審では16件となっている。このように経済裁判所は、企業家の利益を保護するとともに、経済分野における非合法的な活動を予防するという役割がある。

経済裁判所では、一方の当事者が外国人である事件も扱うことができる。ウズベキスタン法では、外国人も裁判所に訴訟を提起する権利が認められている。最近の統計ではこのような事件は増加しており、2000年に319件、2001年に868件が扱われた。このような事件に関係した国は米、中国、独、チェコ、トルコ、UAE、ロシアなどである。

4 経済裁判所の課題

市場経済への移行期にあつては、このような経済裁判所の創設が必要であったことがお分かりいただけたであろう。経済裁判所はすべての裁判所制度の中でも、経済関係事件を扱う裁判所として独立した機関としての地位を確立してきた。ただ、未解決の問題もあり、このような問題は、できるだけ早期に解決しなければならないものと、長期的に解決していかなければならないものに大きく分けられる。

将来的に解決すべき問題の一つに、構造的な問題がある。現行の州レベルの経済裁判所の下に、日本で言う地裁に当たる経済裁判所を作る必要があると考えており、地裁を第一審として州レベルを第二審、最高裁で第三審を行うという形にするのが良いのではないかと考えている。

～ 質疑応答 ～

問：最高経済裁判所が事件を第一審として扱うことができる事件とは、どのような事件か。

答：法律上、最高経済裁判所はどの事件についても、第一審として扱うことができるとされているが、実際上は、省庁間の争い、地方自治体との争いを扱うこととなっている。

問：ということは、現在は実質上二審制なのか。

答：裁判所としては二段階あるが、制度としては三審制である。

問：同じレベルのなかで控訴審が行われるということか。

答：そうである。また最高経済裁判所の決定についてもその更に上の段階では、監督という形で破棄審が最高経済裁判所で行われることもある。

問：どのような事件もこのような形を採っているのか、それとも事件の重大性に関係するの

か。

答：どの事件でも3回の判断を求めることができる。ただし、最高経済裁判所が第一審の場合は、2回になる。理論上では、更に上の監督審というものがあり、裁判所が間違いを犯した場合に抗議することができる特別な審理があるが、これを申し立てることができるのは、最高裁長官、副長官、検事総長及び次官に限られている。この監督審の決定は、2001年では16件しかない。

問：最高経済裁判所は、当事者の同意がなくとも自らの裁量で第一審としての権限を行使することはできるのか。

答：できる。

問：では、当事者の上訴なしに、上の裁判所が下級裁判所の判決を見直すことはできるか。

答：それはできない。当事者のアクションが必要である。ただ、ソ連の時代は、検察の権限が増大していて、検察が裁判所の決定をコントロールするということが行われていた。この時期の裁判所は、裁判官が共産党員であって、検察組織の中にあった。

問：経済裁判所が扱うのが企業間の争いということであるので、本社のあるところで訴訟を提起するということが多いのであれば、地裁のレベルの拡充よりもむしろ、現行の制度での人員拡大を図ったほうがよいのではないか。

答：少なくとも、控訴審と第一審を分けるということを考えており、これは国際的にみても、一つの標準になっているようである。また、国の面積が非常に広いのに州は12しかないため、訴訟当事者の所在地が州都まで非常に遠いこともあり、利便性を確保する必要があるということからも、地裁レベルの裁判所の導入が必要と考えている。

問：先ほどのお話しでは、個人が絡めばすべて通常裁判所が裁判権を有するとのお話しであったが、会社・企業が製造する製品を使うのは、企業もあれば個人もある。製品に欠陥があった場合、それを利用する者が一般市民・消費者であれば通常裁判所に、会社であれば経済裁判所に訴訟を提起するのか。

答：そのとおり。

問：なぜそのような区別をするのか。

答：法律でそう決められているからである。私たちは決められた法律を執行する立場にある。

答（サマトフ）：私たちはこのように考えている。すなわち、法律は何よりもまず市民の権利を保護することを目的としている。一般の市民の利益、市民の権利を擁護する役割を担うのは通常裁判所の役割であるからである。

答：もちろん、経済裁判所も、個人の利益を重く見ている。ただ、社会及び国家が独立を得たと同時に、経済裁判所と通常裁判所とに分けるという方法を国として選択した。もちろん、私たちの中にも、日本やアメリカのように、そういうものを分けずに一つの裁判所でみればいいのかという意見がある。ただ、これは彼らの意見にすぎず、法律を作った人間は二つに分けたのであり、作られた法律を執行するのが私たちの役割である。次の経済発展の段階においては、状況が変わっていくのかも知れないが。

問：感想になるが、英文の報告書の11頁（添付省略）には、この問題について、「ウズベキスタン、ロシア、ドイツとの間で協同研究・セミナーを行ったのであるが、日本の学者、実務弁護士との間で同じような作業をもてばいい。」ということが書かれている。経済の発展段階、殊にウズベキスタンのようにまさにこれから成長していこうというところが、経済問題について特別の裁判所でやっていくのがさしあたりはいいのか、あるいは、将来を考えればどうなのかといった問題について、日本とも作業をしたいと希望されることは、私は非常に結構なことであるし、またそういう呼びかけをしてくださったことは非常にうれしいことであると思っている。

答：私からも一言申し上げれば、10日ほどこの地に滞在し、多くの日本の専門家から様々なコメントもいただき、様々な講義を受けて多くのことを勉強させてもらっている。私の知るところでは、日本もまた明治の時代に近代国家を建設すべく、非常に多くのことを外国から採り入れて改革を進め、その過程では、例えばドイツ人・フランス人の専門家を招き、あるいはそういう国に人を派遣して、多くのことを学んできたとのことである。近代国家となるべく行われた改革のおかげで、日本はここまでして強力な大国となったわけであり、そういう日本の経験、外国の経験を学びながら少しでも国を強くしていきたいと思っている次第である。

問：約2年前の状況であるが、ウズベキスタンでは、企業が原材料を輸入する場合に、輸入業者の登録、輸入の申請、外貨入手の準備等が必要で、非常に時間がかかった。少なくとも2、3か月、場合によっては6か月以上かかったが、現在ではその手続の簡素化は進んでいるのだろうか。また、外貨の外国送金は原則自由だそうであるが、現実には非常に厳しい規制があるとのことである。現在はどうなっているのか。

答（ジャシーモフ）：私の方からお答えしたい。御質問は、裁判の問題とは離れた、純粋に経済に関する御質問であるので、ここで正確なお答えができるかどうかは分からないが、ウズベキスタン国民として知っている限りでお答えしたい。ウズベキスタンは非常に豊富な

天然資源を有し、また、現在繊維産業あるいは機械工業といった国の経済を支える根幹の企業に対して、積極的な支援を行っている。そして、国の貿易政策の一環として、外貨備蓄をより増やすために輸出向け製品を開発することが、国を挙げての政策となっている。ただ、外貨獲得の源となるのは限定されており、現在のところは、綿花と金が主な獲得源である。つまり、我が国においては外貨準備高がまだ限られているので、原材料を輸入する場合に、様々な制限が付けられている。特にそれは、私たちの国で作られていない原材料、あるいは私たちの国にない原材料を輸入する場合について顕著である。二つ目の質問に対する答えであるが、外貨の交換に関する制限は、今では撤廃されている。それは例えば、その企業がウズベキスタンの銀行に資金を持っている場合である。私の知る限りでは、外貨交換は何の障害もなく行われていると聞いている。過去には、外貨の交換には非常に厳しい制限とライセンスが必要とされていたが、今ではそのような制限は撤廃されている。もっとも、非合法に外貨の両替を行った場合には、刑事責任が追及される。

問：訴訟が非常に早いのは結構なことだと思うが、二つ疑問がある。一つは外国人に期間を付与しないと外国人は司法を利用できないのではないかと、すなわち送達を5日以内にしたり、1か月以内に判決をしてしまうとのことであるが、外国人には恩恵的な期間を与えないとちょっと早すぎるのではないかという心配がある。もう一つは、技術的な問題は問題にならないのかということである。技術的な問題が争点となっている場合には、それを裁判官が理解するだけでも時間がかかりそうであるのに、1か月で判決するというのは早いのではないかと思う。例外的なことはあるのではないかと想像するのだが。

答：非常に鋭い質問だと思う。例えば当事者の一方が外国法人なり外国機関である場合には、裁判所は自らの判断で訴訟を停止することができる。その期間は、その国が実際にどこの国であるのかということによって変わってくる。二番目の御質問について、裁判官はその事件が送られてきてから初めてその事件の資料を見ていろいろ検討するわけであるが、証拠が不十分であるような場合、また、証拠を得るために証人の尋問をしなければならないような場合、もしくは何がしかの鑑定を必要とする場合、裁判官は審理を停止することができる。これは、事実上の期間の延長になるわけであるが、規則を破っているわけではない。審理の前に裁判官がその事件のことを調べている間にそういう結論に達した場合には、停止することができる。また、審理の途中で当事者から何らかの証拠調べの必要性に関する申し出があった場合にも、裁判官は期間を先に延ばすことができる。そういった形で期間を延長する必要がある場合には、裁判官は、最高裁判所の長官に対して、最大1か月の期間の延長を求めることができる。ただ、現実的には、裁判官は1か月という期間内に間に合うように審理判断を行っている。

以 上



～ 国際研修 ～ 第5回国際民商事法研修報告

国際民商事法研修について

国際協力部教官 山下 輝 年

1 国際民商事法研修の特徴

法務総合研究所では、「国際民商事法研修」を毎年1回実施してきました。これは、国別研修とは異なり、原則として、アジア諸国のうちの6か国から1か国2名ずつ、合計12名の海外研修生が参加し、英語で実施している研修です。

国際協力事業団（JICA）の枠組みで実施しているものですが、通常の JICA 研修とは大きく異なる特徴が2点あります。

第1点目は、日本人研修員が独自の予算で参加しているという点です。他の通常の研修では、海外研修生が接する日本人といえば、講師、指導役、通訳、あるいは訪問先の方々になります。この研修のように、日本人が同じ研修生という立場で参加するのは非常に珍しく、研修の間にずっと付き合うことにより、日本人の発想や行動様式を知ることができ、これが極めて貴重な機会となっております。

第2点目は、その日本人研修員にしても、裁判官、検察官、法務省職員といった公務員だけではなく、弁護士、企業法務部、その他民間の法律関係者にも参加していただいている点です。研修のテーマによっても日本人研修員の出身母体は変わりますが、日本の法律関係者に幅広く門戸を開いているという点で、他にはない特徴を有しています。日本人研修員相互でも異なる職種の方々との交流ができる上、海外研修生にとっては、日本における法律実務家の縮図ともいえる状況が眼前に広がるわけで、そのような機会に恵まれることは、なかなかありません。

2 第5回国際民商事法研修の紹介

- (1) 国際民商事法研修自体は1997年から始まりましたが、毎年具体的な研修テーマを変えて実施しております。国際民商事法研修の様子をお伝えする題材として、2001年2月に実施した第5回国際民商事法研修を取り上げました。研修テーマとして、担保制度及び会社制度を取り上げており、市場経済への移行を目指すアジア諸国の状況は、多くの方の関心事項であると考えたからです。

ここで御紹介する内容は、次の4点になります。

- ア 参加した研修生名簿
- イ 研修日程表
- ウ 海外研修生のカントリーレポート和訳
- エ 一日本人研修生の感想文

- (2) 言語の壁とその克服

参加国を見ていただくと、国際研修やセミナーに参加した者又はその運営に携わった者なら誰でも、使用言語が気になると思います。各国の現地語同士では当然のことながら意志疎通できず、使用言語は英語となります。日本を含めてアジア諸国の中でも英語を公用語としていない国々ですから、決して英語がうまいとはいえません。同じ英語を使用している、国によって使用する単語が違うことも頻繁にあり、おそらく母国語から英語に直訳したために、他の国の参加者にとっては意味が通じないことも生じます。当然のことながら、意志疎通が容易ではありません。

意志疎通するには

- ① 相手の話を聞き、相手を理解しようという姿勢
- ② 自分の言いたいことを積極的に話し、理解してもらおうという姿勢
- ③ 分からないところがあれば、逐一言葉の意味から確かめる姿勢
- ④ 必要があれば筆談でも、絵を描いてでも意志疎通するという姿勢

が不可欠です。

これは、簡単なようで、なかなか根気のいることです。特に、法律分野は、他の医療や農業、工業などのように、機械を作動させ、あるいは実験で示すというようなことができません。大上段に構えて言えば、思想の世界であり、主義主張の世界であり、その国の在り方をどうするか、人の在り方や生き方をどうするかという世界であり、しかも、言葉を通じてしか伝えられない世界です。

ところが、研修では、わずかな期間でありながらも、2グループに分かれて討議し、それぞれ共同して最終のグループレポートを作成して提出しなければなりません。皆にとって母国語ではない英語でのレポートですから、十分な内容とは言えないかも知れませんが、少なくとも、参加国の研修員の知恵を集結した各国比較として、貴重なものであると思います。

(3) 海外研修員のカントリーレポート和訳について

カントリーレポート12通の和訳を掲載しましたが、これは各和訳の注記に示したとおり、大阪大学大学院法学研究科池田辰夫教授を中心に、関西の弁護士、大学院生、研究者による「アジア法研究会」があります。その中でも比較的若手の方々の協力を得て、通称「ジュニア研」の方々に、多忙な業務の合間を縫って翻訳していただいたものです。

ここで、再び言葉の問題が生じます。翻訳していただいた方々には、研修に参加していただいたわけではなく、単に英文レポート頼りの翻訳をしていただきました。つまり、相手の法制度や主張したいことが分からないまま、法律用語を、しかも用語の独特な使い方に悪戦苦闘しながら、完成させていただいたのです。

この研修では、各国の研修生に対し、同じテーマのカントリーレポート提出を要求しますので、1か国から同じ内容のレポートになるのは当然のことです。そして、翻訳者が異なれば、用語の不統一も出てきます。これを同時に掲載すると、同じ国でありながら、微妙に異なることになり、不統一なまま掲載することになり、編集する側としての困難を感じました。

しかし、あえて不統一なまま掲載することにしましたが、その理由は、細かな表現にこだわって情報発信が更に遅くなるよりも、むしろ、大意を把握することもまた重要であると考えたからです。

また、この和訳については、国際協力部（主として山下）の責任におきまして、加筆訂正をしていることを、申し添えておきます。

なお、第5回研修に当たっては、池田辰夫教授及び「ジュニア研」の方々のほか、名古屋大学大学院国際開発研究科安田信之教授を始め多数の方々に御協力いただいております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以 上

第5回国際民商事法研修員名簿

(役職は2001年2月当時)

1 カンボジア	Mr. To Rith ト・リット 商業省知的財産部商標登録室審査訴訟係主任審査官
2 カンボジア	Mr. Meas Sopheak ミアス・ソペアク 司法省人事研修局監査室副主任
3 中国	Mr. Zhang Hao ザン・ハオ 黒竜江省法務部商法課課長補佐
4 中国	Ms. Cai Qian-Qi カイ・チャンチ 福建省厦門経済特区トーチハイテク工業開発区管理委員会経済開発課員
5 ラオス	Mr. Phienphinith Somphouang ピエピーニット・ソムポアン 商業観光省貿易観光経済研究所法制課長
6 ラオス	Mr. Sivath Sengdouangchanh シバット・センドウオンチャン 司法省法制部副部長
7 モンゴル	Ms. Bolormaa Lkhagvasuren ボロルマ・ラバクスレン 財務経済省行政管理部司法課員
8 モンゴル	Ms. Batsukh Gansukh バツスッヒ・ガンスッヒ 国会事務総局主任事務官
9 ミャンマー	Mr. Mya Theiin ミヤ・テイン 最高裁判所民事部長
10 ミャンマー	Mr. Nyan Naing Win ニャン・ナイ・ウイン 司法省長官ピャポン官房地方局副局長
11 ヴェトナム	Mr. Nguyen Dinh Quyen グエン・ディン・チュオン 国会事務総局法務部副部長
12 ヴェトナム	Mr. Tran Huu Hong Truong チャン・ヒュー・ホン・チュオン ヴェトナム商工会議所管理部総務課長補佐
13 日本	Mr. Tatsuta Atsushi 辰田 淳 関西電力株式会社総務室法務総括グループ
14 日本	Mr. Otsu Eiji 大津 英嗣 野村證券株式会社法務部
15 日本	Ms. Takemiya Hideko 武宮 英子 神戸家庭裁判所判事補
16 日本	Ms. Takasu Sue 高須 司江 横浜地方検察庁検事
17 日本	Mr. Takahashi Fuminori 高橋 史典 法務省大臣官房行政訟務課第三係長

第5回国際民商事法研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 16:30	17:00 備考
1 ／ 22	月	オリエンテーション 法務総合研究所 研究官補 黒川裕正	日本の統治機構，法務省の機構と役割 法務総合研究所 総務企画部副部長 齋藤雄彦	
1 ／ 23	火	アジアの法制度・法体系について 名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 安田信之		
1 ／ 24	水	民法Ⅰ（総則・物権・担保物件） 京都大学法学部 教授 佐久間毅		
1 ／ 25	木	民法Ⅱ（債権） 龍谷大学法学部 助教授 中田邦博		
1 ／ 26	金	会社法Ⅰ（会社の種類，設立手続，社員の責任） 神戸大学大学院法学研究科 助教授 行澤一人		
1 ／ 27	土	休み		
1 ／ 28	日	休み		
1 ／ 29	月	日本の裁判制度と司法権の独立 大阪地方裁判所 裁判官 森崎英二	大阪地裁見学	
1 ／ 30	火	会社法Ⅱ（機構，商業登記） 神戸大学大学院法学研究科 助教授 行澤一人		
1 ／ 31	水	比較研究Ⅰ（カンントリーレポート発表） 大阪大学大学院法学研究科 教授 池田辰夫	名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 安田信之	
2 ／ 1	木	比較研究Ⅱ（カンントリーレポート発表） 大阪大学大学院法学研究科 教授 池田辰夫	名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 安田信之	
2 ／ 2	金	比較研究Ⅲ（カンントリーレポート発表） 大阪大学大学院法学研究科 教授 池田辰夫	名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 安田信之	
2 ／ 3	土	休み		
2 ／ 4	日	休み		

月 日	曜	10：00 12：30				14：00 16：30		17：00	備考
2 ／ 5	月	比較研究Ⅳ（カンントリーレポート発表） 大阪大学大学院法学研究科 教授 池 田 辰 夫				比較研究Ⅴ（グループディスカッション） 名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 安 田 信 之			
2 ／ 6	火	名古屋へ移動		企業見学 トヨタ自動車				東京へ移動	
2 ／ 7	水	10：00～ 事務次官表敬	10：30～ 所長あいさつ	10：45～ 写真撮影	11：00～ 法務史料展示室見学	13：10～14：15 国会見学	15：30～17,000 司法研修所見学		
2 ／ 8	木	企業の経済活動（アジアにおける総合商社活動） 住友商事 市場業務部次長 藤 田 徹				企業法務部の役割 住友商事 法務部部長付 浅 岡 香保里			
2 ／ 9	金	講話（日本国の近代化（1888年）以後の法制度構築の歴史） 東京大学 名誉教授 三ヶ月 章				アジア諸国の経済発展における国際協力銀行の役割と今後の課題 国際協力銀行開発業務部企画課 副参事役 武 藤 めぐみ			
2 ／ 10	土	休み							
2 ／ 11	日	休み							
2 ／ 12	月	休み							
2 ／ 13	火	不動産取引と銀行業務 東京三菱銀行 検査部検査役 平 野 英 則				アジア諸国における経済と法 世界銀行東京事務所 テークエコノミスト 河 合 正 弘			
2 ／ 14	水	10：00～11：50 最高裁判所見学				大阪へ移動			
2 ／ 15	木	比較研究Ⅵ（グループディスカッション）				企業活動と弁護士の役割 大江橋法律事務所 弁護士 石 川 正			
2 ／ 16	金	比較研究Ⅶ（グループディスカッション） 大阪大学大学院法学研究科 教授 池 田 辰 夫				名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 安 田 信 之			
2 ／ 17	土	休み							
2 ／ 18	日	休み							

月 日	曜	10 : 00 12 : 30	14 : 00 16 : 30	17 : 00	備考
2 ／ 19	月	アジア太平洋地域の倒産制度比較 大阪大学大学院法学研究科 教授 池 田 辰 夫			
2 ／ 20	火	アジア諸国における国際商事仲裁の現状と問題点 (社)国際商事仲裁協会 大阪事務所長 大 貫 雅 晴	大阪法務局見学		
2 ／ 21	水	比較研究Ⅷ（グループディスカッション） 大阪大学大学院法学研究科 名古屋大学大学院国際開発研究科，法学研究科 京都大学法学部 教授 池 田 辰 夫 教授 安田信之，講師 虞建新 教授 松岡久和，佐久間 毅			
2 ／ 22	木	比較研究Ⅸ（総括発表・講評） 名古屋大学大学院国際開発研究科，法学研究科 京都大学法学部 教授 安田信之，講師 虞建新 教授 松岡久和，佐久間毅	比較研究Ⅹ（総括発表・講評）		
2 ／ 23	金	質疑応答（総括）	評価会（14：00～）	閉講式（16：00～）	
2 ／ 24	土	休み			
2 ／ 25	日	休み			

第5回国際民商事法研修 国別報告（カントリーレポート）発表会

カンボディア 1 商業活動に関する法制度及び研修制度 の現状と問題点

報告者 Mr. To Rith （トー・リット）
（カンボディア商業省知的財産部
商標登録室審査訟務係 首席審査官）

第一次翻訳者¹ 重富貴光
（大江橋法律事務所弁護士）

第1 歴史的概観

1 序論

カンボディア王国（以下「カンボディア」という。）は、インドシナ半島の南西に位置し、181,035平方キロメートルもの広大な面積を有しており、その約20パーセントは農地である。カンボディアは熱帯に属し、最南端は赤道から緯度10度の位置にある。

首都はプノンペンであり、国境は、西及び北においてタイ王国とラオス人民民主共和国に接し、東及び南東においてヴィエトナム社会主義共和国に接しており、南西はタイ湾に面している。カンボディア王国は、隣接諸国と比較すると、面積的にも狭く、行政区画も20省・172地区、1,547のコミューンしかなく、そのうちの3省は海に面した比較的小さな地方自治体である。435キロメートルの海岸線と広大なマングローブを有しており、未だ荒らされていない地域も存在する。

カンボディアの推定人口は1,100万人であり、その60パーセントが女性である。全国の平均人口密度は1平方キロメートル当たり59.1人であり、人口の約85～90パーセントが地方に住んでいる。全人口の民族構成は、クメール人が約90パーセント、中国人とヴィエトナム人がそれぞれ5パーセント、それに少数のハーン人、ビルマ人及び丘種族から成っている。クメール語は、国家の公用語であり、人口の95パーセント以上がクメール語を使用している。英語については、若い世代にとっては馴染みがある。

2 歴史的見地

カンボディアの法制度は、初期のころはアジア地域に起源を有する慣習に従っていたが、その後フランス統治時代に導入されたフランス法、社会主義の影響を受けた大陸法の伝統、カンボディア

国連暫定統治機構（UNTAC）による暫定法、そして最終的には新憲法に基づくカンボディアの現代法と様々な法源を経験しており、これらの影響を受けて時代とともに発展してきた。

フランス統治以前においては、地方の社会的関係はカンボディア人によって発展し、一般的に地方レベルにおいて合意を旨とし、カンボディア人の伝統的な基準や慣習によって統治されていた。これらの慣習は、本来的に成文法となっておらず、歴史の産物として、カンボディア人の文化であり信仰であった。

ところが、1863年のフランス保護領の創設とともに、フランス法を起源とする正式な「近代的」法制が確立された。

その法制は、ほとんど国家や民間企業による天然資源の開発に適用されるものであった。ノロドム・シアヌーク殿下の下で1953年にカンボディアが独立した後、1970年代半ばまで、目立った変化はほとんどなかった。カンボディア民法典は1920年に制定され、その条文の大半は商業活動に関するものであった。

カンプチャ民主党による1975年から1979年までの苛烈な大量虐殺の時代に、古代から現代に至る既存の法律がすべて完全に根絶された。

1979年から1989年の間に制定された法律は、明らかに社会主義の計画経済モデルに従うものであった。

1993年5月の総選挙後に、カンボディア政府は、立憲君主政体及び多党制による自由な民主主義制度を復活させた。自由と民主主義を根本原理とする経済原則及び政治原則に基づき、新しい法制度が再構築された。もっとも、1979年から1991年までの間に制定された法律の大部分は無効にはなっておらず、憲法制定会議は、1993年の新憲法の問題に反する条項のみを無効とし、新法制による改正又は旧法の廃止がなされるまで、人民の自由と権利、私有財産、安全又は所有物に対する権利と自由を保障する既存の法律は、そのまま維持することとした。

第2 商業活動に関する法律

カンボディアは自由市場経済制度を採用し、カンボディア国民は自己の製品を販売する権利を有している。カンボディア政府は、地域及び地球規模の経済に向けてカンボディアの経済統合を促進するだけでなく、統治に必要な税金の徴収、国家財産の使用及び管理、環境保護、天然資源のバランス、すべての部門や僻地における経済発展の促進、地方の仕事や収入を増加させるよう活動している。この政策を効果的に保護するため、商業活動に関する法律として、投資、商業的規制、契約、他の責任に関する商業登記法令、不動産法など法律が制定されている。現時点で外国の法律専門家による援助で起草されている他の法律は、議決に向けて諮問委員会に提出される予定である。

¹ 本件翻訳は、通称「アジア法研究会（ジュニア研）」（座長：池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授）のメンバーである重富氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

これらに関する現在の動向は、以下のとおりである。

1 投資活動

(1) 制度的枠組：カンボディア開発評議会

投資政策及び戦略に関するカンボディア政府の制度的構造は、カンボディア開発評議会（CDC：Council for the Development of Cambodia）に完全に集中しており、この評議会は、最高決定機関として、投資戦略に関する枠組みを定めるほか、具体的な投資案件に関する提案を受理又は拒絶するなどの権限を有している。

CDC は、王国政府の行政機関であるとともに、次に掲げる責務がある。

- ・復興、開発及び投資活動に関する責務
- ・関係機関と協力してカンボディア開発の枠組み及び戦略に関する構想及び準備を指導すること
- ・実用的見地から国際的援助を活用するため、カンボディアの復興及び開発に対する経済的な枠組み及び戦略に理解を求めつつ国際社会を調整すること
- ・支援を行う国、組織及び投資家に関し、閣僚レベルの活動を促進し、調整すること
- ・カンボディアの開発過程における官民の資源を活用するに際して指導すること
- ・支援を行う国及び投資家のための行政手続の簡素化・合理化を促進すること
- ・CDC の「ワンストップサービス」方法を通して、復興、開発及びその他の公共部門投資に関するすべての事項を調査・決定すること

CDC は、投資プロジェクトが以下に掲げる事項を含むものはすべて、閣僚評議会の認可を求めるために提出しなければならない。

- ・少なくとも5,000万米ドルの資本投資
- ・政治上微妙な問題
- ・鉱物及び天然資源の調査及び開発
- ・環境に悪影響を及ぼす可能性
- ・長期戦略
- ・建設、所有、運営、譲渡（B-O-O-T）及びこれに相当するもの

(2) 投資促進政策

投資に関する法律は、カンボディア人又は外国人を問わず、カンボディア国内における投資家によるすべての投資プロジェクトに適用される。投資家は、優遇措置を受けるために、投資申請書をCDC に提出しなければならない。例を挙げると、下記の事項に関するものである。

- ① 先駆的産業、技術産業
- ② 雇用創出産業
- ③ 輸出志向産業
- ④ 観光旅行産業
- ⑤ 農業、加工産業
- ⑥ 物理的基本的施設、エネルギー産業
- ⑦ 国及び地方の開発
- ⑧ 環境保護

⑨ 法律に基づく特別促進地域（SPZ：Special Promotion Zone）に対する投資

(3) 投資保証

1994年投資法で保障される主要な内容を要約すると、以下のとおりとなる。

- ・投資家は、カンボディア憲法に定めのある土地の所有を除き、法に従って差別的取扱いを受けない。
- ・カンボディア政府は、国内において投資家の私有財産に悪影響を与える国有化政策を採ってはならない。
- ・カンボディア政府は、事前に政府から承認を得た投資家の生産物又はサービスに物価統制を課してはならない。
- ・次に掲げる対価の自由な取引
 - ① 輸入品に対する支払、国際借款の弁済及び利子の弁済
 - ② 使用料及び管理費の支払
 - ③ 利益の送金
 - ④ 投下資本の本国送金
 - ⑤ 外国の従業員の賃金及び給料の本国送金

(4) 土地の所有権及び使用

投資活動を継続するために土地を所有する場合、その土地所有権はカンボディア市民権を有する自然人又は法人（その株式の51パーセント以上がカンボディア市民権を有する自然人又は法人により直接的に保有する法人）に帰属する。しかしながら、投資家は、長期賃貸借を含め70年を上限として土地の使用権を認められており、その期間も投資家の請求に基づき更新することができる。したがって、法が認めている場合には、このような使用には、当該土地に存在する不動産及び動産の所有権が含まれることもあり得る。

(5) 投資の形態

カンボディアにおける外国の投資形態には3種類あり、それは協力協定、合弁事業、100パーセント外資出資の企業である。カンボディア側のパートナーは、個人、企業法人、国のいずれも海外パートナーとパートナーシップを組むことができることに関心を示している。

(6) 協力協定

協力協定は、海外の投資家とカンボディアのパートナー、国の企業体又は半官半民の企業体が生産活動又は開発を行うため及びその活動による結果を共有するため、法人を設立しないでパートナーシップを締結する条件に従うものをいう。この協力協定は、次の条項を規定する。

- ・名称、国籍及び代表者の名前などパートナーに関する詳細な情報
- ・生産物及び経済活動の記述
- ・経済活動に必要な原材料及び設備の性質及び量のリスト
- ・各当事者の権利義務
- ・協定に規定される権利及び義務の譲渡に関する条件

- ・利益の分配方法
- ・協定の存続期間、改訂及び終了の条件
- ・当事者の紛争解決に関する方法

(7) 合弁事業

合弁事業は、単独又は複数の海外投資家とカンボディア側（同様に単独又は複数）がパートナーシップを組む会社であり、カンボディアの法律で認められるものである。パートナーは、合弁事業として、共同して資本を提供し、運営するものである。海外のパートナーは、合弁事業の資本を出資することができ、その内容は、例えば、現金のほか、工場、建物、設備、工作機械などの資産や、特許、ノウハウ、その他の技術のような無形資産などであるが、合弁事業の資本の30パーセント未満の出資であってはならない。

当事者は、合弁事業の条項及び合弁事業協定を起案しなければならず、協定の対象は当事者の関係の性格付けについて触れなければならない。合弁事業においては、次の条項を含まなければならない。

- ・法律上の代表者の氏名、各パートナーの氏名及び住所
- ・合弁事業の本社事務所の名称及び住所、合弁事業の活動に関する事項
- ・合弁事業の存続期間
- ・各当事者の出資の額及び内容のほか、株式資本の合計
- ・機能及び権限のリスト並びに取締役会の構成
- ・法律上の代表者の氏名
- ・会計の方法及び原則
- ・利益及び損失の分配方法
- ・終了の条件及び方法
- ・合弁事業の条項を改訂方法

(8) 100パーセントの外資企業

100パーセントの外資企業は、カンボディアの法律の下における法人であり、その全資本は単独又は複数の海外投資家によって保有される。海外投資家は、その資本を所有し、自ら当該企業を経営する権利を有している。100パーセントの外資企業の条項は下記の事項を含まなければならない。

- ・海外投資家の氏名及び住所
- ・カンボディアにおける会社の本社事務所の名称及び場所
- ・会社の目的
- ・社会資本の合計額
- ・会社運営の存続期間
- ・会社の法律上の代表者氏名、会社の管理・指揮を担当する機関の名称
- ・会社の採用する会計方法

2 商業規則及び商業登記

(1) 商業規則及び商業登記に関する法令は、カンボディア市民及びカンボディア国内の外国人を問わず、すべての商業活動を規律している。商人とは、商業的な活動を行い、その通常業務を行う

自然人又は法人である。商行為の定義は、以下に掲げるとおり、対価性を有し、利潤追求のため、業として物品又はサービスを売買する行為をいう。

- ・不動産を含む再販売のための購入
- ・賃貸、生産、輸送、印刷及び他のサービスに従事する経済活動
- ・銀行及び為替業務
- ・仲介サービスの提供、代理店、雇用事務所、文化的サービス並びに公演及び展示
- ・建設業、傭船、陸海空の輸送及び出荷
- ・保険
- ・漁場、森林及び鉱山の開発など

商業的活動とみなされないものは、次に掲げるとおりである。

- ・販売を伴わない生産活動
- ・家族的性格の生産活動又はサービス
- ・純粋な芸術作品の制作
- ・認可された協会による各研修の実施

(2) 商業登記

「商業登記」は商業省により管理維持されており、これは商人及び商事に関する申立てを記録するものである。カンボディアに本店、支店、子会社又は代理店を有する商人及び営利企業は、利益に対する課税免除されている商人を除き、この登記簿に登録しなければならない。さらに、企業設立情報の要約、その根拠となる法律又は覚書き及び定款は、法律により又は公的に認知されている新聞に公表されなければならない。その要約に記載しなければならない内容は、会社の形態、目的、存続期間、資本額、登記にかかる商号又は名称並びに直接責任を負う株主の住所及び氏名である。

ア カンボディアに主たる営業所を有する商人
事業開始の少なくとも15日前に、商人は、利害関係者の署名又は拇印（親指）のある宣言書の複写を商業省に提出して商業登記に登録しなければならない。商業省の定める様式に従った宣言書は、以下に掲げる事項を記載していなければならない。

- ① 商人の氏名及び身分証明書番号
- ② 事業で使用する氏名又は仮名
- ③ 商人の生年月日、生地及び住所
- ④ 関係者の本来の国籍、他の国籍を有する場合にはこれを取得した場所、方法及び日付の表示
- ⑤ 事業目的
- ⑥ 事業の場所及び企業の住所又はカンボディア国内における支店の住所
- ⑦ 営業所、屋号、登録にかかる商人の署名及びモデル印
- ⑧ 商業登記で登録権限を有する代理人の同一性
- ⑨ 申立人が過去又は現在において運営する事業所
- ⑩ 申立人が商事、民事、刑事事件に関して有罪判決を受けていない旨の同人が宣誓した宣言書

- ⑪ 業務の規制により又は事業目的により必要な場合における実行権限

イ カンボディアに本社を有する会社

商業活動を行うすべての会社は、その形態にかかわらず、商業登記上の登録をしなければならない。この登録は、経営者又は取締役により、商業活動開始の少なくとも15日前である会社設立の月になされなければならない。そして、以下に掲げる情報が必要となる。

- ① カンボディアにおける本店、支店又は代理店の場所

- ② 会社を営営し、同社を代表して署名権限を有する人物又は利害関係人の氏名、生年月日及び生地

- ③ 登録にかかる資本額、その原資及び会社が株を発行すれ場合における株主が出資した合計額又は価値

- ④ 預金が資本金に一致する旨の銀行の宣誓供述書

ウ カンボディアに支店又は代理店のみを有する外国企業

カンボディアにおいて支店又は代理店のみを有するすべての外国企業は、ア及びイと同様の要件に従わなければならない。

罰則

法で定める期間内に登録しない商人又は営利企業の経営者は、不法な商業活動への従事として起訴される。5万～50万リエルの罰金が、以下に掲げる者に科される。

- ① 法で定める期間内に登録しなかった商人又は営利企業の経営者

- ② 法に従って商業登記に登録したもの、正式文書又は商業上の登録番号を示さなかった商人又は営利企業の経営者

商業登記に登録するため悪意により不正確な情報を提供した場合、1～5年の拘禁刑及び100万～1,000万リエルの罰金が科される。違反の通知がなされて15日以内に訂正しない場合、50万～100万リエルの罰金が科される。商取引に関して詐欺的(不正)な書類を国際的に使用した場合は、100万～1,000万リエルの罰金及び1～5年の拘禁刑に処せられる。

3 商業会議所

商業省の商業会議所は、商業省の監督下にある制度化された組織であり、商業、産業、農業、サービス上の利益に関する活動を行っており、以下に掲げる責務を有している。

- ・企業開発に関するデータ収集のため国内外の経済資源を調整すること
- ・企業再建の促進、商業及び経済の統計の公表、観光分野の促進を行うこと
- ・商業、産業、農業及びサービス情報に関し、政府及び権限ある機関に提案すること
- ・商業協会の代表として活動すること

- ・サービス経営を保証すること
- ・商事紛争解決における裁定機関として活動すること

4 契約及びその他の責任

- (1) カンボディア法で有効な契約とは何か

有効な契約とは、権利に影響を及ぼす2名以上の自然人又は法人により自由に締結される合意であり、かつ、国が法制度を通してその内容を承認し執行するものである。その法律第1条は、契約につき、「一又はそれ以上の義務を課し、又はこれを終了させる自由意思による合意」として定義している。

有効な契約の要素としては、次に掲げるものが含まれる。

- a. 合意
- b. 能力
- c. 適法性
- d. 要式

- a. 合意

カンボディア法では、契約は、「2名以上の間における真に自由な意思の合意」である。

有効な申込み及び承諾の要件を満たすのはもちろん、契約は、自発的な意思によらなければならない。錯誤、脅迫又は詐欺(不正)の結果ではあってはならない。

- b. 能力

満18歳以上の者は、法律により禁止された場合を除き、いつでも契約を締結することができる。法律により禁止された者とは、精神異常のために自己の利益を確保できなくなった者をいう。

18歳未満の未成年者は、権利又は義務を発生させるような行為はできず、特に法定後見人の同意なしに契約を締結することはできない。未成年者が法定後見人の同意なくして締結した契約は、その後後見人が同意した限度において効力を有する。しかしながら、未成年者がなす日常生活に必要な契約については、法定後見人の同意は不要である。

- c. 適法性

カンボディア法の下では、適法性は、契約の目的が合法であり、実現可能であり、公序良俗と一致していなければならないことを意味する。

- d. 要式

すべての種類の契約は、口頭又は書面で行うことができる。法律によって定められた要式に一致しない契約はすべて無効であるとみなされる。

- (2) 無効な契約

契約の成立要件に関する事項のうち、極めて重大な問題点をはらんでいることにより、そのような問題点を有する合意は、執行することができず、無効となる。

現行法制の下では、合意の成立要件に関して極めて重大な問題をはらんでいる場合、特にその契約が適法性や公序良俗、社会利益又は社会倫理の

原則と一致しない場合、そして、実現不可能な内容となっている場合には、合意は無効となる。

(3) 取り消しうべき契約

契約の当事者の一方にとって契約の成立を認めることが正義にかなわない場合がある。その一例は、契約内容の執行可能性であるが、少なくとも一方当事者がそれを回避することができる。カンボディアの法制で、契約を取り消しうべきものは、以下に掲げるとおりである。

- ・ 真に、任意の自由意思による合意ではない契約
- ・ 未成年者、取引禁止命令を受けている者など無能力者による契約
- ・ 錯誤、脅迫又は詐欺による合意
- ・ 一方当事者が暴利を得る状況を利用して締結した契約

被害を受けた当事者又は適法な請求権を有する者は、他方当事者に対して訴訟を提起できるが、その主張内容を証明しなければならない。訴権は、請求権を有する当事者が債務の履行を受け、又は書面で訴えを取り下げた場合には消滅する。

(4) 商業的な契約販売の種類

売買契約は、その目的物又は権利の所有権を相手方に譲渡し、相手方がこれに対して代金を支払う旨の義務を負う合意である。以下に掲げるような場合には、売買契約は無効とみなされる。

- ・ 他人の財産の売買
- ・ 配偶者所有にかかる物の売買
- ・ 他の共有者の同意なくして分割できない財産を共同で借用（使用）している場合の売買

売主は、買い主が代金を支払うまで、売買の目的物を保持する権利を有する。仮に売主が重罪か軽罪により財産を獲得したものであるときは、買い主がその情を知るに至った場合、買い主は、第三者から当該財産を取り戻される現実の危険がない場合でも、無効を主張することができる。

(5) 利息付消費貸借

消費貸借契約は書面によるものとし、以下に掲げる事項が明確でなければならない。

- ・ 当事者の名前
- ・ 当事者の住居
- ・ 当該当事者間の消費貸借であること
- ・ 利息の額
- ・ 消費貸借の存続期間
- ・ 返済期日

利率は、法律、特に銀行法と異なる規定がある場合を除き、年5パーセントを超過してはならない。

(6) 請負契約

請負契約は、一方当事者が相手方のために、ある仕事につき、その内容に相応する報酬で実行することを引き受ける契約である。仮に報酬につき契約において特定されていない場合、裁判所は当該仕事が行われた場所における慣行に従って報酬を決定する。当該仕事の内容は、契約において明

確にしなければならない。仕事の内容が契約条件に沿っていないときは、注文する当事者は、以下に掲げる権利を有する。

- a) 仕事の結果を受け入れないこと。その場合には、その契約を終了させるか、請負人に損害賠償を請求し、その他の損失がある場合にはその補償を求めること
- b) 請負人に対し、請負人の費用負担において両当事者が合意する期限までに必要な調整を行うよう要求すること
- c) 報酬を減額して仕事を受け入れること

注文者が、契約で定められた一定の期間内に金を前払いせず、又は原材料の供給をしないときは、注文者は仕事の遅れを理由として契約を終了させることはできない。仕事が完成したときは、請負人は完成した仕事を引き渡してその報酬を受領することができる。報酬の支払は、完成した仕事に当然に伴うものであると考えられる。注文者に対する仕事の引渡し後に、請負人の落ち度により何らかの欠陥が明らかになったときは、請負人は以下に掲げる権利を有する。

- ・ 契約の取消し、又は
- ・ 報酬の一部の注文者への払戻し
- ・ 請負人の費用による修理

注文者は、欠陥が保証期間中に明白になった場合に、上記の権利を主張することができる。契約上、保証期間が定められていないときは、注文者は、完成した仕事を受領した日から3年以内であれば、いつでも上記権利を主張することができる。

(7) 運送契約

運送契約は、当事者の合意又は国によって定められた報酬で、運送人が乗客、荷物又は商品を、ある場所から別の場所まで輸送することを引き受ける契約である。

運送人は、輸送に係る荷物又は商品の喪失又は損害につき責任を負う。運送人は、損害の原因が不可抗力又は乗客自身の過失にあるときを除き、輸送中に生じた乗客に対するいかなる事故に対しても責任を負う。当該荷物又は商品が不可抗力により喪失し、又は輸送中に盗まれたときは、運送人は、当該荷物又は商品の代価を支払う義務を負う。損失又は損害に対する賠償を求める訴訟は、所有者が荷物若しくは商品の喪失又は破損の事実を知った日から1年以内に提起されなければならない。

(8) 寄託契約

寄託契約は、ある者（「受託者」）が他の者（「寄託者」）の財産を無償又は有償で保管し、寄託者又は寄託者が定めた者に対し、指定日時又は当該財産の返還請求を受けた時に、当該財産を返還する契約である。基本的な規則として、契約上報酬が定められていないときは、受託者は報酬を受け取ってはならない（無償とする）。受託者は、寄託財産を保管しなければならない。契約で定めた日時又は寄託者が返還請求したときには当該財産を返還

しなければならない。受託者は、寄託者の同意なくして寄託財産を使用することはできない。受託者は、受託者側の過失に基づく損失又は喪失に対して責任を負う。

(9) 賃貸借

賃貸借は、賃貸人が有償により、その財産を賃借人の一時的使用のために貸すことを約束する契約である。賃貸財産は、不動産又は動産のいずれでもよい。賃貸借の存続期間は、定めがあってもなくてもよく、賃貸借の存続期間が定められていないときは、賃貸借の存続期間は12年を超えることができる。その存続期間として1年以上の期間を有する賃貸借契約は、書面でなされなければならない。

賃貸借契約が書面でなされず、一方当事者が賃貸借契約の存在を否定するときは、当該賃貸借契約の存続期間が1年間を超えない場合には、賃貸借契約を証明する証拠は、証人の証言によることになる。賃貸人は、賃借人に不当な問題を引き起こす原因をすべて防ぐため、財産を正常な状態で賃借人に賃貸しなければならず、抵当権のように、賃貸財産に対する権利を主張する第三者があるときは、賃借人の保護を保証しなければならない。

賃借人は、契約で転貸の定めがあるときを除き、賃貸人の同意なくして賃貸財産を第三者に転貸することができない。

(10) 保証契約

保証契約は、借り主が債権者に対する義務を履行しない場合に、「保証人」と呼ばれる第三者がその義務を引き受け、又は債権者に対する義務を履行することを、契約によって債権者と同意する契約である。この契約は書面でなされなければならない。一債務につき、複数の保証がなされてもよい。法律により無効とされる債務に関する保証契約は、効力を有しない。しかし、当該無効の原因が債務者の未成年にある場合、当該契約は有効であるとみなされる。

保証人に対する訴訟提起は、債務者に対すると同時に、又は訴訟提起後に、なすことができる。裁判所の決定後に、保証人は、債務者の財産が保証人の財産に先立って差し押さえられるべきことを要求することができる。債務者の財産の競売後に、得られた額が債務の額を満たすことができないときは、保証人は当該残余部分に対して責任を負う。複数の保証人がいる場合には、保証人が一人の場合と同様に、各保証人は債務全体に対して責任を負う。すべての保証人は、債務の弁済について共同して責任を負う。

第3 担保制度

1 担保制度に関する法令

この制度は、1989年10月28日に採択され、1992年8月に公布された法律に基づいている。

2 担保の種類

カンボディアには、以下に掲げる2種類の担保

制度がある。

- ・契約による担保
- ・裁判所の決定による担保

(1) 契約による担保

契約による担保は、債権者・債務者間において、債務の弁済を確保するための合意、又は債務者が債務を弁済できない場合に第三者が債務者のために弁済する旨の合意である。契約上の担保には、以下に掲げる2種類のものがある。

ア 不動産担保

土地法によれば、不動産担保には5種類ある

① 譲渡抵当

担保は、債務の弁済を保証する目的のために債務者自身又は第三者が債権者に対して財産を提供し、当該債権者が他の債権者に優先して当該担保財産の価値から弁済を受ける権利を有する旨の契約である。不動産担保契約は、認証（公証）されたものでなければならない。

a 要式性

原則として、契約は次のとおりでなければならない。

・当該不動産の所在地に従い、その管轄を有するSangkat 又は Khum の長の認証があること

・不動産を管轄する当該地区の長による認証があること

・関係する国有地管理局のシールを貼付すること

・登録及び記録保管を行う土地台帳を備える事務所に契約書の写しを提出すること

一人又は複数の消費貸借の債権者のため、同一不動産を担保とすることができる。

債務者が債権者に対して不動産を引き渡す必要はなく、単に不動産に関する必要な書類を交付すればよい。この担保は、優先弁済権を有することから、他の債権者が当該不動産の価値から弁済を受ける前に、不動産の占有を排除して、当該不動産を売却するという追求権を与えているだけであって、その利息は年20パーセントである。

② 抵当権

抵当権は、債権者に対して、目的たる不動産の所有権の帰属に関わらず、その売却を主張し、当該不動産の所有者に占有させた状態で、他の債権者に対する優先弁済を受けることを認める担保である。

登記された不動産のみが抵当権の対象となりうる。

債権者は、抵当権として不動産の価値を把握するにすぎず、不動産の所有者であるわけではない。

抵当権は、明らかに無効な内容でない限り、公証人による認証が必要とされる。

同一不動産に複数の担保権を設定することができ、担保権が複数ある場合には、登記の優先順位に従う。

イ 動産担保

動産担保契約は、債務者が債権者に対して債務

の担保として動産を引き渡す旨の契約である。担保財産を占有している債権者は、当該財産の売却代金から、他のすべての債権者に優先して支払を受ける権利を有する。動産担保契約は、書面でなされなければならない。債権者が担保財産を占有している場合には、動産担保契約は有効であると考えられる。負債及び担保財産の額は、契約で特定して明確にしなければならない。契約において、利息額及び支払期日を明確にしていないうきは、債務は契約締結日から1年間は無利息とする。

債権者には、担保動産を自由に処分する権利はない。債権者は、担保動産を合理的な注意義務をもって取り扱い、これを保管する義務を負う。担保動産が債権者の過失により破損又は喪失した場合には、債権者は、損害につき責任を負い、これを修理し、又は賠償する義務を負う。

債権者が、契約条件に違反して担保動産を使用したときは、債務者は、訴訟を提起して、担保動産を取り戻す旨の申立てをすることができる。債権者が債務者による事前の承諾なくして担保動産を処分した場合、刑事法が適用される。

支払期限が到来して、債務者がその義務を履行しないときは、債権者は担保財産の換価を裁判所に求めることができる。担保財産の売却代金は、担保財産を占有している債権者に最初に支払われる。

(2) 裁判所の決定による担保

裁判所の決定による担保は、債務の弁済を司法手続による売却で行う場合に、裁判所の決定によって提供されるものであり、次に掲げる2種類の担保がある。

- ① 裁判所の判決によるもの
- ② 判決の執行段階に関する裁判所の決定によるもの

第4 商業的紛争に関する裁判管轄

投資法第20条は、この法律で定める権利義務につきカンボディアで生じる投資紛争に関し、投資家は以下に掲げる内容を行うことができる。

- (1) 両当事者による交渉
- (2) 交渉しても2か月以内に紛争が解決できない場合は、当事者が行うことができる内容は以下に掲げるとおりである。
 - ・助言を求めてカンボディア開発委員会に提案すること
 - ・カンボディアの裁判所に訴訟を提起すること
 - ・両当事者が訴訟の提起につき合意する国際的な手続に従うこと

カンボディアは、1960年1月に外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク1958年）に加盟したが、1993年の総選挙後、現在の憲法制定会議が、上記条約を批准しなかったため、カンボディアには、仲裁及び商業裁判所に関する制度的枠組みが確立していない。そのため、商業活動に関する紛争は、両当事者間の交渉又はCDC

（投資事案の場合）によって解決できなかったときには、民事裁判所に対して訴えを提起しなければならない。

商事事件の管轄権を有する裁判所の手続は、3段階、つまり和解、調査及び証拠収集並びに裁判に分かれる。

当事者が裁判所の判断に同意しないときは、当事者は2か月以内に上訴することができる。カンボディアの裁判制度は、原則として大陸法系に基づいている。

裁判所は、下級裁判所がプロヴィンスレベル及び市レベルにあり、高等裁判所として控訴裁判所及び最高裁判所が存在する。

裁判所の判断の執行

カンボディアの裁判所による令状、有罪判決及び最終判断は、カンボディア裁判所により執行することができる。

第5 法律分野における研修制度の現状

20年以上にわたる内戦後、カンボディアの社会基盤は荒廃している。多数の弁護士及び裁判官は、殺害され、あるいは外国へ亡命し、裁判所の建物はもちろん、裁判制度、司法行政組織及び法制度は完全に破壊された。

1980年前半には、法律的素養のない教師、兵士及びその他の人々から裁判官を選任し、東欧のアドバイザーや、かろうじて生存した法学者数名が、わずか数か月間の指導をして、カンボディア人民共和国の政権が法制度の復興を図った。

1982年1月に、以前の法学部及び経済学部は、行政学及び法学の学校として再開された。その際、学校の主要な目的は、行政及び法律上の問題に責任を負う職員を研修することであった。短期研修コースは5か月であった。

このような研修を受けた者は、1982年から1989年までで、2,350人であった。

上級研修コース

1986年からは、2年の研修コースが設けられ、ヴィエトナム人及びクメール人が教官となって、教育がなされたが、この2年コースは1992年に中止された。この2年コースの卒業生が合計680人おり、卒業した者には、裁判所書記官、地方公務員、警官などの資格が与えられた。

長期研修コース

フランスの基金により、1992年から5年コースが開始された。1994年以前は、学生は、1年間の大学準備プログラムを更に修了する必要があったが、現在は中止されている。学生は、3年コースを修了すれば通常の学士号を取得し、5年コース修了すれば法学士を取得することができる。

研修・教育とその発展

公務員の仕事の能力を改善するため、訓練、指導、演習又は実践として役立つような制度が必要である。

高等教育は、一定の方針の下に、現在担当して

いる仕事より公務員の能力を更に改善することを目指すものである。教育は、新しい業務やその領域の拡大を促進する際における準備ともなるものである。

研修・教育の発展について言えば、法が絶えず変化し進展する性質を有するため、法の発展と共に役人の能力を向上させるものでなければならない。

研修・教育の方式には以下に掲げるものがある。

- ・講習会
- ・フォーラム
- ・シンポジウム
- ・過程
- ・ゼミナール
- ・会議
- ・短期コース

これらは、UNHCR, JICA, CJP AUS などのように、国際的組織又はその地域組織の協力を得て行うことができる。政府の省庁、民間組織、国家の法律専門職又はその他の法律家が招かれ、各自の考えや実務の経験を共有するなどの貢献することが期待される。

裁判官の研修コース

1994年には、期間が1年以上の研修コースが開催されたことがある。

研修の資格

- ・法的素養を有していること（法学修士）
- ・司法省の裁判所で5年未満の経験を有する裁判所書記官
- ・コースの最初及び最後に試験に合格すること

弁護士のための訓練過程

カンボディア弁護士会は、試験に合格した弁護士のために研修コースを用意している。

法律扶助プログラム

国際的な基金によって支援を受けている法的サービスを実施している組織は、無料による弁護をしているほか、家事紛争で法的サービスを必要とするカンボディアの貧しい人々に助言するなどしている。

これらの組織は、しばしば地方を訪れ、市民や政府の事務で法律に関する研修を実施している。

第6 結論

市場経済の発展を促進するために、民間の活動を規制する政策、法律及び規則を有することが必要である。そして、その法的枠組みは、政府、企業家及び民間人の間で、また、市場でなされる取引においても、予測可能なものである必要があろう。

主要な法律は存在するものの、曖昧なものがある。さらに、法的枠組みを完成させ、改善を目指すため、多数の新しい法令を整備している段階であるが、カンボディア政府は、現行の法制度において、不適当なところや法と現実の乖離があることから、国家の復興及び開発が遅れたという事実を十分に認識している。

カンボディアは、現在のところ、以下に掲げるような多くの困難に直面している。

＊商業活動などに関する法律が不十分であること

＊法的素養を有する経験豊富な裁判官の不存在

＊商業上の違反行為に対処する経験豊富な公務員の不存在

＊コミュニケーション不足

＊法律専門家の不存在

＊商事裁判所又は仲裁機関のような ADR を担当する機関の不存在

以 上

カンボディア 2 カンボディアにおける物的担保制度

報告者 Mr. Meas Sopheap (メアス・ソペアク)
(カンボディア司法省人事研修局監査室副主任)

第一次翻訳者² 大江毅
(大阪大学大学院法学研究科院生)

本報告書は、国際民商事法研修のために用意したものであるが、政治的、社会的及び文化的な特徴にそれぞれ簡単に触れた後、カンボディアの物的担保制度に関して報告する。

政治的特徴

数十年にわたる内戦の後、カンボディアは再統一され、すべての対立派閥が1993年に国連の管理下において総選挙を実施することを合意した。カンボディアは、フンシンベック党出身の第一首相であるラナリット殿下(Prince Ranaridh)及びカンボディア人民党出身の第二首相、フン・セン(Samdach Hun Sen)氏の両首相によって指導されてきた。

カンボディアは民主制と複数政党制の政治体制を採用した。1998年に実施された総選挙において、フン・センが首相に選ばれ、ラナリット殿下は国会議長に就任した。カンボディアは、現在においても政治的に安定している。

社会的及び文化的特徴

カンボディア王国は東南アジアに位置し、その面積は181,039平方キロメートルであり、国境はベトナム、ラオス及びタイと接している。カンボディアの人口は、1999年において1,170万人であり、その85パーセントが農民であるが、女性が52パーセント、男性が48パーセントを占めている。毎年的人口増加率は2.49パーセントである。仏教が国教として採用されてきたが、イスラム教、キリスト教及び道教のような他の宗教も儀式的自由を認められている。カンボディアは、文化的特徴の大部分をタイ及びラオスと共有している。したがって、カンボディアの文化的特徴は、衣服、伝統舞踊、食料その他の要素についても、これら諸国と類似していることである。

1 物的担保の類型

不動産とは、本来の性質上又は人為的定着により、1か所の固定された位置に存在ものである。自然のままの状態では動産であっても法律により不動産と定義されたものがあり、これは法律の規定に

よる「みなし不動産」と呼ばれている。不動産に対して適用される権利もまた不動産とみなされる。

本来の不動産とは、土地、コンクリートや煉瓦で建てられた建物で、それらを動かせば重大な価値の損失を生じるものをいう。定着物とは、たとえ本来は動かすことができるとしても、不動産に従として付属したために、不動産とみなされるものである。定着物は不動産に付属したものである。また、定着物は、土地の産物であって、林産物のように収穫以前の種類のものもあれば、土地と一体になっているものや、樹木の果実であったりする。さらに、定着物は、事業の役に立つものとして、農業、工業、商業のための基金、畜産、売買、運送、競争、耕作及び乗物用に飼育された動物や、器具、道具、機器、肥料、種及び苗木がある。そして、定着物には、本来的に不動産と一体となっている産物であり、かつ、それらが不動産から分離されて動産になる場合には、本来有している状態、効用、容易さ及び美観を損なうものであって、大きな鏡、壁又は天井に取り付けられたランプ及び板のように不動産を支えるために使用されたものもある。

法律による「みなし不動産」とは、たとえそれらが移動可能であっても、法律で本来の不動産として取り扱うものとして区分される物をいう。これらの不動産とは、容積30トン以上の船舶、同容積の水上家屋及び不動産上の担保権である。

不動産及びこれに存在する担保権は、私的に所有される場合もあり、その所有者が単独の個人でも複数の個人でもよく、複数の場合は所有の対象物が一つであることもあれば、分割できない権利の持分の場合もある。また、団体あるいは団体に属する個人全員に帰属している共同不動産の場合もある。

第1類型の財産権は「私的財産権」と呼ばれ、各個人の私的な個人的所有権とみなされる。第2類型の財産権は「コミュン所有の不動産」(Communal estate)と呼ばれ、公的及び共同的財産とみなされる。

これらのすべての場合において、私人又はコミュンは、不動産に対する権利として以下に掲げる権利を有することができ、その他のいかなる権利も法律によって認められていない。

- (1) 所有権
- (2) 占有権
- (3) 土地耕作権
- (4) 専用権
- (5) 用益権
- (6) 使用居住権
- (7) 地役権
- (8) 不動産担保付貸金債権 (Secured loan on estate)
- (9) 譲渡抵当権

土地耕作権及び専用権は個別の法律において扱われる。

2 本件翻訳は、通称「アジア法研究会(ジュニア研)」(座長:池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授)のメンバーである大江氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

用益権、使用居住権及び地役権は、所有者の権利に作用するものであって、これらは、個人間の合意、国際協定又は法律の規定に従って、所有権の占有権能を奪うものである。

不動産担保付貸金債権は、所有者が考えを変えて履行しない事態に備えるため、所有者の不動産を担保目的物として供するという担保付債権である。所有者は、担保を有する貸主の利益のためにその義務を履行しなければならない。

不動産と不動産所有者の関係

無占有かつ無主の財産、相続人のない死者に属していた財産、放棄された相続財産は、国有財産に帰属すべきである。

5年の期間の後に、登記されていない不動産の権利は、営利性があるかどうかを問わず、国有財産とみなされるべきである。

登記された不動産に対する権利で、その所有者が財産税、相続税又は賃料の支払を遅滞し、かつ、国が定めた額を連続5年の期間内に支払わないもの、及び誰もがその放棄を報告する財産は、国有財産に帰属すべきである。

所有権

所有権は、法律により禁止されていない限り、絶対的かつ単独のものであり、あらゆる財産を管理する権利である。土地所有権は居住用の土地についてのみ認められる。居住区域及び地方自治体に存在する土地に対しては、個別の法律が適用される。

所有権者は、当該財産に付随するすべての権利及び財産それ自身に由来する天然又は人工のすべてのものを有する。これらの諸権利は付加的権利と呼ばれる。付加的権利は次の二つの類型に区分される。

- ・目的物に由来する付加的権利
- ・土地に付属する目的物及び一体化した目的物に対する付加的権利

付加的な権利に関しては、土地から得られる天然資源、資本の収入、動物の畜産から産まれたものは、所有者が労働の費用、種の費用を第三者に支払う場合を除き、当該土地の財産に属するべきである。この場合、所有者の財産からの産物は所有者に帰属する。

目的物から生じたもの又はこれと結合しているものは、その目的物の所有者に帰属する。土地の所有権は、土地の上方及び下方にも及ぶ。所有権者は、法令により禁じられていない限り、所有権者の意向に従い、農作物を植え、土地上の建物の管理することができる。

2 物的担保の効果

占有者は、遺言による若しくは遺言によらない承継により、又は契約により、他人に権利の一部又は全部を移転することができる。占有移転の文

書は認証の形式でなされなければならない。

不動産については、占有者が平穩、正直(honestly)、公然に、あいまいでなく5年連続して土地を占有し、かつ、当該土地が登記簿に記録がなく、誰にも帰属していないときは、占有者は当該土地の適法な所有者になることができる。占有者が連続3年間にわたり放棄しているときは、その所有権は国に帰属する。

所有権の分割 (Ownership dismemberment)

ある人の所有に属する財産で、その利益を受ける他の人に譲渡されたものは、分割(dismemberment)と呼ばれる。分割によって所有者に残った権利は、用益権のない所有権と呼ばれた。用益権は、一定期間内において(この期間是用益権者の一生を超えることができない)、他人の所有に属する不動産から得られる産物たる利益を意味する。用益権は、通常以下に掲げるような3種類に分けられる。

- (1) 用益権
- (2) 用益権者の義務
- (3) 土地の用益権

用益権者は、天然果実又は法定果実で、当該不動産の用益から生じるものを取得する権利を有する。用益権者は、すべての地役権を利用し、かつ、所有者が本来有するあらゆる権利を用益権者もまた利用することができる。

用益権者は、不動産をその時の状態で引渡しを受けるが、利用する前に、その実質的な状態につき、当該不動産の存在する場所において、所有者の面前で、町(Khum)、Sangkatの委員長による検査がなされなければならない。

以下に掲げる内容は、用益の期間における所有権に関する責任であって、用益権者と用益権のない所有権者が共に負うべきものである。

- ・用益権のない所有権者は所有権に関する支払いに責任を負い、用益権者は用益権のない所有者に利息を返還する。
- ・用益権者は預託金(デポジット)を支払い、果実による利益を得ないときは預託金(デポジット)の返還を請求できる。

用益は以下の場合に終了する。

- (1) 用益権者の死亡
- (2) 期間の制限又は契約で定めた期間の終了
- (3) 用益権者が果実による利益を得ない場合
- (4) 用益権のための不動産の完全な滅失

3 優先劣後の順位

土地の地役権は、承役地と呼ばれる不動産上の負担であって、承役地を利用する者とは別の所有者に属する要役地という別の不動産のために認められるものである。自然的な地役権、法定地役権及び約定地役権のように発生形態によって様々な種類の地役権が存在する。

自然的な地役権について言えば、承役地は高地

から水が自然に流れてくるのを受け容れなければならない。承役地の所有者は水の流れを止めるための道路、堤防、堰その他の工作物を建築してはならない。

法定地役権には二種類の根拠となる法律がある。

- ・公益に資する地役権
- ・私的な利益に資する地役権

公益のための法定地役権は、土地の所有者が遵守すべき特別法又は規則に由来するものである。

私的な利益のための法定地役権は、隣地所有者の権利を害することなく各所有者が自分の所有地上における権利行使を許すことにつき、制限を設ける法律上の処置である。

人が設定したすべての地役権は、証明書が必要であり、また、地籍の登記簿に登記すれば、第三者による異議のない限りで適法とされる。さらに、承役地が要役地と隣接しているとき、又は両所有者間で設定された地役権であるときは、所有者の一方が、財産移転の文書において地役権の存在を明確にせず第三者に譲渡したときは、地役権は消滅する。

地役権消滅の方法については、以下に掲げるとおりである。

- ・地役権を設定する権利の消滅
- ・単独所有者の土地における要役地と承役地の混同
- ・地役権が設定された土地の完全な滅失

資本財以外のあらゆる原料及び商品で、関税・税金の免除のもとで輸入されたが、事業の一部として利用されないまま売却その他の方法で処分された物については、直ちに関税、諸税及び関税に関連する罰金を支払わなければならない。新しい資本財のうち、5年未満の期間は利用されたものの、関税・税金免除のもとで輸入され、後に売却その他の方法で処分されたものは、税法に従って適正に減価償却されたものを除き、直ちに関税、諸税及び関税に関連する罰金を支払わなければならない。輸入から5年以上連続して利用され、かつ、後に売却その他の方法で処分された資本財については、関税は、定額減価償却法により残っている償却後の価値に適用される。

不動産担保

担保は、債務者自身又は第三者が債権者に対し、債務の支払いを保証するという目的のために財産を供して、これによって担保権者が担保物の価額については他の債権者に優先して返済を受ける権利を認める契約によるものである。不動産担保は認証された契約形式によらなければならない。

原則として、契約は当該不動産について権原を有する町（Khum）又は Sangkat の人民委員会委員長（President of the People Committee）により認証されなければならない。一の債務につき複数の不動産を担保に供するときは、契約は当該不動産が存在する町（Khum）又は Sangkat の人民委員会の

委員長によって認証されなければならない。この契約は不動産を管理する郡（Srok）及び市（Khan）の人民委員会委員長によってもまた認証されなければならない。不動産担保が法律に従って適切に実行されるとみなされ、かつ、第三者が異議を述べることはできないのは、担保が不動産登記簿に記録されている場合に限られる。不動産担保契約は、直ちに、当該不動産所轄庁にて、定められた不動産の形態に添うように、文書に印影が必要である。

4 実行

不動産の譲渡（占有移転か？）がある場合、債務者がその債務を免れると直ちに、担保目的物は債務者に返還されなければならない。その返還は、契約内容の執行可能な日から10年以内に、また、支払日に関する約定があるときはその支払日から10年を超えない期間内になされなければならない。債権者が、当該債権につき請求訴訟を提起しなかったときは、債権者はこれを請求する権利は消滅する。この消滅により、債務者に対する不動産の返還がなされるほか、債務も免除される。利息は、債務者がその返還提供日以降においては、これ以上支払う必要はない。弁済の提供は、提供された総額を明確に示さなければならず、町（Khum）又は Sangkat の長、債務者及び証人2名の署名がある書面でなされなければならない。債務者が、収穫前の一年の途中で弁済を希望するときは、債務者は年利20パーセントの利息を支払わなければならない。租税の支払は、約定がないときは、債務者がその責任を負う。

譲渡抵当

同一不動産上に、同時に複数の債権者のために、複数の譲渡抵当が順次設定されることがある。各債権者は登記の優劣に従って権利を有する。すべての譲渡抵当権者は、いかなる順位であろうとも、債務者が支払うべき期日に支払わないときは、譲渡抵当として把握する財産の売却の手続をすることができる。

相続

相続とは、死者の相続財産を相続人と呼ばれる一人又は複数人に移転することである。相続は、法律又は被相続人の遺言により移転される。法定相続は、「無遺言の場合」と呼ばれ、被相続人の遺言による場合は「遺言」と呼ばれる。相続は被相続人の死亡の翌日から被相続人の最後の住所地で開始される。以下に掲げる者は、裁判所により相続人となることができないとみなされる。

- (1) 被相続人の生存中に被相続人を殺害しようとした者。正犯であるか共犯であるかを問わない。
- (2) 殺人に関与していないものの、16歳以上の者で被相続人を殺害した者を知っているにも

かかわらず、事件を裁判所に知らせなかった者。

- (3) 被相続人を刑罰又は拘禁刑にするため、被相続人に対する偽りの告発をなした者。
- (4) 被相続人の死亡直前の病気の際、その情を知りながら、看護又は手伝いが可能であるにもかかわらず、被相続人の看護又は手伝いをするために来なかった者。
- (5) 被相続人の近くの場所に居て、葬儀に参加できたにもかかわらず、理由なく葬儀に参加しなかった者。
- (6) 忘恩、不敬、不義その他の理由により被相続人の家から追放され、死亡前に許しを請わなかった者。

5 公示

不動産所有権の登記簿は、当該不動産の存する町（Khum）のすべてで、通常町（Khum）の行政域内で設けられなければならない。かつ、所有者の名前が記されなければならない。不動産所有権登記簿には次の事項が記録される。

- ・地所の記載

- ・所有者の身上記録（出生証明書、婚姻及び死亡証明書）
- ・登録内容の変動
- ・その他各種情報
- ・不動産占有登記簿には次の事項が記録される。
- ・登記申立番号
- ・地域
- ・管理命令（directions order）による隣地所有者の氏名
- ・土地の性質（植物の種類を指定することによる）
- ・占有者の身分証明書（ID カード）
- ・証拠に基づく土地占有権原、土地分割、相続、土地の分合筆の原因の変動

現在の状況を表す登記は、地籍担当機関（役所）における不動産所有権登記簿になされ、地籍担当機関（役所）に備え付けられた移転のリストに従ってなされなければならない。また、地籍担当機関（役所）における占有登記簿における登記も、地籍担当機関の役所に備え付けられた変動リストに従ってなされるべきである。

以 上



中華人民共和国 1 物的担保制度及び会社制度に関する比較研究

報告者 Mr. Zhang Hao (ザン・ハオ)
(黒竜江省法務部商法課 課長補佐)

第一次翻訳者³ 苗村博子 (アスカ法律事務所)

第1 物的担保制度について

1 我が国における物的担保権の種類

(1) 抵当権、質権、留置権の3種類存在する。

抵当権とは、債務者又は第三者が、占有を移転することなく、その資産に担保を設定することをいう。債務者が債務を履行しない場合、債権者は、法律の条項に従って、債権を相殺処理するため、その資産を換金する権利を有し、又はその資産の競売や売却による収益から優先弁済権を有する。

動産の質権とは、債務者又は第三者が、その動産の占有を、債権の担保として債権者に移転することをいう。債務者が債務を履行しない場合、債権者は、債権の支払としてその資産を換金する権利を有し、又は質権設定にかかる資産の競売や売却の収益から優先弁済権を有する。

留置権とは、債権者が債務者の動産を占有することをいう。債務者が債務を履行しない場合、債権者はその資産を保持し、資産の換金、競売や売却の収益により負債を支払ってもらう優先権を有する。

(2) すべての物的担保権は、全国人民代表大会常務委員会 (Standing Committee of National People's Congress) によって採択され、かつ、中華人民共和国国家主席 (the President of the People's Republic of China) の命により公布される。

(3) 当事者間では、一方の当事者が債権の担保として相手方に手附を支払うことを合意することができる。債務者が債務を履行した後、手附は支払の一部に充てるか返金される。手附を支払うべき者がこれを履行しない場合、手附の返還を要求する権利はない。手附を受領する者が履行しない場合、手附金を2倍にして返金する。

2 物的担保権設定の効力

(1) 抵当権で担保される範囲には、抵当設定契約書で別の定めがない限り、債権の元金及びその利子、違約金、損失に対する補償並びに抵当執行費用が含まれる。

抵当に供された財産が、債務者の債務不履行を理由に満期前に人民法院 (People's Court) により差し押さえられた場合、抵当は、その差押え日以

降における抵当財産から分離された天然果実及び法定果実に及び、抵当権者はこれを回収する権利を有する。抵当権者が、法定果実の支払い義務を有する者に対して、抵当財産の差押えの事実に関する通知を怠ったときには、抵当権はその法定果実には及ばない。

抵当権設定者が貸貸借物に抵当権を設定する場合、書面にて貸借人にその旨通知し、当初の貸貸借契約の効力はそのまま継続する。

抵当権設定者は、既に抵当設定登記がなされた財産を譲渡するときは、抵当権者に対してその旨通知するとともに、譲受人に対し、その財産に抵当が設定されていることを通知しなければならない。抵当権設定者が、抵当権者に対する通知を怠り、又は譲受人に対する通知を怠ったときは、その譲渡は無効となる。

抵当権設定に係る財産を譲渡することにより得られる収益が、明らかにその価値より低くなる場合、抵当権者は、抵当権設定者に対して、追加担保の提供を求めることができる。抵当権設定者が追加担保を提供しないときは、抵当財産を譲渡することはできない。

抵当権設定者が抵当財産を譲渡することにより得られる収益は、まず抵当権の被担保債権の弁済に充てるか、抵当権設定者と抵当権者が同意する第三者に預託される。収益が被担保債権額を超える場合、差額は抵当権設定者のものとなる。収益が被担保債権額に満たないときは、差額は債務者が支払う。

抵当権は、債権者の権利から分離して存在できず、抵当権のみを単独で譲渡することはできない上、その他の債権の担保として供することもできない。

抵当権設定者の行為により抵当財産の価値が下がる可能性が高い場合、抵当権者は、抵当権設定者に対し、その行為の中止を求めることができる。抵当財産の価値が下がった場合、抵当権者は、抵当権設定者に対し、当該財産の当初の価格を回復させる権利、又は減額部分に相当する担保の提供を要求する権利を有する。

抵当権設定者が、抵当財産の価値低下に対して責がないときは、抵当権者は、価値低下による損失を補う追加担保の提供のみを要求できる。抵当財産のうち、価値が下がっていない部分については、引き続き債権者の有する債権の担保となる。

抵当権は、債権者の有する被担保債権と共に存在する。債権者の権利が消滅すれば、抵当権も消滅する。

質権で担保される範囲には、債権の元金及びその利子、違約金、損失に対する補償並びに質権実行費用が含まれる。質権設定契約書に別の定めがある場合、その条項も適用される。

質権は、その質物から得られる果実に及ぶ。質権設定契約書に別の定めがある場合、その条項も適用される。

3 本件翻訳は、通称「アジア法研究会 (ジュニア研)」(座長: 池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授)のメンバーである苗村氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

この果実は、まず果実の回収のための費用に充てられる。

質権者は、質物を良好な状態で保管する義務を負う。質権者は、保管の際の過失から生じる資産の損失、破壊、損傷に対する民事上の責任を負う。

質権者が、その質物を良好な状態で保管できず、これにより損失、破壊、損傷が生じた場合、質権設定者は、質権者に対し、質物を預託するよう求めるか、まず質権者を免責した上、質物の返還を請求することができる。

質物が滅失し、又はその価値が明らかに質権者の権利を損なう（下がる）可能性がある場合、質権者は、質権設定者がその額に相当する追加担保の提供を求めることができる。質権設定者が追加担保の提供を拒否する場合、質権者は、質物を競売するか売却し、収益は被担保債権に充てるか、質権設定者と合意の下に第三者に預託するとの契約を締結できる。

債務者が弁済期に債務を履行する場合、又は質権設定者が弁済期前に被担保債務につき支払う場合、質権者は質物を返却する。

質権者が弁済期に支払を受けられない場合、債務を担保する質物を換金するか、法律に従ってその財産を競売するか売却する旨の契約を質権設定者と締結することができる。

質物の換金や競売で得られる収益が被担保債権額を超える場合、差額は質権設定者に支払われる。その換金額や収益が被担保債権額に満たないときは、差額は債務者が支払う。

債務者のために担保権を設定する第三者は、質権者の質権実行後、債務者に対し求償権を有する。

質権は、質物が滅失又は破壊された場合には消滅する。滅失又は破壊によって生じる損害賠償請求権は、質物と同様に取り扱われる。

質権は、債権者の有する被担保債権と共に存在する。債権者の権利が消滅すれば、質権も消滅する。

留置権で担保される範囲には、債権の元金及びその利子、違約金、損失に対する補償、留置物の保管費用と留置権実行費用が含まれる。

保管、輸送などの契約により費用が生じ、債務者が支払を怠るときは、債権者はその資産を留置する権利を有する。

当事者は、留置できない財産を契約書において明示することができる。

留置物が分割される場合、担保される額は、債権額合計と同額であることとする。

留置権者は、留置物を良好な状態で保管する義務がある。留置権者は、過失により生じる留置物の損失、破壊、損傷に対する民事上の責任を負う。

債権者と債務者は、契約書において、債務者の履行期限については、債権者が債務者の財産を留置してから2か月以内の範囲で定めるものとする。債権者と債務者が契約に定めるのを怠った場合、債権者は、債務者の資産を取得した後、2か月又

はそれ以上の期限を定め、債務者に対し、その期限内に債務を履行するよう通知しなければならない。

債務者が明示された期限内に履行しないときは、債権者は、債務者との合意により、当該留置物を換金、競売又は売却することができる。

留置物の換金、競売又は売却で得られた収益が、被担保債権額に満たないときは、差額は債務者が支払う。

留置権は、以下に掲げる事由により消滅する。

- ・ 債権者の請求権が消滅する
- ・ 債権者の同意を得て、債務者が他の担保を提供する

(2) 客体に関する制限について述べる。

次の財産については抵当権を設定できる。

ア 抵当権設定者が所有する家屋又は土地上に固定されているもの

イ 抵当権設定者が所有する機械類、輸送手段、その他の資産

ウ 国有地に対する土地使用权、国有家屋、その他土地上に固定されているもので、法律に従い抵当権設定者が自由に使用できるもの

エ 国有の機械類、輸送手段、その他の資産で、法律に従い抵当権設定者が自由に使用できるもの

オ 荒廃した丘陵地、不毛溪谷、荒廃塚、灌漑荒地、その他の未開墾地に対する土地使用权で、法律に従い抵当権設定者が契約し、かつ、契約の相手方から当該権利に抵当権を設定することにつき同意を得ているもの

カ 法律に従い抵当権が設定されるその他の資産

抵当権設定者は、前述したすべての財産に同時に抵当権を設定することができる。

抵当権設定者が担保権を設定する請求額は、その抵当権が設定された資産価額を上回らない。

抵当権が設定された財産の価額が、被担保債権額を上回る場合、余剰額を上回らない範囲内において再度抵当権を設定できる。

法律に従って取得される国有地上に存在する家屋に抵当権が設定される場合、その家屋が存在する国有地の土地使用权にも同時に抵当権が設定される。

認可により取得される国有地の土地使用权に抵当権が設定される場合、その国有地上の家屋にも同時に抵当権が設定される。

公社が使用する土地の使用权は、独立して別に抵当権を設定することはできない。公社の工場又は他の建物に抵当権が設定される場合、抵当権は、当該建物が存在する土地の使用权にも設定されなければならない。

次の財産には抵当権を設定できない。

- a 土地の所有権
- b 耕作地、住宅地、個人区画、個人の丘陵地など、集合体が所有する土地に対する土地所

有権

- c 学校、幼稚園、病院、教育施設、医療施設、又は公益目的で設立された公共機関、公共福祉施設など
- d 所有権又は使用権が不明又は係争中の財産
- e 法律に従って封印、差押又は管理下に置かれている財産
- f 法律で定める抵当権を設定できないその他の財産

次の権利には質権を設定できる。

- ① 為替手形、小切手、約束手形、有価証券、預り証書、倉庫受取、荷積書
 - ② 法律により譲渡可能な株券又は株式証書
 - ③ 法律により譲渡可能とされる排他的な商標使用権、特許権又は著作権
 - ④ その他質権設定が可能な権利
- (3) 主体に関する制限は以下のとおりである。債務を肩代わりできる法人、その他の団体又は市民は、保証人となることができる。

国務院 (State Council) が承認する外国政府又は国際経済機関から転貸する債権に担保権を設定する場合を除き、政府は保証人となることはできない。

学校、幼稚園、病院など公益目的で設立された機関及び公共機関は保証人となることはできない。

支店や、法人として機能する企業内の部署は保証人となることはできない。

法人として機能する企業の支店が、当該法人から委任状を有するときは、委任された権限の範囲内で担保を提供することができる。

いかなる団体であれ個人であれ、銀行又はその他の金融機関や企業に対して、他機関のための担保を提供するよう強制することはできない。銀行、その他の金融機関及び企業は、他機関のために担保を提供することを拒否することができる。

3 優先順位

(1) 2名以上の債権者に対して抵当権が同一の財産に設定されている場合、抵当財産の競売又は売却により得られる利益は、次のように清算のために用いられる。

- ① 抵当権設定契約が登記により有効となる場合、清算は抵当財産の登記の順に従って行われる。登記が同時になされている場合、各債権額の割合に従って行われる。
- ② 抵当権設定契約が締結日に有効となり、抵当財産が登記されている場合、清算は本条第①項に従って行われる。抵当設定された資産が登記されていない場合、清算は契約有効日の順に従って行われる。有効日が同じである場合、清算は各債権額の割合に従って行われる。登記済みの抵当権に基づく請求は、未登記の抵当権よりも優先的に弁済される。

(2) 債権相互間の順序は、担保権、労働債権、税、担保権未設定債権の順である。

4 契約事項

抵当権設定者と抵当権者は、抵当権設定契約を書面にて締結する。

抵当権設定契約には次の事項を含まなければならない。

- (1) 被担保債権の元金の種類及び金額
- (2) 債務の履行期限
- (3) 抵当財産の名称、量、質、状態、場所、所有者か使用権の別
- (4) 被担保債権の範囲
- (5) 両当事者が契約に含める必要があるとみなすその他の事項

抵当権設定契約書に、上記事項が含まれていないときは、これを追加修正することができる。質権設定者と質権者は、質権設定契約を書面にて締結する。

質権設定契約書は、質物を質権者に引き渡した時に有効となる。

質権設定契約には次の事項を含む。

- (1) 被担保債権の元金の種類及び金額
- (2) 債務の履行期限
- (3) 質物の名称、量、質、状態
- (4) 被担保債権の範囲
- (5) 質物の引渡日
- (6) 両当事者が契約に含める必要があるとみなすその他の事項

質権設定契約書に、上記事項が含まれていないときは、これを追加修正することができる。

債権者と債務者は、留置権契約を書面にて締結する。

第2 会社制度について

1 我が国における会社の種類

- (1) 我が国の法律によれば5種類存在する。

ア 国営企業 (wholly state-owned enterprises)

イ 集団企業 (collective-owned enterprises)

ウ 経済組合 (economic association)

エ 中国と外国との公平合併 (Chinese-foreign equity joint ventures)

中国と外国との間で契約に基づく合併と中国の領土内における外国資本企業

オ 民間企業 (private enterprise)

ア 国民全体の所有である産業に従事する企業は、独自に経営上の決定をなし、損益に関して全面的責任を負い、独立して経理を行なう社会主義的な生産を行う事業である。

企業の資産は国民全体の所有であり、所有権と経営権の分離という原則に基づき、企業が管理運営するものである。企業は、政府が管理運営を認可した資産につき、所有、使用及び処分の権利を有する。

企業は、法人格を取得し、政府が管理運営を認可した資産に対して民事上の責任を負う。

企業は、政府の管轄省庁の決定に従い、契約、賃貸借又はその他の経営責任体制を採択すること

ができる。

イ 集団企業とは、労働者がその資産を所有するもので、社会主義に基づく経済組織である。共同で作業し、その実績に従って支給する方法で分配する。

ウ 企業又は企業と共に経済組合に加入している組織により新しい経済団体が設立され、その団体が独立して民事上の責任を負うなど、法人としての資格を備える資格を備える場合、その新しい団体は、関係機関による承認及び登記の後に法人格を取得する。

エ① 中国と外国との合弁とは、中国の領土内において中国法に基づき、中国側の起業家と外国側の起業家が投資、経営し、利益とリスクを投資額の割合に応じて分担する企業である。

② 中国と外国との間で契約に基づく合弁とは、中国の領土内において中国法に基づき、契約による合弁契約に従い、中国側の当事者と外国側の当事者が収益又は製品を分配し、リスクと損失を共有する企業である。

③ 中国の領土内における外国資本企業とは、関係する中国法をもって外国の投資家により中国で設立された企業をいう。これには、外国の企業やその他の外国の経済団体が中国で開設した支店は含まない。

オ 民間企業とは、個人所有に係る企業の所有地に存在する利益追求の経済団体のことであり、従業員が8人を超えるものをいう。

(2) すべての資本所有者は有限責任を負う。

(3) 各種類の会社において、会社で勤務する外国人や外国の投資家は、国内の投資家と平等に取り扱われる。

2 資本

(1) 主体となる小売業において会社の登記資本額は、最低30万元である。

(2) すべてのが有限責任を有する会社である。

国営企業の責任

ア 企業は、国家政策の指導に基づき、社会が必要とする製品の生産又は社会へのサービス提供に関する独自の取決めをなす権利を有する。

イ 企業は、支給される予定であった必要な資材が入手できない場合、又は製品販売の取決めがなされない場合、当初計画の変更を求める権利を有する。企業は、その計画には入っていない省庁又はユニットによる生産割当てにつき、同意又は拒否する権利を有する。

ウ 企業は、国務院による別段の定めがある場合を除き、独自に製品を販売する権利を有する。

エ 企業は、自ら供給業者を選択し、生産に必要な資材を購入する権利を有する。

オ 企業は、国務院規定に係る価格決定当局や

関係する管轄省庁の支配のもとにあるものを除き、自ら製品価格を決定し、サービスを変更する権利を有する。

カ 企業は、国務院の規定に従い、外国の関係者と協議し、契約に署名する権利を有する。

企業は、国務院の規定に従い、その保有する外国為替収益を引き出し、これを使用する権利を有する。

キ 企業は、国務院の規定に従い、保有基金の予算を作成し、これを使用する権利を有する。

ク 企業は、政府が管理運営を認可した固定資産につき、賃貸又は損害賠償として譲渡する権利を有するが、その利益は設備更新や技術変革のために用いられなければならない。

ケ 企業は、その特定の状況に応じて、賃金形態や賞与支給方法を決定する権利を有する。

コ 企業は、従業員・労働者を雇用又は解雇する権利を有する。

サ 企業は、その組織・機構及び人事の規模を決定する権利を有する。

シ 企業は、いかなる政府機関又は部署によるものであれ、割当て形式に基づく人的資源、物資、財源の取立てを拒否する権利を有する。法令による別段の定めがある場合を除き、いかなる政府機関又は部署による人的資源、物資、財源の提供を企業に要求することは、いかなる形式による物であれ、割当てによる取立てとなる。

ス 企業は、他の企業又は団体と合同の事業に従事する権利、他の企業又は団体に投資する権利及びその他の企業と共有する権利を有する。

企業は社債を発行する権利を有する。

集団企業の責任

a 企業は、その資産全体につき、これを保有、利用又は処分し、その利益を享受する権利を有するとともに、いかなる制限も拒否する権利を有する。

b 企業は、生産、運営、サービスを独自に取り決める権利を有する。

c 企業は、国務院規定に係る価格決定当局又は関係する管轄省庁の支配のもとにあるものを除き、自ら製品価格を決定し、サービスを変更する権利を有する。

d 企業は、国の法律に従い、外国の関係者と協議し、契約に署名する（また、所持する外国為替収益を引き出して使用する）権利を有する。

e 企業は、融資の方針に従って、関係する専門の銀行にローンを申し込む権利を有する。

f 企業は、その特定の状況に応じて、仕事の責任体制、賃金形態や賞与支給方法を決定する権利を有する。

g 企業は、国家政策が定める全種類の優先待

遇を受ける権利を有する。

- h 企業は、その組織機構及び人事の規模、労働組織の形態と人選方法を決定する権利、従業員・労働者を雇用又は解雇する権利を有する。

経済組合の責任

経済組合に属する全当事者は、法律に従い、利害のある事項につき対等である。

民間企業の責任

- ① 企業は、法律の範囲内で、認可登記された名称を使用する権利を有する。
 - ② 企業は、認可登記された範囲内で独自に運営する権利を有する。
 - ③ 企業は、その組織機構を決定し、従業員・労働者を雇用又は解雇する権利を有する。
 - ④ 企業は、賃金形態や利益分配形式を決定する権利を有する。
 - ⑤ 企業は、価格決定に関する政府の規定に従い、商品価格や料金基準を決定する権利を有する。
 - ⑥ 企業は、契約締結の権利を有する。
 - ⑦ 企業は、特許権や登録商標を申請する権利を有する。
- (3) 外国人や外国の法人は、無条件で同等に扱われる。

3 会社組織

(1) 国営企業の組織

工場長 (factory director) は企業の法律上の代表者である。

企業は、工場長を長として、生産・管理運営体制を確立する。工場長は企業における中心的地位を占め、実質的、文化的かつ思想面において発達した企業を築く上で全体の責任を負う。

企業は、管理委員会又はその他の形態の組織を設置して、企業の重要な問題を決定する上で、工場長を補佐する。管理委員会は、工場長を議長とし、企業の様々な面を担う指導者、又はスタッフや従業員の代表者により構成される。

スタッフ議会 (the staff and workers' congress) は、企業内の管理計画を実施する上において基本的な形であり、従業員・労働者が、社内管理において自己の力を行使する組織である。

労働者会議の実行機関は、企業の取引組合委員会 (the trade union committee) である。企業の取引組合委員会は、スタッフ議会の日常の仕事に関して責任を負う。

集団企業の組織

企業は、法律に従い、民主的な管理を実行する。スタッフ議会は、経営陣を選任又は解任し、管理運営における重要な問題の決定を下し、役員 (支配人) による責任体制を実行する決定機関である。

経済組合の組織

企業は、自ら責任を負う当事者らが共同で結成する管理機構から構成される。

中国と外国との公平合併の組織

公平合併は取締役会を有する。各当事者からの役員数と取締役会の構成は、合併の当事者間で協議の後、契約書と基本定款に規定しなければならない。取締役は、関係する当事者により任免される。議長及び副議長は、合併の当事者による協議又は取締役会による選任で決定される。中国側か外国側のいずれかが議長を務める場合、他方が副議長を務める。

総支配人又は副総支配人 (又は工場支配人と副支配人) は、合併の各当事者が務める。

中国と外国との間で契約に基づく合併の組織

契約に基づく合併は、契約書又は契約に基づく合併の基本定款に従い、事業上の主な問題において決定を下す取締役会又は合同管理機構を設置する。中国側の当事者又は外国側の当事者のいずれかが取締役会の議長又は合同管理機構の取締役を務める場合、他方が副議長又は合同管理機構の副取締役を務める。取締役会又は合同管理機構は、契約に基づく合併を任せられる総支配人の選任又は雇用に関し決定できる。総支配人は、取締役会又は合同管理機構に対する説明責任を負う。

外国資本企業の組織

企業の組織形態は、有限責任を有する会社である。承認があれば他の形態を採用することもできる。有限責任を有する会社の場合、外国の投資家が、それぞれの資本分担の程度に応じて会社に対して責任を負う。また、会社はその全資産をもって債務に対して責任を負う。

企業は法律上の代表者は、定款に基づき、役割を担い権限を行使する目的で企業を代表している者である。

- (2) 我が国の会社法は、次のように規定している。

有限責任を有する会社には、2名以上50名以下の株主が合同で投資し、法人化しなければならない。

株主の資格に関する制限は、厳格なものから緩和されたものまである。現行の会社法は、国営の有限責任を有する会社の創設者資格について規定しているが、その他の有限責任を有する会社の株主資格に制限を設けていない。国営企業を除き、有限責任を有する会社の株主には、自然人でも法人でもなることができる。

- (3) その役割は次のとおりである。

スタッフ議会 (the staffs and workers' congress) は次の役割を担う。

ア 運営方針、長期又は年次計画、資本構造と

主な技術変革プログラム、スタッフや従業員の研修計画、保有基金の分配と使用に関するプログラム、契約と経営責任の賃貸体制のプログラムに関する工場長の報告を聞き、十分に議論し、また、意見や提案を述べる。

イ 企業の給料調整計画、賞与支給計画、労働保護基準、賞罰基準とその他の重要な規則及び規定を実施又は承認し、又はこれを拒否する。

ウ スタッフや従業員の福利厚生費使用計画、住宅供給計画、その他スタッフや従業員の福利厚生にかかわる重要な事項を十分に議論し、決定する。

エ 企業の様々なレベルにある指導管理職員を評価又は監督し、賞罰、選任や解任につき意見を述べる。

オ 政府の管轄省庁の承諾決定により選任する。

取締役は次の役割を担う。

- a 法律と国務院に従い、企業のあらゆる計画に関し決定を下し、又は検討承認のための報告
- b 企業の管理職設置に関する決定
- c 法律や国務院の条項に別段の定めがある場合を除き、政府の管轄省庁に、工場の副長レベルに置かれる指導管理職員の選任、解任、雇用又は解雇の提案
- d 企業の中間管理職員の選任・解任・雇用・解雇
- e 給料調整や賞与支給、重要な規則及び規定の計画に関する提案、検討承諾のためスタッフ議会への委託、福利厚生費使用計画、スタッフや従業員の福利厚生に関係する重要なその他の事項に関する提案、十分議論し決定するためにスタッフ議会への委託
- f 法律に従い、スタッフや従業員に対する賞罰の提案、及び政府の管轄省庁に対する工場の副長レベルに置かれる指導管理職員への賞罰の提案

株主総会は次の役割を担う。

- ① 会社の事業方針及び投資計画を決定する
- ② 取締役を選任・解任し、取締役報酬に関する事項を決定する
- ③ 主の代表者より任命される監査役を選任・解任し、監査役報酬に関する事項を決定する
- ④ 取締役会の報告を検討・承認する
- ⑤ 監査役会又は監査役の報告を検討・承認する
- ⑥ 会社の年次予算案及び最終予算案を検討・承認する
- ⑦ 会社の収益分配案及び損失補填計画を検討・承認する
- ⑧ 社債発行に関する決議を採択する
- ⑨ 株式による資本提供を株主以外の者に割り当

てることに関する決議を採択する

- ⑩ 会社の登記資本金額の増減に関する決議を採択する
- ⑪ 会社の合併・分割・転換・解散及び清算に関する決議を採択する
- ⑫ 会社の定款を改正する

取締役会は、株主総会に対して責任を負い、次の役割を担う。

- 1) 株主総会を招集する責任を負い、株主総会においてその活動報告を行う
- 2) 株主総会の決議を実施する
- 3) 会社の事業計画及び投資計画に関して決定する
- 4) 会社の年次予算案及び最終予算案を決定する
- 5) 会社の収益分配案及び損失補填計画を作成する
- 6) 会社の登記資本金額の増減案を作成する
- 7) 会社の合併・分割・転換・解散及び清算に関する案を作成する
- 8) 社内管理機関の設置に関して決定する
- 9) 会社の支配人（総支配人、以下「支配人」という。）を任命又は解任し、支配人の推薦時に会社の副支配人及び経理担当者を任命又は解任し、その報酬に関して決定する
- 10) 会社の基本管理体制を策定する

監査役会又は監査役は次の役割を担う。

- i) 会社の会計監査をする
- ii) 職務執行に際し、その行為が法律・行政令・法令・会社の基本定款に違反している取締役又は支配人を監督する
- iii) 取締役又は支配人のいずれかの行為が会社に損害を与えていることが判明した場合、これを正すよう要求する
- iv) 中間株主総会の招集を提案する
- v) 会社定款に規定されているその他の役割及びその権限

監査役員は議決権のない出席者として取締役会に出席する。

4 登記及び公告

(1) 各種類の会社とも、会社の設立登記が必要である。

国営企業

会社設立は、法律及び国務院の法令に準拠したものでなければならない。設立申請書は、検討・承認のため政府に提出されなければならない。企業は、通商産業の行政機関から認可された後に法人格を取得し、その行政機関において登記し、営業許可を受けなければならない。

企業は、承認登記された事業範囲内で生産事業活動を行わなければならない。

集団企業

会社設立は、州・自治区・中央政府直轄の自治体によって認可されるために検討承認を担当する機関に報告しなければならない。設立申請書は、通商産業の行政機関から認可登記され、営業許可を受けなければならない。

経済組合

企業は、設立申請書がその上位部署により承認され、通商産業の行政機関により認可登記された後、営業許可を受ける。

中国と外国との公平合併

中国側の合併起業家は、企業の管轄部署に対し、外国の合併起業家と合併を開始するために予定している提案項目と、仮の実施研究報告書を表明する。管轄部署の精査承認、検討承認機関による承認の後に、合併はその実施研究報告、署名が付された契約書、契約とそれに基づいた合併基本定款を中心にしたすべての作業に入る。

中国側の合併は、検討承認機関に次の正式書類を送付する。

- ア 合併設立の申請書
- イ 合併により得られる実施研究報告書
- ウ 合併起業家の代表者の署名が付された合併契約書、契約及び基本定款
- エ 合併起業家により選任された議長、副議長、取締役の一覧表
- オ 管轄事業部署、地元の州・自治区・中央政府直轄の自治体により署名が付された合併設立に関する意見書

検討承認機関は、書類受領後3か月以内に、合併を認可するかどうか決定する。

申請が受理された場合、両当事者は、認可証明を受け取ってから1か月以内に、地元の通商産業の行政機関に登記申請する。

中国と外国との間で契約に基づく合併

契約に基づく合併設立申請のためには、中国側の当事者及び外国側の当事者の署名が付された契約書、契約、基本定款などの書類を、国務院の下にある外交経済貿易担当の省庁又は国務院が認可する省庁若しくは地元政府（以下、「検討承認機関」という。）に提出し、検討・承認されなければならない。検討承認機関は、申請受領後45日以内に、認可するかどうか決定する。

契約に基づく合併設立申請が受理された場合、両当事者は、認可証明を受け取ってから30日以内に、通商産業の行政機関に登記申請し、営業許可を取得する。契約に基づく合併営業許可書の発行日がその設立日となる。

契約に基づく合併は、その設立30日以内に、税務署において税の登録を行う。

中国領土内の外国資本企業

外国資本による企業設立申請は、検討・承認のため、国務院の下にある外交経済貿易担当の省庁又は国務院が認可する別の代理機関に提出される。検討承認担当局は、申請受領後90日以内に、認可するかどうか決定する。

外国資本による企業設立申請が受理された後、外国の投資家は、認可証明を受け取ってから30日以内に、通商産業の行政機関に登記申請し、営業許可を取得する。その日が企業設立日となる。

民間企業

地元の通商産業の行政機関に関係書類をもって登記申請し、検討承認、営業許可取得後、操業を開始する。

(2) 政府の通商産業の行政機関及びすべてのレベルの地方における通商産業の行政機関は、登記において責任を負う。

(3) 会社の登記において、以下の内容が記録されなければならない。

- ・ 会社の名称及び所在地
- ・ 会社の営業地域
- ・ 会社の法律上の代表者
- ・ 会社の事業範囲及び内容
- ・ 会社の事業方法
- ・ 会社の登記資本額
- ・ 会社の支店
- ・ 会社の営業期間
- ・ 会社の従業員数

例えば、ハルビン科学技術交流センターが、ハルビン市において紙製造事業を運営するための会社を登記する場合には、手続は次のようになる。

ア ハルビン通商産業局に赴き、同じハルビン市において同業種で営業する同名の会社が存在しないか確認する。

イ 担当行政省庁（この場合、ハルビン科学技術交流センター）の承認のための書類をハルビン通商産業局に提出する。

ウ 次の事項が記載された会社の基本定款を提出する。

- a 会社の名称：ハルビン新余紙製造会社
- b 会社の所在地：中華人民共和国、ハルビン市、Dazhi Str. 23番地
- c 会社の法律上の代表者：Bolun ZHANG
- d 会社の事業範囲及び内容：紙製造
- e 会社の事業方法：卸売
- f 会社の登記資本額：50万元
- g 会社の営業期間：2年
- h 会社の従業員数：8人

(4) 会社の登記を公告する

地元の通商産業局が関係書誌にて新規登録された企業（会社）をまとめて公告する。以上

中華人民共和国 2 担保権制度及び企業法人制度について

報告者 Ms. Cai Qian-Qi (カイ・ヂアンヂ)
(福建省厦門経済特区トーチハイテク
工業開発区管理委員会 経済開発課員)

第一次翻訳者⁴ 上田卓哉
(きっかわ総合法律事務所)

第1 担保制度について⁵

中華人民共和国担保法(以下「担保法」という。)は1995年10月1日に施行された。以下には、中国の担保制度について四つの観点から紹介する。

1 担保の種類⁶

中国の担保権は、その性質及び効力により、四つの種類に分けることができる。

(1) 不動産抵当

債務者又は第三者が、不動産を債権の担保として提供することをいう。債務者が債務を履行しない場合は、担保権者は、担保法の規定により目的不動産を評価して債務に充当し、又は目的不動産を競売し、若しくは換価した代金により優先的に弁済を受ける権利を有する。現行法上、不動産の主たるものは建物と土地である。土地に対する私的所有権は認められていないことから、担保の目的物となるのは建物所有権と土地使用権である。担保法36条は、次のように定めている。

「法に従って取得した国有土地上の建物につき抵当権を設定する場合は、当該建物の占有使用範囲内の国有土地使用権にも、同時に抵当権が設定される。

払下げ方式により取得した国有土地使用権につき抵当権を設定する場合は、当該国有土地上の建物に同時に抵当権を設定しなければならない。

郷(鎮)企業の土地使用権は、単独で抵当権を設定することはできない。郷(鎮)企業の工場建物等の建築物に抵当権を設定する場合は、その占有使用範囲内の土地使用権についても、同時に抵当権の目的物とする。」

(2) 動産担保権

4 本件翻訳は、通称「アジア法研究会(ジュニア研)」(座長:池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授)のメンバーである上田氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

5 原文の英語によるカントリーレポートは、法律の条文紹介の域を出るものではないことから、その訳出に当たっては、既に「現行中華人民共和国六法」(ぎょうせい刊、加除式)1315頁以下に所収されているので、第1維持翻訳者は基本的にこの訳に依拠した。その他、「国際商事法務」「JCA ジャーナル」などの雑誌にも条文の翻訳や紹介記事がある。

6 中国では、「担保」は日本でいう「保証」も含まれる。したがって、債権の担保機能がある者は「担保」と呼ばれる可能性がある。

自然人は、自己の財産を自己又は第三者の債務の担保とすることができる。債務者が期日に債務を弁済できないときは、担保権者は担保物をもって優先弁済を受けることができる。

現行法上、動産担保権には3種類がある。抵当権、質権及び留置権である。

ア 抵当権

債務者又は第三者が、動産の占有を移転しないで、これを債権の担保として提供することをいう。債務者が債務を履行しない場合は、担保権者は、担保法の規定により目的不動産を評価して債務に充当し、又は目的不動産を競売し、若しくは換価した代金により優先的に弁済を受ける権利を有する。

現行法の定めによれば、抵当権を設定するための通常の方法は契約である。しかし、抵当契約は抵当権を設定するための唯一の方法ではない。担保法50条によれば、抵当権は、被担保債権と同時にあれば譲渡することができるほか、他の債権者の担保とすることができる。同様に、相続法の規定によれば、遺産には法律上の権利を含む。したがって、担保権は、担保権者の死亡によって消滅せず、相続人に承継される。

イ 質権

動産その他の財産権につき質権が設定された場合、債務者が期限に債務を弁済しないときは、質権者は質権の目的物から優先弁済を受けることができる。

① 動産質

質権者は、債務者その他の第三者の所有する目的物の占有移転を受ける。債務者が債務を履行しないとき、質権者は、目的物を評価して債務に充当するか、これを競売又は換価した代金により優先弁済を受けることができる。

担保法は、質権取得の方法として次の三つを定める。

- a 契約 当事者間における質契約の締結が、質権設定の通常の方法である。
- b 譲渡 債権者が債権を譲渡するとき、質権はこれに随伴する。
- c 相続 質権者が死亡すると、質権は相続人に承継される。

② 権利質

譲渡することのできる財産権は、質権の目的物となし得る。担保法75条は、次の権利を列挙している。

- a 為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉荷証券及び船荷証券、貨物引換証
- b 株式及び株券
- c 商標専用権、特許権及び著作権
- d 法により質とすることができるその他の財産権

質権を設定するためには、書面による契約が必要である。

③ 留置権

債権者が契約の約定に基づき債務者の動産を占有し、債務者が債務を履行しないときは、債権者は、当該動産を留置し、当該動産を評価して債務に充当するか、これを競売又は換価した代金により優先弁済を受けることができる。

担保法84条は次のように定める。

「保管契約、運送契約又は加工請負契約により発生する債権について、債務者が債務を履行しない場合は、債権者は留置権を有する。

当事者は、契約において、留置することのできない物を約定することができる。」

このように、留置権が発生するのは、債権者の権利が、法律に定められた一定の種類の契約に基づく金銭債権である場合に限られる。

(3) 保証

第三者が自己の財産をもって他人の債務の保証をすることをいう。債務者が債務を履行しない場合は、保証人は約定に従い、債務を履行し、又は責任を引き受ける義務を負う。

保証の場合には、債権者は保証人の財産を直ちに差し押さえることはできない。債権者は、保証人に主債務者の責任の引き受けを請求できるととどまる。保証人がその責任を果たさない場合は、債権者は裁判所に命令を出すよう請求できる。保証人債権を有する者、他の債権者の権利と同順位である。保証人の財産がその全債務を完済するに足りない場合は、他の債権者と共に按分弁済を受けるにとどまる。

保証は、当事者間の契約によって成立する。

(4) 手附

契約上の債務の履行を担保するものとして、契約締結時又は契約締結から履行までの間に、当事者の一方が他方に対し、契約の目的物価額の一定割合に相当する金員を交付することをいう。

担保法89条及び90条によれば、手附の授受は当事者の合意による。手附の授受が、法律上の規定により契約の要素とされることはない。手附の有無及びその額は、当事者間の合意によって決定される。實際上、法律の規定により手附が必要とされることはない。

2 不動産担保の効力及び優先弁済権

(1) 抵当

担保法46条は次のとおり定める。

「抵当により担保する範囲には、主たる債権、利息、違約金、損害賠償金及び抵当権実行の費用が含まれる。抵当契約に別段の約定のある場合は、当該約定に従う。」

目的物に対する抵当権者の使用収益権について、担保法は規定を置いていない。唯一これに類する規定として、差押えの日以降は、目的物から分離される天然果実及び抵当権設定者が収受権を有する法定果実を、抵当権者が収受することができる定められている。目的物が譲渡又は滅失した場合には、抵当権者は抵当権設定者が取得すべき対

価に対し物上代位する。

抵当権者の権利は次のとおりである。

ア 被担保債権と共に譲渡する権利

イ 抵当権の順位について、登記済抵当権は未登記抵当権に優先し、登記済抵当権相互間では登記の先後により、未登記抵当権相互間では設定契約の効力発生時の先後による。

ウ 抵当権設定者が目的物の価値を減少させる行為をするときは、抵当権者はその行為の停止を請求できる。目的物の価値が減少した場合は、抵当権者は、抵当権設定者に対して、価値を回復させるか減少分に相当する増担保を差し入れることを請求できる。

エ 優先弁済を受ける権利

担保法37条によれば、次の財産は抵当権の目的物とすることができない。

- ① 土地所有権
- ② 耕地、住宅地、自留地及び自留山等、利用権が集団に帰属している土地の所有権
- ③ 学校、幼稚園及び医院等の公益を目的とする事業単位及び社会団体の教育施設、医療衛生施設その他の社会公益施設
- ④ 所有権又は使用権が不明であるか、又はこれにつき争いのある財産
- ⑤ 法により封印され、差し押さえられ、又は監督管理されている財産
- ⑥ 法により抵当とすることのできないその他の財産

(2) 質権

質権により担保する範囲には、主たる債権、利息、違約金、損害賠償金、質物保管費用及び質権実行の費用が含まれる。ただし、質契約に別段の約定がある場合は当該約定に従う。

質権者は、質物から生じる果実を収取する権利を有する。質契約に別段の約定がある場合は当該約定に従う。

質権設定者の権利は次のとおりである。

ア 処分権 質権設定者は、質物を他人に譲渡することができ、また、他の債権者の債権を担保するため同一の質物に再度抵当権を設定することができる。

イ 債務者に対し求償すること

ウ 損害賠償請求権

質権設定者の義務は次のとおりである。

- ① 損害賠償
- ② 質権者が支払った公租公課の償還
- ③ 質物の毀損又は価値減少の場合に追担保を提供すること

質権者の権利は、質物の占有、果実の収受及び優先弁済権である。質権者の義務は、質物の保管、自ら質物に与えた損害の填補及び質物の返還である。

(3) 留置権

留置権により担保する範囲には、主たる債権、

利息、違約金、損害賠償金、留置物保管費用及び留置権実行の費用が含まれる。担保法84条は、保管契約、運送契約又は加工請負契約により発生する債権について、債務者が債務を履行しない場合には債権者が留置権を有すると定めている。

留置権者の権利は、留置物を占有し、必要費の償還を受け、留置物から優先弁済を受けることである。留置権者の義務は、留置物を保管し、同意を得ずに留置物を使用し、留置物を返還することである。

(4) 保証

保証により担保する範囲には、主たる債権、利息、違約金、損害賠償金及び債権執行の費用が含まれる。ただし、質契約に別段の約定がある場合は当該約定に従う。

担保法によれば、保証の期間について、約定期間と法定期間を区別している。約定期間は、債権者と保証人との間の書面による合意で定まる。期間の約定がないときは、債務の履行期から6か月である。

保証人は、主債務者の抗弁権を援用することができる(第20条)。保証人は、主債務者に対して求償権を有する(第31条)。

保証に関する規定の内容は次のとおりである。

ア 債務代位弁済能力を有する法人その他組織又は公民は、保証人となることができる(第6条)。

イ 国家機関は、保証人となることができない。ただし、国务院の認可を経て、外国政府又は国際経済機関の借款に関して保証をすることはできる(第8条)。

ウ 学校、幼稚園及び医院等の公益を目的とする事業単位及び社会团体は、保証人となることはできない(第9条)。

エ 会社等の企業法人の支社又は事業部門は、保証人となることはできない。ただし、法人の同意を得てその同意の範囲内で保証をする場合はこの限りでない(第10条)。

(5) 手附

手附の効力は次のとおりである。

ア 契約当事者は、手附金契約をすることができる。中国では、手附は違約手附である。

イ 債務者が債務を履行した後に、手附金は、代金に充当し、又は回収しなければならない(第89条第2項)。

ウ 手附金を交付した当事者は、約定した債務を履行しない場合は、手附金の返還を請求する権利を有しない(同条第3項)。手附金を収受した当事者は、約定した債務を履行しない場合は、手附金の倍額を返還しなければならない(同条第4項)。

3 優先順位

同一の目的物に対する複数の担保権の執行がなされるときは、優先順位を決定する原則として、留置権優先の原則、登記の先後による優劣及び設定の前後による優劣がある。その具体的な適用は

次のとおりである。

(1) 留置権が抵当権に優先するための要件

ア 留置権者が善意で抵当権を取得したとき

イ 法律の規定により留置権の対象となった動産につき同時に抵当権が設定されているとき

ウ 留置権者が所有者の同意なしに抵当権を設定したとき。抵当権は無効である。

(2) 留置権が質権に優先するための要件

ア 法律の規定により留置された動産につき同時に質権が設定されたとき

イ 留置権者が所有者の同意なしに質権を設定したとき。質権は、善意で取得されたものでない限り無効である。

ウ 質権者が所有者の同意なしに留置権を設定したとき。第三者が善意の場合は留置権を取得する。

(3) 抵当権及び質権が留置権に優先するための要件

ア 抵当権と留置権が競合する場合において、留置権の取得が悪意によるものであるとき

イ 留置権が先に成立し、後に抵当権が設定された場合において、留置権者が所有者の同意を経て抵当権の設定をしたとき

ウ 留置権者が、所有者の同意を得て質権を設定したとき

(4) 抵当権が質権に優先するための要件

ア 抵当権設定と質権設定がいずれも登記されている場合において、抵当権設定登記が先になされているとき

イ 抵当権設定が登記され、質権設定が未登記のとき

ウ 質権の設定以前に抵当権が設定されていたとき

(5) 質権が抵当権に優先するための要件

ア 質権設定と抵当権設定がいずれも登記されている場合において、質権設定登記が先になされているとき

イ 質権設定が登記され、抵当権設定が未登記のとき

ウ 抵当権の設定以前に質権が設定されていたとき

担保権に基づく強制執行がなされた際に、剰余金に対する優先順位は、租税債権、労働債権、無担保債権の順である。

4 担保権の実行

(1) 競売

公開の競争による取引である。対象物又は権利は、最高価額での買受を申し出た者に譲渡される。

抵当物の競売は、自由競争の原理のもとに行われる。通常、その手続はいくつかの段階を踏んで行われる。

ア 競売契約の締結

イ 競売のための信託

ウ 公告及び縦覧 競売主宰者は期日の7日

前に公告を行う。

エ 競売の実施

オ 再競売 競落人が競売代金を納付しないとき、競落人が契約不履行の責任を負うか、又は競売主宰者が申立人の同意に基づいて再度の競売を行う。

(2) 売却

通常取引をいう。売却には2種類のものがある。当事者の合意に基づく売却と、裁判所の命令に基づく売却とである。売却には、次のとおりの方法がある。

ア 抵当権設定者が売主又は譲渡人となるもの

イ 抵当権者が売主又は譲渡人となるもの

ウ 抵当権設定者と抵当権者が共同の売主又は譲渡人となるもの。

(3) 評定

抵当権者が一定の価額で目的物の所有権を取得することによって債権の満足を得ることをいう。

評定の手続は次の要件を満たさなければならない。

ア 抵当権設定者と抵当権者との間に、評定により抵当権を実行する旨の合意があること

イ 当該合意は被担保債務の履行期の経過後になされること

ウ 当該合意の目的が、抵当権設定者が被担保債務を履行することにあること

エ 当事者間に、抵当権設定の有効性及び担保権者の権利について合意がなされること

オ 抵当権を有する第三者の権利を害するものでないこと

なお、担保法は、評定及び売却の手続は、市場価格に基づくものでなければならない旨を定めている。

5 公示

担保権の存在及び同一目的物上の担保権相互間における優先順位を公示する唯一の方法は、関係機関における登記である。

(1) 土地所有権の登記

法律の規定によれば、土地所有権上の抵当権の設定・変更及び消滅は、土地管理部門において登記されなければならない。抵当契約は、登記の日から効力を生じる。抵当権は、登記されていなければ無効である。抵当権設定者及びその相手方は、抵当契約の締結後15日以内に土地管理部門において登記の手続を取らなければならない。土地所有権証書、抵当契約、土地評価書及び身分証明書を提出しなければならない。申請書が適切なものであれば、土地管理部門は、土地登記証及び土地所有権証書に抵当権を登録し、併せて「他物権証書」を発行する。このようにして抵当権は正式に効力を発生する。

(2) 建物所有権の登記

当事者は、抵当契約の締結後30日以内に管轄の行政官署に出頭し、次の書類を提出しなければな

らない。

ア 身分証明書

イ 抵当権登記申請書

ウ 抵当契約

エ 建物所有権証書

オ 抵当権設定者が抵当権設定の権限を有していることを証する書面

カ 建物価額の証明書

キ 登記機関が要求するその他の書面

申請を受け付けた機関は、15日以内に書面で受理の可否を回答しなければならない。申請を受理するときは、建物所有権証書に抵当権を登録するとともに、抵当権者に対して他物権証書を発行する。

(3) 動産所有権の登録

会社の動産の抵当に関しては、工商行政管理部门が登録機関である。関係当事者は、抵当契約の締結後、動産所有権登録申請書を提出し、添付書類として、①主たる契約及び抵当契約、②動産の所有権証書、③事業免許、④動産の現況に関する書面、⑤代理権証書、⑥その他必要書類が必要であり、この写しを提出する。工商行政管理部门は、受付から5日以内に受理の可否を回答する。申請を受理する場合は、「会社所有動産の抵当権証書」を発行する。

その他の登記・登録の手続も、上に述べたものと同様である。土地登記関係の書式は別紙のとおりである。

第2 企業法人制度について⁷

1 企業法人の種類と資本

現行の立法、判例及び実務においては、企業法人の分類は所有形態の違いによってなされる。従来から存在したのは次の四つである。

- ・全人民所有制企業
- ・集団所有制企業
- ・私営企業
- ・外国投資家出資企業

現代的な企業制度を確立する中で、会社法が制定され、その中で次の2種類の会社が定義されている。

- ・有限責任会社
- ・株式会社

(1) 全人民所有制企業

全人民所有企業は、商品生産を目的とする経営単位であり、自主経営、損益自己負担、独立採算を旨とし、自律のもとで発展を目指すものである。法人格を有し、民事上の権利義務につき独立の帰属主体となる。国が法に従い経営管理を任せた財

⁷ 原文の英語によるカントリーレポートは、会社法の条文紹介の域を出るものではなく、条文の引用もないが、第1次翻訳者において、「現行中華人民共和国六法」（ぎょうせい刊、加除式）を参照して翻訳した。したがって、脚注にある条文指摘は、第1次翻訳者による補充であり、「六法」という表示は前記の「ぎょうせい」発行の六法とその頁数を指す。

産を有効に利用する⁸。

全人民所有制企業に対する国の所有権を行使する場合には、国务院が国を代表する⁹。企業が経営を行うに当たっては、①請負経営責任制、②納税及び利益分離、③株式制度の三つの方法がある。

企業の所有者としての立場で、政府は、①近代的な市場の調整及び監督の制度を整備し¹⁰、②完全な社会保険制度を作り¹¹、③企業と関係のある公共施設及び公益事業を発展させ¹²、④企業が経営権及び財産権を行使しうることを保障する。

(2) 集団所有制企業

ア 都市・鎮集団所有制企業

都市及び鎮の集団所有制企業（以下「集団企業」という）は、財産が労働大衆の集団所有に属する¹³。労働大衆の集団所有は、次のいずれかの規定に従わなければならない¹⁴。

- ① 該集団企業の労働大衆の集団所有
- ② 集団企業の連合経済組織の範囲内での労働大衆の集団所有

都市及び鎮とは、中央政府の直轄化にある地方組織をいい、行政区画に合わせて設立される。

集団企業の設立者は、次の義務を負う。

- a 国の法律、規則及び計画を遵守する義務¹⁵
- b 経営管理を改善し、技術進歩を推進し、かつ、経済効果・利益を高める義務¹⁶
- c 職員・労働者の適法な権利及び利益を擁護する義務¹⁷
- d 国家、集団及び職員・労働者の便益を考慮する義務

イ 郷村集団所有制企業

郷又は村の農民が集団で設立する企業をいう。その義務は次のとおりである。

- ① 法律に従って租税を納付すること¹⁸。
- ② 原材料の消費を低下させるよう努力し、国の産業政策に適合する製品を開発すること¹⁹
- ③ 財務会計、会計監査等の制度を確立して健全なものとする²⁰
- ④ 自然資源及び環境を保護し、汚染を防止及び処理すること²¹
- ⑤ 安全生産を実行すること²²
- ⑥ 法律、規則及び政策を遵守すること²³

(3) 私営企業

私営企業とは、企業の資産が個人の所有に属し、かつ、雇用労働者が8人以上の営利性の経済組織をいう²⁴。私営企業は、次の3種類に分かれる²⁵

ア 単独出資企業

一人が投資し、経営する企業をいう。投資者は、企業の債務に対して無限責任を負う²⁶。

イ 組合企業

2名以上が合意に従って投資し、共同経営し、共同で損益を負う企業をいう。その合意は、書面によらなければならない²⁷。

ウ 有限責任公司

投資者がその出資額をもって公司に対し責任を負い、公司はそのすべての資産をもって公司の債務に対し責任を負う企業をいう²⁸。

私営企業の主な義務は次のとおりである²⁹。

- ① 国の法律、規則及び政策を遵守すること
- ② 法に従って納税すること
- ③ 国の関係機関の監督・管理に従うこと

(4) 外国投資家出資企業

ア 中外合弁企業

平等互惠の原則に基づいて、中国政府の許可の下で、中国の企業その他の経済組織と外国の会社その他の経済組織によって設立される合弁企業をいう³⁰。

合弁企業は、登記によって法人格を取得し、法により権益を保護され、中国法に準拠する³¹。外国出資者の出資比率は登録資本の25%を下回ってはならない³²。出資比率の上限はない。

投資総額と合弁企業の登録資本との比率については、次のような規制がある³³。

- ① 投資総額が300万米ドル以下の場合には、登録資本は投資総額の10分の7以上
- ② 投資総額が300万米ドルを超え1,000万米ドル以下の場合には、2分の1以上
- ③ 投資総額が1,000万米ドルを超え3,000万米ドル以下の場合には、5分の2以上
- ④ 投資総額が3,000万米ドルを超える場合には、3分の1以上³⁴

合弁企業は、次の義務を負う。

- a 中国の法律、規則及び政策を遵守すること³⁵
- b すべての外貨収入を中国銀行（Bank of China）の外貨預金口座に預け入れ、すべての外貨支出はその外貨預金口座から支払う

8 全人民所有制工業企業条例（六法1401頁）、全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例（六法1411頁）

9 全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例41条

10 同条例44条

11 同条例45条

12 同条例46条

13 都市・鎮集団所有制企業条例（六法1559-4頁）4条1項

14 同条例4条2項

15 同条例22条1号

16 同条4号

17 同条8号

18 郷村集団所有制企業条例（六法1599-101頁）25条1項

19 同条例25条5号

20 同条例22条3号

21 同条4号

22 同条6号

23 同条10号

24 私営企業暫定施行条例（六法1485頁）2条

25 同条例6条

26 同条例7条

27 同条例8条

28 同条例9条

29 同条例23条

30 中外合弁（合資経営）企業法（六法3201頁）1条

31 同法2条1項

32 同法4条2項

33 中外合弁（合資経営）企業の登録資本と投資総額との比率に関する暫定施行規定（六法3611頁）

34 実際の規定には絶対額の下限もある。

35 中外合弁（合資経営）企業法2条2項

こと³⁶

c 会計報告書を提出すること³⁷

d 中国人従業員の退職年金掛金及び失業保険料を支払うこと

イ 中外合作企業

中国政府の許可の下で、中国の企業その他の経済組織と外国の会社その他の経済組織とが、契約によって設立する企業をいう³⁸。

合作企業については、投資額に関する制限はない。すべての固定資産が合作期間満了の時に中国側合作者の所有に帰すると合作企業契約に定める場合には、合作企業契約において、合作期間内に外国合作者が投資の回収を先行させるという方法を定めることができる³⁹。合作企業の義務は、合併企業のそれと同一である。

ウ 外資企業

中国で設立された外国投資家の全額出資企業をいう⁴⁰。

外資企業の運営及び監督についての定めは次のとおりである。

- ① 中国の法令を遵守しなければならない⁴¹。
- ② 分離・合併その他重要事項の変更については、審査機関の認可を受けなければならない⁴²。
- ③ 財政税務機関の監督を受ける⁴³。
- ④ 中国銀行又は国の外国為替管理機関が指定する銀行に口座を開設し、外国為替事務を国の外国為替管理規定に従って処理する⁴⁴。
- ⑤ 保険は中国の保険会社に付保する⁴⁵。

(5) 会社

有限責任会社及び株式有限会社が設立できる。

ア 有限責任会社

株主は、出資額を限度とする有限責任を負い、会社はその全資産をもって債務の履行の責に任ずる。

イ 株式有限会社

全資本は、等額の株式に分割される。株主は、所有する株式の金額の限度で責任を負う。会社は、中国の法律及び政策を遵守しなければならない。

中国において、外国人及び外国法人は、会社の株主となるについて内国人及び内国法人と平等に取り扱われる。外国人及び外国法人の平等取扱いは、無条件のものである。

2 会社の機関

(1) 全人民所有制企業

ア 工場長

工場長は、企業の法定代表人である⁴⁶。工場長は、企業の生産経営管理業務に責任を負う⁴⁷。工場長の選任の方法としては、政府の主管部門による委嘱又は招聘と、企業の職員・労働者代表大会における選挙との二つの方法がある⁴⁸。

イ 管理委員会

企業は、管理委員会を設置し、又はその他の形式を通じて、工場長が企業の重大な問題を決定するのに協力する。管理委員会は、主席労働者、主席公認会計士、党委員会書記、労働組協議長、等々により構成される。工場長は、管理委員会の主任を担当する⁴⁹。

管理委員会が議論すべき重大な問題に含まれるものとしては、経営方針、長期計画、賃金調整方案その他の重要な運営上の問題、企業人員の編制、重要な規則・制度の制定、機構の設置などがある⁵⁰。

ウ 職員・労働者代表大会

同大会の権能は、企業の経営方針・長期計画及び重要な運営上の問題について意見及び提言を行うこと、職員・労働者の福利厚生に関して同意の可否を決定すること、企業の各級の幹部を評価・監督すること、工場長を選任・解任し政府の主管部門に報告することである⁵¹。

職員・労働者代表大会の業務機構は、企業の労働組合委員会である。労働組合委員会は、大会の日常業務に責任を負う⁵²。

(2) 集団所有制企業

ア 職員・労働者代表大会

大会の代表は、職員・労働者が選挙により選出する。大会の権能は、①企業の定款を制定し、及び修正すること、②工場長を選挙し、罷免すること、③重要な問題を審議し決定すること、④職員・労働者の賃金、福利厚生、賞罰制度につき審議し決定すること、⑤法律、規則及び定款に定めるその他の権限を行使することである⁵³。

イ 工場長

工場長は、職員・労働者代表大会の選挙又は招聘により任命する⁵⁴。工場長の職権及び職務は、企業の生産・経営に係る業務を指導し、かつ、組織すること、企業の運営を行うこと、企業の計画及び重要な機構編制を作成すること、職員・労働者を賞罰すること、中間管理職を任免すること、

36 中外合弁(合資経営)企業法实施条例(六法3206頁) 73条2項。条文では中国銀行には限らず「その他の指定銀行」も可。

37 同条例89条

38 中外合作経営企業法(六法4241頁) 1条

39 同法22条2項第1文

40 外資企業法(六法4302頁) 2条

41 同法4条2項

42 同法10条

43 同法14条1項

44 同法18条1項, 2項

45 同法16条

46 全人民所有制工業企業条例(六法1401頁) 45条1項, 全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例(六法1411頁)

47 同条2項3項

48 同条例44条

49 同条例47条1項

50 同条2項

51 同条例52条

52 同条例51条2項

53 都市・鎮集団所有制企業条例(六法1559-4頁) 28条

54 同条例32条

企業及び職員・労働者の権利・利益を擁護すること、職員・労働者代表大会の決定を執行することである⁵⁵。

(3) 外国投資家出資企業

ア 中外合弁企業

① 取締役会（董事会）

合弁企業においては、董事会が最高意思決定機関であり、一切の重大な問題を決定する⁵⁶。董事会の構成員の人数は3人を下回ってはならず、董事会の定員配分は合弁出資者間が出資比率を参考に協議して決定する⁵⁷。董事は、合弁出資者の双方が派遣し、任期は4年とする⁵⁸。董事会に会長1名と副会長1名又は2名を置くものとし、合弁出資者間の協議又は董事会における選挙により選任する。合弁出資者の一方が会長を担当するときは、他方は副会長を担当する。董事会は、合弁企業的重要問題を協議して決定する⁵⁹。

董事会の職権は、合弁企業の一切の重大な問題（企業発展計画、生産経営活動計画、総経理・副総経理・技師長・秘書財務役・監査役の任命・職権・待遇、等）を討議し決定することである⁶⁰。

② 経営管理機構

合弁企業は、その常務に責任を持つ経営管理機構を有する。経営管理機構には、総経理1名と副総経理若干名を置くものとする⁶¹。任命は董事会が行う⁶²。総経理は、董事会の諸決議を執行し、合弁企業の日常経営管理を組織し、指導する。総経理は、董事会から与えられた権限の範囲内において、対外的に合弁企業を代表し、対内的に部課長を任免し、董事会から与えられたその他の権限を行使する⁶³。

イ 中外合作企業

① 董事会

通常、合作企業は法人格を有する。法人格を有する合作企業は、董事会を置く。董事会は、合作企業の経営に対して責任を持つ。董事会の構成に関する規定は、合弁企業の場合と基本的に同じである。ただし、董事の任命、董事の数及び董事会会長等に関しては合作企業契約に従い、合作当事者が協議する。合作当事者の一方が会長を出すときは、他方は副会長を出す⁶⁴。

② 連合管理機構

法人格を有しない合作企業は、連合管理機構を設立する。連合管理機構は、合作各当事者が任命する代表により構成され、合作各当事者を代表し

て合作企業を共同管理する。連合管理機構は、合作企業の一切の重大問題を決定する⁶⁵。法人格を有しない合作企業の合作各当事者の投資又は提供する合作条件は、連合管理機構が統一して管理し、使用する⁶⁶。ただし、所有権は提供した各合作当事者に帰属する⁶⁷。連合管理委員会の委員は、合作各当事者がそれぞれ任命し、委員長及び副委員長は協議により定める⁶⁸。

③ 経営管理委託

合作企業は、経営管理を合作両当事者の一方又は第三者に委託することができる。

合作両当事者の一方に経営管理が委託された場合には、他方は経営管理に参加しない。

第三者に経営管理を委託する場合は、当該第三者と経営管理契約を締結する。受託者は合作企業を経営する権能を有する。合作両当事者は、経営管理に参加せず、投資による利益を受領する。

ウ 外資企業

経営管理機構は外国投資家に依存する。通常、董事会及び総経理が置かれる。それぞれの機能は、上記のものと基本的に同一である。

(4) 会社

ア 有限責任会社

① 株主総会

株主総会は、株主全体で構成される、会社の最高権力機構である⁶⁹。その職権は以下のとおりである⁷⁰。

- a 会社の経営方針及び投資計画を決定すること
- b 取締役（中国語では「董事」）及び監事を選出し、変更すること
- c 取締役会及び監事会の報告を審議し承認すること
- d 会社の財務及び利益処分等の案を審議し承認すること
- e 会社の登録資本の増加又は減少について決議をすること
- f 株主が株主以外の者に出資持分を譲渡することについて承認すること
- g 社債の発行について決議すること
- h その他の重要事項

② 取締役会及び支配人

取締役会は、株主総会の執行機関である。取締役の数は3人以上13人以内とする⁷¹。取締役会には、代表取締役1名と副代表取締役1名又は2名を置く。取締役会は次の責任を有する⁷²。

- a 株主総会を招集し株主総会に対して業務を報告すること
- b 株主総会の決議を執行すること

55 同条例34条、35条

56 中外合弁(合資経営)企業法（六法3201頁）6条

57 中外合弁(合資経営)企業法实施条例（六法3206頁）34条1項

58 同条例34条2項、3項

59 中外合弁(合資経営)企業法6条1項

60 同法6条1項

61 中外合弁(合資経営)企業法实施条例38条

62 同条例40条

63 同条例39条

64 中外合作経営企業法（六法4241頁）12条

65 中外合作経営企業法实施条例（六法4256頁）53条

66 同細則52条2項

67 同条1項

68 同細則26条

69 会社法（六法1595-10頁）37条

70 会社法38条

71 同法45条

72 同法46条

- c 会社の経営計画及び投資計画等を決定すること
- d 支配人（中国語では「総経理」）を選任し解任すること
- e 会社の基本管理制度を定めること
支配人は、日常業務について責任を持つ。その権能は次のとおりである。
 - ・生産経営管理業務を主宰すること
 - ・取締役会の決議を執行すること
 - ・会社の経営計画及び投資計画の作成をすること
 - ・会社の基本管理制度を作成すること
 - ・取締役会が選任すべきものを除き、管理職を選任し解任すること
 - ・定款又は取締役会により授權されたその他の事項

③ 監事会

監事会は、株主の代表及び適当な比率の従業員の代表により構成される⁷³。その権能は次のとおりである⁷⁴。

- a 会社財務を検査すること
- b 取締役及び支配人の行為を監督し、もし会社の利益を損なう行為のある場合は是正を求めること

イ 株式会社

① 株主総会

すべての株主により構成される。その権能は、有限責任会社の株主総会の権能と基本的に同一である。有限責任会社との違いは、株主はその株式を自由に譲渡しうることである。

② 取締役会及び支配人

株主総会の執行機関として、取締役会は5名ないし19名の取締役で構成される⁷⁵。代表取締役1名、副代表取締役1名又は2名を置き、その選任は取締役会の過半数による⁷⁶。取締役会の権能は、有限責任会社の場合とほぼ同一である。

支配人は、日常業務を統括する。取締役会により選任・解任される。その権能は有限責任会社の場合と同一である。

③ 監事会

有限責任会社の場合と同一である。

3 設立及び公告

中国においては、いずれの企業法人も登記をしなければならない。企業法人の登記を担当するのは、工商行政管理部门である。その手続は次のとおりである。

(1) 全人民所有制企業及び集団所有制企業の設立は、まず、政府の主管部門による認可を受けなければならない。認可を得て初めて、工商行政管理部门において登記をし、営業許可を受けること

ができる。税務上の登録を行った後、生産又は営業を開始することができる。

(2) 私営企業

私営企業の設立を申請する場合には、登記をする工商行政管理部门に、次の書類を提出しなければならない⁷⁷。

- ア 申請者の身分証明
- イ 用地使用証明
- ウ 出資検査証明
- エ 資源採掘・薬品生産・対外貿易・交通運送等の業種に従事しようとする場合は関係行政部門の認可証書
- オ 組合企業の場合は組合員間の取決め書

工商行政管理部门は、申請を受け付けてから30日以内に審査決定をする⁷⁸。

(3) 外国投資家出資企業

訳注：この項の記述は、合併企業に関する全国的な法令の内容に加えて、厦門市における実務上の取扱いの細部にわたっている。これは、報告者が厦門市の当局者であるためと思われる。そして、その内容の一部は、厦門経済特区企業登記管理規定（六法5501頁）に拠っているようであるが、更に細かい窓口指導に類するものまで取り上げられているようである。そこで、この項の訳では、他の項と異なり、各条文に言及せず、固有名詞の訳語についても統一はしない。

ア 外国投資家出資計画に対する事前審査

出資者又はその委託を受けた者は、厦門外国投資常設委員会（Foreign Investment Executive Committee）又はその認可を受けた地区支部に対し、投資の意思を伝え、事前審査申請書を提出する。これと同時に、設立する企業の名称を仮登録することができる。計画に対する認可が下り次第、外国投資家出資企業の設立申請書類の正本を審査認可機関に提出しなければならない。

イ 外国投資家出資企業の設立手続

審査認可機関は、申請書類を受領してから7日以内に認可証を発行しなければならない。申請人は、認可証を受領してから30日以内に工商行政管理局で登記手続を済ませ、営業免許証を取得しなければならない。工場等の建設のために土地の使用を必要とする計画の場合は、厦門都市計画局（Urban Planning Bureau）に計画図面を提出して建築許可を得るとともに、厦門土地評議会（Land Board）に土地利用許可を申請しなければならない。計画に対する許可及び建築工事に対する認可は、建築図面の完成後に、厦門建築委員会（Construction Commission）から取得する。計画が完成し、引き渡された後に、出資企業は厦門土地評議会から土地利用許可証の交付を受けることができる。

ウ 外国投資家出資企業の設立申請書類

申請書類は、各3通を提出しなければならない。

73 同法52条2項

74 同法54条

75 同法112条

76 同法113条

77 私営企業暫定施行条例（六法1485頁）15条、私営企業暫定施行条例施行弁法（六法1492頁）9条

78 同法12条

- ① プロジェクト建議書
中国側出資者の名義で提出される(100%外資企業の場合を除く)
- ② 投資申請書(100%外資企業の場合)
- ③ 合弁契約書及び定款(100%外資企業の場合を除く)
- ④ 外国投資家出資企業の設立に関するフィージビリティ・スタディ報告書
- ⑤ 設立される企業の董事の名簿
- ⑥ 外国投資家の本国の政府機関が発行する営業許可証その他営業を行うについての認可証写し(個人の場合は身分を証する書面の写し)
- ⑦ 出資者が口座を有する銀行が発行した財務状況証明書
- ⑧ 設立される企業が生産及び営業に使用する不動産に関する賃貸・売買契約書及び厦門土地評議会又はその地区支部が発行する土地利用許可証
- ⑨ 設立される企業が使用するために輸入する機械、器具、車輛・運送用機器のうち主なものの一覧表(説明、型番、数量、単価及び価額合計を含む)
- ⑩ 審査認可機関が必要と認めたその他の書類
- エ 外国投資家出資企業の設立登記手続
- ① 商号登記

申請人は、企業の主たる事業目的を反映した商号の一つないし三つを工商行政管理局に提案し、次の書類を提出する。受け付けた登記機関は、受理するか却下するかを5日以内に決定する。

- a 商号の予備的認可の申請書
- b 出資者の適法な営業許可証及び証明書
- c プロジェクト建議書又はフィージビリティ・スタディ報告書及び事業許可書(許可を必要とする業種の場合)
- d 特別の審査及び許可を要すると国が定めたプロジェクトについては、当該許可を証する書面
- ② 企業登記
次の書類を提出しなければならない。
 - a 董事長及び副董事長が署名した設立申請書
 - b プロジェクト建議書及び認可書
 - c フィージビリティ・スタディ報告書、合弁契約書、定款、審査認可機関の認可証明書

- d 本国の関係政府機関が発行した営業許可証明書
- e 出資者の財務状況証明書
- f 董事の名簿、董事・総経理・副総経理の任命に関する書面、及びそれぞれの身分証明書又は旅券(中国人については履歴書を含む)
- g 営業所所在地の利用許可証
- h 商号の予備的認可証
- i その他法令により必要とされた書類

③ 登記手数料

登記資本が1,000万人民币元までの部分につき0.1%, 1,000万円を超え1億円までの部分につき0.05%。1億円を超える部分については手数料を賦課しない。

④ 税関に関する登録

外国投資家出資企業(在外華僑及び香港、澳門及び台湾の華人企業を含む)、外国企業の駐在事務所、及び中外合作・合弁企業は、輸出入業務を行うに先立ち税関において登録をしなければならない。

(4) 会社

ア 有限責任会社

定款を作成し、工商行政管理局において登記する。会社は、出資証書を作成し発行する。

イ 株式有限会社

① 発起設立

発起人は、出資金を払い込み、取締役及び監事を選任する。取締役会は、設立認可書、定款及び出資証書を工商行政管理局に提出する。

② 募集設立

関係当局の許可を得て、情報が公告される。株式は、証券会社によって売却される。売却代金は銀行に払い込まれる。払込みが完了後、発起人が創立総会を招集する。創立総会で選任された取締役会が、登記について責任を持つ。登記申請に必要な書類は、設立認可書、創立総会議事録、定款、検査役報告書、出資証書である。登記申請に当たっては、取締役及び監事の住所と氏名を明示し、会社の商号と本店所在地を定める。

会社登記の写しは別紙のとおりである(添付省略)。どの種類の会社も、営業許可証を本店の外壁に掲げて公衆に周知しなければならない。

以 上

ラオス 1 会社制度について

報告者 Mr.Phienphinit Somphouang
(ピエンピニス・ソムポアン)
(商業観光省貿易観光経済研究所 法制課長)

第一次翻訳者⁷⁹ 長田真里
(大阪外国語大学助教授)

1 はじめに

近年、事業法 (Business Law) は、ラオスの法制度において、特に政府の経済政策を実施する上において、極めて重要な役割を果たしている。事業法の内容は、主として次の四つを基本にして制定されている。すなわち、憲法、国際民商事法及び他国の経験、政府の経済政策、並びに契約、土地、所有権、外国投資、財政機構、環境、保証などに関係する法令である。

現在の事業法は、1994年7月14日に国会の第四特別会期で可決成立したものである。我が国における会社制度に関する法律の一つである。その内容は次の事項を網羅している。すなわち、会社の登記、会社の権利・義務、会社の種類及び機関、解散、破産等である。

1994年の事業法の施行は、我が国の経済生活にとって重大な出来事であった。なぜならば、事業法の施行により商業行為の発展が促進された上、事業法により、国会及び政府の所管官庁が以下に掲げる関連諸法を可決採択したからである。

- ・ 外国投資法
- ・ 税法
- ・ 土地法
- ・ 銀行法
- ・ 破産法
- ・ 小切手に関する首相令

2 事業法の内容

ラオスの事業法は4章・97条からなる。

第1章は総則規定であり、ラオスで商行為を行うことができる者、企業の種類、企業の権利義務について規定している。

第2章は、商人、商行為及び商業証券の要件に関する規定である。商人、代理人、仲介人、商行為を禁止されている者、禁止される商行為、ラオス国民に留保されている企業活動、約束手形、預金証書、為替手形及び小切手について規定している。

第3章は、商行為を行う機関に関する規定である。企業の登記、個々の企業、会社 (パートナー

シップ、有限会社及び株式会社)、国有企業、集団企業 (collective enterprise) 及び合併企業に関する規定である。

第4章は最終条項である。

3 会社の種類

1994年7月事業法によると、会社は、2以上の個人又は法人により設立され、その根拠は、商行為を共同で行い、利益を共有するという視点から、財産、資本、労働を流動化する契約にある。

会社には、合名会社、有限会社及び株式会社 (public company) の3種類がある。

(1) 合名会社

ア 合名会社の定義

合名会社とは、共同出資者の信頼関係に基づいて設立される会社である。合名会社における共同出資者は、事業主であり、無限の連帯責任を負う。

事業主は (第2章第9条) 業として事業を営む者である。

合名会社の出資者は、「パートナー」と呼ばれ、合名会社の持分は譲渡することができない。

イ 合名会社の資本

合名会社の資本は、共同出資者の出資による。この出資は、現金、現物、労務又は金銭評価が可能な知的財産によってなされる。出資及び持分の支払いは、会社の経営者の決定に従う。

合名会社の最低資本金額は、定款で定めることとし、100万キップ⁸⁰以上である。

ウ パートナーの権利及び義務

合名会社のパートナーは、以下の権利義務を有する。

- ・ 会社経営への参加
- ・ 総会への参加及び投票権
- ・ 配当を受けること
- ・ 会社の事業状況に関する通知を受けること
- ・ 遅くとも年次総会の15日前までに文書の交付を受けること
- ・ 経営者に対して、会社の経営に関し、質問を提起し、文書により意見を提出する

パートナーは、当該合名会社と同一分野の事業をすることができない。ただし、その事業が会社設立以前から存在しており、かつ、会社設立後において異議が出されなかった場合はこの限りではない。

全パートナーは、会社の責任について、連帯かつ無制限の責任を負う。さらに、会社から持分についての払戻しを受けた新パートナーは、その払戻しにより当該会社が被った損害につき責任を有する。

エ 合名会社の機関

合名会社の機関には、パートナー会、経営者及び監査役が含まれる。

79 本件翻訳は、通称「アジア法研究会 (ジュニア研)」(座長：池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授)のメンバーである長田氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

80 1米ドル=約8,260キップ、1万キップ=1.2米ドル=約140円

パートナー会は、最低年1回必要に応じて開かれる。この会合では、会社の事業活動に関連する以下に掲げる諸事項を検討する。

- ・経営者の選任若しくは解任
- ・経営者の任期及び報酬
- ・監査役の選任
- ・年次会計報告の承認
- ・持分の譲渡
- ・会社の継続又は解散
- ・定款の変更

経営者を選任する際には、二つの方法がある。

- ① 法に別段の定めがない場合には、すべての共同出資者が共同経営者となる。
- ② 経営者が共同出資者でない場合には、経営者の選任は、すべての共同出資者の全員一致による承認を得なければならない。合名会社における経営者の主な機能は、会社の利益のために事業活動を遂行することである。

合名会社は、監査役を置くことができる。監査役の義務は、会計を監査し、その正確性及び会計簿に関連する諸規定に違反していないことを保証し、パートナー会に対し、この点に関する報告書を提出することである。

(2) 有限会社

ア 定義

有限会社（第3章第45条）とは、2名以上の設立社員が資本金を同額の持分に分割する方式で設立される会社である。有限会社の社員は、20人を超えないこととし、保有持分のうち、未払い部分の額を超えない範囲⁸¹で会社の責任を負う。有限会社の持分は譲渡不能である。

イ 有限会社の資本

有限会社の資本は、社員の出資による。持分は現金又は現物によって出資することができる。現物出資は、会社設立の際に認められるものであり、持分出資管理委員会又は会社の設立総会による評価を受けなければならない。会社設立の際には、持分評価額のうち最低でも50パーセントが現金により支払われなければならない。残余额は会社登記後2年以内に支払わなければならない。

有限会社の最低登記資本金額は500万キップである。

ウ 社員の権利及び義務

社員は以下に掲げる権利及び義務を有する。

- ・出資持分の割合に応じた配当を受ける
- ・会社の事業活動に関する諸問題についての通知を受ける
- ・遅くとも年次総会の15日前までに文書の交付を受ける
- ・経営者に対して、会社の経営に関する質問を

提起し、文書により意見を提出する

- ・社員総会に参加し、各持分につき1票の投票をする
- ・社員は、持分の払戻しを受ける権利を有しないが、その持分を譲渡することができる
- ・社員は適切な時期にその持分を支払わなければならない

エ 有限会社の機関

社員総会は少なくとも年1回開かなければならない。社員総会の権利及び義務は以下に掲げるとおりである。

- ・経営者の選任及び解任
- ・監査役の選任
- ・前年度及び次年度の会社の事業活動の承認
- ・年次貸借対照表の承認
- ・配当割合の承認

有限会社は1名以上の経営者を置くことができる。経営者は、社員総会又は会社の定款に従って選任する。経営者については、社員又は外部の者から選任することができる。

有限会社の経営者は以下の権利及び義務を有する。

- ・会社の代表として署名する
- ・定款に定める会社の目的に関連する事業活動を遂行する
- ・社員総会の決定を実行する

最低資本金額が1億キップの有限会社は、監査役1名を置かなければならない。この監査役は、公認会計士機構（the certified accountants organization）に登録された会計士リストから選任されなければならない。監査役は以下の権利及び義務を有する。

- ・会計監査及び会計簿が性格であることの保証
- ・年次総会に対する報告書の提出及び総会15日前までに社員に対して報告書概要の送付

これらの義務の履行に際して、監査役は、法律及び公認会計士機構作成に係る倫理行為規範に基づく義務を負う。さらに、監査役は、独立して義務を履行しなければならない。裁判所の決定又は公認会計士機構によってのみ解任することができる。

(3) 株式会社（public company）

ア 定義

事業法60条によると、株式会社とは、最低7人の設立株主の間で同額の株式を分配する方式で設立される会社である。株式会社の株主は、株式のうち未払額を限度として会社に対する責任を負う。株式会社の株は譲渡可能であり、その額面は1万キップを超えてはならない。

イ 株式会社の資本

株式会社の資本は株主の出資による。株式は現金又は現物により払い込まなければならない。

株式の現金による払込みは、会社設立の日、額面の少なくとも25パーセント以上の金額をもってなされなければならない。残余额は取締役会が決定する会社の登記日から3年以内に支払わなければならない。現物による払込みは、株式の引受日

81 有限責任であれば出資額（既払分・未払分を含めて）の範囲で責任を負うという表現が論理的であるが、既払分については責任を果たしていると考え、未払分につき更に支払う必要があるという意味での責任について表現しているものと思われる。

に、持分出資管理委員会又は会社の設立総会による評価を受けねばならない。

株式会社の最低登記資本額は5,000万キップである。

株式会社は、増資を目的として、関連法令に従って、社債 (debenture) を発行することができる。

ウ 株主の権利及び義務

株式会社の株主は、前述した有限会社の社員と同様の権利及び義務を有する。

エ 株式会社の機関

株式会社の経営は、株主総会、取締役会及び取締役により遂行される。

① 総会

株主総会は、株式会社の最高機関である。総会には定時総会と臨時総会の2種類がある。

総会は以下に掲げる権利及び義務を有する。

- ・取締役会から、会社の事業状況に関する報告、利益の報告及び利益配当の提案を受ける
- ・監査役から書面による報告を受領する
- ・会社の過去の事業活動及び将来の計画を裁可する
- ・年次貸借対照表を承認する
- ・利益配当を承認する
- ・取締役会の構成員を選任又は解任する
- ・監査役を選任し、その報酬を決定する
- ・取締役会に対して、定時総会の代理として特別な業務を執行する権限を与える

② 取締役会

取締役会は5名ないし7名で構成され、そのうち1名又は2名は被用者を代表するものとする。残りの構成員は株主でなければならない。取締役会の構成員の任期は3年である。

取締役会は以下に掲げる権利及び義務を有する。

- ・会社の通常業務について決定する
- ・代表取締役を選任する
- ・取締役を選出する
- ・取締役会の報酬及び取締役の給与を決定する
- ・決算を作成し、会社の経営について報告する
- ・保証を認める (Approval guarantees)
- ・総会を招集する

③ 取締役

取締役は、取締役又は外部から選出することができる。取締役会の代表は、取締役としても任命されるが、この場合「代表取締役」と称される。

取締役は会社の通常業務を執行するにつき責任を負う。また、会社の目的の範囲内で、会社を代表して事業活動を遂行する。

4 会社登記制度

ラオスでは、会社は、適式に登記された場合に、適法に設立されたものとみなされる。

会社設立の意思がある者は、会社設立及び会社登記の申請を商業観光省 (Commercial sector) に提出しなければならない。

商業観光省及び他の関連部局は、申請受理後、

速やかに申請内容を検討して、申請受理日から60日以内に回答をしなければならない。会社の登記後は、収入に関する登記が財務当局 (Financial sector) になされなければならない。

ラオスにおける会社設立の手続は容易ではない。そこにはいくつかの段階があり、それぞれが長い日時を要する。特に登記の段階には時間がかかる。手続は以下のとおりである。

(1) 発起人

- ・業務を統合する
- ・初期の経営を組織化し、初期資本を立ち上げる
- ・当該業務に対する投資家を探す
- ・初期事業に必要な契約を交渉する

(2) 設立段階

- ・基本となる定款を作成する
- ・以下に掲げる事項を行うために創立総会を組織する
 - 定款を承認する
 - 役員を選任
- ・登記に必要な初期資本を集めるために将来の株主から出資金を集める

(3) 登記

- ・三つのレベル (中央、プロヴィンス、ディストリクト) にある商業観光省に申請書式を提出する。
- ・商業観光省は、申請書類の検討をするためにこれを関係部局に送付し、回答を得る。肯定的な回答であれば、商業観光省は、これを収入に関する登記のために財務当局に提出する。

外国人投資家については、以上の手続とは異なり、更にラオスの外国投資法に定める手続を踏まなければならない。

以 上

カンントリーレポートの要約及び補足

1 会社の種類

(1) 合名会社 (Partnership company)、有限会社 (Limited company)、株式会社 (Public company) の3種類が存在する。

ア 合名会社 (Partnership company)

- ・合名会社 (事業法38条) とは、共同出資者間の信頼関係に基づき設立される会社である。
- ・合名会社における共同出資者は、事業主であり、会社の責任全体において無制限の連帯責任を負う。
- ・事業法9条によれば、事業主とは、業として事業を営む者である。
- ・合名会社における共同出資者は、「パートナー」と呼ばれる。

イ 有限会社 (Limited company)

有限会社とは、資本金を2名以上の設立社員の間で、同額の持分に分割する方式で設立される会

社である。有限会社の社員は20人を超えないこととし、その保有する持分のうち未払い部分の額を超えない範囲で会社の責任を負う。

ウ 株式会社 (Public company)

株式会社とは、最低7人の設立株主の間で同額の株式を分配することで設立される会社である。株式会社の株主は、その所有する株のうち未払い部分に応じて会社の責任を負う。株式会社の株は譲渡可能で、額面は1万キップを超えない。

(2) 合名会社における共同出資者（又はパートナー）は、会社の責任全体において無限責任を負うが、有限会社における社員及び株式会社における株主は、その所有する持分又は株のうち未払い部分の額を超えない範囲で会社の責任を負う。

パートナーの権利と責任

- ・ 会社の経営に関与する
- ・ 総会に参加し、議決する
- ・ 配当を受け取る
- ・ 会社の事業状況に関する通知を受ける
- ・ 質問を提起し、経営者に提出する

株主の権利と責任（有限会社と株式会社）

- ・ 出資株の割合に応じた配当を受け取る
- ・ 取締役会及び取締役に対して質問や意見を述べる
- ・ 会社の事業状況に関する様々な問題の通知を受ける
- ・ 株主は株代金の払戻しはできないが、譲渡はできる
- ・ 株主は、期日に株代金を支払う

(3) 会社の各種類に関する公的制限の有無及びその内容

外国人又は外国の会社は、会社における投資者として、国内の会社と同等に扱われる。

2 資本

(1) 会社の各種類に関する法律上の最低資金基準の有無及びその基準の内容

合名会社の最低登記資本金額は100万キップ、有限会社は500万キップ、株式会社は5,000万キップである。

(2) 外国人又は外国の会社の取扱

相互主義に基づき、外国人や外国の会社が同等な扱いを受ける。

3 会社組織

(1) 合名会社及び有限会社においては、総会、経営者及び監査役があるが、株式会社においては、総会、取締役、監査役、取締役会がある。

(2) それぞれの組織の役員となるには、一般的に、事業に関する十分な知識を有し、専門分野における経験を有する者でなければならない。この要件に関して詳細な規定があるわけではない。

4 登記及び公告

(1) 会社の登記を所管する機関は、商務省 (Ministry of Commerce and Tourism) 及びプロヴィンス 通商局 (Trade Divisions of Province) である。

(2) 会社の登記事項

- ・ 貸借対照表（固定資産及び現資産）
- ・ 株主又はパートナー
- ・ 株式及び額面金額
- ・ 会社定款
- ・ 会社設立契約書
- ・ 経営者、取締役、取締役会の役員

(3) （これまでのところ）会社の登記における公告がなされたことはない。

以 上

ラオス 2 物的担保制度及び会社制度について

報告者 Mr. Sivath Sengdouangchanh
(シヴァット・センドゥアンチャン)
(司法省法制部 副部長)

第一次翻訳者⁸² 小山隆史
(比嘉法律事務所弁護士)

第1 物的担保制度について

1 物的担保の類型

ラオスでは、1994年に担保取引に関する法律が制定された。同法3条には、約定担保、法定担保及び裁判所の決定に基づく担保という3種類の担保類型が明記されている。

同法4条では、約定担保は、債権者と債務者との間で債務の支払を担保する合意として、又は債務者以外の第三者が債務者のために弁済する合意として定義されている。約定担保権は、物的担保と人的担保に分けられている。この報告書では、物的担保設定契約に焦点を当てる。

物的担保には動産担保と不動産担保の二つの類型がある。動産担保は、動産によって債務の弁済を担保するものである。同法10条において、3種類の動産担保の類型が規定されている。すなわち、財産譲渡抵当(mortgage of assets)、証書譲渡抵当(mortgage of documents)及び動産譲渡抵当(mortgage of bonded goods)である。

同法12条では、財産譲渡抵当は、債務の弁済を担保するため、債務者が財産を債権者又は指定する第三者の所有下に移転することを内容とする契約であると規定している。財産譲渡抵当は、その財産を債務者の債務の弁済に充てる契約を含んでおり、その場合には、財産は、債権者又は両当事者が承諾した第三者に占有が移転され、その動産は債権者の財産となり、事前に両当事者が認めた価値で評価され、その動産抵当契約は登録業務を行う財務当局(financial sector)において登録される。

同法15条では、証書譲渡抵当は、債務者が、債務の弁済の担保として財産所有権を証明する証書を債権者に渡すものの、債務者は当該財産を使用する権利を有する契約である旨規定している。

同法17条では、保証書付動産譲渡抵当は、債務者が債務の弁済の担保のために保証書を債権者の下に置くことを合意する旨規定している。この担保物動産(bonds)は交換可能なものである。

同法19条では、不動産担保は、債務者の土地、家、工場のような不動産の所有権証明書又は当該

不動産の使用権を証明する文書を、債権者又は指定された第三者に渡すことにより、債務者の債権者に対する債務の弁済を担保するものである旨規定している。不動産の使用権による担保には、あらかじめ当該不動産の所有者の承諾が必要である。

2 物的担保の効力

同法14条は、財産譲渡抵当の効力は、当該財産は債務者の所有のままであるが、債権者又は指定された第三者に対して、権利確保のため占有の移転を受けると定めている。他の債権者は、その譲渡抵当権が設定された財産を差し押さえることはできない。財産を占有している債権者又は指定された第三者には、債務者が書面によって許可した場合を除き、その財産を使用し、財産使用権から利益を得る権利はない。財産を占有している債権者又は指定された第三者は、過失によって当該財産を損壊した場合には責任を負う。譲渡抵当権が設定されている財産が紛失し、又は盗難にあった場合には、債権者又は占有している第三者は、その財産の返還を要求することができる。

同法16条によれば、証書譲渡抵当においては、債権者は、第三者に対して抵当財産の返還及び確認を求める権利、他の債権者に優先して譲渡抵当付動産の価値から債務の弁済を受ける権利及び当該財産の競売を求める権利を有している。動産譲渡抵当においては、債務者は、当該財産の所有権を失わず、その使用権を有しているが、売却又は譲渡できない上、譲渡抵当権を設定することはできない。加えて、債務者は、当該財産を設定当時の状態のまま保管しなければならない。ラオスの1994年法に規定されている担保取引は、保証書付動産譲渡抵当の効力に関する規定がない。同法は、保証書付動産譲渡抵当に関する細則は、別に定めるとしている。しかし、現時点においても、そのような細則はまだ定められていない。

3 優先順位

担保を有している債権者は、他の通常債権者に優先して弁済を受けられる。しかし、債務者が破産した場合には、債務者の財産及び受取手形は清算委員会(liquidation committee)に集められるとともに、会社破産法(1994年制定)によると、債権者に対する財産の配当は、以下に掲げる優先順位に従って行われる。

- (1) 従業員の賃金
- (2) 公租公課
- (3) 担保付債権
- (4) 一般債権

以上の債務弁済については、まず優先する債務について全額弁済がなされ、その残額が次順位の債務の弁済にあてられる。同順位の債務については、財産がその両方の債務の弁済に足りない場合、それぞれの債務の価額の割合で弁済が行われる。

82 本件翻訳は、通称「アジア法研究会(ジュニア研)」(座長:池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授)のメンバーである小山氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

4 執行

担保付取引は契約によって行われ、当事者はその契約条件に拘束される。債務者がそれらの条件に違反すると、債権者は民事裁判所に対して訴訟を起こすことができる。担保付取引の事件に関する裁判所の決定の執行は容易である。それは、担保付取引の債権者は、他の通常債権者より優先して支払いを受けるからである。

第2 会社制度について

1 会社の類型

ラオスの事業法（1994年制定）の下では、同法21条において、合名会社（partnership company）、有限会社（limited company）、株式会社（public company）の3種類が規定されている。

同法38条では、合名会社は、共同出資者間の信頼を基礎として作られる会社であると規定している。合名会社の共同出資者は、商人であり、会社のすべての債務につき共同で無限責任を負う。

同法45条は、有限会社は、2名以上の発起人が出資した資本を、一株の価額が同じである株式に分割して作られる会社であると規定する。会社の負う債務につき自らの払込分以上の責任は負わないという有限会社の出資者は、20人を超えることができない。

株式会社は、最低7人の発起人間で一株の価額が同じ株式を分配し、その発起人は、会社の負う債務について、それぞれの払込額を超える分まで責任を負わない。株式会社の発起人は商人でなければならない。

ラオス政府は、1980年代終わりころ、外国の直接投資を増やす目的で新しい経済体制を導入した。外国人投資家は、どの会社に対しても自由に投資することができる。ラオスにおける外国投資に関する法律は、外国人投資家に対して、ラオス人実業家と比べて特典を与えている。同法律は、外国人投資家に対し、税金・関税・所得税の免除又は減額などの特別の待遇を与えている。外国投資に関する法律と国内投資に関する法律を比較すると、外国投資に関する法律の方が、国内投資に関する法律よりも待遇がよい。

2 資本

事業法39条によると、合名会社の資本は、共同出資者からの出資によって形成される。これらの出資は現金で行われるが、その他現物出資、労務又は知的財産権によって行われ、それらは金銭的評価がなされる。合名会社の持分は譲渡することができない。すべてのパートナーは共同で会社の債務につき責任を負う。新しいパートナーは、以前の会社の債務に関して責任を負うとともに、会社を退任したパートナーは、退任する以前に会社が負った債務について責任を負う。

同法46条は、有限会社の資本は持分に分割されたと規定している。有限会社の持分は、金銭又は

その他の方法で払い込まれる。会社設立時に現物で払い込まれた出資については、出資管理委員会又は会社の設立総会において金銭評価される。

現金で払い込む出資価額の少なくとも50パーセントは、会社設立の際に払い込まなければならない。その残りは、会社登記後2年以内に支払わなければならない。

有限会社の株式は、会社の内外の者に対して譲渡することができる。社外の者に対する持分移転には、会社資本金額の3分の2以上の株主の賛成多数が必要とされている。有限会社の持分を表す証書は譲渡することができない。会社の最低登記資本金は、政府がある取引においてより高額に規定した場合を除き、500万キップを下ることはできない。

同法61条では、株式会社の株式は現金又はその他の手段で払い込まれる。現金による株式の払込みは、会社設立の日において、払い込むべき株式の価値の少なくとも25パーセント相当額の払込が必要とされており、残額は、取締役会が定めた規定に従い、会社設立登記の日から3年以内に払い込まなければならない。現金で払い込む株式については、出資管理委員会又は会社の設立総会において金銭評価され、株式申込日に会社に払い込まなければならない。そのような会社の株式のそれぞれの価値は1万キップを超えることはできない。

株式会社の株式は、会社の内外の者に対して譲渡することができる。株式を社外の者に譲渡する場合、譲渡の日から7日以内に取締役会に通知しなければならない。株式会社の株式は譲渡可能である。株式会社の資本は、発起時の出資及び株主の出資に加えて、社外公募や社債の発行によっても集めることができる。会社は、それらの資本を、適切に登録した後に初めて利用することができる。株式会社の最低登録資本金は、政府がある取引においてより高額に規定した場合を除き、500万キップを下ることはできない。

3 会社組織

事業法40条は、合名会社においては、会社の定款で別に定めがない限り、すべての共同出資者が共同経営者になる。経営者が共同出資者ではない場合、経営者の選任には、会社の定款で別に定めがない限り、すべての共同出資者の全員一致の承認が必要である。経営者は会社の利益のための業務活動を行う権利がある。社外の者と関係して経営者が行う会社の目的の範囲内の活動は、会社の責任となる。

経営者は、会社に対し、権限濫用や定款違反といった会社に損害を与える経営上の個人的過失をした場合には法的責任を負う。共同出資者でもある経営者の場合には、共同出資者の全員一致の承認がない限り解任されないが、その経営者自身は当該問題に関する投票権を有しない。共同出資者ではない経営者の場合には、会社の定款の規定に

従って解任することができる。

同法42条は、合名会社は監査役を置くことができると定める。監査役は、会計を監督し、その正確性並びに会計書類に関する法令及び定款への適合性を証明し、共同出資者の総会に提出する報告書を作成する義務がある。

パートナー会議は、合名会社の最高機関である。会社のパートナー会議は少なくとも1年に1度開催しなければならない。経営者は、会議開催の少なくとも15日前には会議の議題を通知して会議を招集する。パートナー会議では、会社の業務に属する問題、すなわち、経営者の任免、任期及び報酬額、会社の財務規則、監査役の選任、年次財務報告の承認、株式の譲渡、会社の存続及び解散並びに定款変更が検討される。経営者の解任、会社の存続及び解散、株式の譲渡及び定款変更のような合名会社の重要な問題に関する決定は、定款において別に定めがない限り、パートナー会議での全員一致の承認が必要とされている。

同法の第3節すなわち45条から59条には、有限会社の経営に関して規定している。有限会社の業務執行は、1名以上の経営者によって行われる。経営者は株主総会又は定款の規定に従って選任される。経営者は株主又は株主以外の者から選任することができる。経営者の任期は、会社設立時の株主総会決議又は会社の存続期間中の株主総会の決議によって決められる。経営者の給与は、定款又は株主総会決議によって決定される。

経営者は、会社を代表して署名をすることができる。会社の目的に関係のない署名は、会社との関係ではいずれも無効とみなされる。経営者は会社の利益のためのすべての業務を執行することができる。また、通常株主総会における決定を履行しなければならない。マネージャーは、法律又は定款に違反した場合、若しくは会社の業務執行における失敗によって会社に損害を与えた場合には、法令又は定款に基づいて、会社及び社外の第三者に対して責任を負う。

資本金が100万キップ以上の有限会社は監査役を選任する必要がある。監査役は、通常株主総会において、公認会計士協会に登録されている会計士の中から選任される。監査役の任期は3年であり、再任を妨げない。監査役の報酬は、通常、株主総会の決議によって決定される。

監査役は、決算を証明し、決算書類の正確性を認証し、年次通常総会に報告書を提出し、通常総会の15日前までに株主に報告書の要約を送付する義務を負う。このような義務を履行するに際し、監査役は、法律及び公認会計士協会が策定した業務倫理規則上の責任を負う。監査役は、そのような義務を独立して実行しなければならない。裁判所の決定及び公認会計士協会によらない限り解任されることはない。

総会は有限会社の最高機関である。通常総会は少なくとも1年に1回開催される。これに加えて、

会社の業務上必要な場合には総会が開催される。通常総会は、会社の資本金の過半数を超える社員及び代理人が出席した場合にのみ有効に開催される。経営者は、総会開催の少なくとも15日前には総会の議題を通知して会議を招集する。

通常株主総会での決議が有効となるためには、会社資本金の3分の2以上の投票が必要とされる定款変更及び株式譲渡の承認の場合を除き、会社の資本金の過半数の株主の承認が必要とされている。

通常株主総会は、経営者の選任及び解任、監査役の選任、前年度の会社の業務活動及び今年度の業務活動計画の承認、年次貸借対照表の承認、配当金の分配の承認、会社の定款変更を行う義務がある。

本法の第4節すなわち60条から76条は、株式会社の経営について規定している。株式会社の経営は5人から7人の取締役会のメンバーによって行われ、そのうちの1名又は2名は労働者を代表する。取締役会の構成員の任期は3年間である。構成員は、通常株主総会において選任及び解任される。取締役会の構成員は再任されることができる。取締役会の構成員は、従業員代表以外は株主である。取締役会の構成員は会社を代表し、取締役会を代表して活動を行う権利を有する。

取締役会は、会社の日常業務を決定する権限を有し、会長及び取締役会の構成員を選挙による選出、会長、取締役会の構成員及び取締役の報酬の決定、会社の決算、会社の業務に関する報告、会社による保証の承認、会社に関する書類を株主への配布、臨時株主総会及びその他の会社の会議の召集などの権限を有している。取締役会は、業務上必要があればいつでも会議の開催を提案することができる。取締役会は、全構成員の半分以上の出席がある場合に有効に開催（convene）される。

取締役会決議は、会議に出席している構成員と代理人の賛成多数により可決される。

取締役会の構成員は、法律、規則又は会社の定款に違反した場合、会社に損失を与える業務執行上の失敗をした場合に、会社及び社外の第三者に対して連帯して民事責任を負う。

株式会社の最高機関は一般株主総会である。これには、通常総会と臨時総会の2種類がある。通常株主総会は、会社の活動に関する問題を検討するために、少なくとも1年に1度開催される。総会は、取締役会、監査役、清算人、総株式の3分の1以上を有する株主、裁判所から選任された者によって招集される。臨時総会は、任期の延長、増資や減資のような会社定款の改正を検討するため、いつでも召集することができる。

通常総会は、株主及びその代理人の総株式の過半数に及ぶ株主が出席しているときに有効に開催することができる。通常総会決議においては、出席株主の総株式数の賛成多数によって可決される。投票権は1株につき1票である。通常総会は、監

査役による報告書の受領，会社の過去における活動の承認，年次貸借対照表の承認，配当金の分配の承認，取締役会の構成員の選任・解任，監査役の選任，監査役の報酬の決定，取締役会への権限委譲などを決定することができる。

4 登記及び公告

会社を設立しようとする意思を有する者は、会

社設立及び登記のための申込書を商業観光省に提出しなければならない。申込書がすべての条件を満たす場合には、商業観光省は営業の認可を与える。加えて、課税のために、財務省にある国税部に登録する必要がある。会社設立が承認された場合、規則に従い、会社の名称を表示する。会社が設立承認日から1年以内に営業を開始しなかった場合、その後は認可の効力が失われる。

以 上

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

買い物の見本と手本

海外研修生と買い物に行くと、カメラ、ビデオカメラ、時計などの高価な物を買う人が多い。made in Japanの文字がなければ論外で、展示品を手にとってじっくり確かめ、「これは品質がいいか？」と聞きます。聞かれたあなたは、その製品の欠点を知らない限り、「さすがに目が高い」などと言って薦めましょう。正直に「知らない」と言うと冷淡に聞こえ、本人が尋ねるのは、もう買う気になっているから問題はありません。

いざ買うとき、日本の店員はおもむろに同種・同等・同色・同品質の品物が入っている箱を取り出して包もうとします。すると、彼らは「違う。買うのはこれだ」と手に取った品物を指します。店員や私が「同じ物ですよ」と言っても、その同じ物を箱から出して再び手に取って前と同じように点検し、目の前で包まれるところまで見て安心するのです。自分の目を信じるという買い物の基本を教わった気持ちになります

モンゴル 1 物的担保制度及び会社制度について

報告者 Ms. Bolormaa Lkhagvasuren
(ボロルマ・ルハッバスレン)
(財務経済省行政管理部 司法課員)

第一次翻訳者⁸³ 辰田淳
(関西電力株式会社総務室法務総括グループ)

第1 証券及び物的担保制度⁸⁴

まず、証券や担保の種類について、その名称のみを列挙する。

1 証券

- (1) 株式（普通株式）
- (2) 優先株式
- (3) 社債（産業債券）
- (4) 政府債
- (5) その他担保

2 不動産担保

- (1) ピンククーポン
- (2) ブルークーポン

3 動産担保

株式

4 貸付担保

- (1) 債務証券
- (2) 政府債
- (3) 貸付
- 5 その他担保

1 モンゴル政府は、2種類のクーポンを発行している。

- (1) ピンククーポン（価格3,000MNT⁸⁵）

財産購入や小規模民営化への参加のために発行される。

- (2) ブルークーポン（価格7,000MNT）

株式購入による大規模民営化への参加のために発行される。

2 株式

会社は、潜在的投資家の関心を引くために株式を発行しており、これが普通株式である。

1995年6月10日制定の証券法第15節では、次のように規定している。

有形資産の項目においては、その全部を示さなければならない。長期資産の項目では、証券購入、

株式投資その他の投資による債券投資を記載しなければならない。また、優先株式も存在する。優先株式は以下のような特徴を有する。

- (1) 所有者は配当を受け取る。
- (2) 配当は累積する。
- (3) 清算会社の資産を購入できる。
- (4) 会社の状態が適切であれば、買戻しが出来る。
- (5) 投票権がない。

また、優先株式を普通株式に転換することもできる。株式の利益は配当という形で存在する。預託をするかどうかは、配当価格によって異なる。

3 債券

モンゴル政府の割引債発行の原則

「債券は、政府発行の証券であり、額面価格よりも低価格で売られ、一定期間後に額面価格で買い取られるものである。」

4 割引債の支払

割引債の割引率は、その時点のモンゴル銀行の金融政策を考慮し、投資家の利益を図りつつ、予算に最も負担にならないように定められる。

月々の割引は、 $\{ (全割引率 + 1) \text{の} 1/n \text{乗} \div 100 - 1 \} \times 100\%$ の計算式により算定される。

債券を発行する個人及び組織はすべて、貸付元金及び貸付期間に発生した利益の一部である貸付利息を支払う義務を負う。

債券に関する法律関係は、債券発行会社と貸付期間との間の書面による契約で確認される。

5 政府債

債券からの収入は、証券市場における利率変動の傾向を決定するための大きな要因である。債券を発行する主要な意義は、債券による収入が変動レートを用いる多数の証券に密接に関連しているという事実に存する。この証券は以下のように分類される。

- ・短期債券
- ・中期債券
- ・長期債券

銀行や預金機関は、短期預金による資金を利用して不動産を担保とした貸付を行っており、これが経済の流通性を増加させている。

流通性を増加させてリスクを低減する一つの方法として、譲渡抵当基金を設け、譲渡抵当により保証された比較的少額の証券を購入することがあげられる。この場合、貸付リスクは、譲渡抵当によって保証された証券の所有者の間で分担される。これは、モンゴル証券取引所を通して、証券の発行・支払ルール、配当の支払契約によって決定される。また、金利は、収入変動と証券価格により決定される。

6 不動産譲渡抵当証券の影響

金利上昇による証券価格の低下は、証券価格が

83 本件翻訳は、通称「アジア法研究会（ジュニア研）」（座長：池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授）のメンバーである辰田氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

84 主題について担保の意味で securities という英語を使用した。報告者は「証券」と理解したため、このようなものになったものである。

85 MNTはモンゴルの通貨単位トゥグリグの略で、およそ1ドル=1,097トゥグリグ、10円=97トゥグリグである。

高い時に購入した金融機関にとって問題が生じる。低金利の時に証券を購入した銀行が、金利上昇後に証券を売却する場合、その銀行は損失を被ることとなる。証券の購入者は、金利変動を知ることができないため、証券価格の低下により発生するリスクに対応することができない。短期金利の上昇は、証券価格の低減が小幅にとどまるため、リスクは小さい。

7 政府の割引債発行と支払の手続

割引債の割引率は、その時点のモンゴル銀行の掲げる金融政策及びインフレ率を考慮し、一方で顧客の関心を買ひ、他方で予算にできるだけ負担をかけないように決定される。

割引債は、競売により、以下の法主体に対して譲渡される。

- (1) モンゴル国民
- (2) 中央銀行、商業銀行
- (3) 営利団体（予算により融資を受けている者を除く）
- (4) 外国の自然人と法人

この競売は、また、モンゴル証券取引所における取引参加指示や、証券取引市場での法人・参加個人の証券売買業務における財政監査規則によって規制される。貸付の返済期間や利率は、債権者・債務者間の合意により決定される。

証券購入のための貸付規則は、以下のようになっている

貸付のために抵当を差し出すことができ、これには、現資産、製品、所有証券を用いることができる。抵当財産には、債務者の財産を用いるべきだが、債務者に管理権を与えられた第三者の財産を用いることもできる。

8 不動産と設備の私有化方法

所有権の帰属に問題がなく独立して売買可能な建物、設備、その他財産を私有化するには、参加者が自らの値段を提示する公の競売方式によらなければならない。財産を購入したモンゴル国民は、その投資の10パーセントをピンククーボンによる支払で補てんすることができる。不動産や設備の競売は、公示され、ウランバートルや地方の中心地に設けるものとする。

非公開の競売のルールの詳細は「州の財産委員会」により決定される。

ある団体の株式が競売の対象となっているときは、その価格は、最低でも従業員の給与3か月分に等しくなくてはならない。売却株式が株式総数より少ない場合には、売却株式の価格から従業員の3か月分の給料を控除して決定されるべきである。

売却価格が従業員の3か月分の給料に満たず、支払期限を徒過した債務が従業員の3か月分の給料を超える場合については、以下のように解決される。

- ・株主所有に係る全株式は無効とみなされる
- ・全債務に等しい額の新株を発行し、株主の従前の持ち分に従って分配する。国立銀行は、3か月後に再び全株式を競売にかける。競売から得られた収入は、所有する債権の規模に応じて債権者間で分配される。

9 証券市場の運営において競売参加者の調整・管理を行う権限を有する組織

証券委員会は、証券市場の運営において競売参加者の調整及び管理を行う権限を有する組織である。

第20条

証券委員会の権限は、以下のとおりである。

証券委員会の権限内で、以下の事項に関連する適切な規則及び手続を制定する。

- (1) 証券を公開の競売で売買するための必要書類について
- (2) 入札準備、入札に関する活動の調整
- (3) 証券の支払・貯蓄に従事する組織の設立並びに仲介者、取引業者、証券引受業者の事業許可の発行及び許可の取消。
- (4) 財政監査の実施、証券市場の運営参加者の活動の管理
- (5) 法的書類に記載された他の事項

第2 会社制度の比較研究

1 会社の形態

モンゴルでは、株主が投下した資本は複数の株式に分割され、会社は、固有の財産を所有して法人格を取得し、利潤追求を主たる目的とした独自の活動を行う。

株主は、主に、配当を受け、株主総会に参加して特定その他あらゆる議題に関し提案・意見を提示する等の権利を有し、また会社清算の際には、清算に伴う資産売却後に残された会社の利潤から相応の割合について返還を受ける権利を有する。

会社の組織形態には以下のようなものがある。

- (1) 投下された株主資本が株式として分割され公に売却される「公開株式会社」
- (2) 投下された株主資本は株式として分割され、株主の責任は会社の定款に従って定められた限度に制限される「閉鎖有限会社」
- (1) 公開株式会社

公開株式会社の株主は、他の株主の意向とは無関係に、取得した株式を自由に処分する権利を有する。

定款に別段の定めがない限り、会社は、公開又は非公開の株式引受によって、株式その他の有価証券を発行できる。非公開の引受によって新規に発行された株式の購入者は、その株式を自由に処分する権利を有する。

株式会社の株主は、株式の処分権を互いに制限する旨の合意することができる。この合意は、最長で10年間有効とされているが、その期限は延長

することができる。

(2) 閉鎖有限会社

閉鎖有限会社の設立発起人の数は、50人を超えてはならない。社員の人数は有限会社の設立に際しては制限されない。

有限会社は、非公開の引受のみをもって、社員権、社員権の売却権、その社員権と交換可能な有価証券を発行する。定款に別段の定めがない限り、社員権に関連して発行される他の有価証券についても、非公開の引受により、発行することができる。

(3) 関係会社及び子会社

会社の普通株式総数の20ないし51パーセントが、他の（上位）会社に単独で所有されている場合、又は共通利益を有する複数の法人に共同で所有されている場合、その会社は「関係会社」と称される。関係会社は独自の財務諸表を有する法人である。

普通株式総数の51ないし100パーセントを他の（上位）会社に単独で所有されている法人は、「子会社」と称される。子会社は、独自の財務諸表とは別に、親会社と共通の財務諸表を発行しなければならない。

2 会社経営管理

(1) 株主総会 (Meeting of shareholders)

会社の最高機関は株主総会である。一人会社に関しては、その株主自身が株主総会の有する権限を付与されていることになる。

通常株主総会は、会社の会計年度終了後4か月以内に開催する。この期間中に通常株主総会が招集されなかった場合、業務執行本部 (Executive Administration) が存在しないときには、代表経営役会 (Representative Governing Board) は権限を喪失し、株主総会招集の権限は監督会議 (Supervisory Board) に委譲される。監督会議は、権限を委譲されてから15日以内に、株主総会を招集しなければならない。監督会議がこの義務を果たさなかった場合、株主は、株主総会招集を求めて裁判所に訴えることができるほか、自ら総会を招集することもできる。この場合、会社は、株主総会の招集及び開催に関するかかる費用を負担しなければならない。

株主総会は、総会の任命した議長によって議事進行が行われる。総会が議場を任命しなかった場合、株式会社の代表経営役会の議長が株主総会の議事進行を行う。

(2) 代表経営役会 (Representative Governing Board)

株主総会が開催されていない期間において会社の最高機関となるのは、代表経営役会である。株式会社は、代表経営役会を置く。有限会社は、定款に別段の定めがない限り、代表経営役会を置かず事業を行うことができる。

代表経営役員については、定款に記載する。株

式会社の代表経営役会は9人以上で構成する。

代表経営役員は株主である必要はない。

代表経営役会の権限

代表経営役会は、法令及び定款によって株主総会から委任されたものを除き、次のような権限を有する。

- ・会社の主な運営指針及び事業領域の決定
- ・通常株主総会・特別株主総会の招集及び開催
- ・株主総会の議題、議決権登録の基準日、その他株主総会招集に関連する事項の設定
- ・会社が公表した種類・数量の株式発行
- ・定款記載の株式に関連した株式以外の有価証券の発行
- ・その他の事項

代表経営役会の個々の役員は、本人、その配偶者、親、子、兄弟、その他利益を共にする者が、過去3年間、当該会社、その関連会社又は子会社の経営上の地位になかった者でなければならない。

代表経営役員は、通常株主総会で選出される。任期満了前に代表経営役員の権限が終了した場合は、特別株主総会が欠員を補充するため役員を選出することができる。定款に別段の定めがない限り、代表経営役員の権限は、次年度の株主総会開催日まで効力を有する。代表経営役員は、再任することができる。

代表経営役員の権限は、特別株主総会の決議により任期満了前でも終了することがある。代表経営役会が投票の結果選出された場合には、代表経営役会の全役員の権限が同時に終了するのでなければ、任期満了前に終了することはない。

代表経営役員は、自然人でなければならない。株式会社の代表経営役員は投票によって選出される。投票では、普通株式には選出される役員と同数の投票権が与えられ、株主は、その投票権のすべてを一人の候補者に投じてよく、また複数の候補者に分割して投票してもよい。

代表経営役会議長

定款に別段の定めがない限り、代表経営役会の議長は代表経営役員から過半数をもって選出される。

定款に別段の定めがない限り、代表経営役会の議長は、代表経営役会の活動の組織、役会の招集、役会の議事進行、議事録の記録、役会への統制発動に関して、責任を負う。

(3) 業務執行本部 (Executive Administration)

業務執行本部は、定款に定める権限の範囲内及び代表経営役会との合意（代表経営役会がなければ、株主総会との合意）の範囲内で、会社の日常的な事業活動の執行管理を行う。

定款に共同で行う旨の規定がない限り、事業活動の執行管理は一人の自然人によって行われる。この執行管理が自然人によってなされる場合、その人物は会社の執行取締役 (Executive Director) とされる。

株式会社の執行管理を行う人物は、代表経営役

員でもよいが、代表経営役会議長であってはならない。

業務執行本部は、代表経営役会と締結した（代表経営役会がなければ、株主総会の議長と締結した）雇用契約の条件を遵守して活動しなければならない。その契約は、代表経営役会議長によって（代表経営役会がなければ、株主総会議長によって）締結される。その契約は、業務執行本部の権限、機能及び責任の制限・範囲、業務執行本部を責任から解放する条件、報酬、賞与その他の事項について規定しなければならない。

業務執行本部は、代表経営役会から委任された権限の範囲内で、契約締結、会社の利益を代表するなどの事項に関して、自らの判断で、会社のために活動を行う。

3 会社設立

会社は、新規設立又は法人の再構成（併合、合併、分離、分割又は再編）によって設立される。民営化によって会社が設立される場合、国家が発起人の役割を担い、株式の引受や売却、移転等は、国家の法律又は地方の財産に関する法規の各条項に従って行う。

会社発起人は、モンゴルの国民・法人又は無国籍者（stateless persons）、更には、法律の規定があれば、外国の市民・法人でもよい。

会社が発行した株式は、国民、法人、無国籍者を問わず、誰でも購入することができる。

会社は、一人の発起人によっても設立することができる。その会社発起人は会社の株式を取得してはならない。

4 新会社の設立

株式引受による新会社設立に関する（定款の）草案は、以下の事項を規定する。

ア 主な事業領域

イ 計画している投下資本の額

ウ 引受募集のために広告する株式の額と額面

エ 事業活動期間（必要な場合のみ）

オ 予定する利益額

カ 予定する引受の開始及び完了の時期

株式引受の公募に関する事項は、証券委員会の定めた規則に従う。

株式の引受は、引受名簿によって実行され、顧客の氏名、引受株式の種類、種別、数量、額及び引受日並びに顧客又は権限のある代表者の署名などの事項が記載されていれば、引受がなされたものとみなされる。

株式総数の30パーセントの額の払込は、引受期間の終了から30日間以内にしなければならない。

購入株式に対する払込額が、自己資本として法律に規定された最低額と少なくとも同等であれば、会社設立に適切な状態にあるとみなされる。

会社は発起人集会の決定により法人となる。会社が一人の人物によって設立される場合、同人が

会社設立に関する決定を行う。

会社が複数の発起人によって設立される場合、発起人は、会社設立に関する協力についての契約を締結する。その契約には、発起人の協力に関する規定、各発起人の責任、発起人の購入する株式並びに他の有価証券の種別、種類毎の数量、価格、購入期間及びその他必要事項が含まなければならない。

株式引受の公募を決定した会社は、それぞれの登録所における会社登録から10営業日以内に、証券法規定の手続に従って、募集した株式を証券委員会に登録しなければならない。

5 会社の登録（State registration）

会社は、設立の決定を下してから10営業日以内に、登録所において、必要書類をもって登録しなければならない。

会社登録のためには、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 登録申請書

会社の商号、所在地の記載、権限ある者の署名のほか、会社の送付先住所を明記しなければならない。

(2) 会社設立に関する会議での決議

(3) 会社の定款

(4) 相応の登録料支払の領収書

(5) 登録時に使用可能な自己資本の最大額を示した設立時の貸借対照表

登録所は、申請の受理に際して、以下の事項を審査しなければならない。

ア 一連の申請書類が、法に従って十分に記載されているか

イ 会社の定款が、法に明記した事項を記載しているか

ウ 会社の商号が、既存の他の会社の商号と重複していないか

エ 設立時の貸借対照表に書かれた会社の自己資本が、法の定める最低資本金を充足しているか

会社の登録を拒否する旨の決定がなされた場合、3営業日以内に、正しい具体例を添付した適切な通知が、申請書に明記された申請者の送付先住所に送付される。発起人は、登録所の決定に承服できない場合には、裁判所に訴えることができる。

既存の法人を再構成して設立した会社については、その登録は、以下の書類を基にして行われる。

a 再構成により設立された会社の、権限ある代表者が署名した登録申請書

b 再構成の基礎となった法人の機関の決定

c 新会社の定款

d 有限会社が再構成により株式会社となる場合は、証券法規定の手続に従って公募された株式の登録を認める旨の証券委員会の決定

e 再構成の基礎となった法人の定款と登録証明

f 合併又は変更によって再構成された会社に関しては、合併又は変更に関する適正な決定。なお、資産を分割して再構成した場合には、分割した旨の適正な決定。

g 相応の登録料支払の領収書
外国法人で、モンゴル国内で事業を行う支店・事

務所を有するものは、登録所に登録しなければならない。登録所は、モンゴルの会社の登録手続きに関連して、外国法人の登録手続きについても規定している。

会社は、登録に基づいて、設立及び事業活動が認められる。

以 上

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ヴィエトナム語は面白い（4）—蝸牛考①

「蝸牛」の読みは「かぎゅう」、意味は「かたつむり」又は「でんでん虫」で、蝸牛考は柳田国男の著作です。要するに、蝸牛の呼び方が地方によって実に多種多様だが、その分布を分析すると、ある法則が見られるというものです。それは、文化の中心である言葉が発生し、長い年月をかけて徐々に伝わり、当の発祥地では別の呼び方に変わり、発祥地とは遠い地域で方言として残ることがあるというものです。それも水面にできた波紋のように伝わり、後に「方言周囲説(論)」と呼ばれています。もちろん、これだけですべてを説明するものではなく、数あるうちの一つの法則というべきでしょう。

この欄でヴィエトナム語と日本語の類似性を書いています。漢字の発祥地である中国の中心地で発生した漢字が、長い年月をかけて周囲に広がり、遠く離れたヴィエトナムと日本に、似たような音として残ったと仮説できるとすると、なかなか面白いのです。

モンゴル 2 議会制度、物的担保制度及び法人に関する制度

報告者 Ms. Batsukh Gansukh
(バツスッヒ・ガンスッヒ)
(国会事務総局 主任秘書官)

第一次翻訳者⁸⁶ 浜田雄久
(なにわ共同法律事務所弁護士)

第1 はじめに

1 一般情報

面積 1,566,000平方キロメートル(617,40平方マイル)
人口 250万人
民族 ハルハ族(Khalk Mongols) 86パーセント, カザフ族(Kazaks) 6パーセント, 漢民族 2パーセント, ロシア民族 2パーセント, その他の12民族あり
言語 モンゴル語, トルコ語, ロシア語, 中国語
宗教 チベット仏教, イスラム教, シャーマニズム
政府 議会民主主義

2 経済関係情報

GDP 50億米ドル
一人当たりGDP 1,970米ドル
年間成長率 6パーセント
インフレ率 53パーセント
主な産業 銅, 牧畜, カシミア, 羊毛
主な貿易相手 旧ソ連兼諸国, 東ヨーロッパ諸国, 中国 オーストリア

3 モンゴルの議会

(1) モンゴルに起こった民主改革の結果, モンゴルの政治には複数政党制が導入された。そして, モンゴル史上初めて, 最高の立法機関である国家バガ・フラルが異なる政党によって形成された。

国家バガ・フラルは, 議長, 副議長, 事務官及び50人の議員で構成されている。議長, 副議長及び事務官は, 旧人民国家大会議の代議員から選出されるのに対して, 議員は, これらの代議員に加えて通常の人々の中から, 選挙において政党が獲得した議席に応じて選出される。

モンゴルにおいて恒常的な業務を行う議会の機能は, 1990年9月13日に国民小会議の第1回会議が招集されて開始することとなった。

1992年1月制定に係るモンゴル新憲法は, 国権

の最高機関は国家大会議にあると定め, 最高の立法権は国家大会議にのみ与えられると定めている。この規定により, 最初の国家大会議の普通選挙が1992年に行われた。これにより, 国民小会議は国家大会議へと再編され, その機能は拡大された。

国家大会議には政党又は個人が立候補できる。議長及び副議長は, 国家大会議の議員の中から記名投票により指名され, 選出される。

国家大会議は, 本会議, 常任委員会, 臨時委員会, 小委員会, 分科会などの様々な組織を通して活動する。召集は年2回であり, 春季議会は4月5日に, 秋季議会は10月1日に始まる。各議会の期間は50日を下回らない。

議会は, 立法活動, 統括及び組織的な機能を果たすため, 12名以上の委員を有する常任委員会を置く。国家大会議の議員は, 二つを限度とする常任委員会の委員となることができる。

8議席以上を有する政党又は政党の連合は, 分科会(fraction)を形成する適格を有する。分科会は, これらの政党から推薦され, 選任される。39議席以上を獲得した政党又は正当の連合は多数派となり, 38議席以下の政党や連合は少数派となる。

国家大会議の本会議スケジュールは次のとおりである。

会議は, 木曜日と金曜日に開催され, いずれも午前9時から午後1時の間, 午後3時から午後6時の間に開催される。分科会は月曜日, 常任委員会は火曜日と水曜日に開かれる。

国家大会議の通常選挙は1992年, 1996年, 2000年に行われた。1992年から1996年, 1996年から2000年, 2000年から2004年の間において, 三つの議会が, それぞれ役割を果たしている。

(2) 選挙における政党の獲得議席数

ア 1992年の選挙

モンゴル革命党	70
モンゴル民主党及び国民進歩党緑の党の連合	4
モンゴル社会民主党	1
無所属	1

イ 1996年の選挙

モンゴル国民民主党及びモンゴル社会民主党の連合	50
モンゴル人民革命党	25
モンゴル統一伝統党	1

ウ 2000年の選挙

モンゴル革命党	72
市民の意志と緑の党	1
「民主連合」モンゴル国民民主党及びモンゴル仏教民主党	1
モンゴル民主新社会党「マザーランド」	1
無所属	1

国家大会議における女性議員の数については, 1990年から1992年には2名, 1996年から2000年には7名, 2000年から2004年には8名

86 本件翻訳は, 通称「アジア法研究会(ジュニア研)」(座長: 池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授)のメンバーである浜田氏に翻訳していただき, これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって, 「第一次翻訳者」という表記にした。

の女性が議員となっている。

2000年7月の選挙で選出された国家大会議は、新内閣の組閣、課税、銀行業務などに関する新しい法律を採択した。

(3) 委員会

現在は、国家大会議は以下に掲げる7常任委員会によって構成されている。

- ① 防衛及び外交
- ② 環境及び地方開発
- ③ 社会政策
- ④ 国家機構
- ⑤ 予算
- ⑥ 法務
- ⑦ 経済政策

また、以下に掲げる5小委員会も存在する。

- a 会計監査
- b 倫理
- c 地方自治
- d 予算支出コントロール
- e 人権

(4) 議会の常任委員会の業務

- ・議会に提案された予算やその他の問題について、大綱を作成し、提案する。
- ・自らの主導又は議会からの委任により、内閣に対する提案を行い、法の執行及び組織の活動を指揮する。議会において説明を行わなければならない。
- ・情報を求め、内閣や閣僚又は議会により創設された組織の長から報告を受け、質問及び調査を行い、任命に基づいて議決や助言を行う。
- ・議会の協議事項や議論の必要な予算、法の執行などについて、他の政府組織や役人から調査報告書、情報、報告を求め、結論を出させる。
- ・法に関する問題について、社会及び専門機関に対する調査を行い、指揮監督機能を活用し、予算に対する意見を集約するための専門家のワーキンググループを組織する。

(5) 国家大会議における事務局

国家大会議の事務局は、国家大会議、常任委員会、その他の委員会の議員に専門的、技術的、組織的な面で補助し、適切な業務環境を整備する業務を行っている。

事務局は

- ・国家大会議、常任委員会、その他の委員会の構成員に対して、専門的かつ実務的に補佐する。
- ・国家大会議の予算の管理を行う。
- ・国家大会議の会議を準備し、適切な業務環境を整える。
- ・技術的な執務環境を整備し、会議場の秩序を維持する。

第2 物的担保制度について

1 土地の所有権及び関連の権利（又は使用権）

- (1) モンゴル国民のみが土地の所有権を取得で

きる。この権利は、使用方とは関係がない。外国人、外国法人、無国籍者は、土地の使用権しか持つことが出来ない。

(2) 個人の所有権は保障されている。しかし、モンゴル国民の有する土地所有権は、国外当事者（外国人、外国法人、無国籍者）がこれを行使することはできない。

(3) 第三者がモンゴル国民の土地所有権を行使することはできない。土地の使用権は、国を代表する国家の機関から、条件と期間を付した許可を得たときは、国外当事者（外国人、外国法人、無国籍者）もこれを取得できることが法に明記されている。

2 所有権（又は使用権）の移転

(1) 土地の所有権（又は使用権）は、自由に移転することはできない。外国人又は無国籍者に対する土地所有権の移転、土地の売却、適切な許可なしに土地の使用をさせることは法により禁じられている。

(2) 他人の土地を使用するには、政府機関の許可が必要である。

3 所有権（又は使用権）に対する譲渡抵当権の設定

(1) 所有権（又は使用権）に対して譲渡抵当権を設定することができる。

(2) 抵当権が設定された場合には、土地の占有権を賃借人に移転することができない。

4 土地に関する所有権（又は使用権）に対する公示方法

(1) 抵当権設定に関して言えば、抵当権は下記の場合に消滅する。

ア 抵当権設定契約において約された債務が履行された場合

イ 抵当権の対象物が毀損された場合

ウ 抵当権の対象物の所有権が他者に移転した場合

エ 抵当権の対象物の収用や徴用があった場合

(2) 不動産の登記を行う国家機関及び所有権と使用権についての政府機関は、公示方法のため必要な許認可を行う。

5 土地を外国人又は海外の会社が使用する場合の規制について

(1) 外国人又は海外の会社は土地を使用するために使用権を獲得することができる。

(2) 外国人又は海外の会社に対しては、国内の人と比較して、特別の制限の項目は存在しない。

6 その他

外国人、外国法人、無国籍者は、所有権（又は使用権）に対する抵当権を得ることを法により禁じられている。

第3 法人の種類に応じた事業形式

1 法人の種類

我が国には営利法人と公益法人が存在する。

2 営利法人の設立

(1) モンゴル国民、法人、外国人、外国法人、無国籍者は、営利法人及び公益法人を設立することができる。公益法人を設立するには、権限ある政府機関の免許が必要である。

(2) 政府機関以外の免許は要求されていない。

3 公益法人の組織など

(1) 法務省は、あらゆる種類の法人の登記を行う。外国の投資を受けている法人は、政府外国投資委員会の許可を得なければならない。

(2) 公益法人が支払不能となった場合に、法人の関係者の自由になる財産は存在しない。投資家の適法な権利は法により保護されている。

(3) 少数派の利益は第三者に譲渡することができる。この譲渡には制限はない。

4 公益法人に対する監督

(1) 国家資産委員会(State Property Committee)を通じて、法人の株(株主権)を購入するなどし

てで、公益法人に対する監督が行われる。

(2) 公益法人の財務状況に関する開示制度が存在する。貸借対照表、損益計算書、収入の計算書を開示する制度であり、公益法人は、財務省及び国税局に対して報告しなければならない。

5 外国人及び外国法人に課される特別の制限

(1) 外国人及び外国法人に対しては、公益法人への投資に関していくつかの特別の制限が課されている。例えば、国防、銀行業務、カジノなどの分野に対する投資が禁止されている。

(2) 外国人及び外国法人は、業務を行うに際し、国内の法人と比較して、優先的にモンゴル人を雇用しなければならない。

(3) 外国法人は、我が国に支店を置くことができる。外国投資委員会の発行する登録に関する免許又は支店開設の免許が必要である。

(4) 設立の過程において、支配人が国内に居住することは必要ではない。

以 上



ミャンマー 1 物的担保及び会社制度に関する法体系

報告者 Mr. Mya Theiin (ミヤ・テイン)
(最高裁判所民事部長)

第一次翻訳者⁸⁷ 池田佳史
(栄光綜合法律事務所弁護士)

第1 物的担保制度について

1 ミャンマーの法律には、物的担保に関する特別な立法はなく、原則的な規定が商法に規定されている。担保制度に関する現存する法は以下のとおりである。

- (1) 契約法
- (2) 所有権譲渡法
- (3) 不動産譲渡制限法
- (4) 商品売買法
- (5) 特定行為履行請求法 (Specific Relief Act)
- (6) 銀行法

2 担保は、債権者が債務者に対して訴えを提起する権利に加えて、債務者が債務の弁済をしなかった場合に債権者が行使できる権利である。担保は、一人又は複数の第三者が提供する人的保証の場合もあるし、財産に対する権利の場合もある。財産に対する担保は、譲渡抵当権、質権、リーエン(先取特権・留置権 なお、単にlienという場合、両者を指すものとして訳した)がある。

3 以下に掲げる担保権はミャンマーにおいて認められたものである。

- (1) 不動産担保
- (2) 動産担保
- (3) 債権担保
- (4) その他の担保

不動産担保制度は、当事者間の合意により設定されるか、法律上当然に設定される。

4 譲渡抵当権と質権

(1) 譲渡抵当権

譲渡抵当権は、金銭借入れのための担保として、借主から貸主に対して、財産に対する借主の権利が借入金の返済により終了するという条件で、動産又は不動産が譲渡される取引である。金銭の借主である担保権設定者は譲渡抵当設定者、金銭の貸主である担保権の受領者は譲渡抵当権者と呼ばれる。

ア 土地の譲渡抵当

i コモンロー上の譲渡抵当

財産譲渡法により、土地の法的譲渡抵当は、以下に掲げる二つの方法により設定される。

・リース(賃貸借契約)

譲渡抵当設定者が「自由保有不動産」土地を所有している場合、譲渡抵当権者に定められた期間において、被担保債権が弁済された場合には期間が終了するという条件で、土地を賃貸することにより設定できる。

・担保権設定

譲渡抵当設定者は、コモンロー上の譲渡抵当の方法、すなわち元本と利息の支払を約した契約書により、土地に担保権を設定する。その効果は、期間の定めを有する合意に基づく譲渡抵当と全く同じである。しかし、書面による合意により、期間を短縮し、付帯条件のないものとするができる。

合意した返済期限が終了しても、譲渡抵当設定者は、元本、利息及び費用を支払うことにより、担保物を取戻すことができる。譲渡抵当権者が土地の占有を開始し、譲渡抵当権設定者の権利を承認することなく12年間が経過したときは、取戻権は消滅する。譲渡抵当義務者が、利息を支払うことなく、あるいは譲渡抵当権者の権利を承認することなく12年間にわたり土地を占有した場合には、譲渡抵当権の制限のない土地を取得することができる。

ii 衡平法上の譲渡抵当

衡平法上の譲渡抵当は、合意又は書面(必ずしもdeedという署名契約書の形式を採るとはかぎらない)による宣言であり、借入金のための担保として借主の財産に譲渡抵当を設定するという意思の表明である。これと同様の意思をもって財産に関する権利署名契約書を譲渡抵当権者に預けることにより、衡平法上の譲渡抵当を設定することができる。

衡平法上の譲渡抵当は、コモンロー上の譲渡抵当よりも簡単に効果が発生する。権利署名契約書を所持していれば、他の譲渡抵当権者に優先されることを防ぐことができる。衡平法上の譲渡抵当権者の債権回収策は、債務額を求めて訴えを提起し、あるいは裁判所に対して、財産管理人(receiver)選任を申し立て、競売又は取戻権の消滅を主張することができる。

イ 動産の譲渡抵当

ある種の財産、例えば債務証書や生命保険証券は、借入金の返済による再譲渡(受戻し)を条件とする衡平法上の譲渡により、譲渡抵当権を設定することができる。したがって、株式会社の株式に対するコモンロー上の譲渡抵当は、返済による再譲渡(受戻し)を条件として、株式の所有権を譲渡することにより効力が生じる。そして、衡平法上の譲渡抵当は、譲渡に関して白地契約をする方法によるかどうかを問わず、株券を譲渡抵当権者に交付することにより生ずる。

(2) 質権

87 本件翻訳は、通称「アジア法研究会(ジュニア研)」(座長:池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授)のメンバーである池田佳史氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

質物は、借入金の担保として寄託された動産をいう。寄託とは、質物として受領することをいい、担保物の質権設定者が、質権者又はその委託を受けた倉庫に対して、現実の交付（占有移転）をなすこと含むものである。

現実の交付が不可能である場合においても、質権が設定されたとみなされる場合がある。すなわち、担保物が保管されている場所を完全に管理し得る状況において、鍵を交付するなどの方法の場合である。質権が設定された動産の所有権は質権設定者に残る。しかし、質権者が質物を処分できる時期が到来した時に処分できるように特別の権利が質権者に移ることになる。

質権の性質上当然のこととして、質権者は、質物の被担保債権額の返済がなされたときは、質権設定者に質物に関する権利を返還することを約しており、また、質権設定者は、質物をもってその権利を担保している。

質権者は、質物を占有している間、質物の保管維持に対する責任を負う。質権者は、質物に有益な場合を除き、これを使用してはならない。

質権設定者が債務不履行をした場合、質権者は、約定の期限又は正当な通知を行った後、質物を売却することができる。

譲渡抵当権と質権の相違は、譲渡抵当権の場合にはコモンロー上の所有権又は衡平法上の権利は貸主に移転するが占有は借主に残るのに対して、質権の場合には、法律上の所有権は借主に残るが占有は貸主に移転する点にある。

5 不動産担保の効果

(1) リーエン（先取特権・留置権）

ア 留置権

留置権は、債務者に対する金銭債権が満足されるまでの間、他人の動産を占有することができる権利である。留置権は、一般留置権と特別留置権がある。

イ 一般留置権

一般留置権は、特定の取引や職業における慣習又は契約によって生ずる権利であり、対象物に関する期限が到来した債務だけでなく、所有者が占有者に負っているその他の債務も、支払いがなされるまで動産を占有することができる権利である。

慣習により、弁護士（solicitor）は、遺言書を除き、依頼者のあらゆる書類につき一般留置権を有している。一般留置権を有する他の職業は、銀行家、証券仲介業者などである。銀行家は、安全のために預託を受けた書類については留置権を主張できない。なぜならば、これらはコモンロー上では占有しているとみなされないからである。

ウ 特定留置権

特定留置権は、ある動産に関して発生した期限が到来している債務に関して、債権者である占有者が、債務者である所有者から債務の弁済を受けるまでの間、当該動産を保持する権利である。

特定留置権は、契約により、動産の改善又は修理に要した労働、技術又は費用を負担した者のために発生する。しかし、単なる担保動産の保存、例えば馬に餌をやること、自動車を点検することなどの場合は発生しない。

(2) リーエン（先取特権・留置権）の執行

ア 留置権は、債務の弁済がなされるまでの消極的な留置の権利を与えるに過ぎない。対象物の占有を求めて引渡しを請求することができるわけではなく、また、取引慣行、契約又は法律（例えば商品売買法）により規定されている場合を除き、売却する権利もない。売却する権利のない場合には、売却命令を求めて裁判所に申立てをすることができる。

留置権は、債務の弁済、対等額の相殺、期限到来債務の支払猶予により、又は適法に担保物の占有を失ったとき、あるいは留置権を消滅させる意図で他の担保を受領したときに消滅する。

衡平法上の先取特権は、特別な方法で担保物と関連する者に与えられる権利である。これは、占有と無関係に存在し、法的売却をする権利を有する点で留置権と異なる。パートナーシップ先取特権、未払代金に対する土地の売主の先取特権、売買契約に署名時における手付金の支払のように、期限前に代金を支払った買主に先取特権がある。

イ 動産を処分する受託者の権利

制定法やその他の法律、契約条項により定められていない場合、受託者は預かった動産を売却又は処分することはできない。これに違反した場合、寄託者に対する横領という不法行為の責任を負うことになる。修理等のために動産を預かった受託者は、寄託者が動産を受け戻せない場合、特定の条件下で、動産を売却できる制定法上の権利を有する。このような場合、特定の条件下で、受託者の営業場所で売却がなされる旨を明確に告知しなければならない。

6 担保物に関する制限

担保に供される物に関しては一定の制限がある。農業の生産手段に使用される農場経営者の財産は、民事訴訟手続では責任財産とならない。不動産は外国人に譲渡しないように規制されている。

不動産規制法は、ミャンマーにおいては、外国人が不動産に対する権利を有することを規制している。同法3条では、外国人との間における不動産の譲渡を禁じている。同法は「何人も売買、贈与、譲渡担保、交換、その他の譲渡により、外国人に対し、不動産を譲渡又は外国人から譲り受けてはならない。」と規定している。同法5条では、不動産を、1年間以上、外国人又は外国法人に賃貸し、又はこれらの者から賃借してはならないと規定している。同法14条では、外国公館、国際連合関係団体若しくは政府の裁量による団体又は自然人に対する例外が規定されている。同法15条は、この法の規定は、国家機関の同意の下に国家利益

を目的として創設された会社又は団体には適用されないと規定している。

7 支払不能

裁判所により支払不能を宣告されていない者は、商業活動を行う権利を有する。

債務者は以下に掲げる場合には支払不能とみなされる。

- (1) 債権者全員のために第三者に全財産を譲渡した場合
- (2) 支払の拒絶又は遅延の意図で財産を譲渡した場合
- (3) 本法又はその他の法律により、支払不能と判断された場合に詐害行為に該当するために無効とされる財産の譲渡を行った場合
- (4) 支払の拒絶又は遅延の意図で次の行為に及んだ場合

ア ミャンマーを出国し、又は帰国しない行為
イ 住居（居所又は営業場所）を離れる行為及び行方不明

ウ 債権者から連絡を避けて隠れる行為

エ 債務の支払のために法廷の執行決定で財産が競売された場合

オ 自ら法の規定に従って支払不能の宣告を得る申立てをした場合

カ 債権者に対し、債務弁済の一時停止（一時不払い）又はその予定であることを告知した場合

キ 裁判所による債務弁済の決定により拘禁された場合

氏名、住所、支払不能及び裁判所を記載した決定の通知は、官報により、又は予め定められた方法により公告する。

8 優先順位

担保権相互間の優先順位は法律には規定されていない。特別な法律の規定のない場合、正義、衡平、良心に従って決定される。少額事件の場合を除き、担保権の私的実行は認められない。担保権者は、法的執行決定を求めて裁判所に申立てることになる。売却代金は、通常は以下の順序で支払われる。

- (1) 売却手続費用
- (2) 維持管理に必要な労賃
- (3) 租税
- (4) 衡平法上の判決の保有者
- (5) 他の債権者

9 執行

譲渡人が、契約を履行できずに担保に供した財産を譲渡したとしても、譲受人による担保権の私的実行がなされることはほとんどない。権利を侵害された者は、判決又は法的執行を求めて裁判所に申立てをすることになっている。権利を侵害された者は、以下の救済方法を求める権利がある。

- (1) 特定財産の占有をして請求者に引渡すこと
- (2) 義務ある行為を行うよう命令を出すこと
- (3) 賠償その他の方法を求める権利があることを決定し、宣言すること
- (4) 財産管理人を選任すること

裁判所は以下の判決執行を命ずることができる。

- ア 判決で特定された財産を交付すること
イ 差し押さえて競売すること
ウ 逮捕・拘禁すること
エ 財産管理人を選任すること
オ 適法な救済措置の性質上必要な方法をとること（民事訴訟法51条）

第2 会社制度に関する法体系

1 会社の種類

会社法により設立される会社は、以下に掲げるとおりである。

- (1) 公開会社（株式会社）

- (2) 非公開会社

ア 有限責任で資本金を有するもの

イ 保証者のある有限責任で

① 資本金を有するもの

② 資本金を有しないもの

ウ 無限責任のもの

有限責任会社の社員は、無限責任を負わない。保証者のある有限責任会社である場合、責任は定款に定められた範囲内の限定的なものである。無限責任会社の場合には、社員は会社の資本金を超えて無限の責任を負わなければならない。

会社とは、法律(1913年)により設立された法人をいう。非公開会社とは、定款に以下に掲げる事項を定めている会社をいう。

a 社員権の譲渡制限

b 社員50人以下

ただし、次に掲げる者は、ここでいう50人には含めない。

・会社の従業員

・かつて会社の従業員で、就労中に社員権を有し、退職後も社員権を保有する者

c 株式、社債の公募の禁止

公開会社（株式会社）とは、上記の非公開会社に該当しない会社をいう。

外国会社には、国外に登録された事務所を有する会社であり、その中には、ミャンマー国内に登録された事務所を有する会社も含む。

以下に掲げる方法で社員となることができる。

A 会社が資本金を有しない場合

(a) 定款に署名する方法

(b) 社員に申し込む方法

ただし、その申込みが認められ、氏名が登録されるまでは社員とはならない。

(c) 氏名を登録する方法

B 会社が資本金を有する場合

(a) 定款に署名する方法

- (b) 株式の割当てに応募する方法
- (c) 株式を購入又はその他の方法により取得する方法
- (d) 氏名が登録する方法

2 社員の権利

- (1) 定められた時期に株券を受領する権利
- (2) 定款に従って株式を譲渡する権利
- (3) 会議の通知を受け、会議に出席して投票する権利
- (4) 先買権、すなわち、資本の増加に伴い新規発行株式を最初に購入する権利（非公開会社の場合を除く）
- (5) 定時総会で取締役を任命する権利
- (6) 監査役を任命し、その報酬を決める権利
- (7) 定時総会前に当該会計年度の貸借対照表及び損益計算書の写しを受領する権利
- (8) 経営陣の忠実義務違反又は善管注意義務違反を裁判所に申し立てる権利
- (9) 清算の際に残余財産の分配を受ける権利

3 社員の責任

- (1) 合意に基づいて負う責任以外に、株主は、割当て株式の代金を全額を現金で支払わなければならない。株式を譲渡した場合でも、譲受人の氏名が登録されるまでの間又は清算の際には、氏名の登録抹消後1年間は、この責任は継続する。
- (2) 保証者による有限責任会社の場合、社員は、その保証の範囲でのみ責任を負い、無限責任会社の場合には、社員は、会社が清算する場合、無限責任を負うことになる。
- (3) 社員は、清算の際には、出資者（contributories）のリストに載せられることになる。

4 会社の設立手続

- (1) 公開会社（株式会社）の場合は7名以上、非公開会社の場合は2名以上の者が適法な目的で参加しなければならない。
- (2) 7名が定款に署名しなければならない。
- (3) 資本金を有する公開有限責任会社以外の会社は、基本定款及びこれに付属する細則に署名しなければならない。
- (4) 定款は、登録の際には適法な受領印を得なければならない。
- (5) 定款に加えて、会社は以下の書類を提出しなければならない。
 - ア 個人又は会社・社団との間における業務執行者の任命、総務担当者、会計担当者に関する合意文書
 - イ 取締役、支配人、記録保管者、会計担当者等として定款に記載された者が、法律に遵守することを約した宣言書
- (6) 非公開会社の場合を除き、取締役への就任を同意した旨の書面が、登記の際に提出されていなければならない。

- (7) 慣習上、会社の登録事務所を記載した書面を提出しなければならない。

5 定款

会社法の下では、定款なしに設立されることはない。定款は以下の特徴を有すること銘記しておかなければならない。

- (1) 基本的かつ最も重要な書面であること
- (2) 会社設立における機構及び憲章を明らかにすること
- (3) 会社の目的の範囲を限定すること
- (4) 会社と社員の間における最も基本的な関係を構築すること
- (5) 基本的な書面であり、会社設立の基礎であることから、法に定める条件及び方法によってのみ変更されること

6 会社の資本

資本という用語は、様々な意味で使用されているが、一般的に、会社法においては「引受が実行された財産」という意味で使用される。

法は持分（株式を含む。以下同様。）を会社の資本の割合と規定する。すなわち、「持分権者が権利を有する資本の割合」という意味である。持分は、金銭の総額ではなく、金銭の総額により計算された権利であり、様々な相互の約定から成っている。持分には権利があるのみではなく、義務を伴う。持分には以下の権利及び義務がある。

- (1) 権利
 - ア 承認された会社の利益の分配を受けること
 - イ 清算時に残余財産の分配を受けること
 - ウ 株主総会において、参加、投票、書類の調査等を行うこと
- (2) 義務
 - ア 適時に払込義務を履行すること
 - イ 清算時に出資者としての義務を履行すること

株式を発行する権利は、定款に従い取締役に与えられる。会社法及び定款により、会社は異なる種類の株式を発行することができる。

7 外国人による投資

- (1) 外国人による投資は、以下の方法により行われる。
 - ア 100パーセント外国資本による外国人による投資
 - イ 外国人とミャンマー人の合弁による投資
この場合、以下のような組織を作ることになる。
 - i 経営集団（proprietorship）、組合、有限責任会社を組織する。
 - ii 合弁会社が設立された場合、外国資本は少なくとも資本の35パーセントでなければならない。

上記組織ができ、営業活動をし、その終了に伴い清算が行われる際、遵守しなければならない法

律が他にもある。

(2) 被保証人

政府の許可により設立された企業は、契約の期間中又は延長期間中に国有化されないという保証が与えられる。

契約の終了により、政府は、外国資本の投資者に、投資がなされた外国通貨による投資回収を受ける権利を保証している。

(3) 外国資本

委員会⁸⁸は、外国資本につき、契約期間中、規定された方法で外国資本の評価をし、投資者の氏名でこれを登録する。登録の際には、評価された外国資本の形態、外国通貨の形態を明確にしなければならない。

営業活動の終了時には、外国資本の参入者は、定められた時期に、委員会の規定に従って回収する権利があるとされた外国資本を回収することができる。

(4) 外国通貨を譲渡する権利

以下のものは、関連する外国通貨で、委員会により規定された銀行を通じて、一般的国際通貨レートで、外国に送金することができる。

ア 外国資本を持ち込んだ者が権利を有する外国通貨

イ 外国資本を持ち込んだ者に対して、委員会が回収を認めた外国通貨

ウ 外国資本を持ち込んだ者が受領した年間利益から税金や規定された協力金を控除した純利益

エ 適法な残余金、すなわちミャンマー国内で営業期間中に外国人が得た給料や適法な収入から、税金に関する支払、規定された方法による家族の生活費を控除した残余金

8 取締役

(1) 会社制度の利点の一つは、個人では不可能な営業活動に対して経済的関与ができるようになることである。取締役は会社の運営を司るが、会社の最高の経営権限は株主にあることを忘れてはならない。

(2) 取締役の数

会社法では、すべての公開会社（株式会社）及びその子会社は、少なくとも3名の取締役が必要である。

公開会社（株式会社）の子会社でない非公開会社の場合、定款では取締役の任命の規定が置かれている。このような会社では、一定割合の取締役が、定時株主総会で取締役任命と交代に退任する旨の規定は不要である。仮に、定款で任命に関する特則を規定していない場合には、非公開会社でも、取締役は下記のとおり定時総会で任命することができる。

ア 最初の取締役は、通常、定款により定めら

れているが、取締役就任に関する同意の署名及び登記所への提出がなされるまでは、適法に任命されたとみなされるわけではない。

イ 会社法に別段の定めがない限り、取締役は定時株主総会で任命される。

ウ 取締役が一部不在になった場合、取締役の追加又は変更として、取締役会で任命することができる。

(3) 取締役の責任

一般的に、取締役は、会社のために正当になした行為について責任を負わないが、代理人の場合と同様、以下の場合に責任を負うことがある。

ア 権限を越えて第三者に対して代理人として行為した場合

イ 将来の見込みにつき、書面又は会社による発表において、虚偽又は誤導するような情報を開示した場合（民事上、刑事上の責任を負う。）

ウ 忠実義務違背などにより会社に損失を生じさせた場合

エ 不当な株式の割当てをした場合

オ 十分な理由なく、承認された配当金を配当できなかった場合

カ 会社法に従ってなすべき義務違反の場合

キ 失当行為による清算の場合

(4) 取締役の関する規則

ア 取締役会は、少なくとも3か月に1回、そして少なくとも1年に4回は開かなければならない。取締役会開催の通知は、債務不履行状態にある役員に対する責任追及を行う場合には、全取締役に対して書面で行わなければならない。

イ 定足数は2名又は取締役総数の3分の1のどちらか多い方である。利害関係を有する取締役が取締役総数の3分の2以上である場合、残りの出席取締役が2名以上いれば定足数は満たすものとする（取締役に空席がある場合には、その数は取締役総数に含めない）。

9 株主総会に関する規定

株主総会には、様々な種類の総会があるが、会社法によれば、定時株主総会、法定株主総会及び臨時株主総会が最も重要である。

(1) 法定株主総会

ア すべての公開会社（株式会社）は、有限責任制又は特別資本金の保証による有限責任であるかを問わず、営業開始の要件を備えた時から1か月以後6か月以内に、法定株主総会を開催しなければならない。

イ 取締役は、株主総会の21日以上前に、法で定める報告書を全株主に送付しなければならない。

ウ 株主名簿は、株主総会の開催期間中、これを公開し、アクセス可能でなければならない。

エ 株主は、法で定める報告書の全事項に関して議事に取り上げることができる。しかし、法によって定められた通知がなされていない場合には、決議をすることはできない。

88 委員会名の記載はなく、the commissionと表記しているが、外国投資の審査委員会を意味する。

オ 会社が決議のために適法な通知をする必要がある場合には、株主総会の開催を延期することができる。

キ 法は、違反に対する制裁を定めている。

(2) 定時株主総会

会社は、毎年、他の株主総会とは別に、定時株主総会を開催しなければならない。そして、召集通知には株主総会の種類を特定しなければならない。法は、株主総会の間隔を15か月以上空けてはならない旨規定している。

会社は、その設立時から18か月以内に最初の株主総会を開催しなければならない。

(3) 臨時株主総会

定時株主総会及び法定株主総会以外の株主総会は、すべて臨時の株主総会になる。これは、一般的には、特別な業務を行うために招集され、その性質が召集通知で特定されなければならない。臨時株主総会の必要性は以下のような場合に認められる。

ア 定款により、業務が定時株主総会では取り扱えないような場合

イ 定款で定時株主総会が取り扱うことを認めているとしても、緊急性が高く、次回の定時株主総会まで延ばせない場合である。

会社が二つの性格を有する総会を同一日に招集して、定時株主総会が終了した後に臨時株主総会を開くという場合もある。このような株主総会で取り扱われる営業業務が特別決議を要するような場

合には、その旨の特別な通知されていなければならない。

(4) 総会の定足数

総会が手続的に有効であるためには、定足数を満たす出席が必要となる。定足数という意味は、議事の有効な決議のために出席が必要な人間の数である。定足数に関する定めは以下のとおりである。

ア 定款で特別に増員する旨の定めがない限り、公開会社（株式会社）の場合には5名の出席が現実必要であり、非公開会社の場合（公開会社とみなされる場合を除く）、2名の出席が現実であれば株主総会として定足数を満たすものとされる。裁判所が株主総会の開催を命じた場合には、現実の又は委任状による一名の出席があれば株主総会が成立したものとみなされる。

イ 定足数を満たさない場合には

a 株主の請求により株主総会が開催された場合には、定足数に達しないときは、株主総会は流会となる。

b いかなる総会においても、予定時刻から30分経過しても定足数に達しない場合には延期となり、翌週の同じ曜日の同時刻に同一場所で開催するか、取締役会で決定した日時・場所で開催する。

c 延期された総会で同様に指定時刻から30分経過しても定足数に達しない場合には、出席株主をもって定足数を満たしたものとみなす。

以上

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ヴェトナム語は面白い(5) 蝸牛考②

日本の漢字の読みには漢音と呉音があると言われ、ヴェトナム語は南方の言葉ですから、当然呉音に近くなります。漢字の日本語発音は流入した時代が複数あるため、方言圏説(論)だけでは説明できませんが、そういえば、ヴェトナム研修の通訳の大貫カムさんも「ヴェトナム語と韓国語はもっと似ている」と言っていました。

その典型例が「大学」で、北京語ではターア・シュエですが、韓国語ではソウル・デェハッ(ク)、ヴェトナム語でハノイ・ダイホッ(ク)、日本語で東京ダイガクですから、まさに水面の波紋のように類似音が広がっています。これは方言圏説に合う言葉を意識的に選んだ結果で、逆もあります。例えば、「司法部」は、北京語でスー・ファン・ブー、ヴェトナム語でボ・トゥ・ファッ(ブ)で、北京語と日本語が似ています。それでも、ヴェトナム語を漢字表記にすると「部司法」であり、発音は理解可能です。

ミャンマー 2 物的担保制度及び会社制度について

報告者 Mr. Nyan Naing Win
(ニャン・ナイン・ウィン)
(司法省長官官房ピャボン地方局 副局長)

第一次翻訳⁸⁹ 長田真里
(大阪外国語大学助教授)

第1 物的担保制度について

1 物的担保の種類

ミャンマーには2種類の担保がある。すなわち不動産担保と動産担保である。不動産担保は財産譲渡法の下でなされ、動産担保（一般に動産質といわれる）は契約法の下でなされる。

不動産担保に適用される法は財産譲渡法であるが、この法律には「不動産」の定義規定がなく、単に、立木、立毛及び草は不動産には含まれないと規定されているにすぎない。ただし、財産譲渡法は、主として「不動産」に適用されるが、例えば、動産の譲渡抵当権の場合には、動産にも適用される。

(不動産) 担保の種類は以下のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 単純譲渡抵当権 | 58条(b) |
| (2) 条件付売買による譲渡抵当権 | 58条(c) |
| (3) 用益権的譲渡抵当権 | 58条(d) |
| (4) イギリス式譲渡抵当権 | 58条(e) |
| (5) 権限証書寄託による譲渡抵当権 | 58条(f) |
| (6) 変則的譲渡抵当権 | 58条(g) |

上述の譲渡抵当権は不動産に関するものであるが、その内容について、以下に述べる。

(1) 単純譲渡抵当権

内容は以下のとおりである。

ア 譲渡抵当権者に対する財産の引渡がない。

イ 譲渡抵当権設定者は被担保債権（すなわち貸付金）を弁済する義務を負う。

ウ 抵当権設定者は、債務不履行の場合には当該財産が売却すなわち競売される結果となることに合意している。「結果となる」という表現に注意する必要がある。当該財産が財産譲渡法(69条)に規定される特定の都市に存在する場合には、債務不履行を原因として、抵当財産は裁判所によって売却されるのであり、特別の合意がない限り当事者自身が売却することはできない。担保権を実行しようとする抵当権者は、通常の場合、当該財産の売却命令を得なければならない。

この種の譲渡抵当権における抵当権設定者は貸金の返済を約し、抵当権者は抵当財産の売却を求める訴訟を提起する代わりに金銭請求訴訟を提起す

る。

譲渡抵当権証書はミャンマー登記法により登記されなければならない。

(2) 条件付き売買による譲渡抵当権

内容は以下のとおりである。

ア 元金は登録証書により保証されている。売買の外観を備えていなければならない。被担保債権が弁済されると売買取引は終了し、証書は無効となる。弁済されない場合には、売買は完全なものとなり、売買としての効力が発生する。債務不履行の場合における抵当権者の実行(救済)は、受戻権喪失手続による。当該財産の売却は認められていない。

(3) 用益権的譲渡抵当権

内容は以下のとおりである。

ア 抵当権者は抵当財産を占有し、抵当権者により実行された土地の用益により元本及び利息に満つるまで占有を継続することができる。

イ 用益権的譲渡抵当権の抵当権者の実行(救済)は、元本及び利息に満つるまで抵当財産の占有を継続できることである。受戻権喪失手続や売却は認められていない。

ウ 抵当権設定者は、債務が抵当権者による土地の利用により満足された場合に、受け戻す権利を有する。

エ 譲渡抵当権証書は、登記法により必ず登記されなければならない。

(4) イギリス式譲渡抵当権

内容は以下のとおりである。

ア 抵当権設定者は被担保債務を約定期日に弁済する義務を負う。

イ 財産は完全に抵当権者に譲渡される。

ウ 上記の契約は、約定期日に、抵当権者が財産を譲渡するか、貸付金の弁済がなされることを条件としてなされる。譲渡抵当権の実行(救済)は売却によってなされる。この種の譲渡抵当権はミャンマーではほとんど利用されていない。

(5) 権限証書寄託による譲渡抵当権

内容は以下のとおりである。

ア この譲渡抵当権は、抵当権設定者が担保設定に合意し財産の権限証書を抵当権者に引き渡すことにより行われる。証書が存在しないときは登記を論じる余地はない。証書が作成されれば登記可能なものとなる。

イ この譲渡抵当権は、ヤンゴン、バセイン、ムールマイン、アクヤブ、マンダレイなど、政府に指定された一定の都市においてのみ利用可能である。

ウ この譲渡抵当権の実行(救済)は、裁判所の判決を通じた抵当財産の売却によりなされる。この種の譲渡抵当権は、イギリスで利用されている衡平法上の譲渡抵当権に類似する制度である。

(6) 変則的譲渡抵当権

内容は以下のとおりである。

ア 変則的譲渡抵当権は、上述の5種類の譲渡

89 本件翻訳は、通称「アジア法研究会」(座長池田辰夫 大阪大学大学院法学研究科教授)のメンバーである長田氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。

したがって、「第一翻訳者」という表記にした。

抵当権とは異なるものである。

イ 条件は合意により定まる。

ウ この譲渡抵当権の実行（救済）は、譲渡抵当権の条件が許せば、売却又は受戻権喪失手続による。

エ 登記は価額が100チャット⁹⁰以上である場合に必要となる。

すべての譲渡抵当権証書には2名の証人が必要である。証人がいなければ裁判所における実行はできない。

2 物的担保の効力

(1) 単純譲渡抵当権

売買(財産譲渡法67条)

(2) イギリス式譲渡抵当権

売買(同法67条)

(3) 衡平法上の譲渡抵当権

売買(同法67条)

(権限証書の寄託による譲渡抵当権)

(4) 条件付き売買による譲渡抵当権

受戻権喪失手続(同法67条)

(5) 用益権的譲渡抵当権売買でも受戻権喪失手続でもなく、用益権の利用による債務の満足(同法67条)

(6) 変則的譲渡抵当権 通常売買

譲渡抵当権証書に記載があれば受戻権喪失手続も認められる(同法67条)

現行法の下では、外国人が所有している財産を担保に供することは禁じられている。また、ミャンマー国民も、その財産を外国人に対し担保として供することはできない。担保提供者は不動産制限法(1987年)により訴追の対象となる。そのような担保を付された財産は没収の対象となる。関係当事者と政府の双方のための譲渡抵当権のみが政府により許可される。

国連のような国際機関は、政府から事前の許可を得た上で、譲渡抵当権を利用することができる。

3 優先劣後の順序

先順位抵当権者の詐欺、不実表示又は重過失により、第三者が譲渡抵当権の対象財産を担保に金銭を提供するよう誘発された場合、先順位抵当権者は、その後順位抵当権者の後に順位を下げられる。

将来の履行及び継続相互勘定残高(balance of running account)を担保する抵当権が、被担保債権の最高限度額を明示している場合、同じ財産に関する次順位抵当権者は、先順位抵当権者から通知がなされれば(自らも後順位者に通知ができる)、最高限度額を超えない他のすべての債務や順位の点に関して、先順位抵当権者に劣後する(財産譲渡法78条及び79条)。

同じ財産に二つの譲渡抵当権が設定されている

場合には、先に登記した譲渡抵当権が優先権を有し、政府に払うべき債務は常に優先権を有している。

4 実行(民事訴訟法21条)

財産譲渡法69条に従って合意した条件の下で、支払いがなされない場合の財産処分権を除き、いかなる財産も裁判所を通じないで売却することはできない。すなわち、いかなる財産も裁判所の決定なくして競売にかけられることはない。

通常訴訟は譲渡抵当権に関する適切な裁判所に提起しなければならない。終局判決の前に原判決がなされる。判決を保有する者にとって十分な結果が得られないときは、原判決がなされた後6か月後に終局決定が下される。売却の際に欠陥が明らかになった場合、personal decreeを求める訴えを提起することができる。

判決を得ても履行を実現が得られない場合、執行手続が開始され、その通知が債務者に送付される。判決は売買又は受戻権喪失手続の方法により執行される。

債務者は、債務を支払ったか支払う準備がある場合には、受戻しを求める訴訟を提起することができる(民事訴訟法)。

動産質が設定された財産の売却を求めて訴訟を提起することができる。他方、動産質権者は、動産質権設定者に対する通知により財産を処分し、その債権を回収することができる。

5 公示

公示は日刊新聞に掲載して行う。しかし、登記が必要とされ、登記法の下で正式に登記された証書であれば、通知はなされず、また新聞に掲載されない(財産譲渡法3条)。

第2 会社制度について

1 会社の種類

ミャンマーには2種類の会社、すなわち公開会社(株式会社)と非公開会社である。

非公開会社は、その通常定款により持分譲渡権を制限され、従業員を除く社員の数50名以下に制限され、公募が禁じられている会社である。

公開会社(株式会社)は、通常、定款に従い社員の公募が認められている会社である。

公開会社(株式会社)又は非公開会社は、無限責任でも有限責任でもあり得る。すなわち、その責任は社員により引き受けられた総額に限定される。公開会社(株式会社)は無限責任か、あるいは有限責任である(会社法第2条)。

公益団体及び宗教団体は、公開有限責任会社とすることができ、その責任は有限となる。

持分により有限となっている会社は、すべて名称の後に「有限」という名称を付けなければならない。また、保証有限会社という会社も存在する。以下に掲げるものは、様々な種類の会社の内容で

90 1米ドル=約6.6チャット

ある。

(1) 持分による有限会社の場合

ア 基本定款は以下のことを記載しなければならない。

- ① 会社の名称(名称の後に「有限」を付ける。)
- ② 会社の登記事務所がミャンマーに所在すること
- ③ 会社の目的
- ④ 社員の責任が有限であること
- ⑤ 会社の登記申請時における資本の総額及び確定した資本総額の持分配分

イ 基本定款の署名者は一単位以上の持分を引き受けなければならない。

ウ 各署名者はその名前と共に引受持分の数を書かなければならない。

(2) 保証有限会社の場合

ア 基本定款は以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 会社の名称(名称の後に「有限」と付ける。)
- ② 登記される会社事務所がミャンマー国内にあること
- ③ 会社の目的
- ④ 社員の責任が有限であること
- ⑤ 社員である間又は社員の地位を離れてから1年以内に会社が清算される場合には、社員の地位にあったときに締結された契約の債務及び責任につき責任を負い、かつ、清算にかかる諸費用及び清算出資者間における権利の調整についても責任を負う。その総額は、定められた一定額を超えない。

イ 会社が持分資本を有するときは、次のとおりとなる。

- ① 基本定款には会社の登記申請時における資本の総額及び確定した資本総額の持分配分を記さなければならない。
- ② 基本定款の署名者は一単位以上の持分を引き受けなければならない。
- ③ 各署名者はその名前と共に引受持分の数を書かなければならない。

(3) 無限責任会社の場合

ア 基本定款は以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 会社の名称(名称の後に「有限」と付ける。)
- ② 登記される会社事務所がミャンマーに所在すること
- ③ 会社の目的

イ 会社に持分による資本がある場合には、以下のとおりである。

- ① 基本定款の署名者は一単位以上の持分を引き受けなければならない。
- ② 各署名者はその名前と共に引受持分の数を書かなければならない。

ミャンマー会社法の下では、外国人は、ミャンマーにおいて、公開会社(株式会社)、非公開会社のいずれでも設立することができる。外国人設立

に係る会社(法第27条Aによる「外国会社」として知られる)は、政府による許可の範囲内でのみ営業をすることができる。

ミャンマーで設立された外国会社は、ミャンマー投資法に基づきミャンマー対外投資委員会議長の許可の下で営業をする。ただし、これは強制的なものではない。委員会の承認又は許可を受けて営業が行われている限り、ミャンマー投資法に基づき、外国会社は免税や外国為替送金のための便宜など一定の特権を受ける。

手続の詳細は以下のとおりである。

外国会社の代表は、必要書類全部を添付の上、ミャンマー対外投資委員会事務局(the Receiving/Dispatch Section of the Myanmar Foreign Investment Commission)に申請する。ミャンマー外国投資委員会の事務局は同申請の審査を行う。

ミャンマー外国投資委員会は、外国投資法の政策及び目的の枠内において、その申請を技術的、財政的、商業的、経済的及び社会的側面から精査する。

申請が承認されれば、ミャンマー外国投資委員会が営業開始の許可を下す。ミャンマー外国投資委員会、業務の種類に応じて必要とされる条項や条件を付して許可することができる。

会社は、国家計画・経済発展省投資・会社管理理事会会社登記局の登記官(the Registrar of the Companies Registration office of the Directorate of Investment and Company Administration of the National Planning and Economic Development)に対し、貿易の許可を求めなければならない。

会社登記局の登記官及び資本構造委員会(Capital Structure Committee)は、これを審査し、許可又は不許可の勧告をする。

投資・会社管理理事会の理事は申請を最終審査に委ねる。

国家計画・経済発展省は資本構造委員会によりなされた勧告に基づき検討し、貿易許可を下す。

会社は、国家計画・経済発展省の登記官に登記料を支払い、登記申請をする。

登記官は登記・設立証書(the Certificate of Registration/Incorporation)を発行する。

貿易許可の条件が本質的にミャンマー外国投資委員会の許可条件に記されているものと同じであっても、投資家はこの両者の承認を得なければならない。貿易許可申請の承認手続は、ミャンマー外国投資委員会が既に許可している場合には約1か月、そうでない場合には約2か月から4か月程度を要する。

2 資本

持分による無限責任会社がある。持分による資本は授權資本(nominal or authorised)であり、様々な価額の持分に分配される。持分とは会社の持分による資本のことであり、株式と持分との区別が明示又は黙示になされている場合を除き、株式を

含むものである（会社法第2条17号）。

法定資本の最低基準は存在しない。会社は発行株式数の制限を受けない。

会社は有限責任の場合も無限責任の場合もありうる。これは公開会社（株式会社）にも適用される。ある会社が「有限責任」会社であるならば、持分保有者の責任は持分記名額の70パーセントまでである。すなわち、パートナーシップとは異なり、この責任の場合には個人の私有財産は無関係である。

ミャンマーで、会社に関する別の現行法は、1950年に公布された特別会社法である。この法律は、政府と公開会社（株式会社）又は非公開会社とのジョイントベンチャーの場合に適用される。通常、定款はミャンマー会社法が規定する「様式A」に従ってはいない。同法に基づいて設立された会社の定款は、ミャンマー会社法の規定に優先する。この法律は、政府と公開会社（株式会社）又は非公開会社との業務を容易化するために制定されたものである。

外国会社は、ミャンマー投資委員会法（旧外国投資法）の下でミャンマー投資委員会により与えられた許可に従い、いかなる額の投資をすることも認められている。外国会社は、いかなる業務をなすこともできるが、不動産の購入及び売却（既に所有者であった場合のこと）や、不動産を担保とする金銭消費貸借は禁じられている。しかしながら、外国会社は、不動産譲渡制限法の下で政府による許可が与えられている場合や、特にジョイントベンチャーの場合のように政府と外国会社の相互に利益となる場合には、上記行為をすることが認められる。

3 会社組織

会社の組織は以下のとおりである。

(1) 定時株主総会

この総会は、会社設立日から18か月以内に開かれ、その後は少なくとも毎年及び最後の定時株主総会から15か月以内に開かれる（会社法第76条）。

(2) 臨時株主総会

この総会は、会社の社員の10分の1の請求により招集される（会社法第78条）。

(3) 取締役会

すべての会社は、少なくとも3名の取締役を置かなければならない。これは非公開会社が子会社である場合を除き、非公開会社には適用されない（会社法第83条B）。

取締役会は指名された取締役により構成される。署名者は会社の取締役が指名されるまで取締役として行動する（会社法第83条B）。

会社の業務は、取締役の中から業務執行取締役が指名されていない場合は、取締役により遂行される。取締役会における欠員は補充される。取締役を退任した者の任期満了日に満了する（会社法第83条B）。

監査役は、定時株主総会により指名されるが、会社の社員である必要はない。

議長又は会社社長は、定時株主総会時において社員により選出される。取締役は通常、社員の中から指名される。しかし、会社の定款には会社の持分保有者でない者も指名することができるという規定を置くことができる。取締役の一人又は二人を含む様々な委員会を、取締役会が設けることができる。取締役は、定時株主総会の同意なくして兼職することはできず、また、取締役は利害関係を有する会社と契約を締結することができない。監査役は定時株主総会により指名される。会社持分保有者たる社員である必要はない。政府が持分保有者である会社の場合には、監査役は政府の監察長官（Auditor General）により指名される。

監査役は会社の会計監査を行わなければならない。監査役は取締役会の文書を調査する権限を有し、その説明を求める権限を有する。

4 登記及び公示

会社を設立するには、会社登記をもって登記されねばならない。登記後においては、当該会社は「営業地」として登記された場所で活動する。非公開会社又は公開会社（株式会社）を問わず、登記が必要である。

詳細な内容は以下のとおりである。

（100パーセント外国資本又はジョイントベンチャーの）有限会社は、会社法に基づき、設立証書を発行する会社登録事務所の登記官に登記しなければならない。国家所有の経済企業体を有するジョイントベンチャーは、1950年特別会社法及びミャンマー会社法に基づき登記しなければならない。有限会社の登記については、申請時に以下の書類を申請時に提出しなければならない。

ア 基本定款及び通常定款二部（ミャンマー語と英語で適式に刻印され印刷されたもの）

イ 登記申告書

ウ 関係文書の公証申告書

エ 登記された事務所の所在地の通知

オ 様式XXVI(取締役、経営者及びその代理人、それらの変更)

カ 権限ある翻訳者による翻訳証書

キ 設立に関する準備行為

ク 会社の三つの基本目的

ケ 会社の名称の意味

ミャンマーにある支店の登記に関しては、申請時に以下に掲げる書類を提出しなければならない。

a 基本定款及び通常定款二組（ミャンマー語と英語で適式に刻印され印刷されかつ、取締役が署名し、関係国におけるミャンマー大使により証明されたもの）

b 基本定款及び通常定款のミャンマー語への翻訳とその翻訳証書

c 支店所在地の通知

d 権限ある者の通知及び手続を受諾する旨の

申告及びそのリスト

e 親会社の取締役の住所、職業及び国籍に関する詳細

f 関係文書の公証申告書

公開会社(株式会社)は公募により設立される。この場合、計画書が作成される。最初の署名者は、通常、会社の取締役である。基本定款及び通常定款は、登記された会社事務所で起草し登記する。定款は、基本的に、法に定める「様式A」に従う。

基本及び通常定款は、裁判所の許可を得て変更することができる。会社の登記官は会社の登記に責任を負う。会社の設立は政府公報に公刊される。会社が公開である場合、社員の数が7人以下になった場合、また、会社が非公開会社である場合には、社員の数が2名以下になると活動停止となる。

以 上

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

韓国語はもっと面白い—蝸牛考（附録）

国際協力部では、韓国大法院(日本でいう最高裁判所)と登記に関する共同研究を行っています。韓国語を習うと、韓国語の古い言葉、日本語では意味不明だが韓国語では意味がある言葉が次々と現れます。その典型は「白っぽい」の「ポイ」です。韓国語でポイダという言葉があり、「…に見える」(英語のseem)ですから、意味が通じるのです。

さて、別の@閑話で紹介した蝸牛考のカタツムリのツムリは、韓国古語らしく、「おつむ」や「つぶらな(瞳)」などの言葉に残っています。このツム(リ)は、タム・タマ(玉)は同系の言葉で「丸い物」を指す言葉だそうです。赤ん坊をあやすとき、手を頭に当てて言う「おつむてんてん(タムタムの変形音?)」は、なんと「頭、丸い、丸い」という意味になり、^(てんてんてん)「タムタムタム」と同音反復の言葉遊びにもなります。こじつけでしょうか?でも、意味なき言葉と動作が語り継がれるとも思えず、一人で納得しているのです。

ヴィエトナム 1 不動産担保に関するヴィエトナムの法 制度

報告者 Mr. Nguyen Dinh Quyen
(グエン・ディン・クエン)
(国会事務総局法務部副部長)

第一次翻訳者⁹¹ 吉井康博
(大阪女学院短期大学 特認講師)

1 不動産担保の法的枠組

現在、ヴィエトナムにおける担保取引は、多数の法律やその他の法規範文書⁹²に規定されている。こうした中でも民法は、あらゆる種類の担保（保証）に基本法を適用させる最も重要な法規範文書である。さらに、担保（保証）方法も次の法規範文書の中で規定されている。

- ・海事法（海上船舶の動産質及び抵当権を規定する）
- ・民間航空機に関する法律（航空機の動産質及び抵当権を規定する）
- ・土地法の改正に関する法律並びに土地賃貸における外国人と外国の組織の権利及び負債に関する法令⁹³（土地使用権を規定する）
- ・経済契約に関する法令（経済取引の履行保証を規定する）

政府発行の法規範文書は次のとおりである。

- ・保証取引に関する1999年11月19日制定のデクレ第165号
- ・保証取引の登録に関する2000年3月10日制定のデクレ第8号
- ・保証融資に関する1999年11月29日制定の法令第178号及び法令178号施行に関する2000年4月4日制定の国立銀行総裁の通達⁹⁴第6号
- ・土地使用権の取引、賃貸借、相続、担保設定の手續に関する1999年3月29日制定のデクレ第17号

2 担保（保証）の種類

民法の規定では、民事上の債務の履行には7種類の担保（保証）がある。

- (1) 動産質権
- (2) 不動産担保

- (3) 契約履行保証金
- (4) 保証金
- (5) エスクロウ預託金
- (6) 保証
- (7) 違約金

民事上の債務は、合意又は法律の規定により全部又は一部が担保される。担保（保証）の範囲に関して何ら合意もなく、法に別段の定めがなければ、利子の支払義務及び損害賠償義務は全面的に保証される（民法325条）。

民事債務の履行保証として使われる物件は、担保提供者の所有物件であるか、取引可能なものでなければならない。債権、株、約束手形、その他の有価証券、財産権などは、民事債務履行の保証として用いることができる。土地使用権は、民法及び土地法の規定に従って、保証として不動産担保とすることができる（民法326, 327, 328条）。

(1) 動産質権(pledge)

動産質権とは、民事債務の履行保証として、債務者が所有に係る動産を債権者に引き渡すものである。動産質権を設定した財産に関し、所有権が登記又は登録されている場合、債権者及び債務者の双方により、所有権を質権設定者又は第三者が有する旨を合意することができる（民法329条）。財産の所有権が登記又は登録されている場合、同財産は、その価値が被担保債権額を上回る場合に、債務の担保（保証）として質権を設定することができる。ただし、これと異なる合意又は他の法規定がある場合は、この限りではない。

質権の設定者が債務を履行しない場合又は合意に従わない履行である場合は、債務の履行期が到来した時、質権を設定した財産は、債務の弁済に充てるため、合意した方法に従って換価し、又は競売に付することができる。質権者は、管理及び競売の手数料を差し引いて、質権設定財産の売却益から支払を受ける優先権を有する。

(2) 譲渡抵当権

譲渡抵当権とは、債務者がその所有する不動産利用権を債権者に対する債務履行の担保とすることをいう（民法346条）。

抵当不動産は、抵当権設定者が占有することとする。ただし、抵当権者又は第三者が担保物を占有することに双方が合意した場合は、この限りではない。

質権設定者の場合と同様、不動産の利用権が登記又は登録されている場合、その価値が被担保債権額を上回っていれば、この利用権を債務履行の担保として抵当に入れることができる。ただし、これとは異なる合意又は法の定めがあれば、この限りではない。

(3) 契約履行保証金(手付)

契約履行保証金とは、金銭、貴金属、宝石、その他の貴重品（以下、「契約履行保証金」という。）を指し、民事契約締結又は履行の担保として一定期間債務者から債権者に引き渡されるものをいう

91 本件翻訳は、通称「アジア法研究会」（座長池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授）のメンバーである吉井氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

92 ヴィエトナムでいう「法規範文書」とは、憲法、法律、法令（国会議決ではなく、国会常務委員会制定のものである）、日本語の法令とは異なる）、デクレ（政令）、通達など、法的拘束力を有する規範の総称を指す。

93 ヴィエトナム語ではフアップ・レン（法令）だが、ヴィエトナムの英語訳はOrdinanceを使用している。

94 英語原文はCircularであるから、回状又は通達の意味であると理解し、「通達」と訳した。

(民法363条)。

契約締結又は履行により直ちに、契約履行保証金は設定者に返却されるか、債務の弁済のため、債務額から差し引かれる(相殺する)。契約履行保証金の設定者が、契約の締結又は履行を拒否すれば、契約履行保証金は受領者のものとなる。契約履行保証金の受領者が、契約の締結又は履行を拒む場合は、契約履行保証金をその権利の設定者に返却するか、又は契約履行保証金に相当する額を支払わなければならない。ただし、これと異なる合意があれば、この限りではない。

(4) 保証金

保証金とは、賃貸物返還の担保として、賃借人が賃貸人に一定期間預けておく一定額の現金、貴金属、宝石又は他の貴重品(以下、「保証金財産」という。)を指す(民法364条)。

賃貸物の返還時には、賃借人は、賃料を差し引いた保証金の残額の弁済を受ける権利を有する。賃借人が賃借物を返還しないときは、賃貸人は賃借物の返還要求をする権利を有する。賃貸物が返還不可能となった場合、保証金は賃貸人のものとなる。

(5) スクロウ預託金

スクロウ預託金とは、債務者が、一定額の現金、若しくは金銭的評価の可能な貴金属、宝石又は有価証券を債務履行の担保として、エスクロウ口座に入金するもので、現金の形で評価し得る債権のことである(民法365条)。

債務者が履行せず、又は不完全履行をした場合は、口座を設けている銀行により手数料を差し引かれ、債権者は債務の弁償及び損害の賠償を受ける権利を有する。

(6) 保証契約

保証契約とは、主たる債務者が期限到来時に債務を履行できない場合、又は債務の履行が不完全であった場合、債務者(主たる債務者)に代わって第三者(保証人)が債権者(受益者)に対して債務の履行を約することをいう。

主たる債務者が履行できないときに限り、保証人が履行する旨の合意を当事者間で成立させることができる(民法366条)。

また、民法は、社会政策機関が行う信用保証制度を規定している。社会政策機関は、低賃金の者や家庭が、製造業や商業やサービス業の目的で、銀行又は金融機関から少額の融資がうけられるよう政府の規則に従って信用保証を行うことができる。

(7) 違約金

違約金とは、合意又は法律の定めによる債務の担保方法であり、債務を履行しない当事者は、一

定額の現金を相手方に支払うものとする(民法377条)。

違約金の額は定額又は不履行部分の債務の価額に対する割合で定める。ただし、不履行部分の価額の5パーセントを超えないものとする。

3 担保取引の登記又は登録

担保取引の登記又は登録の目的の一つは、担保物に関する情報を公示することにある。これは、個人及び関係機関が担保物に関する取引を行うべきか否か、特に銀行及び金融機関が担保貸付金を決めるために重要な情報である。担保取引の登記又は登録のもう一つの機能は、担保権の実行に資することである。登記又は登録の順序により、担保権の優先順位が決定される。

ヴェトナムにおいては、担保取引の登記又は登録は数種類の法規範文書において規定されているが、重要なものは、民法典及び担保取引の登記又は登録に関する2000年3月10日付けデクレ第8号である。

民法330条及び347条は、財産の所有権が登記又は登録されている場合には、その物件の質権又は譲渡抵当権は登記又は登録されなければならないとしている。これが、大原則である。現行法では、家屋、土地所有権、船舶(輸送船、漁船を含め)及び航空機並びに知的財産権の対象等の財産の所有権は登記又は登録されなければならない。

2000年3月10日付けデクレ第8号により、当事者間で合意があるか、財産が複数の債務担保となっている場合には、質権又は譲渡抵当権を登記又は登録することができる。

担保取引登記又は登録の国家管理を担当する省庁は次のとおりである。

(1) 司法省

登記又は登録行為に関する国家管理を行う。

(2) 運輸省及び民間航空局

船舶及び航空機に関する担保取引に対して国家管理を行う。

(3) 地方人民委員会

借地権に関する担保取引に対する国家管理を行う。

担保取引登録を行う機関組織には次のものが含まれる。

ア 国家担保取引登記局(national department for registration of secured transactions)及びその支局

イ 地方船舶登録局

ウ 民間航空局

エ プロヴィンス法務局

オ 町区人民委員会

以 上

ヴェトナム 2 企業活動に関する法制度

報告者 Mr. Tran Huu Hong Truong
(チャン・ヒュー・ホン・トゥオン)
(ヴェトナム商工会議所管理部 総務課長補佐)

第一次翻訳者⁹⁵ 児玉実史
(北浜法律事務所弁護士)

1997年から1998年の間、ヴェトナム経済には下降の兆候が見られた。国有企業は非能率的であり、民間及び外国投資は急激に減少していった。主としてこのような理由から、新企業法の制定及び外国投資法の改正が推進された。

統計によると、これらが公布(2000年初め)されてから2000年8月までに、8,848の新事業が設立されている。これは、新規設立企業の数、1995年から1998年までの間、コンスタントに減少していたことと比較すれば、明らかな上昇傾向である。

以下、ヴェトナムの新企業法の主な特徴をいくつか挙げたいと思う。

1 ヴェトナムにおける企業の種類

本法第1条によると、適用対象には、以下のものが含まれる。

(1) 第9条により禁止されていない組織又は個人によって設立されたあらゆる有限会社、株式会社、パートナーシップ及び国有企業(SOE)

(2) 1990年12月21日公布、1994年6月22日改正の会社法及び企業法に基づいて設立され活動するあらゆる有限会社、株式会社及び私企業

(3) 政府の定めた手順・手続によってSOEが資本を有する会社組織に変更されたことにより設立された株式会社

(4) 政府の定めた手順・手続によって共産党その他の政治的社会的組織の作った事業が資本を有する会社組織に変更されたことにより設立された会社

(5) 政府の定めた手順・手続によってSOEを組織変更して設立された有限会社

(6) 政府の定めた手順・手続によって共産党その他政治的社会的組織の作った事業を資本を有する会社組織に変更して設立した有限会社

また、新企業法は、新しいタイプの事業を導入した。すなわち、パートナーシップと一人有限会社である。したがって、ヴェトナムには現在以下の種類の企業が存在する。

ア 国有企業法に基づいて活動するSOE

イ 共同組合法に基づいて設立され活動する共

同組合

ウ 外国投資法に基づいて設立された外国投資企業

エ 新企業法に基づいて活動する事業体

オ 組織変更の過程⁹⁶にある企業

カ 上記の法律の適用範囲外にある小規模の製造及び商事会社

新企業法の最重要目標の一つは、異なる経済単位が平等に扱われる環境を着実に造ることにあることは疑いがない。このことから、法律家の中には、これらの法律は過渡期の産物にすぎず、こうした諸法を一つの独自の立法に一体化し、あらゆる経済単位を平等に処遇するという理想を現実化するには、まだ時間を要するだろう、と考える者がいる。

しかしながら、新企業法が、平等へと向かう重大な一歩であることを確認することは極めて意義深い。平等な取扱い、膨大な法規範文書の再検討及び改訂を必要とする複雑なプロセスを経て初めて、達成することができるものである。

2 企業の設立、経営、運営、再建及び解散

新企業法のもう一つの特徴は、企業の設立、経営、運営、再建及び解散において、以下の六つの関係を規定したことである。

(1) 出資者と企業の共有財産

(2) 企業とその所有者

(3) 企業所有者と経営者

(4) 企業と経営者

(5) 企業と債権者

(6) ある程度ではあるが、国と企業の所有者、経営者及びその企業自体³

以前の私企業及び会社に関する法律と比較して、本企業法は、国の企業関係に対する介入を大幅に削減している。

企業法は、商業登記の手続及び形式並びに企業

96 この組織変更の過程をどう理解するかについては未だ論議がある。ヴェトナム司法省経済法局局長補佐のビンヴァン氏は、次のように会社化の概念を三つに特徴づけている。

— SOEを企業法に基づいて活動する株式会社に変えること

— SOEの多くを再構築し、国の有する会社として活動する新企業に変えること

— 新法人組成を伴わない会社化

会社化とは、本質的に、SOEを通常の法的枠組みの下で活動する有限会社に変えることである。この過程の目標は、国から完全に独立した全く新しい法人を創り出し、また国の管理的役割とSOEの事業経営機能をはっきりと分けることにある。

3この関係については、以下の法律その他においても規定されている。

— 国内投資活性化法及びその関連文書

— 課税及び会計システムに関する法及び補完的規則

— 保険、科学、知的財産のような実体法における規定

— 金融及び銀行業のシステムについての法

— 土地法

— 商業組合法のような間接法等

95 本件翻訳は、通称「アジア法研究会」(座長池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授)のメンバーである児玉氏に翻訳していただき、これを国際協力部の責任において加筆修正したものである。したがって、「第一次翻訳者」という表記にした。

の運営の範囲の改善という点においても重要な進歩を遂げている。事業活動の自由という原則を実施するため、あらゆる事業上の許可及び免許を見直し、数多くのものを廃止した。また、本法律は、企業設立時の登記の形式を大いに単純化した。ただ、実務面では、このことは、企業管理の観点及び内容のみならず、管理方法においても大きな変化に直面する政府機関にとっては悩ましい問題である⁴。2000年8月時点で、ヴィエトナム政府は145種類の事業上の許可を廃止した。そのうちの110は完全廃止、35については事業上の条件に切り替えた。以下、会社設立に関する新しい特徴をいくつか述べる。

ア 事業体設立に際しての権利が拡大した。原則として、企業法第9条により禁止されていないあらゆる組織及び個人は、実際の居住地又は居住登録地と無関係に、ヴィエトナム領内のいかなる地域においても新事業を設立することができる。

イ 事業上の許可事項の登録事項への変更

ウ 法定資本の要請の廃止。本法において、出資の資産価額とは、法律により規定されている資産評価の規則や原則によって律せられる、企業内部の問題となる。ただし、ヴィエトナムは変遷期の真ただ中にあり、経済発展のレベルは幾分限りがあるため、特に知的所有権、著作権等のような無体財産の評価は、一層の明確化を必要とする分野である。

エ 商業登記の形式、手続き、作成書類の単純化

オ 商業登記代行機関の責任を明確に特定し、現在では、提出書類の正確性及び真実性ではなく、適法性にのみ責任を負うこととした。

カ 商業登記及び商業登記事項証明書の発行についての形式及び条件の開示

3 企業組織及び運営

企業法は、各タイプの企業の規模及び特性に基づき、その組織及び運営関係を規定する条項をおいている。本稿ではその詳細には立ち入らず、この法の新しい点をいくつか挙げることにする。

(1) 企業法は新しい種類の会社を設定した。パートナーシップである。この法人組織は、会社の種類について、投資家の選択の幅を多様化させることを目的とするだけではなく、コンサルタント業その他実務的サービス業務等の現代経済社会生活に欠くことのできない業務の運営条件やメカニズムを追加するものである。

(2) 有限会社に関しては、本法はこれを2種類に分けている。一人有限会社⁵と複数人の有限会社である。本法の規定では、後者の人数を50人に制限し、それに基づいて、会社の組織上及び経営上の構造に加え、出資方法や出資者の権利及び義務が定められている。

(3) 会社法(1990年公布、1994年改正)と比較して、企業法のもう一つの興味深い特徴は、特別な状況下において、少数派を保護する規定があることである。

基本的に、以上諸点が、ヴィエトナムの企業法における主な変化である。しかしながら、投資家と企業にとって実質上好ましい環境のためになされるべきことが、数多く残っている。特に、国営企業改革、金融システムの効率化、種々の所有権証書、とりわけ不動産の使用権及び所有権証書の発行の書式や手続の再調整、無体財産を十分取り込むための会計上及び財政上の規定改正、投資の優遇政策や広告界における二重価格政策のような、異なる事業の平等処遇に反する規定についての検討及びその廃止等である。

以 上

4 企業法施行についてのワーキンググループの評価による。

5 これは企業法の特徴の一つであり、投資家救済のため、事業目的で使われる資産は個人所有から切り離されるべきであるというヴィエトナムの現実的要求にこたえるものである。またこの規定は、国営企業同様、党及びその他の政治的社会的組織の所有する事業の、資本を有する会社組織への変更を促進している。

～ 国際研修 ～

第5回国際民商事法研修に参加して

関西電力株式会社

総務室法務総括グループ 辰 田 淳

1 はじめに

平成13年1月22日から同2月23日まで第5回国際民商事法研修に参加して、既に1年以上が経ちました。当時の強烈な印象や感動なども、日々の生活に追われてすっかり過去の出来事となりつつありますが、今回、このような機会をいただきましたので、とりわけ「日本人研修生」としての立場を中心に、当時のことを振り返ってみたいと思います。

2 日本人研修生としての立場—海外研修生との接し方について

会社から本研修への参加の指示を受けたのは、研修の始まる1ヶ月余り前の12月半ばのことです。以後、週末や年末年始の休みを使って事前レポートの準備を行いましたが、研修の日が近づき参加される方々の顔ぶれや具体的な日程が明らかになるにつれ、このような研修を無事に勤め上げることができるだろうかと、次第に不安に襲われていきました。

その重苦しさを払拭できたのは、研修開始前夜の初めての顔合わせの時です。大阪・茨木の JICA に入寮し、指定された部屋に幾分緊張気味に入った私を、法務省法総研の方々が、お待ちかねといった様子でにこやかに迎え入れてくださいました。部屋の小机の上には紙皿、紙コップ、アルコール類に乾き物といった品々が並び、皆さんは、普段着のまま、各部屋からもちよった椅子に身を寄せ合うようにして座っておられました。そのような温かな雰囲気の中で私自身も初めからリラックスでき、野村証券の天津英嗣さん、検事の高須司江さん、裁判官の武宮英子さん、法務省訟務課の高橋史典さんといった他の日本人研修生の方々とともに、笑顔での自己紹介となったと記憶しています。

その最初の顔合わせの場で、法総研の齊藤雄彦副部長から、我々日本人研修生に対して「皆さんには、勉強をしていただくのはもちろんですが、海外からの研修生は、慣れない日本での生活で大変だから、その辺りにも配慮して欲しいのです」といったお話がありました。そして、前年度同研修に参加された体験談を交えながら「週末も日本の生活を体験できるように付き合って、交流を深めていただけるとありがたいのです。そういうことも重要なのです」とにこやかに話されたのです。「なんだ、そんなことか」と思われる人もおられるかも知れませんが、私には、米国留学時、言葉や風習の違いに大変苦勞した経験がありました。自分で繰り返し主張しなければ事が進まない、日本とは異質なアメリカ社会の中で、言語の不自由さも相俟って不安と情けなさを繰り返す日々でしたが、そんな中で親身になって面倒を見てくれる人が現れたときには、そのありがたさを実に大きく感じ、その姿が大きく頼もしく思われたものです。そしてまた、そのような人々に対し、精神的

に大変立派な人物だと敬服したものです。そんな訳ですから、お話の意味するところは十二分に理解できましたし、そして、そのような役割であれば私にでもできそうだし、この機会に喜んでお手伝いしようと腹を決めました。それ以降は随分気が楽になって、研修にも前向きに参加できるようになりました。

以下、海外研修生への接し方について、心構え、英語、法律の観点から体験を述べたいと思います。

(1) 心構え

まず、心構えとしましては、海外研修生に対して、機会があれば後込みせずに積極的に接触しようと試みました。幸いと言いますか、見知らぬ相手にも気軽に“HI!”と言いつける米国流の風習に接したこともあって、「多少馴れ馴れしく思われようが、そのような役割もあるのだから」と腹をくくってしまえば、それほど抵抗はありませんでした。場面としては、カリキュラム上ディスカッションやパーティの機会が設けられていますが、力を抜いて自由に話ができるのは、やはりカリキュラム以外の場面でした。授業の合間の休憩時間（休憩中はスタッフルームでコーヒー等を自由に飲めるように配慮されていたため、研修生が自然に集まり、気軽に雑談ができました）や、JICA 食堂での食事、時間外や週末のリクリエーションの時間などが有効でした。なお、この積極性という点については、野村証券の天津さんのご活躍を記さないわけにはいかないでしょう。食堂で知った顔を見つけてはテーブルを共にされ、英語をあまり話せない相手に対しても、その積極性は少しも衰えませんでした。研修後半には、ベトナムのチャンさんから毎朝太極拳を習ったり、JICA に滞在していた本研修以外のアフリカ人研修生などとも親しくなっておられたようです。この天津さんの積極性には、私を始め他の日本人研修生も随分引っ張っていただいたように思います。

(2) 英語

さて、そうした海外研修生とのコミュニケーションにおいては、言語が大きな問題となりそうですが、しかし、実際には、それほど大きな障壁とはならなかったのではないのでしょうか。というのも、海外研修生の中にネイティブ並の流暢な英語を話す人は殆どおらず、互いに平易な単語を使って話し、それをゆっくりと理解していくことで、少しずつですが着実に意思疎通が図れ、それでお互いに満足することができたのです。

一番大切なことは、相手の発言をじっくりと聞いて理解してあげることでしょう。フンフンと聞いている振りをするだけでは、そのうち彼等も嫌気がさして話さなくなってしまう。リスニングに関しては、発音に特徴があり日本人には聞き取りにくいことも多かったですし、英語・法学教育の違いから各人の好んで使う語彙も異なるので、初めはなかなか難しかったのですが、会話を重ねるうちにそのような癖も次第に耳に馴染んできました。例えば、海外研修生には、「public sector」「private sector」という言葉がよく使われていました。初めはこの「sector」という言葉がなかなかピンとこなかったのですが、後になってから、国有・統制経済から私有・自由経済へと移行する国々にとってはこのような用語が重要な意義を持つのだらうと思いあたりました。また、ミャンマ

一だけは英米法の伝統を引き継いでいますが、ミャンマー人研修生の英米法特有の語彙が、その独特の発音と相俟って、我々日本人には大変理解しにくいものとなっておりました。授業でも発言の意味が理解されず「何わからないことをいつているのか」といった状況になることもありました。日本人研修生で英米法系のロースクールで学んでいたのは私だけだったこともあり、そのような状況が見て取れた場合には、発言した研修生の心情を思い、可能な限りその趣旨を仲介するように心がけました。

スピーキングの方も、英語中心の生活を続けるにつれ、少しずつ慣れていきました。

(3) 法律

最後に、コミュニケーション・ディスカッションに必要な法律知識についてですが、教科書的な知識はそれほど要求されませんでした。言語レベルの問題もありましたが、それ以上に、そもそもの制度上の違いが大きかったように思います。例えば、会社法に関して言えば、商法の条文知識などではなく、「会社は国有か、公有か、私有か、一人会社か?」「法人格があるのかないのか?」といったもっと大きな問題や、「会社設立のためには、どこにどのような書類を提出する必要があるのか?」「設立許可を取得するには何日かかるのか?」「事業認可と設立許可が必要な場合、具体的にどのような手続が必要か?」といった、大学ではあまり習わないような、極めて実務的な話が議論にのぼりました。

3 研修科目内容について

第1週はオリエンテーションに始まって日本の法制度や法律の内容について授業が行われ、第2週半ばからグループ毎にゼミ形式で各研修員が事前レポートを発表し、第3週から第4週にかけては東京に移動して各所にて見学・授業を行い、第4週後半から再び大阪に戻り、見学・授業と平行しながら、グループ毎にディスカッションを重ね、ファイナルレポートの準備を行いました。

(1) 授業について

講師の先生方が丁寧にレジュメを作られ、熱心に授業をされておられ、私自身も大変勉強になりました。ただ、講義形式の授業の中には、余りに速すぎて、前提知識の違いや言語の問題から海外研修生には流石に理解できないのではないかとというものもありました。先生ご自身で英語を話され、研修生との対話によって理解を確認しながら話を進められたものが、わかりやすく面白く感じられました。

(2) 事前レポートの報告について

私はBグループに属し会社法というテーマを与えられましたが、これはAグループに与えられた担保権というテーマより具体性がある、イメージが掴みやすかったと思います。また、この頃までには各研修員と一通りは話しており、それぞれの英語の話し方やバックグラウンドなども大まかに押さえ親しみなども湧いておりました。内容的な面白さだけでなく、各人の発表の仕方等にも個性を感じてなかなか面白く思えましたし、また些細な疑問についても友人感覚で遠慮なく質問できました。なお、この時点では、記

録係としてできるだけノートを取るよう心がけてはありましたが、後のファイナルレポートの準備のことなど余り気にせず、どちらかと言えば、ただ面白く話を聞いているだけだったように思います。

(3) 東京への移動・研修について

東京では、法務省を始め、国会、最高裁等、国家の重要な機関を見学する機会を得ましたが、海外研修員にとっては、大阪での JICA 施設内だけの生活とは異なり、ホテルから霞ヶ関の法務省までの通勤等、日本社会をより身近に体験できたと喜ぶ面もあったようです。ラオスのシバットさんは「日本人の振りをして街中を歩いているとワクワクする」などと言っていました。

4 課外リクリエーションについて

さて、カリキュラム外のリクリエーションの話を書かなければなりません。この点、顔合わせのときのお話もありましたので、高須さん以下日本人研修生全員が一丸となって、意欲的にイベントを企画・実施しました。

まず、週末については、ほぼ全日某かのイベントを入れました。関西では奈良、京都、大阪、神戸、東京では、東京タワー、上野、浅草から新宿、お台場、鎌倉まで、観光バスなども余り使わずに手作りの遠足を多く行いました。割安で写真メニューのある店を探したりとツアコン役には苦労もありましたが、今でも、冬の寒空の中、コートも着ずににこやかについて来られたミャンマーのウィンさんや、要領よく宿題を済ませて参加率抜群だった中国のカイさん、その他多くの方々の顔がうかび、私自身としても大変思い出深いものとなりました。おそらく種種の不自由や不平不満はあっただろうに、感想を求められると常に感謝の言葉を探そうとする研修員の方々の心遣いには胸を打たれました。これも欧米にはないアジア特有の美德といえるのではないのでしょうか。

また、JICA 施設内にカラオケルームがあったことから、研修期間中誰かの誕生日には、パーティと称してカラオケ大会をやりました。高須さんを先頭に皆で茨木駅前のマイカルに買い出しに出かけたことなど、今となっては懐かしく感じられます。海外研修員の方々もほぼ全員参加され、各国毎に歌を歌ったり冗談を言い合ったりして、楽しい一時を過ごしました。酒が入れば人が変わるのはどの国でも同じなのでしょう。いつも慎ましく礼儀正しい紳士たるミャンマーのウィンさんが豹変して陽気になり、また英語が不得手で寡黙な中国のザンさんが、マイクを握るや別人のように活躍されました。酒が入れば自然に心が開かれ、言語の壁もなくなるのでしょう。モンゴルのバスッヒさんも余り英語が上手ではなかったのですが、最後に「話せないのが悔しかったが、研修は素晴らしかった。今度は必ずもっと英語を勉強してくる」と話していたそうです。

エピソードをもう一つ。東京の銀座をカンボジアのリットさんと歩いていたときのこと、彼が「ミスタータツタ、おまえにとって一番大切なことは何か？」と聞いてきたのです。どういう文脈の話かわからない私は、「そうだな、まず嫁を見つけることかな」などと返したのですが、リットさんは「私にとってはね、自分を信じるということだよ」と言ったの

です。それから、彼は、一転して気恥ずかしそうに「いやいや、そんな深刻な話ではない。ちょっと話ただけだ」と手を振って笑いました。それからどういうわけだったか、私たちは別れ、彼の姿は雑踏の中にかき消されました。

リットさんは、初めは体調が悪いからと我々のイベントにも参加していなかったのですが、いつか友人に会いに行くというので駅まで送ってあげてから、いろいろな話をしてくれるようになっていました。カンボジアの厳しい時代の話など、それまで私は、せいぜいニュースか映画でしか知らなかったのです。

5 ファイナルレポートについて

さて、東京から帰ってからは、ファイナルレポートの作成が専らの課題でした。与えられたテーマに関してグループ毎に討論を行い、その結果を一つのレポートにまとめるという自由度の高い課題ではありましたが、知識レベルも語学レベルも違う研修員同士が討論を行って議論をまとめることの困難さを、痛切に思い知らされました。第一に、言語の問題があります。細かい点を質問しようにも質問内容がうまく伝わりません。また、質問が伝わったとしても、その研修員がその回答を知っているとは限りません。更には、その研修員が明確に「知らない」といつてくれればまだしも、そうではなくて、何か別の答えを考えて一生懸命答えようとしします。そして、それをこちらが熱心に聞こうとすれば、次第に訳がわからなくなっていくします。時間は限られており、各研修員は口々に各々の理解レベルでの話をします。そして、たとい研修員同士の議論の食い違いを理解できたとしても、もはや疲れ切ってしまって、それを英語で説明する気力も萎えてしまっているのです。また、第二には、各国の会社制度の状況を把握できたとしても、それらは一見すると全くバラバラで、どこに焦点を当てどのように整理すればよいか全く見当が付きません。にもかかわらず、レポートにまとめるには、全ての議論を同じ土俵に引き直し、一つ一つを確実に整理していくことが必要となります。

この点、Bグループに関しては、ご担当いただいた名古屋大学大学院の安田信之教授のご指導なくして取り組みは成り立たなかったでしょう。参考となる OECD の論文を提供していただき、各国の会社法・ドラフトの英文訳を取り寄せていただいた上に、議論が紛糾したときには見事に舵を取っていただきました。議論の食い違いを解きほぐし、また同じ土俵に乗らない国があるときには「それなら、その部分は注記すればよいでしょう」等、適宜アドバイスもいただきました。なお、安田先生は、できあがったレポートについて「国際商事法務」への掲載を私たちに熱心に勧めてくださり、また実際に出版元へもお話を持ちかけてくださったのです。にもかかわらず、結局私たちは、日々の仕事にかまけて日本語訳すらできませんでした。もはや言い訳の言葉ありません。この場を借りてお詫び申し上げます。

さて、最後の数日は睡眠時間を削りながらレポートの形を整えていきました。作業自体は日本人研修生が中心になって行いましたが、海外研修生も準備に相当の時間を費やしたのです。例えば、ラオスのソンファンさんは、東京での3連休の間、私たちがいくら勧めても観光に参加せず、ずっとホテルの部屋の中で OECD の論文解説に時間を費やしていま

した。勿論我々がそれを強制した訳ではありません。「初めは釣りに行くつもりだったが、これが非常に面白かったから。釣りができなかったのは残念だったが、とても有意義だった」と。

6 その他

研修日程を終えた夜、誰が言い出した訳でもなく、宿舎の一室で最後の宴会となりました。円座になってひとしきり話をしたりふざけあったりした後、一人一人歌を歌おうということになって、私は「別れることは辛いけど～」という、「星影のワルツ」を歌いました。最近になって、思いもかけず大津さんからその時の写真を送っていただきましたが、皆、楽しそうにいい顔をしています。

我々が JICA を立つ朝、残っていた研修生の方々が見送りのためにわざわざロビーで待っていてくれました。曇り空の中、彼等に見送られてバスが宿舎を離れ、長いようで短かったこの研修が終わりました。

7 最後に

とりとめのない文章になってしまいました。全てを書きつくすことはできませんが、私にとって本研修は大変思い出深いものです。一緒に参加された日本人研修生の皆さんとも終始いい雰囲気でご過ごせました。高須さんはリーダーとして包容力をもって仕切っておられましたし（海外研修生からも「Our Chair Woman」と呼ばれていました）、武宮さんは、大人しそうでいてしっかりとされており、しかもほのぼのとした温かさをお持ちでしたし、高橋さんも体調を崩されながらも、後半になって随分場を盛り上げておられました。大津さんからは、この夏から米国の名門ロースクールへ留学されるという話を聞きました。そしてまた、研修監理員の竹内真由美さん、畑知也子さんの優れた通訳技能には本当に舌を巻きました。そして、最後になりましたが、(財)国際民商事法センターの方々、黒川裕正教官、戸根省吾さん、中濱妙子さんといった法務省の方々、その他の関係者の方々に、並々なぬお世話をいただきました。

ありがとうございました。

以 上



～ 国際協力の現場から ～

真心で接するということ

国際協力専門官 中 川 浩 徳

私の職名は、国際協力専門官です。

一見すると、すでに国際協力のプロフェッショナルであるかのような印象を与えますが、その実はまだまだ修行中の身であり、プロフェッショナルを目指していると受け取ってもらえると気楽になります。

仕事の内容は、海外から日本に来る方や研修員のために、来日前にそのプログラムや滞在中の行動のアレンジ、渡航のための諸手続、必要があれば空港での出迎え、滞在中における接遇などです。言葉にすると非常に簡単なのですが、気が遠くなるような面倒な仕事であり、慣れていない私のようなものにとっては、ますますその感を強くします。

しかし、実際に海外の方に触れてみると、こんなやりがいのある仕事はないと感じるようになります。そして、「世話をしてあげる」などという気持ちにはならず、自分自身も一緒に学び、相手の方に教えていただくという気持ちを大切にすると最近、強く感じております。

そのように感じるようになった出来事について、ほんの一例を挙げて説明したいと思います。

2002年4月、ウズベキスタン司法省の事務次官ほか2名の高官が、約3週間にわたり、日本に滞在することになり、国際協力部が担当することになりました。日本とウズベキスタンの司法制度について比較研究をするためです。どれくらい高官かというと、サマトフ・プラト氏が司法省事務次官、ジャシーモフ・イスラム氏が共和国検察庁民事部長（日本人にはピンとこない肩書き）、そしてエリチバエフ・シャフカット氏が最高経済裁判所国際部長であり、日本に引き直すと、法務事務次官クラスになり、自分が話すことはないし、会うことすらないというような方になります。

ウズベキスタンといえば、名前は知っていても、さっぱりイメージはわからず、せいぜいアフガニスタンのタリバンに絡む紛争で最近よく名前が出てきていたからこそ、どこにある国か分かるようになったという程度でした。実は、2001年9月11日の同時多発テロが発生する少し前、当部の丸山毅教官が現地で調査していました。そのころは、いつアメリカの攻撃が始まるかと心配したものです。後で丸山教官に聞くと、ウズベキスタンは早くからタリバンのテロ攻撃の危険性を訴えていて、備えは万全だったということです。

丸山教官が、その実体験からウズベキスタンは人も風土も素晴らしいと聞いても、テロへの備え万全であった国ということが、逆に「いかめしい」イメージを受けることになり、しかもイスラム教ということから食事制限などがあって大変だなという気持ちが先行しました。「大丈夫だろうか。怒らせてしまったらどうしよう。」などと弱気になってしまったのです。

そして、いよいよ初対面です。その印象は、3名とも日本人に比べて身体が大きく、しかも、ロシア語を話しています。頭の中ではロシア語の通訳が付くと分かっているにもかかわらず、その場面に直面すると、「おおっ、テレビでエリツィン元大統領が話していたロシア語だ」と、妙なことが頭を駆けめぐり、何か威圧されて、かなりびびってしまいました。

しかしながら、毎日、司法制度に関する意見交換の時に触れ合っていくうちに、非常に人なつこい人達だと分かり、せっかく日本に来たのに観光しないで帰ることはかわいそうだと思う、休日には、京都に連れていくことにしました。

訪れた場所は、仁和寺の桜や龍安寺の石庭です。すると、検事のジャシーモフさんが言うには、昔から龍安寺の石庭のことを本で知っていて、実物を見るのが30年来の夢だったと言うのです。非常に感動したらしく、しばらく動かずにたたずんだまま感慨に浸っており、私のほうがその姿に驚いた次第でした。

その後は、冗談も言い合えるようになりました。もちろん、通訳を通じてです。それでも、日程の半ばになると、ときにはウズベキスタンの方々のロシア語と私のたどたどしい日本語だけで、なぜか、気心が通じる場面もあり、不思議な気持ちになったものです。

また、この頃から、サマトフ次官は「中川ええやつやな。おまえ、ええ男や。」（通訳が訳したものを関西弁にしたもの）と、ことあるごとに言うので、通訳に「本当に言ってらっしゃいますか。」と、日本人なのに変な敬語で何度も確認した次第でした。考えてみれば、嘘だと言うはずもないのですが。そればかりか、私の上司の前で、いつもいつも「こいつはようやっている。」「ウズベキスタンに連れて帰りたい。」などと言ってくれるので、うれしいやら恥ずかしいやら、何とも言えない気持ちになりました。

そして、いよいよお別れの時です。帰国の飛行機の出発時刻があまりにも早かったために、朝食の時間がろくにない状態でした。そこで、あんパンとお茶を用意して渡してみました。これは、日本人にとっては、それも我々のような若者にとっては普通のことですが、日本でいえば雲の上のような人にあんパンを差し出すのですから、考えようによっては失礼になるかもしれません。ところが、3名とも「スパシーバ、スパシーバ」と、えらく感動されて泣いて喜んでいただき、私自身胸が熱くなりました。

相手のために自分で考えたことをすれば、失礼になることなどないのでしょう。言葉は違えど、真心で接すれば、人間同士ですから、通じ合えるのだと思えるようになったのです。おそらく、今後、国際協力や外国人との接触に慣れていない人が、悩んでいた、「そんなことをしたら失礼だ。」というような場面があれば、少なくとも「そうではないんですよ。」と教えることができると思います。その意味では、私も「国際協力専門官」になったのかもしれません。

それにしても、このような仕事をするようになったため、「ありがとう」という言葉や笑顔が人をうれしくさせることを実感し、素直に「ありがとう」が言える今日この頃です。

- ICD NEWS—Law For Development—4号では、巻頭に当部の山下教官による「実践あるみの」を掲載しました。近年の行政評価の要請や国際協力のトレンドから、法整備支援活動も「評価」の俎上に載せることが求められています。しかし、文中で山下教官も述べているように、我が国の法整備支援活動は始まったばかりです。人間に例えれば、よちよち歩きの幼児といったところでしょうか。人間と同じく、「育てる」ことに重点を置いた評価があってもよいのかもしれませんが。
- 「ベトナムにおける法的紛争の解決」を寄稿いただいた竹内努氏は、1年8か月にわたる JICA 専門家としてのハノイでの勤務を終えられ、先ごろ帰国されました。在任中の御活躍に心から敬意を表します。また、在任中、ICD NEWS の3号、4号に合計三つの論文を寄せていただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。
- ラオスの法学教育について報告いただいた名古屋大学大学院博士課程の瀬戸裕之氏は、ラオス留学の経験があり、ラオス語が堪能とうかがっています。これまで法整備支援において言語が大きな障壁になることは多くの方々に指摘されてきました。しかし、最近若い世代の法律研究者の中には、果敢にアジア諸国に留学し、言語を習得し、現地の言葉によってでしか得られない貴重な資料、情報、人間関係を持ち帰る方がいらっしゃいます。今後の我が国の法整備支援活動を飛躍される力になるに違いないと、大きな期待を寄せております。
- 「ウズベキスタン共和国憲法（仮訳）」は、名古屋大学大学院法学研究科の杉浦一孝教授が翻訳されたものです。杉浦教授には、丸山教官が2001年9月にウズベキスタン司法制度調査を実施した際にも多大なる協力をいただき、今回も同国憲法の本誌への掲載を快諾いただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、「ウズベキスタン共和国司法高官による発表会記録」は、発表会の模様をほぼ全部掲載したものです。丸山教官による研究報告、中川専門官がウズベキスタンセミナーの舞台裏を綴った「国際協力の現場から」と併せてお読みいただければ幸いです。
- 関西電力の辰田淳氏には、第5回国際民事法研修に参加した感想を寄せていただきました。日本人研修員の皆様にはカリキュラムの内外を問わず積極的に異文化コミュニケーションを媒介していただき、研修スタッフ一同心から感謝しております。
- 本年1月の発刊以来隔月で発行している ICD NEWS ですが、読者の方からの感想や、入手を希望される方の声が当部に届くようになりました。徐々にではありますが、ICD NEWS の存在が浸透しつつあるという手ごたえを感じています。これからも生の情報を新鮮なうちにお届けできるよう職員一同努力いたしますので、ご期待ください。

（主任国際協力専門官 小宮由美）